早稲田大学審査学位論文(博士)

フランスにおける「連帯(solidarité)」概念の憲法学的考察

「社会保護への権利(droit à la protection sociale)」論序説―

早稲田大学大学院法学研究科 塚林 美弥子

序章	1
第1節 問題提起	1
(1)本稿の目的	1
(2)なぜ、連帯か	3
第2節 研究方法	4
(1)用語の整理	4
(2)研究の手順	7
第1章 第三共和制期における連帯概念の生成と展開	
「連帯(solidarité)」概念の法理論上の位置付け	9
第1節 フランス「連帯主義」登場の背景——革命期における公的扶	助論 9
(1)革命期における公的扶助の構想	10
(2) 救貧に関する立法の性格	12
第2節 レオン・ブルジョワの「連帯主義」	15
(1)「大衆的貧困」の登場	15
(2)「自然的連帯」と「社会的連帯」	17
(3)「社会的負債」	19
(4)「準契約」	21
(5)「正義」の実現と「社会的リスク」	22
(6)レオン・ブルジョワの国家観	24
第3節 「連帯」の法制化——労災補償法と社会扶助立法を中心に	27
(1)1898 年労災補償法の成立	27
(2) 社会扶助立法の成立	30
第 4 節 小括	33
第2章 1946年第四共和制憲法の制定と連帯概念——連帯の「憲法	化 について36
第1節 第一次制憲議会——4月憲法草案	- -
(1)4月憲法草案における社会的・経済的権利の規定	37
(2)「社会保護への権利」について	40
(3)4月憲法草案の否決	41
(4)4月憲法草案の意義――連帯の観点からの考察	44
第2節 第二次制憲議会——1946年第四共和制憲法の誕生	45
(1)第二次制憲議会の招集	45
(2)4月憲法草案との対比――社会的権利の位置付けとその評価	46
(3)「社会保護への権利」の位置付け	48

第9、第一数後フェンスの社会保護制度システノの構築	
第 3 節 戦後フランスの社会保護制度システムの構築 ラロック・プランにおける「国民的連帯」	50
(1) フロック・プランの指導原理——いわゆる「ラロック三原則」	
(3) ラロック・プランの展開	
第4節 連帯の「憲法化」――憲法院判例を素材として	
(1) 憲法委員会の設置	
(2)第五共和制における憲法院と 1946 年憲法前文の法規範性	58
(3)憲法院判例からみる連帯概念の「憲法化」	60
(4) 連帯の憲法上の位置付け	68
第 5 節 小括	73
第3章 RMI 制度の創設——「新たな連帯」について	75
第 1 節 RMI 制度創設の背景	
(1)「新しい貧困」と「社会的排除」	
(2) 社会的紐帯の弱体化	
第2節 RMI制度の考察①——最低所得保障について	
(1) RMI 制度以前の貧困対策——稼働年齢層の失業低所得者対策	83
(2) フランスにおける伝統的な扶助の原理	84
(3)伝統的扶助原理の克服の試みと RMI 制度の創設	
――ウレザンスキ・レポートの試み	86
(4)憲法上の《droits-créances》の表現としての RMI 法	89
第3節 RMI制度の考察②——「参入」政策について	93
(1) 概要	93
(2)「参入」政策の争点	
(3)「社会的または職業的参入」の意味	
第4節 RMI制度における「連帯」について	
(1) レオン・ブルジョワの「連帯主義」の「限界」	
(2)RMI 制度における「新たな連帯」	
第 5 節 小括	104
第 4 章 RSA 制度における連帯概念の位置付け	105
第1節 RSA 制度創設の背景	105
(1)なぜ RMI 制度は廃止されたのか	105
(2) RMI 制度の諸改革——就労インセンティブの強化	107

第 2 節 RMI 制度から RSA 制度へ	109
(1) RSA 制度について――導入の経緯と目的	109
(2)「積極的連帯」という言説	112
第3節 RSA 制度の批判的検討——「連帯」を手がかりとして	. 114
(1) RSA 制度の "S (solidarité)" について	114
(2) RSA 制度の実情について	115
(3) RSA 制度の失敗?	118
第 4 節 小括	120
第5章 外国人と連帯概念	199
第 1 節 社会保護における外国人の法的地位	
(1) 1993 年法と本法をめぐる憲法院判決	
(2) 1993 年法の問題点	
第 2 節 滞在許可証の性格と交付および更新の条件	
(1) 滞在許可証――1993 年法以前と以後	
(2)1993 年法以前	129
(3)1993 年法以後	130
(4)「選別的移民」政策	131
第 3 節 連帯概念からの再検討	136
(1) 第三共和制期の連帯主義と外国人	136
(2) 外国人の社会保護への権利	
第 4 節 小括	
終章	1/13
第1節 本稿の結論	
第2節 残された課題	146

序章

第1節 問題提起

(1) 本稿の目的

本稿の目的は、フランスにおける連帯(solidarité)概念を、憲法上の「社会保護への権利(droit à la protection sociale)」との関連において検討することである。連帯は、フランスにおける社会保護を形成・実施する際、その原理的指針として作用する概念である。フランス社会保障法典はその冒頭で、「社会保障は国民的連帯の原理に基づく」こと(1項)、そしてその保障が「労働者、または適法かつ安定的にフランスに居住するすべての者」(3項)に及ぶことを定めている(L. 111-1条)。さらに、疾病保険に関しては、それが普遍的かつ義務的であるとともに、連帯的(solidaire)な性格を有することを規定する(L. 111-2-1条)。他方、フランス 1946 年第四共和制憲法(以下、1946 年憲法と略記する。)前文第 11 項は「すべての者(tous)、とくに児童、母及び老齢労働者に、健康の保護、物質的保障、休息及び休暇を保障する。年齢、身体的又は精神的状態、経済的状態のゆえに、労働不能の状態にあるすべての者(tout être humain)は、共同体から適切な生活手段を取得する権利を有する。」と規定している。本条文は国家(Nation)に対し社会的権利の保障を命じ、その実施のための介入を正当化するものと解釈されている1。フランスにおいては、このように、連帯概念が実定法上も社会保護の基礎として位置付けられていること、そしてその実施のために公権力の介入が予定されていることがわかる。

《solidarité》という語はラテン語の《solidum》に由来する。《solidum》はローマ法において、ある債務の債務者同士を結びつける紐帯を意味し、この紐帯の下に置かれる者はそれぞれすべての債権者に対して責任を負うということを意味した。そして《in solidum》は民法上の債権債務関係の性質を表す表現として用いられ、この概念はフランスにおいては《solidarité》として1804年民法典に登場する²。

連帯が私法上の債権債務関係にとどまらず、政治思想の領域に導入されたのは、1840年代以降であった³。他方、連帯が法および政治の領域で飛躍を遂げたのは、19世紀後半である⁴。その背景には、深刻化する労働環境の悪化や公衆衛生の問題、そして蔓延する貧困があった。当時の貧困は革命期の貧困観とは異なり、個人的責任に還元されるものとはみなさ

¹ Xavier Prétot, « Alinéa 11 », in Gérard Conac, Xavier Prétot et Gérard Teboul (dir.), *Le Préambule de la Constitution de 1946 : Histoire, analyse et commentaires*, Dalloz, 2001, pp. 272-273.

² Jean Duvignaud, *La solidarité : Liens de sang et liens de raison*, Fayard, 1986, pp. 11-12.

³ サン・シモン (Henri de Saint-Simon)、フーリエ (Charles Fourier) が連帯という着想の父とされている。Marie-Claude Blais, *La solidarité: Histoire d'une idée*, Gallimard, 2007, p. 50.

⁴ Michel Borgetto, « Solidarité », in Denis Alland et Stéphane Rials (dir.), *Dictionnaire de la culture juridique*, Quadrige / Lamy-PUF, 2003, p. 1427.

れず、社会構造によって引き起こされた「システム」の問題として認識された。これは 18 世紀の革命以来の根本的な問題、つまり、土地や身分から不可逆的に解放され、「自由」となった個人同士の紐帯をどのように編み出せばよいのか、そしていかにして新たな秩序を形成するかということに関わる内容を含むものであった。社会秩序を脅かす「社会問題」に対し、あるべき社会保護の設計図一教貧や教育、労働環境の改善の実施主体と方法など一と、その正当化の根拠を提示し、立法を通じて一定の解決に導いたのが、当時の連帯論だったのである。連帯は実践的な解決策を示して実行に移すのみならず、新たな秩序が依拠するべき基盤を提供し、宗教(カトリック)にとって代わるべく、諸個人の紐帯を再構成したのであった。

そして、第二次世界大戦の後も、フランスの「福祉国家」形成において、これを基礎付ける概念として連帯は常に参照され、本概念を根拠として各種社会保護制度が実施・改廃されてきた。

ただし、社会保護において作用する連帯は、確固たる内容がアプリオリに定まっているわけではない。連帯は、社会的紐帯 (lien social) の再定義という重要な作用を持つのであるが、各時代に応じた適切な社会的結合の在り方、すなわち社会保護において実現するべき各人の権利義務関係、公権力介入の範囲が常に問い直されてきた。とりわけ、「社会保護への権利」が憲法上の権利として明記された 1946 年以降、連帯は単なる社会政策のスローガンまたは立法における正当化根拠や思想的根拠ではなく、憲法との関係で考察されるべき事項になったものと考えられる。第三共和制期以後、連帯概念は社会的な関係を規律するものとして機能するものでもあったが、1946 年の憲法制定を契機として、個人同士に限らず、個人と国家との関係を規律する真に公法的な様相を帯びるに至ったと考えられる。

そうであれば、第三共和制期に提唱された連帯概念が、いかにして公法の領域に根差していったのか、さらにそれによって生じる効果はどのような内容で、いかなる評価が可能であるかを検討することは、「社会問題」と対峙し続ける限り、無意味な作業とは言えないだろう。「社会問題」への対応が技術的、皮相的な弥縫策に陥らないためには、すなわちこれを根本的に改善し、あるべき秩序像を構築するためには、制度を支える原理を再点検し、その内容を発展的に継承していかねばならない。後述する通り、日本においても一種の「つながり」、「支え合い」は機能不全に陥り、個人が自らの責任において自己の境遇をコントロールするように仕向けられ、深刻な貧困、労働問題に直面している。ところが、日本におけるフランスの連帯論は、政治思想や社会保障政策の視角から数多くの研究がなされているものの5、これを憲法学固有の主題として扱い、連帯の概念が憲法規範に対して、また憲法規範

ける連帯概念―フランスと日本の比較分析―』(信山社、2015年) など。

⁵ 例えば、齋藤純一編『福祉国家/社会的連帯の理由(講座・福祉国家のゆくえ 5)』(ミネルヴァ書房、2004年)、廣澤孝之『フランス「福祉国家」体制の形成』(法律文化社、2005年)、田中拓道『貧困と共和国―社会的連帯の誕生―』(人文書院、2006年)、重田園江『連帯の哲学 I フランス社会連帯主義』(勁草書房、2010年)、伊奈川秀和『社会保障法にお

において有する意義を評価するという作業は、いまだに行われていないように思われる。本 稿はこれに正面から取り組むためにこそ構想されたものである。

(2) なぜ、連帯か

フランスにおいて 19 世紀後半に隆盛期を迎えた連帯ないし連帯主義 (solidarisme) は、戦間期から 20 世紀後半にかけて、社会主義の伸張の前に、むしろ周縁的な地位におかれていた。ところが、およそ 60 年のブランクを経て、連帯概念は再び議論の対象になっている 6。この現象は、20 世紀末から 21 世紀への転換期において、経済成長を頼りに維持、発展させてきた福祉国家の機能不全、これに伴う「社会的排除」や「新しい貧困」をフランスが目の当たりにし、今一度連帯論を見直し、これを通じて社会的分断を克服し、新たな社会保護のシステムを形成しようという動機が働いたことに基づいていると考えられる。このような事態は、無論、フランスに特殊な現象ではない。日本においても、ほぼ同時代に新自由主義に親和的な「改革」がなされた。例えば労働者派遣法改正に伴う雇用形態の変化、生活保護法の改正による扶養義務の強化などが見られるが、こうしたやり方は不平等と格差を助長し、搾取の連鎖を生んでいる。他方、大量の貧困者の傍ら、一部の人間が競争から得られた利益を独占する。貧困の形態は多様化し(「女性の貧困」、「子どもの貧困」など)、社会的なリスクの予防やリスクからの保護、分断状態の回復は、我が国においても喫緊の課題となっている7。

_

⁶ Marie-Claude Blais, *La solidarité: Histoire d'une idée*, pp. 9-15. 特に 2000 年代から、第三共和制期の連帯論を再検討する研究が増えている。上述のブレ (Marie-Claude Blais) の研究に加え、例えば、Serge Audier, *Léon Bourgeois: Fonder la solidarité*, Édition Michalon, 2007; Serge Paugam, *Repenser la solidarité*, PUF, 2007; Nicolas Duvoux, *Le nouvel âge de la solidarité: Pauvreté, précarité et politiques publiques*, Seuil, 2012; Robert Castel et Nicolas Duvoux, *L'avenir de la solidarité*, PUF, 2013 などの研究書が出版されている。日本においても福祉国家の再検討という文脈で、フランスの連帯概念の見直しがなされている。廣澤『フランス「福祉国家」体制の形成』、廣田明「社会的連帯と自由一フランスにおける福祉国家原理の成立」小野塚知二編『自由と公共性一介入的自由主義とその思想的起点』(日本経済評論社、2009 年)、重田『連帯の哲学』など。

⁷ 近年の「貧困問題」について学際的な研究成果を発表するものとして、参照、駒村康平編『貧困』(福祉 $+\alpha$)(ミネルヴァ書房、2018年)などを参照。

²⁰¹⁹ 年 3 月、自宅に半年以上閉じこもっているいわゆる「引きこもり」状態の $40\sim60$ 歳が、全国で推計 61 万 3 千人いるとの調査結果が内閣府から発表され、社会に衝撃を与えた。このうち、80 代の高齢の親と 50 代の無職の中年(子ども)が同居する世帯が相当数いることが明らかになった(いわゆる「8050 問題」)。これは単にひきこもり層の高齢化という問題にとどまるものではなく、その背景には未婚化や雇用環境の変化によって子どもが親の経済力に依存せざるを得ない、あるいは親の存命期間が長くなり、介護のために離職せざるを得ない中年層の孤立などの深刻な問題がある。「子どもの対応は親・家庭の責任」、「引きこもりは親子関係の問題」とされがちな日本社会において、貧困や孤立は「隠されて」きたといえる(これは「子どもの貧困」にも当てはまる。)。しかし、従来「青少年・若年期の問題」と考えられてきた「引きこもり」について、その高年齢化が問題視される状況においては、これを「社会的分断」ないし「社会的支援の欠如」と捉え、新たな支援の在り方を模

フランス由来の連帯は、紐帯が崩壊した社会において、仮想の合意空間を生み出し、ここで設定されたルールに従って各人が協働し、公平さや正義を模索し、実行する試みである。ブレ (Marie-Claude Blais) によれば、第三共和制期の連帯論においては個人の自由と集団的な責任がその主題とされていたが、今日、後者の感覚 (sentiment) は姿を消し、権利と義務の相互性もまた消滅している8。すなわち、自らの権利のみを主張し、生活困窮に陥った者を自己責任を理由に放置し、連帯が内在的に有する責任や義務といった観念が等閑に付されているのである。公的な扶助を実施する場面では、これを利用する者は一方的に「受給者」とみなされるにとどまるのであり、社会を支える構成員の一人として包摂する契機は見出されない。

一定の合意のもとで協働する社会構成員同士がどうつながるべきか、このつながりを何に従って担保するか、そして設定したルールによってリスクの予防および保障における負担と給付が公平な関係を構築できるかなど、社会保護の根底には、抽象的だが重要な問題が横たわっている。社会保護をめぐる今日的な現象について考察するためには、常に以上のような視点に立ち返ること、すなわち社会保護の根源的な問題にまでさかのぼった上で現状を問い直す地道な作業が必要である。連帯の輪郭は自明でも明確でもないが、だからこそ、各時代に応じた紐帯や社会リスク保障の在り方を模索する契機を含み、社会問題に対抗し得る原理的な可能性ないし力を有するのではないだろうか。

第2節 研究方法

(1) 用語の整理

以上の問題意識に基づく本論の叙述の前に、2つの注意点(①、②)を記したい。

①まず、本稿に必要な範囲でフランスの社会保障の制度的枠組み、および用語の使用法について整理する⁹。

索する必要があると考えられる。参考、川北稔「つながりの貧困から考える『8050 問題』」季刊福祉労働 165 号(2020 年)68 頁など。内閣府の結果は下記を参照。〈https://www8.c ao.go.jp/youth/kenkyu/life/h30/pdf/kekka_gaiyo.pdf〉(2020 年 1 月 13 日最終閲覧。)

⁸ Marie-Claude Blais, « Solidarité : une idée politique? », in IFR, actes de colloques nº 6, Solidarité(s), perspectives juridiques, sous la direction de Mayvonne Hecquard-Théron, Presses de l'université des sciences sociales de Toulouse, 2009, p. 45.

⁹ Jean-Claude Barbier et Bruno Théret, *Le nouveau système français de protection sociale*, Découverte, 2004, p. 8;都留民子『フランスの貧困と社会保護―参入最低限所得 (RMI) 制度への途とその経験―』(法律文化社、2000年) 99頁、松村祥子=出雲祐二=藤森宮子「社会福祉に関する日仏用語の研究(2)」放送大学研究 23号(2005年) 97頁、松村祥子=田中耕太郎=大森正博編『新 世界の社会福祉 2 フランス/ドイツ/オランダ』(旬報社、2019年) 24頁などを参照。

(i) 社会保障 (sécurité sociale)

フランスでは社会保障とは、社会保険(老齢年金、疾病保険、家族給付)を指し、ここに 失業保険や扶助は含まれない。日本の社会保障にあたる諸制度の総称は社会保護 (protection sociale)である。社会保険は「社会保障法典(Code de la sécurité sociale)」 によって定められる。他方、失業保険は「協約制度」に含まれ、これは労使代表の合意によ り定められた協定を政府が承認する制度であり、法定外制度にあたる。

(ii) 社会扶助 (aide sociale) 10

社会扶助制度は、19世紀末から 20世紀初頭にかけてカテゴリー別に創設された旧来の公的扶助(assistance publique)を継承するものであり、1953年の改革でこのような名称へと変更された。同年、社会扶助は「社会福祉・家族法典(Code de l'action sociale et des familles)」に根拠を持つこととなる。いずれも労働能力を有さない困窮者を対象とし、現金給付とサービス給付を行っている。当初は高齢者社会扶助、障碍者社会扶助、医療扶助、児童社会扶助、宿泊所扶助などから構成されていたが、いずれも社会保障制度の給付に組み込まれた結果、社会扶助は要介護者の家事援助サービスなどに限定され、社会保障の残余的性格を帯びるに至った。現在では社会扶助にかわって「社会扶助および社会福祉(aide et action sociales)」という包括的な用語が用いられている11。

「社会扶助および社会福祉」に含まれ、国庫など公費を財源とし、一定の条件の下で生活 困窮者を対象とする最低所得保障は、フランスにおいては社会ミニマム(minima sociaux)と称されている¹²。社会ミニマムは社会保険の間隙を埋める形で徐々に整備され、2019 年 時点で 10 の制度がある。単一の制度ではなくカテゴリー別に並立し、各制度の法的な根拠も単独法ではなく、社会保障法典や労働法典(Code du travail)など異なっている。本稿で 扱う(第3章および第4章)RMI(Revenu minimum d'insertion:参入最低所得保障)や RSA(Revenu de solidarité active:積極的連帯所得保障)という最低所得保障制度も、この社会ミニマムに該当する。保険原理に基づかない(=拠出によらない)最低所得保障は「社

__

¹⁰ フランス法律用語辞典では「社会援助」と訳される。同書における定義は下記の通り。「所得の不十分な者に対して地方公共団体が行う救済のこと。1953 年に社会援助は公的扶助(assistance publique)を引き継いだ。社会援助は種々の形態をとる。すなわち、医療援助、老齢者への援助、障害者への援助、児童への援助など。社会援助は県レベルで組織される。」中村紘一=新倉修=今関源成監訳『フランス法律用語辞典〔第 3 版〕』(三省堂、2012年)26 頁、Serge Guinchard et Thierry Debard(sous la direction de), *Lexique des termes juridiques*, 18e éd., Dalloz, 2010, «Aide sociale », p. 45.

¹¹ Michel Borgetto et Robert Lafore, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, 9° éd, Montchrestien, 2015, p. 95. 本文に挙げたサービスの他、在宅「要介護」者への「高齢者自律援助手当(allocation personalisée d'autonomie)」(県の権限)、ホームレス生活者への宿泊施設援助(国の権限)などがある。

¹² フランスで最初の社会ミニマムは **1953** 年に設立した「老齢最低限所得 (minimum vieillesse)」である。

会ミニマム」と称するのが妥当であるが、本稿においては、これもまた日本の社会保障制度 体系に引き寄せて「社会扶助」と称することとする。

フランスにおける社会扶助は社会保護制度において、その消滅が期待されていた。社会扶助の申請者は複雑な手続きを経た後、家族生活への様々な介入を強いられることになり、そしてそれらの者は貧困者の烙印(スティグマ)を刻印するものであるとして、否定的な感情をもって捉えられていた。フランス人にとって社会扶助は、人々に「隔離と孤立感、権利からの排除」という感情を抱かせ、貧困の解決ではなく、むしろそれを永続させるものであるとされたのである。それゆえ、労働組合も貧困者援助に関わる民間団体も、社会扶助による改革よりも一般的な社会保障で生活保障を統合することを主張し、従って社会扶助制度は一貫して労働能力を有する貧困者を対象とすることはなく、その改革によって現代的貧困問題を乗り越えるという発想には至らなかった。この点も、フランス社会保護の特色の一つと言えよう。

②次に、「社会保護への権利」という言葉について整理する。日本国憲法の文脈でいえば、これは端的に第25条のいわゆる「生存権」に相当する。「社会保護への権利」という用語が明示的に登場するのは、フランスの現代社会保護制度が整備され、憲法典によって本制度へのアクセスが権利として明記された、1946年以降である。本論において言及する通り、「生存権」に限りなく近い概念が公的に用いられ、実践的な意味を有するのは18世紀末の革命期である。例えば、革命期においては「生活の糧への権利(droit à la subsistance)」、「扶助への権利(droit à l'assistance)」、「救済への権利(droit aux secours)」などの用語が用いられた13。なお、第二次世界大戦直後の憲法制定過程においては、「社会保障への権利(droit à la sécurité sociale)」という言葉も使用されている14。

1946年憲法制定以前および制定過程における以上のような概念・用語は、我が国の憲法における「生存権」ともフランス憲法上の「社会保護への権利」とも厳密には異なるものと考えられる。本稿では憲法上の権利としての「社会保護への権利」(=「生存権」)を考察の対象とするため、引用する文献などにおいて異なる表現が用いられている場合を除き、基本的にこの用語を用いることとする。

¹³ これらの用語を用いて革命期の扶助の理論を概観するものとして、Laurence Gay, «France », in Xavier Magnon (sous la direction de), *Annuaire international de justice constitutionnelle : Constitution et droits sociaux : Constitution et sécurité extérieure,* tome 31, 2015, pp. 264-265. また、1946 年憲法前文第 11 項の解説書においても、革命期から 1946 年憲法制定までの議論では「扶助への権利」と表記され、同憲法制定以後は「健康および社会保護への権利(droit à la santé et à la protection sociale)」という言葉が用いられている。Prétot、《Alinéa 11 », p. 261.

¹⁴ これらの用語の有する意味を精密に分析し、各概念の思想的背景を比較考察することも重要な作業である。革命期から第三共和制期までの公的扶助論も含め、稿を改めての検討課題としたい。また、用語の整理①における「社会ミニマム」の概念も、その生成発展を正確に跡付けることも筆者の課題である。

(2) 研究の手順

第1節で述べた通り、本研究は連帯を憲法の視角から検討するものである。したがって、 連帯思想の諸潮流15を網羅するものではない。連帯が法的な角度から鍛え上げられた場面を 取り出し、現行フランス憲法上の社会保護への権利といかなる関係を有するのか、これを明 らかにすることを主たる目的とする。

そのために、まずは連帯が「公認の哲学16」になり、社会立法の根拠として初めて用いら れた、第三共和制期の連帯理論を扱う(第1章)。とりわけ、本稿においてはレオン・ブル ジョワ (Léon Bourgeois) の連帯論に注目したい。なぜブルジョワかと言えば、彼の説いた 連帯主義が「法学的連帯主義(solidarisme juridique)」と評されているためである¹プ。ブル ジョワは、私法における私人間の「準契約」を個人と社会との関係に転用し、社会構成員の 支え合いを単なる道徳上の目標ではなく、厳格な法的な義務へと至らせる論理を提示した。 連帯は、他者との積極的なつながりを持つことを求め、協働を呼びかけている点で「友愛」 や「慈善」などの語に連なるといえるが、ブルジョワが使った意味では、感情や宗教ではな く、当時における最新の科学により基礎付けられたという点でこれらの概念と性質を異に する18。彼の連帯論が法学的と評されるのは、こうした理由によるのであろう。ブルジョワ によって形成された連帯主義の政治路線は、自由主義的個人主義と集産主義的社会主義の 間の第三の途ともいうべきものであり、袋小路に陥っていたフランスの社会問題とあるべ き社会秩序像の模索に、理論的かつ実践的な解決をもたらした。ブルジョワの法学的連帯主 義の内容と、そこから導出された政策的な帰結について考察したい。

社会保護への権利は、冒頭で述べた通り、フランス 1946 年憲法において前文第 11 項に 明記された。 問題となるのは、同憲法の制憲者らにとって連帯概念がどのような位置を占め ていたのか、当該権利と連帯概念との関係はどのように整理が可能であるかという点であ る。というのも、同項においては「連帯」という文言が明文規定されていないのである。し たがって、この段階では、連帯が直接的に憲法上の規範であるとは結論することができない。 この問いに対するアプローチとして、同憲法(およびその基となった憲法草案)の制定過程 における、とりわけ社会保護への権利に関する制憲者らの議論をまずは確認する必要があ る。憲法制定作業と並行して、実際、戦後フランスの社会保護の法整備、すなわち新たに規 定された「生存権」の実現にあたり、その究極的な目標は「国民的連帯」とされている¹⁹。 したがって、連帯は第三共和制期に形成された理論を引き継ぎながら、憲法上の社会保護へ の権利に対し一定のインパクトを有していたものと推測される。当該権利が憲法上の保障

¹⁵ Célestan Bouglé, *Le solidarisme*, Paris, 1907, Chap. I. Les origines.

¹⁶ *Ibid.*, p. 1.

¹⁷ Adiren Leroux, *Le solidarisme juridique*, Arthur Rousseaux, 1912, p. 1.

¹⁸ Marie-Claude Blais, *La solidarité : Histoire d'une idée*, pp. 12-13.

¹⁹ 以後、各種社会保護制度においては「国民的連帯」の文言が政府によって頻繁に用いら れる。Jean-Marie Pontier, « De la solidarité nationale », Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger, 1983, nº 4, p, 900.

を受けるに至ったことの意義を確認しつつ、連帯が憲法に明記されなかったことの理由やその効果を考えてみたい。さらに、第五共和制において設置された憲法院(Conseil constitutionnel)が、各種の社会保護制度に関する合憲性の審査を行う中で、連帯と 1946 年憲法前文第 11 項とをどのように関係付けたかを考察したい(第 2 章)。

先にみたように、2000 年頃から連帯に再び注目が集まったのは、20 世紀後半に生じた貧困・失業問題があった。この時代においては、家族や学校、会社など、「社会化」の機能を有していた場は人々のつながりを担保するものとして機能しなくなり、フランスは社会的紐帯が解体されるのを目の当たりにする。そこで、社会における新たな相互依存の関係を検討する必要があった。こうした背景で、連帯に依拠し、従来とは全くタイプの異なる社会扶助制度、すなわち RMI 制度が 1988 年に導入された。この制度の設立にあたって、フランスは第三共和制期の連帯論を再考し、その意義と限界を認め、憲法上の権利の実現に資する形で連帯を再構成したのである。ここで語られる「新たな連帯」とは一体どのような内容を有するのか、憲法上の社会保護への権利といかなる関係を有するのかを考察する(第3章)。

しかしながら、RMI 制度は創設からちょうど 20 年で廃止され、2008 年、RSA 制度へと変更される。RSA 制度はいわゆる「ワークフェア(workfare) 20 」と呼ばれる性格を有する制度であり、貧困の原因を生活困窮者の怠慢や道徳心のなさに見出し、個人の責任へと解消する点で RMI 制度が基礎としたものとは異なる考え方に立脚している。注目すべきは、RSA 制度もまた、「連帯」を梃子として実現した制度であった点である。RMI 制度も RSA 制度もいずれも連帯概念に依拠して実施されているため、RMI 制度を廃し RSA 制度を導入した根拠、そして両制度の分析を通じて、本制度を支えている「連帯」の輪郭を可能な限り明らかにしたい(第 4 章)。

次に、連帯が「排除」につながらないための条件を考える。繰り返しになるが、連帯の輪郭は不明瞭であり、だからこそ排除の言説へと簡単に転化されてしまう危険をはらんでいる。「排除された」者たちが、実は社会の一構成員として包摂しなければならない存在であるということを見出す契機が連帯にあることを、現代における外国人の社会保護へのアクセスを素材にして考えてみたい(第5章)。最後に、本稿の結論と取り組むべき今後の課題を記し、結びとする(終章)。

働・社会参加を促進しようとする一連の政策」である(18頁)。

²⁰ こうした言葉で称される政策の具体的内容や導入の背景は国ごとに異なるものの、主としてその性格は「福祉から労働へと問題を『投げ返すこと』」に見出せる。つまり、稼働能力を有する生活困窮者に対して「受給すること」よりも「就労」に魅力があるように鼓舞し、手当給付の条件として雇用復帰、職業訓練の参加を義務として課すことで労働市場へと(再)統合するよう圧力をかける。埋橋孝文「ワークフェアの国際的席捲―その論理と問題点」埋橋孝文編『ワークフェア―排除から包摂へ?』(法律文化社、2007年)15頁。なお、埋橋によれば、ワークフェア政策の定義は「何らかの方法をとおして各種社会保障・福祉給付(失業給付や公的扶助、あるいは障がい給付、老齢給付、ひとり親手当など)を受ける人々の労

第1章 第三共和制期における連帯概念の生成と展開 — 「連帯 (solidarité)」概念の法理論上の位置付け

本章は、第三共和制期における連帯概念の法理論上の変遷の考察を主たる内容とする。連帯概念が法的領域で発展した場面は、第三共和制期の「連帯主義」の登場と 1946 年憲法の制定に求めることができる。本章は、連帯主義を法理論へと転化し、これを梃子に社会保護制度に関する立法を推し進めた立役者ともいえる、レオン・ブルジョワ (Léon Bourgeois, 1851-1925) を軸にして、前者を検討したい。また、併せて、フランスにおいて初めて「生存権」が公的な議論の対象となった 18 世紀フランス革命期において、当時の言説や制度の中に連帯概念を見出せるか否か、そして見出せるとすればそれはどのような内容を持つものであったかを跡付ける。

連帯は概念としてはフランス史において「全く消滅することも、忘れ去られることもな」く存在していたが、法理論の領域で明確な輪郭が与えられたのは 19世紀末の第三共和制期であり、この時期は「連帯原理にとって重要な契機 (moment)であった」とされる²¹。本章で詳しく考察するように、第三共和制期に提唱された連帯主義は、貧困者や労働者、最も弱い人びとに関して、政府に対してその救済に単なる道徳的義務を構成したのでなく、むしろ法的に厳格な義務を構成し、立法者のもとでフランス社会保護政策の思想的根拠として機能していく。連帯概念は社会保護政策において公的介入の正当化原理として積極的な役割を果たし、19世紀から 20世紀にかけてフランス社会保護システムは大きく発展を遂げ、第三共和制期の連帯主義は、連帯概念を完全に、一般的に、普及させることに成功した²²。本章は、連帯主義が提唱された第三共和制期(19世紀末から 20世紀初頭)を主たる検証対象の時期とし、連帯概念の法的理論化の軌跡とその具体的な政策的発現をレオン・ブルジョワの説に従って確認する。そして、後に憲法上の権利とされる社会保護への権利を基礎付ける契機をここに見出し得ることを明らかにしたい。

第1節 フランス「連帯主義」登場の背景――革命期における公的扶助論

18世紀フランス革命(以下、「革命」と略記する。)の主題は、身分制や伝統集団という社会的諸権力から、集権国家の手によって自由・平等な法的主体としての個人を引き剥がすことにより、旧体制から断絶した新たな秩序を樹立することにあった。こうした秩序を徹底させるために、新たに誕生した公権力が単一の「人民」、「国民」の意思のみに基づくことが想定され、国家と個人との間に介在する中間団体(corps intermédiaires)をいったん徹底的に解体し(1791年のいわゆるル・シャプリエ法など)、公権力は一切の私的・個別的利益

²¹ Michel Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français : Le passé, le present et l'avenir de la solidalité*, L.G.D.J., 1993, pp. 509-510.

²² Michel Borgetto, « Solidarité », in Denis Alland et Stéphane Rials (dir.), *Dictionnaire de la culture juridique*, Quadrige / Lamy-PUF, 2003, p. 1428.

から切り離された²³。国家と個人の二元構造を生み出したうえで、「救済行政は、今後、公的な行政にその一部として吸収され、いかなるものといえども、個人資産からの収入によって 実施されてはならない²⁴」として、個人の生活・生存を公権力が一元的に保障するという理 念が、革命期に誕生することとなる。

(1) 革命期における公的扶助の構想

貧困者への対応は、革命以前までは主として教会を担い手とする私的・宗教的な、道徳に基づく「慈善(charité)」に委ねられていた。捨て子のための養育院創設や物乞い・浮浪者の刑罰的な取り締まりなど、一定程度の世俗権力の介入はみられたものの、各司教区の施療院(Hôtel·Dieu)を担い手とするキリスト教的慈善事業が貧民救済の中心を占めていたのである。革命を経て、上述の理念に沿うべく、こうした慈善行為としての救貧事業ではなく、中央政府を主体とする公的な扶助の具体化の必要性が唱えられ、革命政府は救貧政策に関する全面的かつ根本的な再検討に着手する。特に、革命以後の扶助政策の形成に大きな影響を与えたのが、1790年1月21日のデクレ25に従い憲法制定議会によって設置された「物乞い根絶委員会(Comité pour l'extinction de la mendicité)」という専門委員会であった。本委員会は委員長に指名されたラ・ロシュフーコー・リアンクール(La Rochefoucald-Liancourt)を中心として、貧困対策全般に関する法制度の検討を基本的な任務とし、当時の救貧制度の実態についての詳細な調査および議会内での報告を数十回にわたって行ったことで知られている26。

報告に先立つ本委員会の設置趣旨において、報告者は、王国が「富める者の財産 (propriété) に比して、貧困者の生存の糧 (subsistance) に配慮することを神聖な義務としてみなしていない」とし、国民議会は、資力に欠く大多数の階層の諸権利を国家的な保護 (protection nationale) 下に置く旨を述べる²⁷。

_

²³ ル・シャプリエ法の起草者、ル・シャプリエ (Le Chapelier) は本法制定時に下記のように述べている。「もはや国家の中に同業組合は存在しない。もはや各個人の個別的利益、および全体的利益以外は存在しない。市民に対し中間的利益をふきこみ、同業組合の精神によって彼ら〔市民〕を国家(chose publique)から引き離すことは、何人にも許されないのである。」。中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」早稲田法学会誌 20 巻(1968 年)35 頁。24 ロベール=カステル(前川真行訳)『社会問題の変容 賃金労働の年代記』(ナカニシヤ出版、2012 年)193 頁。

²⁵ Décret de création du Comité de mendicité.

^{26「}物乞い根絶委員会」の性格については、Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, pp. 151-158, pp. 163-166, 平実「フランス革命後の救貧政策について」経済学雑誌 46 巻 6 号 (1962 年) 31-32 頁、河野健二編『資料フランス革命』(岩波書店、1989 年) 213-214 頁、波多野敏『生存権の困難 フランス革命における近代国家の形成と公的な扶助』(勁草書房、2016 年)145 頁などを参照。波多野によれば、本委員会は「『フランス革命の公的扶助理論』と言うべき体系的な公的扶助の理論を精緻に展開し、その理論的な面で果たした役割は非常に大きい。」同上。

²⁷ Camille Bloch et Alexandre Tuetey, *Procès-verbaux et rapports du comité de mendicité de la constituante : 1790-1791*, Imprimerie nationale, 1911, p. 309.

報告内でなされたラ・ロシュフーコー・リアンクールの主張を約言すると、以下の2点にまとめることができる。第一に、「生存の糧への権利」および労働の保障の必要性である。「すべての人間は生存の糧に対する権利を持つ(Tout homme a droit à sa subsistance) 28」。「社会はそのすべての構成員に対し、生存の糧への権利あるいは労働を保障しなければならない(La société doit à tous ses membres subsistence ou travail) 29」。彼は、貧困者の「扶助への権利(droit à l'assistance)」をめぐる真の論理を練り上げ、公的な権力の相関的(corrélative)な神聖な負債を構成したとされる30。「生存の糧への権利」が保障され、社会にこの実現の義務があると観念される以上、その実施は従来の人道的な感情に由来する「慈善」とは厳格に区別された、計画的かつ恒常的な扶助政策でなければならない。彼は、すべての成員に生活の糧を供給することを「自分自身は貧困状態にないすべての人間」にとっての「厳正で不可欠の義務」であるとし、これを「施しという性格や名前によって汚してはならない義務」、すなわち社会にとっての「神聖な負債」として位置付けている31。そして、慈善や施しではなく、貧困者の救済を憲法上の義務と位置付け、立法によってこれを実現しなければならないとする32。

第二に、貧民が社会に対し救済を求める権利は無条件に承認される性質のものではなく、「一般的有用性(utilité générale)」と結びつけられている³³。「生存の糧への権利」がいかなる支障もなく叫ばれるためには、当該貧困の原因が客観的に見ても正当なものであり、すべての者が納得すべき性質のものでなければならない。すなわち、「生存の糧への権利」には「有用」な存在となること、つまり、労働の条件という「代償(contrepartie)」が伴う。なぜならば、「働くことができるのにこれを拒む者は、社会に対して罪である³⁴」ためである。ラ・ロシュフーコー・リアンクールは言う。「生存する人々が、社会に対し『生存を保

 28 *Ibid.*, p. 310. (強調原文) 本報告の邦訳として、河野編『資料フランス革命』 213-222 頁がある。ただし、本稿はこれに必ずしも従うものではない。なお、この発言は、貧民扶助の基本路線を確定した 1790 年 4 月 30 日の議会提出の報告においてその冒頭で宣言されたものであり、委員会活動を基礎付ける「決定的スローガン」だとされる。平「フランス革命後の救貧政策について」 32 頁。

11

²⁹ Pierre Lavigne, *Le travail dans les constitution françaises 1789-1945*, Recueil Sirey, 1948, p. 102.

³⁰ Laurence Gay, « France », in Xavier Magnon (sous la direction de), Annuaire international de justice constitutionnelle—Constitution et droits sociaux - Constitution et sécurité extérieure, tome 31, 2015, p. 264.

³¹ Bloch et Tuetey, *Procès-verbaux et rapports du comité de mendicité de la constituante*, p. 310. 邦訳、河野編『資料フランス革命』214-215 頁。委員会は、革命期の「慈善」を「運しだいで、偶発的、恣意的な」性格であるとし、扶助はこれとは全く異なるものとする。新たな社会は貧困者をその固有の構成員として保護し、彼らの権利を法律のなかに書き込むべきであるとした。Giovanna Procacci, *Gouverner la misère: la question sociale en France 1789-1848*, Seuil, 1993, p. 69.

³² La Rochefoucald-Liancourt, *Premier rapport du comité de mendicité, exposé des principes généraux qui ont dirigé son travail*, Imprimerie nationale, 1790, p. 5.

³³ La Rochefoucald-Liancourt, *Premier rapport du comité de mendicité*, p. 3.

³⁴ Lavigne, Le travail dans les constitution françaises, p. 102.

障せよ(Faites-moi vivre)』と言う権利を有するのであれば、社会もまた『労働を与えよ(Donne-moi ton travail)』と応答する権利を有している³5」。彼によれば、社会による扶助は労働不能の貧民(=「真の貧民(les véritables pauvres)」)に限定されなければならず、労働可能な貧民(=「偽の貧民(les mauvais pauvres)」)や物乞い、浮浪者は、労働へと強制するか、施設に収容し、厳しい処罰を与えなければならない³637。なお、委員会が提示した法案の内容によれば、「乞食」とみなされた者は逮捕され、「懲治院(maison de correction)」に収容のうえ強制労働に従事させられる。そしてこれが 3 回以上続いた者に対しては最長で 32 年間の流刑処分となる³8。「物乞い根絶委員会」は、一方で社会の構成員が「生存権」を備えており、立法を通じてこれを実現するべきであるという考え方を基礎的な理念として据えた。そして、他方で、当該権利の無条件性を否定し、「有用な」存在であるか否かのメルクマールとなる労働との関係で公的な救貧事業を実施するべきだとしたのであった。

(2) 救貧に関する立法の性格

しかしながら、ラ・ロシュフーコー・リアンクールが具体的に立案した公的な救貧政策は、 議会が憲法制定の問題に忙殺されていたこともあり、直ちに具体化されることはなかった。 革命政府は施療院や慈善作業所といった旧体制以来の制度を通じ、眼前のあふれる貧困者 に対する暫定的な措置を講じるにとどまり、新たな統一的かつ恒常的な扶助制度の構築と いう課題は当面先送りになる。

救貧事業についての具体的な立法はなされなかったものの、「物乞い根絶委員会」設置の翌年、1791 年憲法の第 1 編の「憲法によって保障される基本条項(Dispositions fondamentales garanties par la Constitution)」には、「捨て子を養育し、貧しい障碍者を助け、職業を持たない健康な貧者(pauvres valides)に対して職を与えるために、公的救済の一般的機関(établissement général de secours publics)が創設され、組織される」という規定ができ、公的扶助が憲法上の課題であることがフランス憲法史上初めて確認されるに至った。ただし、この時点においては憲法上、公的な救済は権利としては明記されなかった39。さらに、施行されることのなかったものの、1793 年 6 月 24 日憲法人権宣言第 21 条

-

³⁵ La Rochefoucald-Liancourt, *Premier rapport du comité de mendicité*, pp. 3-4.

³⁶ Bloch et Tuetey, *Procès-verbaux et rapports du comité de mendicité de la constituante*, p. 317, pp. 321-324. 邦訳、河野編『資料フランス革命』219-222 頁。ラ・ロシュフーコー・リアンクールは、さらに、扶助に関する立法を行う際には「扶助を受ける労働不能の貧民は、扶助を必要としない者よりも劣悪な生活条件下に置かなければならない」とする。La Rochefoucald-Liancourt, *Premier rapport du comité de mendicité*, p. 8.

³⁷ 言うまでもなく、こうした発想の背後には、所有権の神聖維持という至上命題がある。

³⁸ 平「フランス革命後の救貧政策について」37頁。

³⁹ 中村は、この規定は「貧民救済を国家の義務とも個人の権利ともしておらず」、結局のところ、「憲法制定議会のメンバーの大多数をしめていたブルジョワ的な慈善の観念と一致しているものであり、社会権思想を見出すことはできない」と評価している。中村睦男「フラ

は「公的救済は神聖な負債である(Les secours publics sont une dette sacrée)。社会は不幸な市民に労働を提供するか、労働不能者については生計の手段(moyens d'exister)を確保することにより、不幸な市民の生存を保障しなければならない」と規定し、ここに貧困者に対する扶助が社会の義務=「神聖で不可侵な負債(dette inviolable et sacrée)」であるとみなされた 40 。

ようやく制度が実現したのは、国民公会(Convention nationale: 1792-1795)時代であった。1793年6月28日に「子ども・老人に対する扶助制度に関するデクレ⁴¹」により、公的扶助が具体的な制度として構想されたのである。このデクレは、子どもおよび老人を「さまざまな必要がもっとも求められる」にもかかわらず、「これを自分で満たすことができない」存在とし、「社会が何よりも目を向けなければならない」とする。そして、貧しい家庭に生まれた子、親のわからない子、老人に対する援助をそれぞれ規定し、各カテゴリーに対して基本的には金銭的な支援を行うことを内容とする⁴²。本制度は就労できない貧者に対する直接的な援助であり、物乞い根絶委員会の基本的な考え方を踏襲する。他方、1793年10月15日のデクレ⁴³においては、働くことができる失業者に対する援助と、働こうとしない者への処罰が定められた。翌年、1794年5月11日には「国民的救済の書を形成することを命じた布告⁴⁴」が出される。これは、農村の貧者に対する扶助をその主たる内容としている。各県に「国民的救済の書(Livre de la bienfaisance nationale)」と称される登録簿が備え付けられ、救済対象者を老齢または病身の農夫、さらに幼児を抱えていている母や寡婦に分けて登録をし、各カテゴリーに応じて扶助が付与されるものとした⁴⁵。

貧民による国家に対する救貧の請求が明確に「権利」とは位置付けられなかった点で「物 乞い根絶委員会」の理念は一部等閑に付されたといえる。また、本委員会の立案において、 「健康な貧困者」が労働しなかった場合に処罰するとはいえ、かれらに対する就労援助など を内容とする生活・生存保障の具体的な手続きや方法は曖昧さを残していた。とりわけ後者 については、革命の「成果」の一つである自由主義経済との関係で国家による仕事の提供が

ンス憲法における社会権の発展(一)」北大法学論集14巻2号(1963年)135-136頁。

⁴³ Décret contenant des mesures pour l'extinction de la mendicité.

⁴⁰ Procacci, Gouverner la misère, p. 69.

⁴¹ Décret relatif à l'organisation des secours à accorder annuellement aux enfants, aux vieillards et aux indigents.

⁴² 波多野『生存権の困難』274-281 頁。

⁴⁴ Décret du 22 floréal an II 11-16 mai 1794 qui ordonne formation d'un livre de la bienfaisance nationale.

⁴⁵ 平「フランス革命後の救貧政策について」50 頁、波多野『生存権の困難』295-300 頁。なお、本制度は、以下の2つの理由でその効果に疑問が残った。第一に、実際に登録された貧民の数は膨大であり、対象者の救済に要する費用は現実的に議会が想定した額を遥かに上回り、「計算が間違えていた」ためである。第二に、大都市と農村とでは生活費に大きな開きがあり、これを勘定に入れないまま政策が実行されたため、不平等な結果をもたらしたためである。Emile Levasseur, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870*, 2º éd., tome 1, Paris, 1903, p. 107.

原理的に微妙な問題をはらんでいたし、また国家が仕事を提供できなかった場合、物乞いを 厳格に処罰することが妥当か否かなど、多くの原理的および現実的な問題が山積していた 46。

「物乞い根絶委員会」の提唱した理念や提言は上記の通りいくつかの限界は伴ったものの、革命期の公的扶助の構想について、本稿の関心に従って以下のことを指摘したい。国民公会時代に導入された各種の扶助政策は、いずれも社会の構成員すべてに対して生きる糧を保障するのが国家の基本的な役割であるという考えが底流にある47。「共通の負債」という発想を基礎に置き、一人では生きていけない構成員に対して、社会が全体で責任を負うという発想である。詳細は次節で見るが、これは第三共和制期の連帯論の基本的な考え方そのものであるといえる。

ボルジェットおよびラフォール(Michel Borgetto et Robert Lafore)は、現代フランスが自己規定する「社会的な共和国(République sociale)」という概念48が誕生する過程を跡付ける際、革命期の公的扶助に関する議論に着目する49。1792 年当時のある議員が共和国を「同胞(semblables)および兄弟(frères)として承認された人々の連合体」と定義したことを受け、ボルジェットらは革命期において「すべての構成員(associés)の間に連帯の最低限度の要請(exigence d'un minimum de solidarité)があった50」と評価する。そして、国民公会を「社会的援助および社会的連帯に関して、極めて実りの多い途を切り開いた51」時代として位置付け、上述の当時の各公的扶助制度を念頭に、当時、「連帯の要請を確立することを企てた重要な法的テキストを採択するのに、革命期の人々が成功した52」と評価する。ボルジェットらの以上の評価は、先述の通り、第三共和制期の連帯論がその枢要に据える、個々人のつながりと、この事実によって基礎付けられる社会の負担=公的な支援の実践という思想に由来するものだと考えられる。次節および次章で検討するが、連帯の発想はこの時代の後に法的に賦活していくことになる。現在のフランス社会保障システムを支える概念について、数百年前にその息吹を見出せることは、注目に値するといえる。

しかしながら、連帯の発想に裏打ちされているとも評せられる革命期の公的扶助論は、 1794年のテルミドールのクーデタという政変に伴い後退する。1795年以降、国家が救貧事業に責任を負うという革命によって獲得した着想は財政的に不可能であるとされ、これを

⁴⁶ 波多野『生存権の困難』360頁。

⁴⁷ Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français*, p. 126 ; Maryse Badel, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, Presses universitaires de Bordeaux, 1996, p. 436.

⁴⁸ フランスは 1946 年憲法第 1 条でこれを明文規定しており、そして同憲法は現行憲法において規範性が承認されている(この点について、第 2 章を参照)。

⁴⁹ Michel Borgetto et Robert Lafore, *La république sociale : contribution à l'étude de la question démocratique en France*, PUF, 2000, pp. 19-32.

⁵⁰ *Ibid.*, p. 24.

⁵¹ *Ibid.*, p. 25.

⁵² *Ibid.*, p. 25.

主たる理由として、国民公会時代の一連の扶助政策は強い批判の対象になっていく。そして「民主主義社会において、生活を保障する義務がおそらく国家にある。しかし、市民の側から、これを要求する相関的な権利はない53」として、「物乞い根絶委員会」が提示した「生活の糧への権利」という発想も後景に退いていった。同時に、国家が救貧事業についてこれを統一的に管理・実施し、膨大な国家予算を計上するという考え方は「甚だしい行き過ぎ54」という声が高まり、救貧における国家の活動範囲は限定的なものであるべきだと主張される。実際、1795 年 8 月 22 日の憲法には、公的救済への権利に関して一切の言及がなされなかった55。代わって、革命直後に問題視され、廃止すべきとされていた施療院を中心とする私的な慈善行為が再び奨励されることとなった56。新たな総裁政府(Directoire: 1795-1799)は、「連帯に対して敵意のある態度をとった57」のである。こうして、貧困者への支援は道徳的な慈善や個人的な活動にまたしても委ねられていくこととなる。

第2節 レオン・ブルジョワの「連帯主義」

(1)「大衆的貧困」の登場

貧困者に対する権利保障が具体的な政策として再度要請されたのは、1830年代以降、フランス国内における産業の規制なしの進展に伴う「大衆的貧困 (paupérisme)」が登場してからである58。本格的な産業化の進展は、急激な人口流入による都市の住宅・衛生環境の悪化、工場などの労働環境の劣悪化、労働者の窮乏化の問題を招き、当時のフランスは既存の人間相互の紐帯が解体されていく恐怖に襲われていた59。このような産業化とともに現れた貧困現象は必ずしも個人の意思に還元できるものではないとして、従来の個人の無知や怠惰に起因する貧困とは異なった集合的な問題、「システム」の問題として認識されていく。「大衆的貧困」の原因と対応は私的、宗教的な慈善活動や行政による一元的な慈善事業ではなく、国家や宗教、私的な活動とは区別された新たな領域、つまり「社会的」領域において

⁵³ Levasseur, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870*, p. 109.

⁵⁵ Xavier Prétot, « Alinéa 11 », in Gérard Conac, Xavier Prétot et Gérard Teboul (dir.), Le Préambule de la Constitution de 1946 : Histoire, analyse et commentaires, Dalloz, 2001, p. 265.

⁵⁴ 平「フランス革命後の救貧政策について」54 頁。

⁵⁶ こうした構想に伴い、1793 年から 1794 年にかけて制定された扶助に関する法律も廃止される。波多野『生存権の困難』341 頁。政変後の政府は救貧政策には無関心同然であり、当時の貧困者は救貧に関する恩恵をほとんど受けることはなかった。平「フランス革命後の救貧政策について」56 頁。

⁵⁷ Borgetto et Lafore, *La république sociale*, p. 30.

⁵⁸ 大衆的貧困について、以下を参照。Procacci, *Gouverner la misère*, pp. 207-213; 田中 拓道『貧困と共和国―社会的連帯の誕生―』(人文書院、2006 年) 74 頁。

⁵⁹ Marie-Claude Blais, « Solidarité: une idée politique? », in IFR, actes de colloques nº 6, Solidarité(s), perspectives juridiques, sous la direction de Mayvonne Hecquard-Théron, Presses de l'université des sciences sociales de Toulouse, 2009, p. 36.

模索されることとなる⁶⁰。このような「大衆的貧困」から導かれた「社会問題(question sociale)」⁶¹への対応をめぐる議論は、第二帝政期に活発化する。この時期から革命期に提唱された公と私、国家と個人の二元構造から成る秩序像が再度問い直され、また、そのような公私いずれにも還元し得ない「社会的」領域における問題を「政治的」争点に据えることの是非に加えて、社会政策の実施主体と、その政策の対象となる者の範囲をどのように画定すべきであるのかという問題が生じた。以上の問題は、革命以来、度重なる革命と政体の変遷のために政治体制の正統性原理が常に不安定であった当時のフランスでは、政治体制そのものの在り方に関する極めて根本的な問題と密接に関わるものであった。

19世紀以降、フランス産業社会が長い時間をかけて生み出した以上のような難問に対し、世紀転換期に理論的かつ実践的な解答を与えたのが、フランスの政治家であり法律家でもあるレオン・ブルジョワ62の唱えた「連帯主義」である63。ブルジョワは個人でも国家でもない「社会的な (social)」領域における国家の権限と限界を画定することに成功し、社会的 紐帯の崩壊と貧富の格差という問題、そして第三共和制の政治体制の在り方という問題に一定の解決をもたらし、同時代の改革立法と政策思想に多大な影響を及ぼした。

ブルジョワが理論化した「連帯」は社会政策の思想的な根拠としてその後のフランス社会

⁶⁰ 田中『貧困と共和国』74-76 頁。

⁶¹ 同上 78-83 頁。

⁶² ブルジョワは 1870 年普仏戦争後、パリの法律学校を修了し、弁護士資格を得る。そして 県知事としての勤務を経た後、1888 年に下院議員に選出され、政治家としてのキャリアを 開始した。1890 年には内務大臣、次いで公教育大臣となり、1892 年には司法大臣として活動する。1898 年、公教育大臣として復帰し、初等・中等教育や社会教育等の制度改革に尽力した。1895 年にブルジョワ内閣の組閣に成功したが、累進課税法案などをめぐる上院と の軋轢によって短命に終わる。1901 年には同年に結党され、第三共和制期に中核政党としての地位を占める急進社会党 (正式名称は「急進および急進社会党 (Parti radical et radical-socialiste」)の党首となる。そしてフランス国内での政治家としての活動と並行して、1899 年には国際紛争調停のためのハーグ平和会議にフランス代表として赴き、1902 年設置の常設仲裁裁判所の裁判官に指名されている。また第一次世界大戦後は国際連盟の活動に携わり、1920 年にはノーベル平和賞を受賞するなど、生涯を通じて多方面で卓越した活動を展開した。参照、Michel Mourre、Dictionnaire encyclopédique d'histoire、nouv. éd., Bordas、1996、《BOURGEOIS Léon》、p. 633;Marie-Claude Blais、La solidarité:Histoire d'une idée、Gallimard、2007、pp. 21-26;重田園江『連帯の哲学 I フランス社会連帯主義』(勁草書房、2010 年)43-44 頁。

 $^{^{63}}$ 序章で述べた通り、連帯という発想はブルジョワの専売特許というわけではない。ブルジョワの同時代には、フイエ(Alfred Fouillée)やジード(Charles Gide)など多くの連帯主義者が存在していた(田中『貧困と共和国』178 頁、Blais, La solidarité, Histoire d'une idée, pp. 50-51)。また、「連帯」が社会問題を考える際に鍵概念となり得たのは、一つにはこの言葉が「自由・平等」という人権宣言等を通じて確固たる地位を得た近代を代表する理念とは異なった、「友愛(fraternité)」というもう一つの概念の系譜に立っているからでもあったという指摘や(重田『連帯の哲学』4-6 頁)、個人の利益となる諸権利を正当化するには不向きである「友愛」概念の不足を取り繕うために、「連帯」概念が理論化されたという指摘がある。Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 361.

保護領域で重要な位置を占めることになる⁶⁴。以下では 1896 年に上梓されたブルジョワの著書『連帯(*Solidarité*)』⁶⁵を採り上げ、彼が提唱した連帯主義の内実について、「自然的連帯 (solidarité naturelle)」と「社会的連帯 (solidarié sociale)」、「社会的負債 (dette sociale)」、そして「準契約(quasi-contrat)」という連帯主義理論を構成する重要な諸要素⁶⁶を軸として概観する。

(2)「自然的連帯」と「社会的連帯」

労働争議の多発や産業発展による貧富の格差の拡大など、「社会問題」が顕在化していた 19 世紀の末期、自由主義と社会主義は当時の二大思潮であった。ブルジョワの連帯主義は この両者の調和を強く意識する。富の生産や配分に対する国家の介入を警戒し、個人の所有権は絶対的なものとし、そして貧困は個人的な問題であり、貧者の救済は法的な問題ではなくあくまで私的な道徳的領域における「慈善」であるべきとする(法と道徳の峻別を核心とする)自由放任主義の信奉者たちの主張と、これとは反対に、私的所有は資本家の不正によって得られたものがほとんどであり、「社会問題」を政治的争点に据え、経済生活の現象への国家の介入を強く要求する社会主義者たちの主張とが対立していた。ブルジョワは両者の間にあるこの一見調停不可能な対立を乗り超えることを連帯の一つの課題として設定する。そしてそれは、ブルジョワによれば、科学と道徳との協働によって克服可能であるはずのものであった67。

ブルジョワは当時の最新科学の成果の一つとされる、自然科学によって明らかになった「自然的連帯」の法則に出発点を設定する。生物の世界では生体の各器官や諸組織の相互依存によって有機体が構成されているだけでなく、生物同士、そしてそれらの生物が置かれている環境の間にも「相互依存関係(rapports de dépendance réciproque)」という一般法則が存在している⁶⁸。

そして人間社会も同様に、「この法則を免れることはない69」。この相互依存は、人間の物

17

⁶⁴ Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 438.

⁶⁵ 本書は発売直後から大きな反響を呼び、1912年の第7版まで増補が繰り返された。本稿では、1896年の初版に加え、発行後の各種大会や研究会、講演会などにおける彼の演説や質疑応答が収録された最終版である下記の第7版に準拠する。Léon Bourgeois, Solidarité, 7º éd, Paris, 1912.

⁶⁶ Blais, La solidarité: Histoire d'une idée, p. 32.

⁶⁷ Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la Sécurité sociale 1850-1940 : essai sur les origines de la sécurité sociale en France*, Presses Universitaires de Nancy, 1989, p. 271.

⁶⁸ ブルジョワは 19 世紀後半にヨーロッパで大流行した個人主義的社会ダーウィニズムの主張を意識する。ブルジョワによれば、ここでは生物界における適者生存が人間社会にも応用され、人々の自由な競争に委ねれば強く有能な個人が生き残り、劣等者は淘汰され、社会が自然に改善されると考えられている。しかしブルジョワはこの着想を否定し、生物学が示した成果とは生物界における生存競争ではなく連帯なのであり、有機体における諸器官は対立しては生き残れないため、諸要素が生に向けて協調しているのだと繰り返し強調した。重田『連帯の哲学』46-47頁。

⁶⁹ Bourgeois, Solidarité, p. 20.

的な生活条件に限定されるものではなく、知的および道徳的な現象に対しても、そしてその者の意思的な行為に対しても拡張される。さらに、この相互依存の紐帯は、現時点で共存しているあらゆる諸部分を結びつけるのみならず、現在と過去、現在と将来とを結びつける70。ところで、ブルジョワによれば、自然科学が明らかにした自然的連帯の法則は、やはり科学が明らかにした個人の自由の発展と矛盾しない。ただし、この2つの法則は調整される必要がある。この調整の必要十分条件が「共同行為への諸個体の協働(concours desindividus à l'action commune)71」である。すなわち、諸個体が「結合した(associés)」ときに全体の発展と個の発展とが両立する。バラバラの個体活動は緩慢に成長するが、反目し合うと相互破壊的になり、並置されると集積されるだけである。これに対し、結合した行動(activités associées)だけが急成長し、持続して増幅する。普遍的な生物進化の総合的法則となるのは、連帯的な行動における個体行動の協働なのである72。

しかし、ここには一つ重要な問題がある。科学がその存在を証明した「自然的連帯」は不平等であり、社会に生きる人間の固有の目的 (objet) である正義 (justice) には無関心であるという点だ。ブルジョワによれば「個々の人間はかれの努力により日々ある生産物を創り、他のすべての人間は、連帯の自然法則により、これを利用する。その代り、各人は他のすべての人々の現在およびそれ以前に蓄積された労働によって産みだされた成果の全体を享受する。しかしこの享受は二重に不平等である」。この享受は第一に「健康、身体的または知的な適性、寿命を、人間の間で不平等に分かち与える、自然と境遇のために不平等になる」。この不平等に対しては意思の一致は何事をももたらさず、そこには同意と契約の余地はない。そしてこの享受は第二に「人間の無知、残忍さ、暴力、利益に対する欲深さ、要するに、正義の観念がまったく決定せず、しかもそれらについては万人の合意が得られなかった長い一連の社会的取り決めのためにも不平等」である73。

したがって「自然は不正義(injuste)ではないが、没正義(ajuste)であり74」、社会の基礎となるような社会規範、つまり権利や義務、さらにブルジョワが社会の道徳的紐帯を作り出す上で最も重視する「正義」の観念を画定することはできず、科学的事実として存在している自然の目的(fins)と社会の目的には共通点は存在しない。そこで、「正義を実現するためには、人間が連帯の諸法則を観察し、それを確認してから、正義に合致するようにそれらの結果を修正することに尽力すべき75」であり、そのような「正義」が実現された「連帯」をブルジョワは「社会的連帯」とする。つまり、人間社会が発展させてきた「自然的連帯」は、分業の著しい進展と産業化という成果を生み出したが、それに付随する「社会問題」を

18

⁷⁰ *Ibid.*, pp. 21-22.

⁷¹ *Ibid.*, p. 23. (強調原文)

⁷² *Ibid.*, pp. 25-26.

⁷³ 以上につき、*Ibid.*, p. 89.

⁷⁴ *Ibid.*, p. 169.

⁷⁵ *Ibid.*, p. 176.

も引き起こしたのであり76、人間は自然の連帯法則に任せるままにするのではなく、これに修正を加えることによって、「正義」を実現するべきであると主張した。ブルジョワは生物学の知見を自然の連帯として参照しながら、そこには存在しないものとして「正義」を挙げ、「正義」の実現を人間社会に必須の目的として掲げている。そして同時に、生物において考慮されない個人の意思の自由を取り上げ、経済活動を制限されない自由などの近代が選択した自由を尊重しながら、それと連帯との両立を意識する。いかにして「正義」を実現するのか、つまりいかにして「自然的連帯の科学的理論(doctrine)の上に道徳的・社会的連帯の実践理論を打ち立てるのか、あらゆる者の連帯の行為のうちに各人の権利および義務の正確な規範(règle)を構築するのか77」という問いへの応答をブルジョワは試みている。

以上の自由と連帯の両立、人間社会における「正義」の確立という問題を、ブルジョワは、 後述する「社会的負債」や「準契約」の概念を用いて解決しようとする。

(3)「社会的負債」

社会に生きる人間の自然的事実としての連帯に従えば、個人は社会のうちに生まれ、孤立した存在ではなく、「結合した」存在である。そのため、人間は社会からあらゆる知的・文化的・物質的資源を調達する必要があり、さらに各個人の発展の段階は、過去の人間の能力と活動の蓄積の上に成り立っている(身体能力、労働用具、本能、言語、思想、知識など78)。したがって、ブルジョワによれば、「社会に生きる人間は社会なしには生きていけず、当人が望むか否かにかかわらず、人は常に社会に対する債務者(débiteur)であり、それこそが人の義務の根拠であって、自由の責任である79」。「全員に対する各人の義務は、ただ単に各人が社会状態から引き出している利益の代償、結合が各人にもたらすサービスの代価であるにすぎない。社会の義務に従うことは、利益と引き換えに負担を受け入れることにほかならない。これが負債の承認(reconnaissance d'une dette)である80」。社会に生きる各人は、自らと、そしてあらゆる者の祖先が創り出した「知的・物的な装備(outillage matériel et intellectuel)の使用81」を通じ、日々新たな利益を享受する。この利益に応じた負担を負い、

⁷⁶ ブルジョワは「自然的連帯」がもたらす弊害として、伝染病の流行、都市の衛生状態の悪化、人口集中による住宅環境の劣化等、人間の共存によって生じる問題を挙げている。参照、 重田『連帯の哲学』48頁。

⁷⁷ Bourgeois, *Solidarité*, pp. 31-32.

⁷⁸ *Ibid.*, p. 54.

⁷⁹ *Ibid.*, p. 46. エヴァルド (François Ewald) によれば、ブルジョワはルソーの社会契約のような孤立した自由を措定するのではなく、社会を所与の前提として社会的個人を措定したうえで、権利・義務関係も個人間ではなく、社会的規範として理解する (François Ewald, L'État providence, Grasset, 1986, pp. 364-365)。「人間は生まれながらにして、社会の債務者である」とするブルジョワの立場からすれば、ルソーの誤りは、「物事の始まりに」「絶対的な権利と義務を賦与された完全な人間」を措定したところにあった。 Bourgeois, Solidarité, p. 44.

⁸⁰ *Ibid.*, p. 46.

⁸¹ *Ibid.*, p. 56.

自由は、これを返済したときに初めて享受できる。

過去世代に負うところの当該債務が観念できるとして、一体、個々人は誰に対してこれを支払い、債務を清算するのだろうか。ブルジョワによれば、この負債は、第一に「後世世代」に対して支払うべきものである。「死者がこれらの思想、力、効用の資本を創ったのは、すべて生者のためである82」ためだ。そして第二に、同時代人(contemporains)に対して支払わなければならない83。各人の能力・活動の自由な発展は、同時代における他の人間の能力と活動の協力によって初めて実現する。人間はサービスを交換するアソシエ(associés)=構成員である。構成員から利益を享受するのであれば、負担もまた分担しなければならない84。こうして、ブルジョワは、各個人の自由に二重の負債が課されているとする。同世代におけるサービスの交換における参加(part)から生じる負債と、後に続く世代の進歩への貢献の参加から生じる負債である85。人は、「人間のアソシアシオンの債務者(débiteur de l'association humaine)である86」といえる。

ブルジョワの理論に従えば、過去から蓄積された資源を受け取り、自らが成長して豊かになるにつれて、今度はそれを増大させる義務を負うようになるとされる。人が「社会的連帯」から獲得した資本や教育といった利益を、そこから生じる責任を引き受けることなく自らのために保持しようとしたとき、「正義」は侵害される。不正義とは個々人の基本権への侵害といった他者の領域を侵すということから生じるだけではなく、他者に対して代価を支払う義務が果たされなかった場合にも生じる87。

ただ、先行するすべての世代と同時代人に負債を負うとしても、実際問題として社会の個々人の「社会的負債」の範囲を具体的に画定することは不可能である。すなわち、個々人に課されている債務の額は、現実的には算定できない。しかしながら、このことはブルジョワに自説の限界を示唆するものではなかった。むしろこの「社会的負債」の計算不可能性がブルジョワにとって議論の出発点になる。つまり、「自然的連帯」のうちに存在する不平等と「社会的負債」の画定不可能性をいかに克服して、「正義」の機能する「社会的連帯」を実現するのかという問題である88。

ブルジョワによれば、先に述べた二重の負債から社会構成員の社会的義務が生じるのであるが、「確かに社会的義務に関しては契約者の事前の同意は実際には存在しない」。しかし、「社会は存在し、それを構成する人々の暗黙の承諾によって維持されているのだから」、か

_

⁸² *Ibid.*, p. 57.

⁸³ *Ibid.*, p. 54.

⁸⁴ Serge Audier, Léon Bourgeois: Fonder la solidarité, Édition Michalon, 2007, p. 33.

⁸⁵ *Ibid.*, p. 33; Bourgeois, *Solidarité*, p. 60.

⁸⁶ Audier, Léon Bourgeois, p. 54.

⁸⁷ Marie-Claude Blais, « Solidarité : une idée politique? », in IFR, actes de colloques nº 6, Solidarité(s), perspectives juridiques, sous la direction de Mayvonne Hecquard-Théron, Presses de l'université des sciences sociales de Toulouse, 2009, pp. 41-42.

⁸⁸ 廣澤孝之「フランス第三共和政期の『社会問題』と連帯主義」松山法学 6 号(2003 年) 50 頁。

れらの間には「民法典が長らく準契約の名のもとで定義したものが存在する89」。

ブルジョワは古くから存在する「準契約」の概念を民法から政治哲学の場へと転移し、この概念を梃子にして真の「社会的連帯」を導き出そうとする。

(4)「準契約」

既存の社会に生まれ、その中で生きる個人が負う「社会的負債」は、社会構成員の合意に 基礎を持つものでなければならない。ブルジョワは、「正義」は個々人の意思に基づく「契 約」からしか獲得できないとして、「準契約」概念を参照することで、「自然的連帯」とは区 別された「社会的連帯」に固有の規範を導こうとする90。

ブルジョワはフランス民法典には「私人間の義務を規制するために民法が認める」、「あらかじめの取り決めなしに生じる義務に関する一篇がある⁹¹」として、民法典の「準契約⁹²」という法概念を紹介する。「準契約」においては意思に基づく行為や、文書あるいは言葉による明示が存在しない場合であっても、事実上の共同性が認められる場合には、つねに「社会共同体のメンバーであるすべての人々に、自分以外のメンバーに対して共同体から義務が生じる⁹³」。ブルジョワはこの関係を現存する社会の在り方にも援用する。つまり、既存の社会から様々な「社会的遺産(patrimoine social)」を獲得し、同時にこれを発展させ将来世代および現世代に返済する義務を負うこれら個々人の関係とは、「もしも平等で自由な条件のもとで交渉したとするならば、両者の間で前もって成立し得たはずの合意に関する解釈であり、表現である⁹⁴」と説明できる。「したがって、かれらの平等で自由な意思が与えたであろう合意(consentement)の推定こそが、権利の唯一の根拠となる⁹⁵」のであって、「準契約」とは、このような社会における個人の権利・義務関係に対する「遡及的合意契約(contrat rétroactivement consenti)」を意味している。

そしてこの遡及的、仮想的合意たる「擬似契約」に基づく「協同社会 (association)」に おける交換の在り方とは、「交換されるサービスの公平な評価、すなわち利益や負担の、社

21

⁸⁹ 以上につき、Bourgeois, Solidarité, p. 87.

⁹⁰ 田中『貧困と共和国』209頁。

⁹¹ Bourgeois, *Solidarité*, p. 61.

⁹² フランス民法典 1371 条(現 1300 条および 1303 条以下)は「準契約とは、人の純粋に 意図的な所為であって、第三者に対するなんらかの義務および時としては当事者双方の相 互の義務を生ずるものを言う」と定義付けており、これに続く条文において準契約に該当するものとして「事務管理(gestion d'affaires)」と「非債弁済(paiement de l'indu)」の二 種類を挙げている。参照、山田俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会、1986 年)169 頁。 なお、「準契約」概念を援用し、「社会的連帯」を自由な個人の「合意」によって基礎付けようとする試みは、ブルジョワ独自の発想ではなく、最初の考案者は共和派の思想家フイエであるとされる。 重田『連帯の哲学』49 頁。

⁹³ 重田『連帯の哲学』51 頁。

⁹⁴ Bourgeois, Solidarité, p. 61. (強調原文)

⁹⁵ *Ibid.*, p. 61.

会法の合法的な対象である社会的な資産や債務の公平な分配96」でなければならないとする。ブルジョワはこのような公平性の実現された社会を理想とし、ここで実現された「等価性 (équivalence)」こそが「正義」であるとした97。「準契約」という概念を媒介することにより、「社会的負債」が社会における個々人への無制限な義務として観念されることが一定程度に制限され、社会の構成員同士の不公平の修繕や互恵性の欠如を改善するための配分のやり直しを要求し得る、このような「正義」の原理の法的実現が可能となる。さらにブルジョワはこのような「正義」の実現された「連帯」の成立条件として個々人の自由な意思が与えたであろう同意の推定を挙げており、自由と「連帯」が両立し得るということを示した。こうして社会のあらゆる構成員間の「社会的連帯」は一種の遡及的に同意される契約とな

こうして社会のあらゆる構成員間の「社会的連帯」は一種の遡及的に同意される契約となり、これは人が社会の中で生活し、共同体から引き継いでいる利益を享受しているという事実に由来する。そして同時に、社会の構成員は、この共同体の維持と進歩に一致協力しなければならないということを暗黙裡に承諾したという論理が導かれた。

(5)「正義」の実現と「社会的リスク」

ここまで確認した通り、ブルジョワの連帯論は事実として存在する連帯(=自然的連帯)の観察から出発し、この事実としての連帯が目的として据えない正義を、社会的連帯に参入するすべての構成員の共通目標として設定する。そして当該「正義」とは、ブルジョワによれば、構成員同士のサービスの交換における等価性の関係に見出すことができるものである98。ブルジョワは言う99。正義とは、各人が自らの努力と労働から、正当な価値(prix légitime)を受け取る、権利の平等(égalité de droit)を意味している。一方が多くを受け取り他方が少なく受け取るとき、あるいは各人が全体に対して負っているものを全体に支払わなかったとき、正義は充足されない。したがって、社会的負債が清算されたときに初めて正義(および自由)が始まるのである。境遇によって、社会が蓄積した諸力から際限なく利益を得る人間と、自らの努力にもかかわらず、利益を得ない人間がいるとすれば、そこには永遠に負債を支払わない債務者(débiteurs)と永遠に支払われることのない債権者(créanciers)が存在するということである。そのため、正義が確立されるためには社会的な介入が不可欠であり、一方が社会的負債を支払うようにしなければならない。

なお、ブルジョワは「社会的権利に関する価値の平等(égalité de valuer dans le droit social)」が、社会の構成員各人の利益と負担の評価に関する基準(critère)であるとも述べている¹⁰⁰。彼は正義を語る際に「平等」という言葉を慎重に用いているように思われる。基本的には「平等」ではなく、「等価性」、「均衡(équilibre)」、「公平性(équité)」という語によって正義を位置付けようとする。その理由はおそらく、以下にあると考えられる。すな

⁹⁶ *Ibid.*, p. 63.

⁹⁷ *Ibid.*, p. 89.

⁹⁸ Léon Bourgeois, Les applications de la solidarité sociale, Paris, 1901, pp. 3-4.

⁹⁹ Bourgeois, Solidarité, p. 187.

¹⁰⁰ *Ibid.*, p. 51.

わち、平等という概念は、社会的対立や分断に容易に結びつく契機をはらむ性質を有している¹⁰¹。実際、革命期には自由とならんで平等の達成が議論の枢要をなし、恐怖政治の悲惨な流血を生んだ。他方、連帯は新たな社会秩序の設計図として、社会に参加する当事者の結びつきを社会発展の条件として位置付け、さらに「個体は種なしに存在し得ないし、種は個体によってしか永続できない。部分と全体のこうした相互作用の諸条件のなかに、正義の思想はその実現を求めなければならない¹⁰²」という発言からもうかがえるように、彼は「平等」からは自覚的に距離を置き、上述の概念によって自らの理論を構成したものと考えられる。社会的正義が以上のとおり画定されたものの、一つの問題が依然として未解決のままである。当該負債の計算不可能性だ。すなわち、社会的な存在としての各人が生まれながらに負債を負うとしても、支払うべき当該負債の額はどの程度であるのか、また、債権者として獲得し得る取り分はどの程度であるのか、いずれも算定することができないという問題である。これをクリアーしなければ上述の正義は実現できない。

この難問に対し、ブルジョワは、「相互的で連帯的な契約103」を結ぶという重要な提言をする。彼は契約には三段階あるという。第一段階は私人間の個人的契約であり、第二段階は集団的なもので、複数の人間が結ぶアソシアシオンである。そして最後の第三段階の契約は、より複雑なもので、「私的かつ集団的であり、相互的(mutuel)104」な性格を持つ。契約が相互的であるのは、サービスの価値を予め見積もることができないためである。すなわち、合意がなされた時点では利益と負担の関係を明記できないほどに偶然の強い影響を受け、人の意思ではどうにもならないリスクや利益に関する契約である。ブルジョワは例として、「自然の運命と偶然に帰すべきリスクである、病気、火災、事故105」を挙げている。こうしたリスクは全員がさらされ、誰にリスクが降りかかるか、誰が偶然に利益を得るかがわからない(計算ができない)ため、この計算を断念し、「リスクと利益を相互化する106」ことが構想されたのである。

正義の確立のためには「すべての人間を共通の力で支え、共同生活のリスクに対して保障することを目的に、全員によって支えられ、全員に対して開かれた、真の相互的な制度を作らなければならない¹⁰⁷」。負債や利益の計算が現実的に不可能であったとしても、いや、不可能だからこそ、全員に共通の「社会的リスク¹⁰⁸」に対しては相互的に保障しなければなら

101 ポンティエ (Jean-Marie Pontier) 曰く、平等は、「不平等にさらされた者たちのよりどころになる概念を含み得るが、社会の一体性 (cohésion) については非常に脆弱である」。 Jean-Marie Pontier, « De la solidarité nationale », *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, 1983, nº 4, pp. 910-911.

¹⁰² Bourgeois, Solidarité, p. 38.

¹⁰³ *Ibid.*, p. 200.

¹⁰⁴ *Ibid.*, p. 203.

¹⁰⁵ *Ibid.*, p. 203.

¹⁰⁶ *Ibid.*, p. 204. (強調原文)

¹⁰⁷ *Ibid.*, p. 95.

¹⁰⁸ ブルジョワは老齢、障碍、疾病、労働災害、失業等を「社会的リスク」として列挙している。 Ibid , p. 238.

ず、各人は費用負担をしなければならないのである。こうして、相互的な救済が社会によって準備される。

以上の論理に従い、彼は問題の解決として、以下の通り結論する。「あらゆる連帯のリスクに相互化の原理を拡張し、真の社会的な契約、すなわち不正義に抗する、すべての社会的存在が合意するべき連帯の契約を結ぼう¹⁰⁹」。社会的リスクは全員に及ぶ可能性があるから、一人でこれに備えようとすると押しつぶされてしまうため、全員で支え合う必要がある。正義の実現のために締結するべき「相互的で連帯的な契約」は、共通のリスクに対して最大限公平に保障することを意味している¹¹⁰。

先述の「真の相互的な制度」の構築について、ブルジョワは以下のような具体的な社会政策を提案する¹¹¹。第一に、初等のみならず、中等・高等教育の無償化である。第二に、子どもや病人のように、自ら身を守ることのできない者に対する、物的生活保障。そして第三に、社会の全構成員に対する、病気、事故、自らの意思に反した失業、老齢などの、自然や文明化がすべての者にもたらした、各種リスクに対する相互的な保障である。

(6) レオン・ブルジョワの国家観

私人同士の関係を規律する準契約という私法上の概念を国家社会という公法的領域に導入し、公法と私法との伝統的な障壁を崩壊させた点にブルジョワの卓抜さがあった¹¹²。このような「離れ技¹¹³」のもたらした重要な貢献とは、「『社会的負債』を、道徳的義務としての負債(dette)という性格から、国家による法的なサンクションを伴った厳格な義務(obligation)へと変化させたことである」とされている¹¹⁴。ブルジョワにとって、「準契約」とは単なるメタファーなのではない。この「準契約」に由来する義務は、純粋な良心の

¹⁰⁹ *Ibid.*, p. 205. なお、ここで言及されている「連帯のリスク」とは、社会において共存することから来るリスク、伝染病や事故などを指すものと考えられ、「社会的リスク」とほぼ同義であると考えられる。

¹¹⁰ *Ibid.*, p. 196.

¹¹¹ *Ibid.*, p. 95. ブルジョワは無償教育を「社会的連帯の基本的な帰結(conséquences premières)」の一つとするが、当該教育は子どもだけに適用されるものではなく、あらゆる世代に適用されるべきだとする。自らの精神を形成し、良心(conscience)を発展させるのは、学校教育に限らない。一般的に、教育を受け、それから生活を向上することができる。そのため、自らの能力の発展に欠かせない教育を補うために、あらゆる者が十分な余暇を享受する必要があるとも主張する。Bourgeois, *Les applications de la solidarité sociale*, p. 7. なお、この「余暇の必要性」の一つの帰結としてブルジョワは労働時間の制限を提案する。112 ブルジョワ曰く、「私は、公法と私法との大きな壁が崩れるという結論を曲げない。公法を扱う度に、私法において援用されるものと別の原則を援用になければならなかったものと考えられる。私法の領域においては、当事者たちの共通の意思が契約を形成し、公権力は交わされた合意の意味が疑わしい場合にだけ、あるいは一これが準契約の仮説であるが一明示的な合意の以前に、事実が当事者たちを互いに拘束した場合にのみ、支払い義務の総額を定めるために介入する」。Bourgeois, *Solidarité*, p. 208.

¹¹³ 重田『連帯の哲学』52 頁。

¹¹⁴ Blais, « Solidarité : une idée politique? », p. 42.

義務とは区別された法的義務たる厳格な債務と理解され、そのことは同時に、これと対になった権利の実効性が担保されることを意味するのである。

それでは、こうした社会的連帯の実現において構想される国家の役割は具体的にどのよ うなものだろうか。ブルジョワの連帯論は一貫して、正義の実現のために、権威的な国家の 介入に訴えるということは唾棄すべき発想だとする。彼は自らの国家観を以下の通り述べ る115。国家とは人間が創りだしたものである。明瞭な権利の主体として、あるいは人間がそ れに従属させられるところの上位の権勢(puissance)として、人間から切り離され人間に 対立する国家は存在しない。したがって、「権利および義務に関する問題が設定されるのは、 国家や社会と人間との間ではなく、人間それ自体の間である」。「人間だけが現実的な存在で、 権利および義務のあり得るべき主体である」。国家という「一種の人間を超越する存在に対 する信仰が (中略) これまで社会問題をその客観的現実のなかで考察するのを妨げてきた最 大の障害の一つだ116」。 そして国家は「単に、人間自身によって創られ、人間がかれら自身 の意思の執行をそれに委任するところの共同行為の器官(organe d'action commune)にす ぎない。法律はこの相互意思の表現にすぎ」ず、国家は「結合した人間が、かれらの権利の いくつかの権利のいくつかの保障を確かなものにし、いくつかの義務の履行を要求するこ とができるようにするために、かれらの間に確立した組織」にすぎない117。ブルジョワにと って国家は、社会的連帯における当事者ではなく、当事者はあくまで社会の構成員なのであ る¹¹⁸。

こうした「共同行為の器官にすぎない」とされた国家の社会問題の調整に関する役割とは、専ら、先述の「相互的な契約」において設定した取り決めが遵守されるよう、合意に対して権威と保障を与えることに限定される¹¹⁹。先にみたように、ブルジョワの連帯論から教育の無償化や生活保障、社会的リスクに対する保障が政策的な帰結として提示されているが、ブルジョワはこれらの社会における新たな義務の実現、あるいは義務の不履行に対するサンクションについて、国家の介入は抑え、社会の構成員によってなされるべきだとする。「私は、国家に厳密に司法的な性格(caractère judiciaire)を付与することにより、すなわち自由に同意された契約の解釈と保障に国家権限を縮小することにより、国家の役割を制限する¹²⁰」という。

Bourgeois, Solidarité, pp. 39-41.

¹¹⁶ *Ibid.*, p. 93.

¹¹⁷ *Ibid.*, p. 123.

¹¹⁸ ブルジョワは自称「最もリベラルな社会主義者」である。この社会主義は、個人の能力の発展が可能になり、真の自由が獲得される条件の実現を目指す。そのため、国家の力に訴え、自由を破壊する、権威的な集産主義および共産主義には絶対的に反対する。ブルジョワは「個人の所有は自由の延長であり保障である。個人的所有の発展こそ目的であり、社会的理想は、正義の範囲内で各人が個人的所有に到達することだ」と言う。*Ibid.*, p. 123; Audier, *Léon Bourgeois*, pp. 17-18.

¹¹⁹ Bourgeois, *Solidarité*, p. 207.

¹²⁰ Ibid., p. 244.

要するに、相互性の原理を主張すると同時に、国家が社会的リスクからの保護を一元的に担うのではなく、これを担う中間団体への加入の奨励や財政援助、個人の公教育に限定し、国家介入の限界を明確にしたのである。そしてこの公権力の介入は、「準契約」によって遡及的になされた合意に基づく「連帯」と社会的「正義」を実現するという観点から正当化される¹²¹¹²²。

こうして、連帯主義は自由主義にも社会主義にも還元されない「第三の道¹²³」とも評される独自性を獲得するに至った。そして連帯主義は同時に、自由主義と社会主義を調和し、両者の袋小路を乗り越えるオルタナティブでもあった¹²⁴。すなわち、自由主義に対しては自由を尊重しながら、市場と自然的連帯のもとでは社会的不平等が不可避であるため、国家が介入し社会的正義を実現しなければならないということを明確にし、同時に無制限の自由を否定し(「人は生まれながらにして、社会の債務者である」ということに自由の責任がある)、その限界を画定した。そして社会主義に対しては、社会的権利の存在を認め、社会立法と社会保険による生活保障(社会的正義の実現)に道を開き、同時に無制限の国家介入や市民社会を超越する権威主義的な国家についてはこれを峻拒した¹²⁵。自由主義にも社会主義にも還元されない連帯主義は、以上に述べた種々の概念構成を基礎としながら、「社会問題」を立法を通じて原理的に解決すると同時に、「正義」が達成された真の「社会的連帯」の実現を目指すことで、第三共和制に新たな道徳的基盤を与えることにもなったのである¹²⁶。

_

¹²¹ ブルジョワの国家観が国家による社会的領域への介入を増大させる危険性を生じさせるのではないかという自由主義者たちの懸念に対しては、彼は次のように応答する。「今日では、文明の進歩は契約の広がりで測ることが可能である。公的権威の上級の行為によってではなく、人間の間にとり交わされる自由な同意によって規制される対象の数が多くなればなるほど、文明は高度化する。このような契約の領域をできる限り拡大しようとする私の理論が、どうして国家の役割を拡大させることになるだろうか?」 *Ibid.*, pp. 243-244.

¹²² ブルジョワが目指す真の「社会的連帯」が実現した社会とは、社会の様々な「リスク」を予見し、それらを「相互分配」する「保険」を備えた社会であると考えられる。これに対し、エヴァルドはその著作『福祉国家(L'Etat providence)』のなかで、「リスク」の観念を考察し、「リスク」を前提とした「保険の社会(société assurancielle)」をフランスにおける「福祉国家」概念の形成過程における一大契機として捉えようとした。Ewald, L'État providence, pp. 173-180. 本書を扱うものとして、参照、今関源成「自由主義的合理性の変容と福祉国家の成立一フランソワ・エヴァルド『福祉国家(L'État providence)』一」大須賀明編『社会国家の憲法理論』(敬文堂、1995 年)3頁。

 $^{^{123}}$ Jacques Eloy, « Relire Léon Bourgeois », Léon Bourgeois, $Solidarit\acute{e},$ (éd. précéndente 1912, A. Colin), Presses universitaires du Septentrion, 1998, p. 7.

¹²⁴ *Ibid.*, p. 10.

¹²⁵ 廣田明「社会的連帯と自由―フランスにおける福祉国家原理の成立」『自由と公共性―― 介入的自由主義とその思想的起点』(日本経済評論社、2009年) 65 頁。

¹²⁶ 廣澤孝之『フランス「福祉国家」体制の形成』(法律文化社、2005 年) 90-99 頁。

第3節 「連帯」の法制化 — 労災補償法と社会扶助立法を中心に

レオン・ブルジョワが領袖となった急進社会党は 1890 年代末に主導権を握り、これまで 考察した連帯主義の思想に基づき、累進課税、住宅や公衆衛生政策と並行して、疾病、労働 災害、障碍、老齢に関する社会扶助と社会保険制度を導入しその義務化を推進していく。

当時の社会保障領域における課題は、「個人主義的意思自治の原則と国家の非介入を原則 127」とし、「社会問題」を法的な問題として扱うこと、つまり国家的あるいは強制的な生活保障制度を確立することを拒む個人主義的自由主義の発想(任意的私的生活保障)を克服し、事故や貧困の救済における政府や国民の関与を法的義務として承認し、国民の権利・義務関係の在り方を再構築するという原理的なものであった。この課題に応答し、論理的解答を示したのが「社会的連帯」の観念にほかならない128。

本節ではブルジョワの提唱した連帯主義を梃子として進展したフランス社会保護の構成原理と権利・義務関係の変遷を確認する129。とりわけ、「産業化によって提示された保障(sécurité)をめぐる象徴的な問題130」であると同時に、「連帯」の思想が提示する、「責任(responsabilité)」原理に代わる「新たな社会の調整(régulation sociale)のダイヤグラムの選択へと通ずるものとなった131」とされる、労働災害(accidents du travail)に関する立法の成立過程と、「連帯」の浸透によりその法的義務としての性格、そして権利性が高まった世紀転換期の一連の社会扶助立法を中心に考察する。

(1) 1898 年労災補償法の成立

社会の構成原理、社会的権利・義務関係の在り方が変化する法的契機となり、フランス社会保障制度の展開においてきわめて重要な意味を有するのが、1898年4月9日の「労働者がその労働において被害者となる災害の責任に関する法律¹³²」(以下、1898年法と略記する。)である¹³³。本法は、当時のフランスにおいて本格的な産業化に伴って頻発していた労働災害(以下、労災と略記する。)の深刻化にもかかわらず、それまで市民法原理による犠牲者の救済が不十分であったことを背景として成立した。1898年法の制定により、建築・工場・運輸・鉱山や、機械を扱うその他の現場で働く労働者は、作業中の事故によって被っ

129 エヴァルドはこの時期に社会の構成原理、あるいは社会的権利・義務関係を定位する社会契約の在り方が根本的に変化したとし、その契機を 1898 年労災補償法の成立に見出している。 Ewald, L'Etat providence, p. 24.

¹²⁷ 田端博邦「フランスにおける社会保障制度の成立過程」東京大学社会科学研究所編『福祉国家 2 福祉国家の展開 1』(東京大学出版会、1985 年)136 頁。

¹²⁸ 同上 138 頁。

¹³⁰ *Ibid.*, p. 225.

¹³¹ *Ibid.*, p. 226.

¹³² Loi du 9 avril 1898 concernant les responsabilités des accidents dont les ouvriers sont victimes dans leur travail. 訳語は、加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴―ラロックプランの成立まで」北大法学論集 35 巻 3・4 合併号(1984 年)138 頁に従う。
133 同法の成立過程、制度的特徴に関しては、同上 138-140 頁、廣澤『フランス「福祉国家」体制の形成』90-99 頁などを参照。

た労働力の損害について、雇主から補償を受ける権利を認められた。加えて、後述するように、この権利を行使するにあたり訴訟において加害者の「過失(faute)」を立証する必要はなく、労災による労働力の損害という事実のみで補償を受けることが可能となった。

労災問題に関するこの新たな法律は、制定に向けた議論の過程において、産業社会における新たな法秩序形成をめぐる極めて原理的な問題を惹起するものであった。約20年の歳月を要した議論の最大の争点は「責任」をめぐる法原理の転換という根本的な問題であり、この論争は連帯原理に基づく新たな社会契約とも呼べるものを結果的に生み出していくこととなる¹³⁴。

労災補償の法制化をめぐる議論が始まった 1880 年時点のフランス社会は自由主義が支配的な考え方であり、自由主義が絶対的な価値とする自由は「責任の原理(principe de responsabilité)」によって守られるものであった135。「責任の原理」のもとでは、自らに生じた不利益の負担を責任なき他人に課すことを禁じることで自由が表現される。このような原理が認められる一方で、貧困や労災は基本的にこれを回避、予見できなかった自己の責任に帰する問題であると考えられたため、様々な身体的・社会的危機に対する保障は各自の才覚においてなされることが想定されていた136。しかしながら、19世紀における産業化の進展や機械の利用の増加によって、個人の意思には還元することのできない構造的な貧困がもたらされた。貧困や労働者の安全はもはや純粋に個人の問題に還元できるものではない、すなわち「社会問題」を私的・道徳的に解決しようとする自由主義的発想、市民法原理が限界に達しているという認識が生じ始める。

ところで、1898年法制定以前の労災問題は、主として民事的な損害賠償請求訴訟による解決が中心であった。労災事故は民法典の規定(1382条および1384条第1項¹³⁷)に基づき、不法行為によって損害を受けた被害者が加害者に対して損害賠償を請求できる要件として、加害者の「過失(faute)」を立証する過失責任主義が損害賠償の原則として採用されており、使用者側の過失の立証責任は被用者側が負っていた。これは、「労災という特別の

 $^{^{134}}$ Ewald, L'État providence, p. 226. なお、エヴァルドは本書において、1898 年法の制定に至るまでの歴史や思想を詳細に分析し、社会秩序において限界を迎えた旧来の原理に代わり、どのような原理が新たに定位されたのかを丹念に考察している。そして、19 世紀から 20 世紀に渡る時期における責任概念の変化に焦点をあてて、この原理的転換のなかに、社会を秩序づける変化を読み取る。中村丈晃「エワルドの責任論」 摂南法学 29 号 (2003 年) 3-4 頁。

Ewald, L'État providence, p. 64.

¹³⁶ 廣澤『フランス「福祉国家」体制の形成』82 頁。

¹³⁷ 条文は以下の通り。1382 条「他人に損害を生じさせる人の行為はいかなるものであってもすべて、過失(faute)によってそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる。」。1383 条第 1 項「人は、自己の行為によって生じさせた損害だけでなく、自己が責任を負うべき者の行為又は自己が保管する物から生じる損害についても、責任を負う。」(現1240 条および 1242 条)。条文の訳語は、山口俊夫『概説フランス法・下』(東京大学出版会、2004 年)157 頁、大村敦志『フランス民法―日本における研究状況』(信山社、2010年)208・211 頁を参照した。

問題は存在しえない」という認識に立つものであり、労働の過程で生じる出来事は自身の振る舞いにおける用心や警戒、個人的な予見の問題なのであって、労災という事実は民事責任の特殊な制度をもたらすものではない¹³⁸という自由主義的な責任原理が反映されている。

しかし、元来知識などにおいて使用者に対する労働者の立場は弱く、また従来の手仕事に 代わり、機械から生じた労働災害の原因を使用者の主観的な「過失」に求めることは極めて 困難であり、安全管理上の不備などと事故との因果関係を立証することは労働者にとって 乗り越えがたい障害であった。その結果、多くの被災者(労働者)は使用者側の「過失」の 証明をすることができず、そのため実効的な救済、補償を受けることのできない状況が生じ ていた¹³⁹。

このような民事責任原則、自己責任原則に依拠して生じた事態に対し、労災補償に関する 立法的解決が要求されていく。労災補償立法をめぐる審議のなかではいくつかの法案が提 案されたが、そこで共通して強調されたのは、現在の労災補償をめぐる状況が不公平であり、 したがって既存の民法の枠内における解釈による解決ではなく、新たな立法措置によって この状況を改善すべきであるという点であった¹⁴⁰。

最終的に 1898 年法は問題となった自由主義的な責任原則を克服する論理を「職業的リスク (risque professionnel)」概念¹⁴¹に求め、同法の特徴の一つである無過失責任主義を採用することに成功した。「職業的リスク」の概念は、個人が集まって構成する社会という集合体において、当該社会に属する個人が直面する不可避的な出来事としての「リスク」という考え方を、「職業」に適用するという発想に基づく。エヴァルド(François Ewald)によれば、「職業的リスクの原則は匿名(anonyme)」であり、「集団を特徴づけるものであり、個々人が原因(cause)とはならない¹⁴²」。つまり、ある損害について、この帰責性を特定個人の問題とするのではなく、当該個人が遭遇した事故の負担を集合的に負うものと観念するのである。「職業的リスク」においては集合体が企業とみなされ、そして企業という集合体に

141 この概念は 1898 年法制定に向けた議論の中で形成された。この過程で多くの法案が提出されたが、なかでも産業労働の一般化による「社会問題」の質的変化を明らかにし、初めて国民議会において職業的リスクに基づく補償制度の採用を提案した、フォール(Félix Faure)の法案が重要である。本法案のなかでは「労働者の蒙った損害の補償を使用者に義務づける一方で、その責任の範囲を正確に限界づける。労働者は時としてかなりの額になる損害補償の利益をもはや裁判所の判決に期待することはできないが、必要な限界内で、かれに支払われるべき補償を確実に得ることができる」とされ、そしてかかる責任の基礎は、産業の意思のみによってリスクが作りだされている以上、使用者は労働者の安全衛生を守るあらゆる手段を講じなければならず、したがって使用者は自らの作り出したリスクから労働者を保障し、機械から生じた事故に対し責任を負わなければならないとする考え方が示された。参照、岩村正彦『労災補償と損害賠償 イギリス法・フランス法との比較的考察』(東京大学出版会、1984 年)201-211 頁。

¹³⁸ Ewald, L'État providence, p. 100.

¹³⁹ 廣澤『フランス「福祉国家」体制の形成』92 頁。

¹⁴⁰ 同上

¹⁴² Ewald, L'État providence, p. 285.

属する個人に起こる偶発的な出来事が、労災とされている。そしてこのような偶発的な労災の負担は、その原因が何であれ、企業 (entreprise) に課されるものである¹⁴³。したがって、職業的リスクの概念においては、特定の職業を営む使用者はその職業が持つ危険性の故に、当該職業から生じる危険の結果を負担すべきものとされる¹⁴⁴。こうして 1898 年法においては職業的リスクという概念を通じ、使用者は自らの過失の有無にかかわらず、労災により生じた被用者の損害を補償する責任が課され、被用者側は使用者側の過失を証明する責任から免れることとなった。

1898年法においては、「責任」を個人にだけ負わせるものとする自由主義的発想とは異なり、生じた事故は誰にでも降りかかる可能性があったこと、そして事故の原因となり得る技術の使用を社会全体の進歩のために社会自らが許容していることから、これと引き換えに労災から生じた損害を社会全体で分配し合う考え方が提示されている(=リスクの社会化)。職業的リスクの概念により、原因がどんなものであれ、特定の個人が被った事故とその損害という、まさにその事実に基づいて、社会に対する事故被災者の債権が発生する。ここに、個人と社会の新たな権利義務関係、新たな社会的紐帯が生まれたといえる。

そして「この職業的リスクは、連帯に支えられるもの¹⁴⁵」である。一方では企業内部における使用者と労働者との連帯であり、また生産者と消費者との均衡を保障する意味で、「社会的連帯」でもある¹⁴⁶。産業労働から利益を得ている企業は、特定の労働者が労災を被った場合、利益と負担の分配によって崩れた均衡を回復しなければならない。こういう意味で、「職業的リスクの概念は、公平性(équité)の規則に従っている¹⁴⁷」のである。

適用される業種が当初は限定されていた点、また強制保険制度が採用されなかった点など、いくつか問題を残したものの、1898年法は、その制定過程において連帯概念を援用することで個人主義的な原理を修正し、人々に対する生活上の権利保障を実現する社会的制度の在り方を具体的に模索する最初の契機となったといえる148。

(2) 社会扶助立法の成立

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてフランスでは矢継ぎ早に公的扶助立法が進められて

144 加藤「フランス社会保障制度の構造とその特徴」138 頁。

148 労災法案に対し、以下のような批判もあった。「貧困の原因は『社会』ではなく個人の側にある。産業化や機械の導入などの『社会環境』の変化によってもたらされた貧困は一時的現象にすぎない。それらは慈善、パトロナージュ、共済組合など私的イニシアティヴによって対処されるべき問題」であり、福利・科学的知・自由・正義などの人間社会における発展である「文明化は、個人の自由、個人のイニシアティヴ、私的・市民的・商業的アソシアシオンの多様さ…によってしか保証されないし、進展もしない」。個人的貧困への対処を法的義務とするならば、個人の責任感覚を喪失させ、「文明化の衰退をもたらすだけ」である。田中『共和国と貧困』238・239頁。

¹⁴³ *Ibid.*, p. 283.

¹⁴⁵ Ewald, L'État providence, p. 285.

¹⁴⁶ *Ibid.*, pp. 285-286.

¹⁴⁷ *Ibid.*, p. 285.

いく(1893年7月15日「貧困者のための無償医療扶助に関する法律」、1904年6月27日の「児童の扶助に関する法律」、そして1905年7月14日の「高齢者、障碍者、及び不治者の扶助に関する法律」¹⁴⁹)。これら一連の公的扶助制度において共通する特徴は、拠出制の社会保険とは異なり受給者の拠出を要件とせず、国家などの介入により種々のサービスの給付が実施される点である。実際、これらの諸法律においては、各市町村(commune)に対し、その行政区画に居住する対象者への給付が義務付けられていた。

19世紀後半の自助努力と国家の生活保障領域への不介入を原則とする自由主義を前提とする限り、国家や公的組織による個人の生活保障制度の構築は極めて受け入れがたいものであった。したがって上記の立法を行うにあたっては、このような自由主義的発想を克服する論理がここでも提示されなければならなかったのである。そして、これを準備したのは、やはり連帯主義であった。

レオン・ブルジョワが 1893 年にその初代委員長に就任していた、代議院社会保険委員会 (Commission d'assurance et de prévoyance de la Chambre des Députés) は、1902 年に 社会的連帯の原理について以下のように決議した。「社会的連帯サービス (service de solidarité sociale) の創設は共和国の義務である。社会的連帯は、法律で定められた当事者 に対して権利を承認し、権利を主張する手段を与えるという点で慈善と根本的に異なっている。社会的連帯の原理は、保険 (assurance) と扶助 (assistance) の二つの形態によって実現されることを要求している。保険について。その目的は、すべての国民に対して、自己の個人的収入による老齢、障碍年金を獲得する手段を設定することである。扶助について。老人または障碍者が何らかの理由によって収入を奪われたあらゆる場合に、彼らを扶助するために介入することは国民の厳格な義務である。社会的連帯の負担に対してすべての国民が拠出する義務は、これら諸制度の必然的な帰結である150」。

20 世紀初頭に、従来の私的・道徳的な慈善事業とは異なる社会立法の必要性と、社会保険・社会扶助がこのような形で議会において位置付けられ、確認されていたことは、社会保障領域における国家介入の「義務」と社会構成員の「権利と義務」の主張が、社会的連帯という概念の浸透により、支配的になっていたことを示していると考えられる。

一連の社会扶助立法の制定過程においては、革命期にすでに行われていた給付の権利性を めぐる議論が存在していた。すなわち、社会扶助は国家の義務であり、個人は国家に課せら れた義務の故に権利の名義人となるのか、あるいは国家の介入(立法)に先立って国民の(社 会扶助に関する)権利が存在し、それ故に国家の義務が存在するのかという、権利の先在性

aux infirmes et aux incurables prives de ressources. これらの法律の詳細については、参照、Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français*, p. 451; Borgetto et Lafore, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, pp. 34-35.

150 Cité par Francis Netter, « Les retraites en France avant le XX e siècle », *Droit Social*,

1963, nº 6, p. 361. 訳語は、田端「フランス社会保障制度の成立過程」137 頁を参照した。

¹⁴⁹ 順に、loi du 15 juillet 1893 sur l'assistance médicale ; loi du 27 juin 1904 sur le service des enfants assistés ; loi du 14 juillet 1905 relative à l'assistance obligatoire aux vieilards aux infirmés et aux incurables privés de ressources.

(préexistence)¹⁵¹に関する問題である。これは言い換えれば、権利が国家の関与(義務)に先行する「個人的な債権(créance individuelle)」であるのか、それとも反対に、国家の法的義務に対応する「反射的権利(droit-contrepartie)」であるか、という権利の概念上の両義性をめぐる問題であった¹⁵²。

実際、1905年の「高齢者、障碍者、および不治者の扶助に関する法律」(以下、1905年法と略記する。)の制定に際し、これを推進する左派議員に向けて、保守派の下院議員が社会扶助にまつわる上記の問題について次のように発言し、立法に先立つ個人の社会扶助への権利を承認することに対し、これを拒否する考えを示した。「高齢者のための手当を設立することで、先行する権利、つまり債権(créance)を承認したものとしている」が、「この法律が権利を創りだしているということは、明らか」であり、「我々は債権という概念の原則を決して認めることはできない153」。保守派がこのような姿勢を取った理由は、立法者に認められる大幅な自由裁量や、議会の至高性(souverain)に対して制約が課されることを懸念したためであった154。保守派は扶助に関する特殊な権利は議会による立法があって初めて承認されるものであり、社会扶助は議会制定法を媒介して初めて国家に対して請求可能になると考えていたものと思われる。

しかしながらその一方で、一連の法律の整備とともに、社会扶助の法的義務性が強まっていたことも否定できない。1905年法に関し、1903年6月に同法が代議院で採択され、上院へと送付される際に作成された報告書は、1893年の無償医療扶助に関する法律は、社会的義務としての公的救済を組織化し、立法者が明確に社会的連帯を徹底した最初の法律として位置付けられることが示されている¹⁵⁵。そして1905年法もまた、受給者の市町村や県に対する異議申立ての訴えを認めている。このような義務的な扶助とはこの訴えの権利によって特徴付けられるのであって、同法は社会的連帯に立脚した法律であると評価されている¹⁵⁶。

こうして第三共和制期に提唱された連帯主義は、貧困者や労働者、最も弱い立場にある 人々の救済に関して、政府に対して単なる道徳的義務を課すのではなく、厳格な法的義務を 課すものとして、フランス社会保護政策の思想的根拠として作用することになった。社会扶助の領域においては、立法を前提としない先在的な義務を国家に課す(社会扶助の先在的な

1

¹⁵¹ Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p. 439.

¹⁵² *Ibid.*, p. 453.

Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p. 440.

¹⁵⁴ また、当時の法学者のなかでも国家介入に先立つ個人の社会扶助への権利性に対しては、否定的な見方が存在していた。ボルジェットによれば、例えば、バルテルミイ(Joseph-Barthélemy)は、1893 年、1905 年の法律を採択した多数派は、社会の負債と貧困者の債権(créance)が存在するとは考えていない」とし、債権的権利(droits-créances)の正統性を認めず、行政に対抗し得る個人の真の権利を承認することを拒否したとされる。Ibid., pp. 453-454.

Pierre Leclerc, La sécurité sociale, son histoire à travers les textes, tome II : 1870-1945, Association pour l'étude de l'histoire de la sécurité sociale, 1996, p. 118.
 Ibid., p. 119.

権利を承認する)ことについて一致した賛成が得られなかった点で一定の限界を有するものの、諸個人が扶助の受給を行政に対して請求することを法的に承認したことが当時の立法における刮目すべき点の一つであり、このような権利性の高まりは連帯主義が浸透し、実効性を有していたことの証左であるといえる。連帯概念は社会保護政策における公的介入の正当化原理として積極的な役割を果たし、第三共和制期の連帯主義は、この概念をフランスに定着させることに成功したのであった。

第4節 小括

連帯は、フランス政治史における重要な局面、すなわち、革命期と 19 世紀の終盤とを特徴づける概念であるとされる。連帯は革命期に政治的言説のうちに現れ、それから一度は退潮したものの、第三共和制期に再び現れた¹⁵⁷。いずれの時代においても分断したフランス社会のうちに、「均衡 (équilibre)」を法の領域で確立しようという動機のうちに連帯という発想が現れたと考えられる¹⁵⁸。

本章が扱った「連帯主義」の最大の意義の一つは、自由主義的な責任原理とは異なる新た な社会的原理を構築した点にある。すなわち、慈善や道徳(個人の自由意思)の領域で対処 するべきとされていた貧困の問題を、法的な権利義務関係として扱うことを可能にしたの である。19世紀末、レオン・ブルジョワは、「富める者と貧しい者との分断状態」の回復と いう目論見を、「個人に先行して存在する社会」、「均衡(あるいは等価性や公平性)」、そし て「自由な意思による合意(準契約)」などの概念を用いて巧みに遂行していった。とりわ けブルジョワが提唱した「リスクの相互化」は、連帯論の「弱点」とされた社会における負 担と利益(債務と債権)の内容の算定不可能性を乗り越え、むしろ連帯の本質的な条件とし て機能する点で重要な役割を演じた。人は社会的な存在である以上、病気、事故、老齢など、 自身の自律を脅かす出来事に不可避的に遭遇する。また、これらのリスクは個人を脅かすと 同時に社会の進歩をも脅かすのである。これらの「出来事」を社会内在的な「リスク」に読 み替え、相互化することにより、構成員同士でその負担を分配し、そして同時に利益を享受 するということを正当化した。他方、革命期においても、私的な慈善ではなく公的な扶助に よって救貧事業を実施することが目指された。しかしながら、そのような社会的援助は観念 として公的に認められつつあったものの、その理論的基盤は脆弱であり、また管理体制、運 営スタッフ、財政基盤といった具体的な面においても深刻な問題を抱えており、即座に立ち 行かなくなっていく。以上の背景を踏まえると、連帯概念によって自由主義の核心ともいえ

_

Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, pp. 435-436.
 「物乞い根絶委員会」は、「生きる糧を持たない階級がある。ここでは、人権 (droits de

l'humanité) が侵害され、また、社会的な均衡 (équilibre social) が断絶している」ことを確認している。Bloch et Tuetey, *Procès-verbaux et rapports du comité de mendicité de la constituante*, p. 384.

る法と道徳の峻別¹⁵⁹を転換したことは、フランス社会権の発展史において画期をなすものであったといえる。支え合いに関する法的義務として機能する連帯は、「かつて頻繁に想起されていた慈善という他の価値観を、公的に忘却においやった¹⁶⁰」のであった。

ただし、革命期においても連帯主義が席捲した第三共和制期においても、いずれも「生存権」なるものの位置付けは極めて曖昧であったといえる。両時代の共通点を抽出すると、フランスを構成するメンバーすべてに対し、生存・生活の手段を保障することを内容とする何らかの公的な義務があると観念されたこと(そしていずれの時代も扶助に関する立法は一応なされていく)、しかしながら、それは無条件に獲得できるものではなく、「労働」という「対価」を伴うものであったことが挙げられる。ブルジョワの連帯論においては、産業化の発展に必然的に付随する「社会的リスク」の分配を目指していたため、ここではほとんど自明のものとして労働者(あるいはかつて労働者であった者)同士の協働におけるサービスの交換が措定される。公的扶助に関しても、労働との関係において、すなわち労働を提供することができないという条件において規律していくべき事柄とされたのである。

しかしながら、いずれの時代においても憲法や法律上に「生存権」なるものが明記されていなかったとしても、次第にその権利性が高まったことは注目に値する。革命期の「物乞い根絶委員会」が「生存の糧への権利」に対して公的な承認を付与したこと、それ以降の革命期の一連の扶助立法、そして19世紀から20世紀にかけての労災や扶助に関する立法など、これらを段階的に追っていくと、フランスは様々なレベルで生じる分断状態を回復する道筋をその都度模索し、着実に克服してきたものと考えられる。こうした作業の底流には「一人では生きていけない者を社会構成員で支える」という連帯の思想があり、ブルジョワによってそれは法的に洗練されたと評価できるだろう。連帯は産業化の進展を背景とする第三共和制期特有の問題状況を解決するにとどまらず、労災の補償や無償教育の実施、保険の創設など、普遍的な性格を有する政策的な実践をフランス社会にもたらした点で画期をなしているといえる。

その後、連帯が最高位の憲法の領域に根を下ろし、公的に承認されたのは、第二次大戦後の 1946 年憲法においてであった。具体的には 1946 年憲法前文によって確立する社会的権利および義務の正当化、理論的根拠として援用されたのである。同憲法の条文上、連帯は社会保護の原理として明確に示されたわけではなかったが、当時の憲法制定者によって、同前文上に規定された諸権利は、暗示的に、連帯の実践 (application) だとみなされた¹⁶¹。そして現在もなお、フランス社会扶助の実施を容認する法的、理論的な正当化根拠として作用している¹⁶²。

次章では、連帯の原理が「憲法院の裁判官によって判決において幾度も言及され、立法者

Ewald, L'État providence, pp. 54-79.

¹⁶⁰ Pontier, « De la solidarité nationale », p. 900.

¹⁶¹ Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p. 518.

¹⁶² Michel Borgetto et Robert Lafore, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, 9e éd., Montchrestien, 2015, p. 44.

に介入の直接的な基礎として用いられる」ようになった契機とされる 1946 年憲法の制定¹⁶³ と、第五共和制における憲法院の判例に焦点を絞り、連帯と憲法上の「社会保護への権利」 との関係を検証する。

_

Michel Borgetto, « Solidarité », in Denis Alland et Stéphane Rials (dir.), *Dictionnaire de la culture juridique*, Quadrige / Lamy-PUF, 2003, p. 1429.

第2章 1946年第四共和制憲法の制定と連帯概念 — 連帯の「憲法化」について

フランス第三共和制期において確立した社会立法とその原理は、第四共和制期に憲法典へ導入されることになる。すなわち、1946年10月27日の憲法は、「フランスは…社会的 (social) な共和国である」として、社会国家の理念を明示的に掲げている(第1条)。この条文は、社会立法の領域において第三共和制期に実現した作業を参照し、制憲者によって導入されたものとされる164。

憲法上保障される「社会的」権利は、1946年憲法の前文において確認されている。前文第2項は「現代に特に必要なものとして」、「政治的、経済的、および社会的諸原則を宣言する」とし、続く第3項以降で、労働への権利(第5項)、組合活動の権利(第6項)、個人とその家族に対しその発展のために必要な条件を整える国家の義務(第10項)などが列挙されている。レオン・ブルジョワを始めとする急進社会党が尽力した社会保護に関しても、「国は、すべての者、とりわけ子ども、母親および老齢労働者に対して、健康の保護、物質的安全、休息および休暇を保障する。年齢、身体的または精神的状態、経済的事情ゆえに労働できない境遇にある人はすべて、適切な生存手段を共同体から取得する権利を有する。」(第11項)と定められた。この規定の前段は「社会保障」、つまり「社会保険」に関する規定であり、後段は公的扶助を受ける権利を明確に宣言しているとされ165、社会扶助手当を請求する際の公権力の憲法上の義務を具体化したものであると解されている166。

1946 年憲法はフランス共和国を社会的な国家として明示的に定位しており、従来のフランス憲法のどれにも見られない、新たな特色を備えた憲法であるといえる¹⁶⁷。こうして憲法に明記され、憲法上の地位を獲得した社会保護に関する権利について、連帯は 1946 年の制憲当時およびこの憲法を引き継ぐことになる 1958 年第五共和制憲法(以下、「1958 年憲法」と略記する。) において、どのように位置付けられたのであろうか。

第1節 第一次制憲議会 — 4月憲法草案

1946年憲法前文の性格を考察するためには、当該憲法の前身であり、実現し得なかった 1946年4月憲法草案(以下、本文において「4月草案」と略記する。)について触れる必要 がある。なぜなら、「1946年憲法を制定するその作業の導きの糸」は、「4月草案がフラン ス人民によって否決されたあとの、方向転換によって特徴づけられる¹⁶⁸」ためである。そこ

Philippe Terneyre, « Droit constitutionnel social : Inventaire en guise d'ouverture », Revue française de droit constitutionnel, 1990, n° 2, p. 340.

¹⁶⁵ 中村睦男『社会権法理の形成』(有斐閣、1973年)286頁。

¹⁶⁶ Claire Magord, «Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale », in Diane Roman (sous la direction de), Les droits sociaux, entre droits de l'Homme et politiques sociales : Quels titulaires pour quells droits?, L.G.D.J., 2012, p. 97. 167 宮澤俊義「フランス第四共和制憲法について」季刊法律学 6 号(1949 年)20 頁。

¹⁶⁸ Laurence Gay, « France », in Xavier Magnon (sous la direction de), Annuaire

で本節では、4月草案成立までの道程と、本草案における社会保護への権利の位置付けについて考察する。

(1)4月憲法草案における社会的・経済的権利の規定

第二次世界大戦後のフランス再建は、1943 年 5 月 23 日に共産党の強い影響のもと組織された国内レジスタンス、全国抵抗評議会(Conseil national de la Résistance:CNR)が採択した綱領、いわゆる CNR 綱領(1944 年 3 月 15 日)¹⁶⁹に沿って進められた。CNR 綱領は戦後経済改革として「経済管理における強大な経済的・金融的封建制の排除を含む真の経済的・社会的民主主義の樹立」を目指すことを提起し、そして同時に、社会計画として「関係代表者および国家の管理により、生活手段を労働によって確保し得ないすべての市民に対し、これを確保せしめることを目的とする完全な社会保障プラン」を行うことを提起する。本綱領の掲げる「経済的社会的民主主義」の実現は、1946 年憲法の制定、とりわけ社会的および経済的な諸権利の規定にあたって大きな影響を及ぼすことになる。

1945年10月21日、ドゴールを首班とするフランス共和国臨時政府のもと、女性にとっては初めての参加となるレファレンダムおよび総選挙が同時に実施された。前者では新憲法の制定、つまり1875年憲法の再建(第三共和制への復帰)に反対するか否かが問われた。結果的に圧倒的多数がこれを支持し、第三共和制の消滅が決定する。後者の議会選挙では投票者の約4分の3がCNR綱領に従う候補者に投票をし、「政治の急角度の左傾を示」す結果となった170。すなわち共産党、社会党、人民共和派(Mouvement républicain populaire:MRP)が全議席の8割を占めることとなり、共産党は議席数148を獲得し、フランス政治史上初めて第一党となった。ついで議席数143のMRPが第二党、第三党は社会党で、議席数135であった。これに対して急進社会党は31議席にとどまった171。共産党の政界でのプレゼンスが大いに高まった要因としては、第一に共産党がヴィシー(Vichy)政府による抑圧の最大の犠牲を払っており、戦時下レジスタンスにおいてその権威が高まったこと、第二に、同党がCNR綱領に沿った構想を掲げていたことから、オーソドックスなマルクス主義からは距離をとったものと国民が認知したこと、そして第三に、同党がドゴール臨時政府へと参与したことから、「国民的(national)」な性格を帯びたことなどが挙げられる172。

選挙された議会は、1945 年 11 月に憲法制定議会となり、憲法起草委員会 (Commission de Constitution) を選出して新憲法草案の作成に着手する。本委員会は 42 名から成り、各

international de justice constitutionnelle, tome 31, 2015, p. 267.

¹⁶⁹ CNR 綱領の全文は下記を参照。Ren Hostache, *Le conseil national de la résistance*, PUF, 1958, pp. 457-463. 概要および邦訳については下記を参照。新田俊三「第 4 章 フランス資本主義と労使関係」戸塚秀夫=徳永重良編『現代労働問題―労使関係の歴史的動態と構造』(有斐閣大学双書、1977年)362-372 頁。

¹⁷⁰ 西海太郎『フランス現代政治社会史』(三一書房、1953年) 300頁。

 $^{^{171}}$ Marcel Morabito, $\it Histoire~constitutionnelle~de~la~France~(1789-1958),~11^{\rm e}~{\rm \acute{e}d.},$ Montchrestien, 2010, p. 373.

¹⁷² Claude Leleu, Géographie des élections françaises depuis 1936, PUF, 1971, p. 31.

政党の比例代表により代表が決まった。内訳は共産党 11 名、MRP11 名、社会党 10 名、その他 10 名となり 173、議長は社会党のフィリップ (André Philip) が務めることになった 174。 委員会の主導権は共産党が握り、CNR 綱領に沿った形で草案作成が進められた。

新憲法における人権保障をめぐっては、統治機構の審議に先立って 1946 年 3 月 7 日から憲法起草委員会草案について議会で審議が始まり、同月 21 日に可決された。この間に扱われた主要な論点は表現の自由、教育の自由、所有権の保障であり、とりわけ所有権(propriété)については激しい論争を引き起こす(後述)。

4月草案は、全体が「人権宣言(Déclaration des droits de l'homme)」と「共和国の諸制度(Des Institutions de la République)」とに分けられ、さらに「人権宣言」については短い前文の他に、I「自由権 (Des libertés)」とII「社会的および経済的権利 (Des droits sociaux et économiques)」とに分類された。前者は 1 条から 21 条、後者は 22 条から 39 条に及ぶ。前者の自由権は、権利宣言における古典的な個人的権利のカタログに対応するもので、フランスに伝統的な政治的自由を指し、国家の不介入を基本的な前提としている。これとは対照的に、後者の社会的および経済的な権利は新たな人権カタログに属し、国家の積極的な行為を想定する。つまり、国家による個人への社会手当の付与や、累進課税などを通じ経済的な生活を組織するものと位置付けられる175。性格の異なる権利を、「人権宣言」において明確に分類し規定している点は、4 月草案の刮目すべき特徴の一つであろう。

人権規定の草案について、審議初日に憲法起草委員会報告者であるザクサ(Gilbert Zaksas)は、その制定の目的を以下のように説明している¹⁷⁶。まず、フランスの人権の歴史を振り返り、「19世紀半ばから新たな権利を承認する必要性が生じていた」ことを確認する。革命によって自由や人権が保障され発展してきたものの、多くの者が貧困や無知ゆえに隷属状態に置かれ、当該自由を真に享受できていないことが明らかになった時代である。身体的・知的・道徳的な発展のための手段を確保できず、また社会もこのような者たちの発展に必要な手段を与えてこなかった。したがって、人々が真に自由を享受するためには、各自に適切な労働条件や、労働者が生活を送るのに十分な収入を保障しなければならず、そして「本人の意思に関係なく就労不能に陥った場合には、社会保障への権利(droit à la sécurité sociale)を享受できるようにする必要がある」として、社会的および経済的権利の承認の必要性を主張する。とくにこの「新しい権利」は、フランスにおいて少しずつ承認されてはいたが、第二次世界大戦とファシズムを経た後には、普遍的に承認される必要性が生じた。

ザクサによれば、人権規定の第 I 部は 1789 年宣言を継受する箇所であり、すべての者が

¹⁷³ André Siegfried, De la III e à la IV e République, Grasset, 1956, p. 137.

¹⁷⁴ のちに社会党のモレ (Guy Mollet) に交代する。

¹⁷⁵ Jean Rivero et Georges Vedel, « Les principes économiques et sociaux de la constitution : le preamble », *Pages de doctrine*, L.G.D.J., 1980, tome 1, p. 101 (Ed. orig. *Droit social*, 1947, nº 31, p. 13).

¹⁷⁶ Journal officiel, Assemblée Nationale Constituante, 2e séance du 21 mars 1946, pp. 605-606. (以下、J.O.と略記する。)

有する「いかなる法律によっても侵害することができない神聖・不可侵の権利」が置かれる。ここでは移動の自由、住居の不可侵、通信の秘密、人身の自由などが列挙される。他方、第II 部は、「人間の解放と十全な開花とを現実に保障する真の民主主義の実現」が要請する、「人民を貧困から解放し、社会を人間(personne humaine)に仕えさせる諸権利の承認」を規定する。このような社会的および経済的権利として、健康への権利(droit à la protection de la santé)、女性および子どもの権利、教育への権利、労働への権利、そして社会保障への権利などが確立している。4月草案は CNR 綱領の「経済的および社会的民主主義」の提言に忠実に従おうとするものであったといえる。

ところで、1947年の論文において、公法学者のペルー(Robert Pelloux)は、1946年憲法前文の制憲者たちが腐心した「経済的および社会的民主主義」の要点(essentiel)について以下のようにまとめている¹⁷⁷。

ペルーによれば、アンシャンレジーム期にもたらされた経済的自由への法律上の「足枷 (entraves)」が廃止された後、経済的民主主義は自動的に実現するものとみなされていたが、現代の資本主義の発展によって、この打算はあっという間に失敗する。そして雇用者と被雇用者、生産者と消費者との間に経済的な不均衡が生じ、また、これらの犠牲者たちは政治的領域においてもその運営に係る権利や自由がなかった。こうして国家は労働と、それから経済統制への介入をはじめる。このような歴史的経緯を踏まえ、ペルーは「経済的および社会的民主主義」の性質を以下の3つに整理する。

第一に、強者による弱者の搾取を回避し、そして後者に対して完全な政治的独立を改めて付与するために、労働立法、より広義には社会的なものに関する立法(労働組合の権利、争議権、社会保障の権利など)を強化し、そして洗練させること。

第二に、経済的な構造を改善し、経済的民主主義の実現を容易にするような構造へと改善できるようにすること。すなわち、一定の企業の国有化、その運営への労働者の参与、その指揮管理へアクセスできる可能性の確保を指す。これは私的なセクターと同様、公的なセクターにおいても当てはまる。

最後に、貧窮するすべての者に対して、とくに自然的な不平等と不可避な災禍の犠牲者に対し、集団的な扶助(assistance de la collectivité)を保障すること。諸個人に対して「積極的地位(statut positif)」と呼び得るもの、つまり、一定の手当(prestation)を国家に対して請求する権利が承認される。

この「経済的および社会的民主主義」をめぐる 3 つの性格は CNR 綱領が表明した経済的、社会的秩序の再形成の方向性を敷衍したものといえる。「経済的および社会的権利」について、4 月草案とこれを本質的に引き継ぐ 1946 年憲法においては、条文上の現れ方や各党派が依拠する基盤の差異は措くとして、制憲者たちは上記の原則を憲法の中に位置付けていく作業に腐心することになる。

-

Robert Pelloux, « Le préambule de la Constitution du 27 octobre 1946 », *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, 1947, nº 31, pp. 371-372.

(2)「社会保護への権利」について

次に、「人権宣言」上の具体的な条文について考察したい。社会保護への権利を謳う後の 1946 年憲法前文第 11 項に該当する憲法起草委員会案第 31 条は、1946 年 3 月当時、以下 のように規定されていた。「年齢、身体的または精神的状態、経済的事情ゆえに労働できな い境遇にあるすべての人は、適切な生存手段を共同体から取得する権利を有する(第1項)。 この権利の保障は社会保障の公的機関を設立することによって確保される(第2項)178。」。 憲法起草委員会によって作成された当該条文は議会において熾烈な論争を引き起こすこと もなく、比較的スムーズに通過する。ただ一人自由共和党 (Parti Républicain de la Liberté: PRL) 179のミュテール (André Mutter) から、当該 31 条の第2項について「公的 (publics)」 という文言の削除の提案があった。彼によれば、この修正によって「国家のコントロールの もと、生活の糧をまかなうために必要な資力を持たない市民にとって利益になるように、連 帯の事業(oeuvre)を私的な組織が実施することができる」ようになる。国家の基本的な役 割については、私的機関のイニシアティブを促し、方向付けるものであるべきだとする。こ の修正案に対し、ザクサから以下のような応答があった。「すべての者に対してこの権利を 保障するのは国家(nation)である。 国家は私的機関の調停者として振る舞うことはできな い。」。私的機関がイニシアティブをとらなかった場合に国家がこれに代わるべきだという ミュテールの提案については、「予め私的機関のイニシアティブの有無がわかるはずはな く」、だからこそ第2項のような条文、公的機関という文言になったのだと切り返した180。 ミュテールの修正案は投票にかけられ、賛成 206、反対 344 で否決された181。結果的に委 員会による第31条案は4月草案第33条として、一字一句違わずに明記されることになる 182。そして本条を含む 4 月草案は、1946 年 4 月 19 日、憲法制定議会において賛成 309、 反対 249 で採択された183。

¹⁷⁸ *J.O.*, p. 950.

^{179 1945} 年 12 月、自由経済と反共主義を政綱に掲げて結党。「ドゴール将軍の崇拝者」を自認し、右翼から中道、独立急進派まで、そこに属する共和派を一つにまとめあげることを目標とする。西海『フランス現代政治社会史』305 頁、André Siegfried (préface de), L'année politique: revue chronologique des principaux faits politiques, économiques et sociaux de la France 1945-1946, Éditions du Grand siècle, 1947, pp. 384-385.

 $^{^{180}}$ *J.O.*, p. 951.

¹⁸¹ *Ibid.*, p. 951.

^{182 1946} 年 4 月草案の全文について、André Siegfried (préface de), *L'année politique:* revue chronologique des principaux faits politiques, économiques et sociaux de la France 1946, Éditions du Grand siècle, 1947, pp. 553-560. 翻訳として、山本浩三「自由フランスから第四共和国までの基本法(七・完)訳」同志社法學 9 巻 2 号(1957 年)101-113 頁。4 月草案条文の訳出に当たり上記を参考にしたが、本稿はこれに必ずしも従うものではない。183 《Rapport de Paul Coste-Floret sur le projet de constitution du 5 mai 1946 », *Pouvoirs*, no 76, 1996, p. 7.

(3) 4月憲法草案の否決

しかしながら、既述のとおり結果的に 4 月草案は正式な憲法の座を獲得することができ なかった。本憲法草案は議会では承認されたものの、1946年5月5日、レファレンダムに より否決されたのである184。4月草案が頓挫した主要な要因は、草案の採択にあたって MRP、 PRL、急進社会党らが反対に回り、これら政党がレファレンダムに先立って強烈な反対運動 を展開し¹⁸⁵、「共産党主導の『人民戦線』が出現するのを恐れる保守的有権者の心理が MRP に有利に働」いたためであるとされる186。4月草案の審議に入った段階では、レジスタンス を母体とする共産党・社会党・MRP による三党協力は、CNR 綱領のもとに一応は維持され ていた。しかし、そもそも異質な支持基盤に立つ三党間には内在的な対立があり、憲法問題 を通じてこの亀裂が拡大したのであった187。

審議の過程で MRP が反対した草案の具体的な内容・条文はいくつかあるが、本稿では 4 月草案の「権利宣言」に関する箇所だけを扱う188。権利宣言のなかでも非常に激しい議論を 招いたのは、所有権をめぐる問題であった。所有権を規定した憲法起草委員会案第32条お よび第33条に関する議論には、審議過程において最長の時間が割かれることになる189。社 共は CNR 綱領に沿った民主的経済改革路線の徹底を試み、その結果、所有権については以 下のように規定された。第32条「所有権は、法律によって各人に保障された、財産を使用、

¹⁸⁴ レファレンダムの結果は、 賛成約 945 万 (47%)、 反対約 1,058 万 (53%) だった。 *Ibid*; Siegfried, De la III e à la IV e République, p. 143.

¹⁸⁵ MRP のコラン (André Colin) 総書記は「4月草案によれば多数派の独裁になると攻撃 した」し、反対陣営は「新憲法は共産党の政権獲得を容易にする」ものとし、「農民向けに は所有権が明示的に保障されていない」と主張した。村田尚紀「フランス第4共和制憲法の 成立と特質(二) 熊本法学 59号(1989年)25-26頁。

¹⁸⁶ 桜井陽二『フランス政治体制論―政治文化とゴーリズム』(芦書房、1985 年) 168 頁。 187 中木康夫『フランス政治史(中)』(未来社、1975年)172-173頁。

¹⁸⁸ 統治部門において各政党間の構想がつばぜり合いを演じたのは、議会制の在り方に関し てであった。他に優越する至上権を持つ一院制の議会を主張する社共に対し、MRP や急進 社会党は、レジスタンス期の「一般研究委員会」(Comité Général d'Etudes:CGE-国内 レジスタンスに関わってきた研究者から成る研究グループ) が主張していた 「合理的議員内 閣制構想(parlementarisme rationalisé)」を引き継ぎ、二院制を主張した。この構想は第 三共和制期に議会があまりに強力であったことを問題視し、戦後フランスでは議院内閣制 の枠内で大統領の地位を強化し、議会の優位を相対化することを内容とする。結果的に、憲 法起草委員会案を批判した MRP らは説得力のある対案を示すことができず、提出された修 正案はいずれも「1875年憲法の再生を要求している」とされ、37対 286 (MRP は棄権) で否決された。こうして4月草案の議会制は議会の優位を極めて強く保障するものとなり、 ここには「ヴィシーの権威主義的体制と同時に第三共和制の議会制をも清算しようとする 社・共の主導権が発揮されている」といえる(村田「フランス第4共和制憲法の成立と特質 (二)」11 頁)。以上、村田尚紀「フランス第4共和制憲法の成立と特質(一)」熊本法学58 号(1988年) 61-64 頁、村田「フランス第4共和制憲法の成立と特質(二)」10-17 頁、 Siegfried, De la III e à la IV e République, pp. 141-142.

¹⁸⁹ 中村睦男「フランス憲法における社会権の発展(三)(完)」北大法学論集 15 巻 2 号(1964 年) 159 頁。所有権をめぐる議論につき、J.O., pp. 954-971. なお、各議員の発言について は、同上 159-166 頁を参照。

収益、処分する、不可侵の権利である(第1項)。何人も、適法に確認された、公共の利益を理由として、法律によって定められる正当な補償の条件による以外は、それを奪われない(第2項)。」190、第33条「所有権は、社会的有用性(utilité sociale)に反し、または他人の安全もしくは自由、存在、所有権を侵害するような仕方で行使することができない(第1項)。その利益が公共性もしくは事実上の独占の性格をもち、またそのような性格を獲得するすべての財産もしくは企業は共同体(collectivité)の所有とならなければならない(第2項)。」191。既述のザクサ報告において述べられた、自由競争の必然的な産物である経済的権力(=独占的な性格を持つ財産や企業)が個人の自由と権利を侵害し、これを共同体へと帰属させなければ個人の権利や自由は保障されないという旨が、所有権の制限についての憲法起草委員会の考えとして説明されていた。憲法起草委員会案はこの考えに従い、条文上で所有権の神聖不可侵性に制限を設けたのである。

これに対して、MRP(および PRL、農民党)は、草案第 32 条が所有権を法律の範囲内でしか認めていないと主張し、議会において社共を難詰する。本条については反対する各政党から 4 つの修正案が提出されているが192、そのなかでコラン(André Colin)を代表とする MRP からは第 32 条第 1 項について下記のような修正案が出されている。「所有権は財産を使用・収益・処分する神聖不可侵の権利である。各人は労働および節約によってそこに到達することができる。」193。 PRL は同じく第 32 条第 1 項を「所有権は神聖不可侵の権利である。その労働と節約の成果である財産を自らの意志にしたがって収益・処分することは各人の権利である。」194とする修正案を提出した。最終的に MRP は自らの修正案を撤回するが195、MRP および PRL の両者がいずれも「所有権の絶対不可侵性が保障されていないことが問題であるという姿勢」であることに変わりはない196。なお、結果として委員会案第

¹⁹⁰ *J.O.*, p. 954.

¹⁹¹ *Ibid.*, p. 968. 村田「フランス第4共和制憲法の成立と特質(二)」32頁。

¹⁹² 各修正案の内容と審議の経緯について、参照、多田一路「フランス第四共和制憲法四月草案制定過程における財産権論」一橋研究 22 巻 2 号 (1997 年) 72-77 頁。

¹⁹³ *J.O.*, p. 954.

¹⁹⁴ *Ibid.*, p. 954.

¹⁹⁵ この経緯を詳しく紹介するものとして参照、中村「フランス憲法における社会権の発展 (三)(完)」161-163 頁、多田「フランス第四共和制憲法四月草案制定過程における財産権 論」72-73 頁。

¹⁹⁶ 多田「フランス第四共和制憲法四月草案制定過程における財産権論」73 頁。なお、所有権をめぐる社共主導の草案と MRP らの以上の攻防は、すでにレジスタンス期の経済改革(とくに国有化)構想の時点で表出していた、所有論の相違を顕著にしたものであった。 MRP は結成前の 1940 年代初頭のレジスタンス運動期に、すでに戦後の経済改革構想において、フランス革命の最大の獲得物である私有財産をそのまま保持することを主張していた。市場競争を擁護し、国有化についてはこれを認めつつも、独占支配が存在する部門に限ってという条件のもとであったのである(そして貧困問題、ひいては再分配の改善については生産力の向上の問題へと解消していた)。したがって、法律による所有権の制限は MRPにとって阻止すべきものであった。以上、村田「フランス第4共和制憲法の成立と特質(一)」53-54頁、村田「フランス第4共和制憲法の成立と特質(二)」21頁。こうして審議の過程

32 条は草案第 35 条として以下のように規定された。第 35 条「所有権は、法律によって各人に保障された財産を使用、収益かつ処分する不可侵の権利である。すべて人は労働および貯蓄によってそれを取得することができねばならない(第 1 項)。何人も、適法に確認された、公共の利益を理由として、法律によって定められる正当な補償の条件による以外は、それを奪われない(第 2 項)。」第 1 項後段の文言が追加された形になったが、本条については本質的な変更はなされず、憲法制定議会を通過することになる。

(4)4月憲法草案の意義――連帯の観点からの考察

こうして 4 月草案は、権利保障についてはとりわけ所有権規定に関して激しい議論が展開し、CNR 綱領で維持されていた三党の統一は大きく揺らいだ。5 月 5 日のレファレンダムの結果により、「絶えず勝利者(vainqueur)である」という共産党の伝説(légende)は打撃を被り197、4 月草案に託した構想は蹉跌をきたすことになった。

ここで 4 月草案の意義を、特に社会保護への権利と連帯の観点から考えてみたい。本草 案の意義として、第一に、フランス憲法史上初めて社会保護の権利が憲法上明記された(草 案第 33 条-のちの 1946 年憲法前文第 11 項に相当する) ことを挙げたい。実は、審議の過 程で、当該権利を憲法に明記することそれ自体への疑義も唱えられていた。3月7日の一般 討論において、PRL のブリュイネール(Robert Bruyneel)は、「立法府に属する多くの問 題が権利宣言に置かれている。…それは生活水準の向上 (promotion) である。…家族手当、 社会衛生、社会保障-これは近年発明され、すぐれて見事なものではあるが-…これらを憲 法の冒頭に集結させることは、不可欠ではないように思われる。」と述べ、社会的な権利を 憲法に明記することに否定的な姿勢を示していた198。この発言を意識しての応答だと思わ れるのが、共産党系のコポー (Pascal Copeau) による以下の主張である199。「権利宣言の 第Ⅱ部、これはとりわけブリュイネール氏が明らかに好ましく思っていないものだが、この 箇所は、諸個人が自らの自由を行使することができるために具体的な条件を明確にするこ とが重要であるという考え(idée)から想を得ている。」。「…もしこの権利に従って適切な 立法がなされないのであれば、社会的および経済的権利は、空文化してしまうだろう。この (権利宣言の第Ⅱ部の一引用者)確かな利点(avantage)は、第Ⅱ部において将来の立法者 にとっての真の義務、すなわち憲法上の義務を予め備えることができる点である。」。

フランスの戦後構想のなかで、生活困窮に陥った者を援助すべきことは、立法者の政治的

で深まった亀裂は、すでにレファレンダムの帰趨を暗示していたといえよう。

¹⁹⁷ Siegfried, De la IIIe à la IVe République, p. 143. シーグフリード (André Siegfried) によれば、「共産党の犯した過ち」は憲法(4 月草案)に投票することが共産党に投票することと同義であるという感覚を人民に与えてしまったことにあると指摘する。Ibid., p. 143. 198 J.O., p. 610. なお、この発言に続いてブリュイネールは、所有権については、「法律にその源を有するものではない」とし、「所有権の存在と正当な利用に、法律が則らなければならず、法律から所有権が生じるのではない。」と主張した。

努力によるのではなく、その第一義的責任が国家に存すること、そしてこれを享受する権利を「すべての人」が有するということを、憲法(「権利宣言」)上に明記するべきだというのが、憲法起草委員会多数派の考えであった。4月草案は「まさに法律が社会保障を構築し始めたときに、福祉国家の登場を決定的に確認している200」と評価できる。その意味で、社会保護制度を基礎付ける連帯の原理が、公法へと根差していく契機がここに生み出されたものと考えられる。

ただし、既述のとおり草案第 33 条 (憲法起草委員会案の第 31 条) はそれほど緊迫した 議論もなく可決されており、連帯の憲法上の位置付けまでは議論の対象にはならなかった。本条が大きな抵抗を受けることなく通過し得たのは、CNR 綱領に掲げられた「真の経済的・社会的民主主義の樹立」を実施するために、1789 年人権規定の継受に加え、労働環境の整備と社会保障プランの実施(社会的権利の保障)を憲法に明記することが、戦後フランスの復興にとって必須の条件であったためと考えられる201。草案第 33 条は第 1 項によって今後のフランス社会を構想するうえでの大きな理念を示し、続く第 2 項の「社会保障の公的機関の設立」という文言によってその実施主体を明らかにする。その一方で、生活困窮者の保護について具体的にいかなる方針(その範囲や対象、実施の様態)に基づいて行うのか、第三共和制期に社会保護の法的基礎となった連帯をどのように発展・継承するのかについては、憲法制定という場面で語るべきではないという共通の了解があったのだと考えられる。ただし、草案審議における同条への異議を内容とする PRLのミュテールの発言を先に紹介したが、そのなかで彼が「連帯の事業」と発言していることから、社会保護の具体的かつ法的な実践を「連帯」によって基礎付けるという、第三共和制期の「連帯主義」の理論が立法者に継承されていることが見てとれる。

第二に、労働者とその家族を保護し、人格を発展させることが憲法において宣言された点を挙げることができる。第1章で考察したとおり、第三共和制期の前半においては、例えば労働者が職域において損害を被った場合(労働災害に遭った際)、これは労働者個人の責任に帰せられ、その回復のためには民事的に争う他なく、明らかに優位に立つ雇用者を前に労働者は実際的な救済を得られない状況に陥っていた。労働者が劣位に置かれる状況は第三共和制期には社会権の文脈というよりも法律上の実践・政策によって乗り越えられてきたが、これに対し、4月草案においては労働者の地位の向上や収入の保障、労働能力の確保が、労働者の権利として明記される。これは、労働者の法的・社会的地位において画期をなす出

²⁰⁰ Gay, « France », p. 269.

²⁰¹ 共産党、社会党、そして MRP の間で戦後フランスの経済政策をめぐってとくに国有化の範囲や管理の方式については見解の対立があったものの、新たな共和国が社会的な共和国として出発することについては、三党の間に抽象的には合意がとれていた。村田「フランス第4共和制憲法の成立と特質(一)」64頁。なお、4月草案第40条は「フランスは不可分の民主的かつ社会的共和国である」と定め、フランスは社会的な性格を有すると自己規定している。また、実際の審議過程においても、1945年3月8日の一般討論の最後に、憲法起草委員会の委員長であるモレは「経済的および社会的権利については、その必要性について異議を唱えるものは誰もいなかった。」と総括している。J.O., p. 647.

来事であったし、またフランスの新たな秩序形成にとってその最も基礎的な条件であったといえる。先述のザクサはその冒頭説明のなかで、「人および市民の権利を世界で始めて創ったフランスは、これを人および労働者の権利の宣言によって補う、最初の国にならなければならない。」と述べている202。これは 4 月草案の人権宣言第 II 部における「新しい権利」の「新しさ」が主として労働者に対する多面的な保護を想定していることを意味している203。 ザクサや多くの制憲者たちの共通理解に則り、4 月草案においては、労働者の保護という視点から各種権利規定が設けられる。他方、生活困窮者一般を対象とする公的扶助や救済への権利については、明文規定には至らなかった。労働者の収入を社会保障によって補い、極貧へと陥ることを防ぐために「生存の適切な手段(moyens convenables d'existence)」を保障する、これが当時のフランスが目指したこと、その野心であったことの表れである204。少なくとも 1946 年当時の制憲者にとっては、社会保護制度の実践に連帯が重要な位置を占め

ていることには一定の合意があったと考えられるのだが、ただし、そこで具体化されるべき 制度は労働者を保護するものに限られていた。したがって、この時期に受け入れられていた 連帯像とは、労働者にとっての偶発的なリスクを労働者間で相互に分配するものであった

第2節 第二次制憲議会――1946年第四共和制憲法の誕生

(1) 第二次制憲議会の招集

と考えられる。

4月草案の否決を受け、改めて憲法制定議会を招集することとなり、1946年6月2日に第二次制憲議会の総選挙が実施された。その結果、MRPが160議席を獲得し、共産党にかわって第一党に躍り出る。ただし、共産党も146議席を獲得し、その政治的影響力は一応維持されることになる(社会党は115議席にとどまり、大きく後退した。)205。こうした政界の変化は、当時のフランス資本主義が復活の兆しを見せていたこと(ただし、勤労諸階層の生活は一層困窮していた)、これに伴いMRPがその存在感を増し、社共から次第に離反していったことを反映している206。これに加え、社会党は共産党との連携、すなわち「輝かしい第二党」という立場を拒むようになり207、次第に右傾化してMRPへと接近する208。なお、このようなMRPの進出と社会党の立ち位置の変化(共産党からの離反)にとって決定

²⁰² *J.O.*, p. 606.

^{203 「}労働者」という権利主体がフランス憲法史上はじめて登場したのも本草案である。「すべての労働者は、その代理人を介して、労働条件の集団的決定および経営管理に参加する権利を有する。」(第31条)

²⁰⁴ Gay. « France », p. 270.

²⁰⁵ Siegfried, De la III e à la IV e République, p. 146.

²⁰⁶ 村田尚紀「フランス第4共和制憲法の成立と特質(三)」熊本法学 60号(1989年) 85頁、中木『フランス政治史(中)』175-176頁。

²⁰⁷ Siegfried, De la III e à la IV e République, p. 146.

²⁰⁸ 西海『フランス現代政治社会史』306-307 頁。

的に重要な問題が、社会党ブルム(Léon Blum)とアメリカ国務長官バーンズ(James Francis Byrnes)との間で米仏経済協定が結ばれたことであった(1946年5月28日成立)。本協定はフランスがアメリカから経済援助を受けること、アメリカ映画のフランス国内上映の規制緩和などを内容とするものである。これは国内政治的に、三党政治に対するアメリカの介入(共産党排除への圧力)を意味するものであり、三党政治は「この時期を転回点として、事実上の解体過程に入る²⁰⁹」。このような対外・対内の政治力学上の変化によって、第二次憲法制定議会では主として MRP 主導で草案の作成準備が進むことになる。

(2) 4月憲法草案との対比――社会的権利の位置付けとその評価

新たに任命された憲法起草委員会における委員は、共産党 11 名、MRP11 名、社会党 9 名、左翼連合(急進社会党およびレジスタンス民主社会主義連盟〔Union démocratique et socialiste de la Résistance:UDSR〕)3名、PRL2 名、そしてその他の政党から選出された(委員会は併せて 42 名で構成される)²¹⁰。新たな憲法起草委員会は、4月草案を出発点にして論争を展開する。そこで扱われた論点や各党の基本的な構想は第一次憲法制定議会時と大差がない。人権規定については、新たな憲法起草委員会の報告者となった MRP のコスト・フローレ(Paul Coste-Floret)が「民主主義的共和国の確立を試みる必要がある…政治的な領域のみならず、経済的および社会的な領域においても²¹¹。」と述べており、社会的および経済的権利を規定するという大原則は引き継がれたものと考えられる。これらの「新しい権利」は、4月草案の反対者であっても承認していたし²¹²、「憲法起草委員会においても、そして議会においても、この社会的および経済的権利に関するテキストについてはどんな議論も生じなかった²¹³」。

しかしながら、その方向性について一定の合意を確保していたものの、各種人権保障の規定については、1946年憲法が採用したその形式と内容のいずれもが、4月草案に比して大きく変化した点に留意しなければならない。

まず、形式的差異として、4 月草案で「人権宣言」(第Ⅰ部、第Ⅱ部) として設けられていた各種権利規定は、1946 年憲法においては前文の中で簡潔に列挙されるにとどまった。 この点、つまり 1946 年憲法の権利宣言が前文の形を採用した理由について、リヴェロ(Jean

²⁰⁹ 中木『フランス政治史(中)』173 頁。米仏経済協定は、経済的には「フランスの自主的経済復興の放棄と外国金融資本への従属化を意味」した。西海『フランス現代政治社会史』306 頁。

²¹⁰ L'année politique 1946, pp. 174-175.

²¹¹ «Rapport de Paul Coste-Floret sur le projet de constitution du 5 mai 1946 », *Pouvoirs*, 1996, nº 76, p. 8.

²¹² Rivero et Vedel, « Les principes économiques et sociaux de la constitution : le preamble », p. 103.

²¹³ Robert Pelloux, «Le préambule de la Constitution du 27 octobre 1946 », p. 383. ペルーによれば、第二次制憲議会において、憲法前文については「短時間で、そして野心もより少なくなり、同じ問題に手を付けることはなかった。」。 *Ibid.*, p. 361.

Rivero) およびヴデル (Georges Vedel) は以下の3点を指摘している²¹⁴。

第一に、起草にあたっての技術的な理由である。1946 年 8 月 27 日の本会議においてル・バイユ (Le Bail) がそれを下記の通り説明している。「委員会が 1789 年権利宣言をその (憲法制定一引用者) 作業の基礎にすることで一致した際に、重大な困難が生じた。1789 年権利宣言が何かにとってかわるのではなく、これを補うものでなければならない。(中略) 1789 年の宣言は、我々が手を加えてはならない、一つの全体、一つの総体である。(中略) この唯一の解決策は、一般的考慮によってこの宣言を補い、一連の原則のなかにそれを加え入れることである」。すなわち、飽くまで 1789 年権利宣言が憲法上の人権の基本なのであって、これを新たに変更するような形式は採用できないという考えを制憲者の一定数は有していたのである。したがって、新たな社会的権利を人権宣言の内容と明確に区分し規定するのではなく、人権宣言を補う形で簡潔に前文で列挙するにとどまった。

第二に、憲法制定の作業に向け、最終的に三党(共産党、社会党、MRP)は互いに譲歩する必要があった。MRPが同意した譲歩の一つが合憲性のコントロール、すなわち違憲審査制の導入についてであった。同党は憲法上に宣言された諸権利にふさわしい合憲性のコントロールを設置することを断念していたため、人権宣言の法的な形式を磨き上げる必要がなくなったのである²¹⁵。作成されたテキストは裁判上の保障を欠くものであり、そこで前文という不明瞭な形式で満足することができた。

第三に、前文の採用は、3月に生じた4月草案をめぐる論議が再燃するのを避け、妥協に至るために、最も確実な手段であったためである。1789年宣言と新たな諸原理を逐一整合させることなく並置することは問題解決ではなく、むしろ問題の表面化ではあるが、しかし、この方向性は大きな合意を形成し、各主題についての言葉や理念(idée)の危険な取り合わせ(dosage)を回避することができた。

以上のリヴェロらの考察のうち、とりわけ第二および第三のそれは、前文の内容上の変更にもかかわる。4月草案では1789年の人権宣言における自由権のカタログと「新たな人権カタログ」に属する社会的・経済的権利とが厳格に区別されていたが、1946年憲法ではこの区別は消滅し、両者は前文に並置された。1946年の2つの憲法はこの点が決定的に異なっている。ランジョン(François Rangeon)によれば、憲法制定以前に存在していた自由権と、新たな権利である社会的および経済的権利とを区別せず一緒に前文としてまとめるに当たり、制定時の議論において以下の2つの立場が存在したという。一方は1789年権利宣言が本質なのであって、新たな社会的および経済的権利はテキストにおいても精神においても単なる追加でしかないという立場であり、他方は、これを否定し、前文は革新的な性格をもつものだと主張する立場である²¹⁶。この両者の対立は、おそらく、主として所有権規

²¹⁴ Rivero et Vedel, « Les principes économiques et sociaux de la constitution : le preamble », pp. 103-104.

²¹⁵ 後述、第4節(1)参照。

²¹⁶ François Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances : Les contradictions du Préambule de la Constitution de 1946 », in Centre Universitaire de Recherches

定をめぐる立場の相違に由来するものだと考えられる。4月草案で所有権についての議論が熾烈を極めたことはすでに述べた。かつて 1789 年権利宣言で規定されていた所有権は、4月草案においては結果的にその継受としての「権利宣言」の I ではなく、II、すなわち「社会的および経済的権利」に置かれたのである(そして「法律によって保障された所有権」という文言が採用される。)。こうして自由権と新たな権利とを厳格に区別し、所有権を明示的に後者に位置付け、経済改革の CNR 綱領路線を徹底させる、つまり反独占の姿勢を法文上明らかにする社共の思惑がそこには表れていた。したがって、「論議が再燃する」ことを回避し、新たな憲法制定のための妥協に至るには、両者の権利を敢えて区別せず並置することにより、所有権の法的性格を曖昧にする必要があったのだろう 217 。

(3)「社会保護への権利」の位置付け

次に、1946年憲法前文の具体的な中身として、社会保護への権利に関する規定、つまり4月草案第33条が1946年憲法においてどのように変容したかという点について検討する。これは本章の冒頭でも記したとおりの条文、「国は、すべての者、とりわけ子ども、母親および老齢労働者に対して、健康の保護、物質的安全、休息および休暇を保障する。年齢、身体的または精神的状態、経済的事情ゆえに労働できない境遇にある人はすべて、適切な生存手段を共同体から取得する権利を有する。」として前文第11項に新たに規定されることとなった。本項と4月草案第33条との条文上の明確な相違点として、「国は、すべての者、とりわけ子ども、母親および老齢労働者に対して、健康の保護、物質的安全、休息および休暇を保障する。」という文言が新たに加わったこと(①)、そして、4月草案第33条の第2項、すなわち「この権利の保障は社会保障の公的機関を設立することによって確保される。」という文言が削除されていること(②)、以上の2点が指摘できる。

条文上のこの変更はなぜ生じ、そしていかなる評価が可能であろうか。変更の理由は、①・②のいずれについても、やはり究極的には政治的な妥協に依るところが大きいだろう。①につき、新たに追加されたこの文言は、4 月草案「人権宣言」の第23、24、27、28、29、そして33 条において分散していたものを凝縮させた結果である218。4 月草案の「権利宣言」

Administratives et Politiques de Picardie (C.U.R.A.P.P), *Le Préambule de la Constitution de 1946*, PUF, 1996, p. 170.

²¹⁷ ペルーは、「前文の制定者は、4月の権利宣言で承認されたいかなる権利も書き落とすことのないよう骨を折った…しかしながら、所有権に関する 4 月草案の規定によって生じた懸念を考慮しているのが、みてとれる。」と指摘する。Robert Pelloux、«Le préambule de la Constitution du 27 octobre 1946», p. 372.

²¹⁸ *Ibid.*, p. 383. 各条文は下記の通り。第23条「妊娠の時からの健康の保護、あらゆる衛生処置の利益と科学上可能なあらゆる治療の利益は、すべての人に保障され、国によって確保される。」、第24条「国は家庭に対し、その自由な発展に必要な諸条件を保障する。国は立法と適当な社会的制度によって、すべての母親とすべての子どもを平等に保護する。」、第27条「労働時間と労働条件は、労働者の健康、尊厳、家庭生活を害してはならない。青年は、その者の肉体的、知的、または道徳的発育を危うくする労働に従事させられてはならない。青年は職業的訓練を受ける権利を有する。」、第28条「男女は、その労働の量と質に応

から前文への形式上の変更、そして古典的な自由権と「新しい権利」との混在という内容上の変更についてはすでに述べたが、これに加え、本草案では39カ条あった「人権宣言」の条文が、1946年前文においては18カ条へと大幅に「数の上で抑制的219」になっている点も大きな変容であるといえる。4月草案で豊富であった「権利宣言」の中身を前文では著しく簡略化し、詳細な規定や文言を敢えて採用しないことで、論争の火種を取り去ったものと考えられる。憲法制定に向けた各政党間の妥協がここでも影響を及ぼしているといえよう。②についてはどうか。第2項が削除された点について、「この文言(4月草案第33条第2項一引用者)を繰り返さないことで(中略)社会的相互扶助(entr'aide sociale)のなかに『自由な領域(secteur libre)』を維持し(中略)第二次制憲議会は、前回の問題をうまく回避した220」という指摘がある。この指摘のうち「前回の問題」とは、先述の所有権に関する事柄と同様、4月草案作成時に生じた政治的緊張を指しているものと考えられる。たしかに、本草案の審議において同項は所有権に比べると大論争を引き起こすことはなかったが、しかし、同項に規定されていた上記の権利実現の実施主体をより広くとらえ、私的機関による

以上の社会保護への権利に関する条文上の、①および②の変化から生じる共通の効果を考えてみると、4月草案に比して1946年憲法前文は「立法府に対して手段の選択を委ね」、「解釈の大幅な柔軟性(élasticité)を獲得した²²¹」といえる。詳細に規定されていた社会保護への権利は簡素化され、また、その実施主体(権利確保の手段)も憲法上は不明確なものとなった。換言すれば、「人民を貧困から解放し、社会を人間に仕えさせる諸権利」を実現するための実際的な方法や様態は、将来の立法府および当該権利の享受主体に託されたものと考えられる。

実施の可能性を残す(あるいは権利規定そのものを憲法上に明記しない)ことを主張する MRP やこれを支持する政党の存在を社共両党は無視することができず、互いに妥協をはか

もっとも、その実施主体が必ずしも明らかではなかったとしても、社会保護の実践は連帯の思想に支えられるということが、制憲者や社会保障の設計者らが共有する基本的な理解であった。4月草案と同様、10月の1946年憲法においても社会保護の文脈で「連帯」という文言は採用されなかったが、連帯それ自体は制憲者に心理面で重要な役割を果たしていたとされる²²²。もっとも、その概念が憲法の文言として表れていない以上、戦争の大混乱を経て確立した第四共和制という新たな政体において、連帯がどのように発展的に継承され、公法の領域でいかなる地位を占め得るのかは、制憲当時においては全くの未知数であった。

る必要があった。

じた正当な報酬を受ける権利、いずれにせよ、かれらとその家庭が適切に生活するために必要な資力をうける権利を有する。」、第29条「各人は休息および休暇の権利を有する。」。

²¹⁹ Gay, « France », p. 271.

²²⁰ Rivero et Vedel, « Les principes économiques et sociaux de la constitution : le preamble », p. 139.

²²¹ *Ibid.*, p. 140.

²²² Michel Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français : Le passé, le present et l'avenir de la solidalité*, L.G.D.J., 1993, pp. 516-519.

第3節 戦後フランスの社会保護システムの構築

─ ラロック・プランにおける「国民的連帯」

CNR 綱領が掲げた「完全な社会保障プラン」を具体的実施へと導いたのは、当時の社会保障総局長(directeur general de la sécurité sociale)であり、「社会保障の父」とされるラロック(Pierre Laroque)であった。フランスにおける戦後社会保障制度は、1945年のいわゆる「ラロック・プラン」に基づく1945年10月4日および10月19日のオルドナンスを出発点に構築されていく223。ラロックは、フランスが戦争を終え、古き枠組みは取り払われ、社会的および経済的な観点から、フランスを再構築しなければならないとする。新しい社会保障プランは、新たな社会的秩序の確立のための総体的な努力の枠組みとして位置付けられる224。ドイツ占領下の苦しい生活は国民の生活・健康状態を悪化させ、商工業生産の低下および貨幣価値の継続的な下落は国民生活を圧迫していた225。こうした戦後フランスにおける社会全体の疲弊感の最中にあって、ラロックは戦前の秩序や社会保障制度の欠陥を取り除き、全く新しい原則を確立しようとしたのであった。

(1) ラロックの社会保障像について

1948年の論文において、ラロックは社会保障の必要を生み出したものが何であるか、「社会的な努力」が目指す共通の目的がどこにあるかを述べている。ラロックによれば、それは2つの異なる思想(idée)の潮流の結びつきにある。一方は、「道徳と正義の名のもとでの極貧(misère)に抗する闘争、すなわち貧窮の消滅への意思」であり、他方は「自己をその依存から解放しようとする労働者階級の不断の努力、すなわち劣等感(complex d'infériorité)への対抗」である。ここでいう「劣等感」とは、自らの労働によって生計を立てている者すべてにのしかかる明日への不安定さ(incertitude du lendemain)を指す226。

²²³ ラロック・プランの成立についての邦語文献は主として下記を参照。加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴-ラロックプランの成立まで」北大法学論集 35 巻 3・4 合併号(1984 年)133 頁、工藤恒夫『現代フランス社会保障論』(青木書店、1984 年)第 I、II、IV章、田端博邦「フランスにおける社会保障制度の成立過程」東京大学社会科学研究所編『福祉国家 2 福祉国家の展開 1』(東京大学出版会、1985 年)113 頁、加藤智章「フランス社会保障制度を考える視点」海外社会保障研究 161 号(2007 年)4 頁。

²²⁴ Pierre Laroque, « Le plan français de Sécurité sociale », *Revue française du travail*, 1946, nº 1, p. 9.

²²⁵ 当時の経済状況について、中木『フランス政治史(中)』157頁。

²²⁶ Pierre Laroque, « De l'assurance sociale à la sécurité sociale », Revue international du travail, 1948, nº 6, p. 622. さらにラロックは、同じ論文のなかで戦後の社会保障プランを導いた契機について以下の通りに述べる。「1939 年から 1945 年の大戦は、それに参加したすべての諸国民に安全(sécurité)一戦争からの安全はもちろんだが、また労働者自身とその家族の生活を脅かすような戦争に伴う一切の経済的および社会的危機からの安全一に対する渇望を増長させる大きな要因となった。さらに戦争被害の甚大だった諸国にあっては、経済的再建のために必要とされる多大な努力は労働者たちの全面的な協力を意味する。すなわち、諸施設の再建と戦前の繁栄水準を回復するには、労働者たちは、おそらく何年間にもわたって、付加的な犠牲と緊張を要請される。だが、それと引き換えに一

ラロックが指す「自らの労働によって生計を立てている者」は産業革命から発生した労働 者大衆である。かれらは、金銭的あるいは社会的「蓄え(réserves)」を欠く脆弱な地位(faible degré) に置かれている²²⁷。資本主義企業の下で賃金所得者としてのかれらの個人的な所得 は、「多くの場合、働き手と妻と子どもたちのノーマルな生計を日々確保するのにギリギリ のものである。病気などの例外的負担をカバーすることはできないし、ましてや老齢者・失 業者・疾病者の維持は許されない。労働の停止(arrêt de travail)はそれがどんな理由であ るにせよ、この小家族集団を完全な極貧へと投げ込む。以下、不安(insécurité)は恒常的 な脅威となる228」。ラロックの理解では、こうした労働者階級に重くのしかかる「不安」や 「不安定さ」に並んで、「経済生活の管理からの労働者の排除」も当該「劣等感」の要因の 一つであるとされる229。したがって、戦後の社会保障とは、労働者の生活水準の向上、雇用 や収入、労働能力の保障に加え、労働者を受動的地位に貶めることのないよう、かれらの経 済生活や企業運営に対する参加を促す必要があることから、社会保障はこの両者の結合に よって遂行されるものでなければならないのである。社会保障はこのような意味での「保障」 である以上、ラロックにとって、その実施は労働者大衆に対する「生活上の不安の抑制およ び緩和」のための政策であるが、より適切には、労働者大衆の間に「明日のあらゆる脅威か ら自らが保護されている」と感じる際に得られる「安全感 (sentiment de sécurité)」を付 与する」政策だと定義されなければならない230。

(2) ラロック・プランの指導原理――いわゆる「ラロック三原則」

以上のように社会保障実施の根拠や目的を示したうえで、これを実現するために、ラロックは以下の3つの原則に従って社会保障を組織化するべきだとする。いわゆる「ラロック・プランの三原則」である。

三原則の確立にあたり、これら組織化の特徴として、その基礎原理にラロックが「国民的連帯(solidarité nationale)」の理念を掲げたことについて述べたい。(1)で整理したラロックによる社会保障の構成においては、労働者大衆に対する「安全感」の付与が重要な位置を占めていたが、その意義は、社会保障制度が、「各人に人間の尊厳を付与する」ような新

Laroque, « Le plan français de Sécurité sociale », p. 9.

定の保証を与えずにこの努力を労働者たちに求めるのは不可能であった。生産効率に不可欠な熱意と労働意欲は、労働者たちが同時に明日の貧困危機から救われないかぎり一実際、労働者たちが真の社会的保障を与えられないかぎり、かれらから得られなかっただろう。」。*Ibid.*, pp. 622-623.

²²⁷ Pierre Laroque, *Réfléxions sur le problème social*, les éditions sociales françaises, 1953, p. 53. ここで言及される「蓄え」は、単なる貯金にとどまらず、「関係性を構築」し、「物的ないし道徳的な援助(aide)の可能性」を含む、最も広義に解釈できる言葉を指している。*Ibid.*, p. 53.

²²⁸ *Ibid.*, pp. 54-55.

²³⁰ Laroque, « De l'assurance sociale à la sécurité sociale », p. 625 ; Pierre Laroque, « Droits de l'homme, travail social et politique sociale », *Droit social*, 1968, nº 12, pp. 62-63.

たな社会秩序の実現のための一手段であるという点にある。この観点から社会保障を言い表せば、それは「同じ国民社会のすべての構成員の間で組織される連帯」であるとされる。したがって、社会保障の組織化には、19世紀初頭以来の伝統的な「自由主義社会」を基礎付けてきた諸観念の修正が予め含まれている。「自由主義社会の基本的なドグマの一つは、各人の運命は個人の努力次第であり、それのみによって決まるというものである。各人が望む地位を得ることも、節約や貯蓄によって明日への不安から身を守ることも、個々人の責任であるということであった。」。これに対し、戦後フランスの「社会保障の基礎の一つは、共同体(collectivité)がそのメンバーの福祉にも責任をもつという観念である²³¹」。こうした意味における「国民的連帯」が以下の三原則に通底する理念だと理解されていた。

①一般化(généralisation)の原則

一般化の原則とは、社会保障制度においては、すべての人をその対象にしなければならないということを意味している。ラロックは社会保障を「各人にどのような状況においても、本人とその家族の生計を立てるのに十分な収入の享受を保障すること²³²」と定義する。したがって、社会保障の強制適用の対象を一定収入以下の商工業部門労働者とその家族に制限してきた「加入上限(plafond d'affiliation)」を撤廃し、全労働者に拡大しなければならない。さらに、ラロックは、社会保障はまずは有償労働(activité rémunératrice)をなす人々を対象とするが、これを次第に拡張し、労働者以外の者も含めた全人口をも対象とするべきであるとする²³³。なお、本原則は、以上の人的適用範囲の「一般化」に加え、社会保障制度が「生活上の不安」をもたらすあらゆる事故や負担などの社会的リスクを包括的にカバーすることをも意味する。

②統一性 (unité) の原則

ラロックは、社会保障的機能をもつすべての制度を、「単一の組織」に統合するべきであると主張した。たとえ①の原則が徹底されたとしても、同時に、社会保障が同じ方法で行われ、統一的に管理・運営されなければ、真の社会保障を効率的に達成することはできない。これは、第三共和制期のフランスにおいて、各種社会保険制度が各々異なるルールに基づいて実行され、相互間の十分な連結や調整が欠如したまま併存していた事態を想定した主張である²³⁴。すなわち、社会保険をはじめとする旧来の社会保障的な諸制度は、それぞれの受益者に対して「明日のあらゆる脅威から保護されている」という確信を与えることができず、「明らかに、部分的社会保障を感得するための一手段²³⁵」でしかなかった。

²³¹ Sécurité sociale et conflits de classes, in Pierre Laroque (préface par), Collection Relations sociales, 1962, p. 8.

²³² Laroque, « Le plan français de Sécurité sociale », p. 10.

²³³ *Ibid.*, p. 15.

²³⁴ *Ibid.*, p. 11.

²³⁵ Laroque, « De l'assurance sociale à la sécurité sociale », p. 625.

こうした過去の「失敗」を克服し、基礎原理たる「国民的連帯」を形成するために統一性の原則が不可欠であるというのがラロックの理解であった。より具体的には、制度運営にあたっては、全国社会保障金庫を頂点とする一元的な組織で社会保障全体の管理運営を行うことが提言される(単一金庫〔caisse unique〕という技術の採用²³⁶)。商業保険会社の運営に委ねられてきた労働災害補償保険や、雇い主の単独管理下で多様な格差をもって発展してきた家族手当制度もまた、この単一金庫に統合されなければならない。「社会保障は国民的連帯に支えられなければ、すなわち人々のあらゆる(不安)要素や社会的な努力を一つの組織に包括しなければ、その目的を完全に達成することはできず」、単一金庫はそのための「技術的な方法」であるとされる²³⁷。

③自律性(autonomie) — 当事者参加・社会的民主主義の原則

(1)で確認した通り、ラロックにとっての社会的な「保障」は、労働者階級を主体的な存在として位置付けなおすことをその目的としていたし、またこれは社会保障プランの実行における「関係代表者による自主管理」を掲げた CNR 綱領の提言にも沿うものであった。

ラロックによれば、社会保障プランは「専ら労働者の物質的状態の改善にあるのではなく、むしろ、労働者たちがそこで十分な責任感を持つことのできる、新たな社会秩序の創設にある²³⁸」。そしてそれは、社会保障を当事者である自らが管理し、社会保障の総体をカバーしていると自覚できることを意味する²³⁹。したがって、社会保障の財源については国家予算に可能な限り頼ることなく、関係当事者の負担する保険料を財源としなければならないとされた(当事者拠出主義)。フランス社会保障は国家の介入を限定的なものと位置付け、あくまで労働者および使用者を中心とする関係当事者の手によって、管理運営することが企図されたのである。

以上の三原則を敷衍すると、「国民的連帯」の原理を基礎に据え、究極的にはフランス全人口に適用範囲を拡大し、全国社会保障金庫を頂点とする単一金庫組織によって、被保険者をはじめ関係当事者らが直接制度の管理運営に関与する、そのような制度実現のための原則だといえる。

ラロックは当該三原則に基づき、社会保障で実現するべき保障の具体的な内容を 4 つ挙 げる。第一に、すべての人に職を提供すること、すなわち完全雇用 (plein emploi) を実現すること、第二に、各労働者が十分な収入を得られるようにすること、第三に、労働者の労働能力を維持させること、そして最後に、職の喪失 (=失業) に備えることである。ラロックは「すべての労働状態にある者 (tout les hommes et toutes les femmes en état de

53

²³⁶ Laroque, « Le plan français de Sécurité sociale », p. 13 ; Henry C. Galant, (preface de Pierre Laroque), *Histoire politique de la sécurité sociale française 1945-1952*, 1955, p. XV.

²³⁷ Galant, Histoire politique de la sécurité sociale française, p. XV.

²³⁸ Laroque, « Le plan français de Sécurité sociale », pp. 12-13.

²³⁹ *Ibid.*, p. 13.

travailler)と、自らの労働で生活をし、労働によってしか生活できないすべての者に対し、有償労働を付与するべきである²⁴⁰」とする。同時に、労働者が就く職において、労働者の基本的な「需要(besoin)」を充足させる収入が保障されていなければならず、そしてこの基本的なニーズは労働者の家族のニーズと不可分である(ここから家族手当の必要性が導かれる)。したがって、自らの家族と共に生活を送るのに十分な収入を得て初めて労働者は真の保障を享受するのである。ただし、当然のことであるが、自らの労働能力を維持できなければ就労を保全することはできない。そのため、職場環境や衛生上の対策に加え、疾病、労働災害、職業病の予防が労働者に確保されていなければならない。そしてラロックが「社会保障にとって最も重要」と位置付けたのが、「労働の停止に備えること」であった²⁴¹。彼によれば、完璧な医療政策が疾病を予防できないのと同様に、完全雇用を目指す政策であっても失業を完全になくすことは困難である。他方、出産などの「幸福な」停止もあれば、老齢や家族の大黒柱(soutien)の死去など「やむを得ない」停止もある。したがって、どのような理由によるにせよ、社会保障は代替所得(revenu remplacement)を保障し、労働の停止に基づく所得の減少を回避しなければならない²⁴²。

以上のラロックによる社会保障の三原則、実施内容について、本稿の関心から以下のこと を指摘したい。まず、ラロックが社会保障の基礎に「国民的連帯」を据えていた点である。 ここでラロックが当該「連帯」に何を込めたのかを解明するのは困難であるが、彼が「共同 体に対する福祉部門への責任」を主張し、「連帯」の中に自由主義を支える観念の修正を読 み込んでいることから、第三共和制期のレオン・ブルジョワに代表される「連帯主義」の理 論を一定程度踏襲していることがわかる。彼によれば、経済情勢の変化(工業生産力の著し い低下や貨幣価値の低落による貯蓄技術の無力化など)によって、新たな状況、すなわち不 安のリスクを誰しも免れ得ない状況が生み出されている。そして今日においてはすべての 人(le monde)が、当該「不安の要素を前に連帯している²⁴³」。このことは、換言すれば、 戦争による生活基盤の破壊によって「すべての人が等しく社会保障を必要としている状況 に陥っている」ということを意味し、これがラロックの状況認識であった244。だからこそ、 「一般化の原則」によって人的範囲の限定を除去する必要性が説かれたし、包括的な社会的 リスク保障の観念が打ち出されたのだろう。徹底的に破壊され分断に陥った社会を前に、社 会的な保護をいかに形成し構成員同士の紐帯を再び編み出していくかという難題に対し、 ラロック・プランは、連帯を梃子にすることでこれに大きな枠組みを提供したものと考えら れる。

次に、ラロックの社会保障プランにおいては、公的扶助がその構成要素とはみなされていないことがわかる。第三共和制期に導入された公的扶助は私的生活・家族生活への公的な介

²⁴⁰ *Ibid.*, p. 10.

²⁴¹ *Ibid.*, p. 11.

 $^{^{242}\,}$ Laroque, « Le plan français de Sécurité sociale », p. 11.

²⁴³ Laroque, « Le plan français de Sécurité sociale », p. 15.

²⁴⁴ 加藤「フランス社会保障制度の構造とその特徴」184 頁。

入やコントロールを伴うため、扶助を排除することは、ラロックが採用した社会保障運営への当事者参加という社会的民主主義的な方針の論理必然的な結果であった。彼の構想においては社会保障の徹底を主眼とし、これによって社会的な保護は大方カバーできるものとされていたのである。そのため、国民全体に対して均一の最低生活費を保障する制度を導入する主張は当時においてほとんどなく、一定の給付水準を維持するために、保険能力の劣る者に対し、国家財政から補助を行うという方針は原則として採用されなかった²⁴⁵。この点は「新しい貧困」を前にフランス社会保障が機能しなかった要因の一つとなる(第3章参照)。

(3) ラロック・プランの展開

本節の冒頭で述べた通り、ラロックのこの計画は「特別委員会246」(1945年7月)や「臨時諮問議会(Assemblée consultative provisoire)」(同)における労働社会問題委員会および総会での審議や修正を経て、第一次制憲議会選挙を目前に控えた1945年10月4日の「社会保障の組織に関するオルドナンス」と、これを補完する10月19日の「社会保障制度改革に関するオルドナンス」へと結実する。そしてこのオルドナンスを出発点として、戦後フランスの新たな社会秩序および社会保障制度は構築されていくことになる。

しかしながら、その後の社会保障発展史は、「国民的連帯」に基づくラロック・プランの 忠実な再現とはならなかったといえる²⁴⁷。そもそもラロック・プランは、内在的かつ根本的 な問題を抱えていた。例えば、社会保障制度の人的対象を拡大するにあたり、新たに制度適 用対象となる人々に対して財源負担能力と給付水準をどのように設定するのか、また、第三 共和制期から極めて多様な形で発展した、各々が対象とする人的範囲や性格を異にする諸 制度を統合するにあたり、そのための具体的な手順や経過措置はいかなるものとするのか。 ラロックはこれらについての提言を全く行っておらず、制度の漸進的な完成を謳うにとどまった²⁴⁸。したがって、特別委員会が臨時諮問議会に対して提出した「理由書」のなかでは、 ラロックの基本精神を踏まえつつも、「…新たな制度が満足な形で機能するとき、社会保障システムを全人口へと徐々に拡大すること、および社会的不安要因の総体をカバーすることが可能であり、かつ必要である。(しかし) それは将来の作業(tâche de demain) である ²⁴⁹」とされ、「今日なすことが可能であり、かつなすべきことは、このプランが漸次実現さ

²⁴⁵ 廣澤孝之『フランス「福祉国家」体制の形成』(法律文化社、2005年) 148頁。

²⁴⁶ 社会保障制度改革に関して、「たとえ大枠を示すものであったとしても、できるだけ幅 広い国民各層の協力と支持が不可欠である」というラロックの主張に基づき、世論の関心を 呼ぶために、当時の労働・社会保障大臣パロディ (Alexandre Parodi) が設置した委員会 (別 名パロディ特別委員会 [Commission spéciale Parodi]) を指す。Galant, *Histoire politique de la sécurité sociale français*, p. 29.

²⁴⁷ 1945 年オルドナンスの成立過程と、その後のラロック・プランの「挫折と後退」については、とりわけ工藤『現代フランス社会保障論』119-138 頁参照。

²⁴⁸ 廣澤『フランス「福祉国家」体制の形成』144-145 頁。

²⁴⁹ Galant, *Histoire politique de la sécurité sociale française*, p. 50.

れ得るような(制度・機構の)枠組みを組織することである²⁵⁰。」と指摘された。戦後直後のフランスの財政状況にあっては、当該プランは長期的な展望でしか検討することができず、「一般性」という実現困難な「原則」はこの時点で将来の課題とされ、労働者保険を基本とした諸制度を統合および一元化することが企図されたのであった。

特別委員会ではさらに、「単一金庫」の是非や、金庫の管理運営を左右する金庫理事の選出のあり方が多くの議論を呼んだ。これらの議論においては、やや図式的になるが、ラロックの原則を踏襲する政府案を支持する政府機関、労働総同盟(Confédération Générale du Travail: CGT)代表と、これに反対する使用者団体、CFTCという2グループが対立した251。当然ながら、これらの諸勢力を支持母体とする政党間のパワーバランスが第一次制憲議会、第二次制憲議会の選挙を経て変化すると、つまり共産党優位からMRP優位へと政治状況が変化するに伴い、政府案に反対する声は高まり、CGT系の議員は防戦一方とならざるを得なくなった。

結果的に、統一性の原則については、家族手当部門において家族金庫が管理運営を担うこととなり、ラロックのいう単一金庫組織による運営実施には至らず、しかも、これを決定づけるように、1960年代には疾病保険・老齢保険・家族手当の各部門に全国金庫が設置された。さらに一般化の原則については、1947年に老齢保険の一般化の試みが中間層および自営業者の反対によって挫折し、1948年には非賃金労働者(商工業経営者、自営業者、農業者など)の老齢年金制度が各種職業団体の個別利害によって独立の制度として分立することになり、統一化の見通しは困難となった。この時期以降、制度の職域ごとの分立は決定的となり、「統一はもはや不可能な事態に進んだ252」。また、このような非賃金労働者についての疾病・出産保険が成立したのは1960年代であった。最後に、ラロックが重要視した失業のリスク保護、すなわち「職をもたない人々」への保障については社会保障の構成要素とはみなされなかった253。

既述の通り、戦後フランスの社会保障プランにおいて公的扶助は残滓的なものとして位置付けられた。公的扶助については、1953年に改革がなされ²⁵⁴、複雑に乱立していた制度

_

²⁵⁰ *Ibid.*, p. 28.

²⁵¹ 特別委員会および臨時諮問委員会における議論の詳細な経緯について、参照、工藤『現代フランス社会保障論』 123-130 頁。

²⁵² 田端博邦「第5章 社会保障の歴史」藤井良治=塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 6 フランス』(東京大学出版会、1999 年)115 頁。

²⁵³ 強制失業保険は 1958 年になってようやく誕生する。序章で確認したとおり、現在においてもフランス失業保険は「社会保障」には分類されず、この運営・管理・財政は、労使の共同運営による地域の商工業雇用協会(association pour l'emploi dans l'industrie et le commerce: ASSEDIC)、そして全体を調整する全国商工業雇用協会連合(union nationale pour l'emploi dans l'industrie et le commerce: UNEDIC)の責任によって実施されている。失業保険の他、失業扶助、特別な補足手当もあり、制度が非常に複雑に分立している。
²⁵⁴ 1953 年 11 月 29 日のデクレに基づく。このデクレは 1956 年『家族および社会扶助法典(Code de la famille et de l'aide sociale)』としてまとめられた。また、この時に「公的扶助(assistance publique)」という名称が、「社会扶助(aide sociale)」へと改められ、法

と手続きが改善され、扶助の形態に共通する基準と福祉事務所が設置される。その一方で、フランスは社会保障を職域の問題ととらえ、貧困を含む社会的な問題については、扶助の改革によるよりも社会保障の領域で新たな措置を形成することによって対処してきた。これらについて総合的に判断するならば、ラロックの掲げた「国民的連帯」とは、労使から成る「『職域的連帯(solidarité professionnelle)』を基礎とし」、国家による保険金庫への財政補完と、最小限の社会扶助をそれに組み合わせることで、「間接的に実現される」国民的連帯であったと評価することができる²⁵⁵。ラロック・プランの「挫折」の中で形成されていったフランス社会保障は、後に多くの問題を引き起こすことになる。

第4節 連帯の「憲法化」-憲法院判例を素材として

本章第1節でその成立過程を追った 1946 年憲法について、当時の学説がこの憲法の条文や前文を無視するということはなかったものの、社会保護の権利を含む社会権を憲法上の権利として基礎付けようとする意識 (esprit) はなかった256。そもそも、これも本章第2節で確認した通り、1946 年憲法の前文は 4 月草案に比して権利の性質に応じた厳格な規定もなく、文言も非常に簡潔なものであった。このことは、前文上のいずれの規定においても、憲法によって承認された諸権利の法制度 (régime juridique) について、何ら明らかにされていないことを意味している257。1946 年憲法前文上のこのような「沈黙 (silence) 258」は、同憲法が、立法府の行為についてコントロールを及ぼす制度、つまり違憲審査制を採用しなかったことに関わっている (人権規定が前文の形式を採用した理由の一つがここにあったことは、すでに本章第2節でみた。)。しかしながら、この状況は特に 1980 年代から 1990年代にかけて著しく変化し、「沈黙」は破られていく。今日では、社会的な権利の憲法的基礎について検討すること、換言すれば、憲法的価値を有する諸規定と原則において、社会的な権利の基盤的原理を探求することが可能になっているのである259。

(1) 憲法委員会の設置

フランス第四共和制期においては、1946年憲法前文に掲げられた社会的諸権利の保障の 方法として違憲審査制は採用されず、この憲法は法律をコントロールする基準として機能 していなかった。1946年憲法は憲法委員会(Comité constitutionnel)という機関を設けた

57

律上の用語として正式に位置付けられた (序章参照)。しかし、その定義は本法典において も規定されていない。

²⁵⁵ 田中拓道「『連帯』の変容—20 世紀フランス福祉国家史試論—」『年報政治学 2006— I 平等と政治』(木鐸社、2006 年)231 頁。

²⁵⁶ Xavier Prétot, « Les bases constitutionnelles du droit social », *Droit Social*, 1991, nº 3, p. 187.

²⁵⁷ Gay, « France », p. 271.

²⁵⁸ Prétot, « Les bases constitutionnelles du droit social », p. 187.

²⁵⁹ *Ibid.*, p. 187.

ものの、これは「憲法改正」の編の箇所にも示されているように、「国民議会によって採択された法律が憲法改正を必要とするかどうか」(第 91 条第 3 項)を審査する権限を有し、また、法律の制定過程で両院の意思を調整する(第 92 条第 1 項、第 2 項)役目を担うものであった。そして、何よりもこれは、憲法第 I 章(主権と国民議会)から第 X 章(地方公共団体)までの規定について改正の可能性に限り裁判をする機関であったため、憲法前文に関する事項、つまり第一次制憲議会であれほどまでに骨を折った人権の問題については、まったく審査の権限を有していなかった(第 92 条第 3 項) 260 。憲法委員会は、「万能的な議会の派生機関であって、裁判的というよりも政治的機関」と評されるものである 261 。このような、第三共和制以来の「議会に対してでなく議会によって権利を確保するというフランス式思考 262 」から脱却し、人権に裁判規範としての憲法規範性が承認されるためには、1958 年第五共和制憲法において創設された憲法院(Conseil constitutionnel)の発足を待たねばならなかった。

(2) 第五共和制における憲法院と 1946 年憲法前文の法規範性

1958 年憲法は、人権については前文で「1946 年憲法前文によって確認かつ補完された 1789 年人権宣言によって定められた人権および国民主権の原則に対する愛着を厳粛に宣言」 するのみである。共和国の基本理念については、第1条で「不可分の、非宗教的、民主的かっ社会的な共和国」とし規定している。1958 年憲法がフランス共和国に付与した「社会的」 な性格は、1946 年憲法との連続性を重んじた結果であるとされている²⁶³。1946 年憲法前 文はごく簡単に援用されたにとどまるが、本憲法の「社会的」な性格、前文上の諸原則を再確認している以上、これらの諸規定の法的性格や、保障の実践が問題となる。

そこで、1958年憲法第7章で創設され、法律の合憲性審査を行う憲法院に注目したい²⁶⁴。 ただし、直ちに以下のことを付言しなければならない。第五共和制の初期において、1958 年憲法は大統領を頂点に戴く執行府の強化および統治機構内における議会権限の制約を主

²⁶⁰ 1946 年憲法第 92 条の条文は下記の通り。「憲法委員会は、法律の審署期間内に、共和国大統領および共和国評議会が構成員の絶対多数で決定した共和国評議会長の共同で発した訴えによって付託される(第 1 項)。憲法委員会は法律を審査し、国民議会と共和国評議会が一致するように促す。国民議会と共和国評議会が一致に至らない場合、憲法委員会は付託から 5 日以内に決定を下す。この期間は、緊急の場合、2 日に短縮される(第 2 項)。憲法委員会は、この憲法の第 I 章から第 X 章の規定の改正の可能性について決定する権限の

みを有する。」

 $^{^{261}}$ 深瀬忠一「フランスの憲法審査院—その性格と実績」ジュリスト 244 号(1962 年)35 百

²⁶² 樋口陽一『比較憲法〔全訂第三版〕』(青林書院、1992年) 213 頁。(強調原著者)

²⁶³ Bertrand Mathieu, « La République sociale », in Bertrand Mathieu et Michel Verpeaux (sous la direction de), *La république en droit français*, Economica, 1996, p. 176. 264 本稿は憲法院それ自体について、組織や権限に関する詳細には立ち入らない。憲法院成立の経緯や基本的な理解、法的・政治的役割などについては、主として下記を参照。植野妙実子『フランスにおける憲法裁判』(中央大学出版部、2015年)。

要な関心事としており、新設の憲法院に託されたのはこれを担保する機関としての役割であった。審査の主要対象たる法律は法的効力が確定されていない審署前の法律に限定されており、提訴権も政治的多数派(大統領、首相、両議院議長)の手に留保されていた。運用においても執行権追随的であり²⁶⁵、憲法院は一種の違憲審査機関であるとしても、人権保障の担い手としての性格は事実上否定されていたのである。

ところが、1971 年 7 月 16 日の判決²⁶⁶を契機としてこの状況は一変し、憲法院は人権保障機関としての役割を演じ始める。1901 年の結社の自由に関する法律では、結社の届出に対し、団体の適法性審査をすることなく受領書が交付されていたが、これを検察官および大審裁判所の介入による事前審査に服させるように改正する法律が成立した。本件は本法の合憲性が争点となる。提訴を受けた憲法院は、「共和国の諸法律によって承認され、憲法前文によって厳粛に再確認された基本的諸原理」(1946 年憲法前文)としての「結社の自由」に違反するとし、違憲と判断した。

本判決の意義は、第一に、憲法院に対して権利および自由の擁護者としての役割を明確に認め、その諸原理に対する立法府によるあらゆる侵害、および執行府による手続き上の濫用に対して制裁を課する意思を公然と示したこと、第二に、憲法前文とこれが参照するテキストの「実定法的および憲法的価値」を明白かつ決定的に認めたこと、そして第三に、憲法院の威信(prestage)と権威(autorité)を著しく強化したこと、以上の3点であるとされている²⁶⁷。

このように、憲法院は「眠ったまま (endormis)」、あるいは適用の余地はないものと信じられていた条項や原理、つまり 1789 年人権宣言、共和国の諸法律によって承認された基本的な諸原理、そして 1958 年および 1946 年憲法前文に対し、実定法上の価値を付与したのであった²⁶⁸。

1971年の判決に続き、1975年1月15日の判決269において憲法院は1946年憲法前文に

59

²⁶⁵ 例えば、事実上、憲法院が大統領の権限を強化する役割を果たしたものとして下記の判決がある。1962 年、大統領直接選挙制の採用を内容とする憲法改正が、憲法第89条に定められた正規の憲法改正手続きに依らず、つまり議会の審議を経ずに、国民投票制を定める憲法第11条に基づいてなされた。同年11月、当時の元老院議長が本法、つまりレファレンダムによって承認された法律の違憲性の判断を求めて提訴した際、憲法院は、当該違憲審査の対象にはレファレンダムによって承認された法律は含まれず、したがって、憲法院の審査権はないことを宣言した。Décision nº 62-20 DC du 6 novembre 1962. 邦語の評釈として、下記を参照。フランス憲法判例研究会(編集代表 辻村みよ子)『フランスの憲法判例』(信山社、2002 年)383-386 頁〔井口秀作〕。

²⁶⁶ Décision nº 71-44 DC du 16 juilet 1971. Louis Favoreu et Loïc Philip, *Les grandes décisions du conseil constitutionnel*, 12º éd., Sirey, 2003, pp. 237-255. フランス憲法判例研究会『フランスの憲法判例』141-146 頁〔山元一〕。

 $^{^{267}}$ Louis Favoreu et Loïc Philip Les grandes décisions du conseil constitutionnel, $2^{\rm e}$ éd., Sirey, 1979, p. 251.

 $^{^{268}}$ Louis Favoreu, «L'apport du Conseil constitutionnel au droit public », *Pouvoirs*, 1980, nº 13, pp. 18-19.

²⁶⁹ Décision nº 75-54 DC du 15 janvier 1975. Louis Favoreu et Loïc Philip, Les grandes

憲法的効力を認めた。本件は 1974 年 12 月に可決された人工妊娠中絶を認める法律 (妊娠中絶法) に関して、同法律の合憲性が争われた事案である。憲法院は妊娠中絶法を憲法に反しないものと判断したが、その理由のなかで、以下のようにして 1946 年憲法前文の人権に関する規定と、第 11 項に直接的に言及し、その規範的価値を承認している。すなわち、妊娠中絶法は 1946 年憲法前文で宣言された「共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理」に違反せず、また「国は子どもの健康の保護を保障するという、1946 年憲法前文に規定された原理 (前文第 11 項) を侵害するものではない」。このように、1975 年判決は 1946 年憲法前文それ自体に憲法としての裁判規範性を付与し、このことから、本憲法の人権に関する規定のうち「現代に特に必要な…政治的、経済的、および社会的諸原理」として列挙された、いわゆる社会権規定に対して違憲審査の規準としての憲法規範性を付与した270。1946 年憲法前文における諸原理の「憲法ブロック」ー違憲審査の基準となる一への統合を確立し、憲法院の合憲性審査の範囲を著しく拡大した点で、この判決は非常に重要である271。

1971年および1975年の判決によって、1958年憲法前文において継承された1946年憲法前文の「共和国の諸法律によって確立された基本的諸原理」、「現代に特に必要なものとして」の「政治的、経済的および社会的諸原理」のすべてにまで「憲法ブロック」が拡大され、憲法は「単なる『制度の法』ではなくなった272」と同時に、1958年憲法上の新たな前文の法的価値がいかなるのものであるのか、また、憲法院の裁判官のコントロールが12年前に宣言された経済的および社会的諸権利にまで及ぶのか否か、という問いに終止符を打つことになる273。

(3) 憲法院判例からみる連帯概念の「憲法化」

こうして、1970 年代の憲法院判決を通じ、現行 1958 年憲法で参照されている 1946 年憲 法前文は、法規範性が承認されることとなった。

次に、前文第 11 項のとくにその後段「健康の保護、物質的な安全、そして適切な生存手段を共同体から取得する権利」、つまり社会的な手当へのアクセスに関する権利が、憲法院によってどのようにして法律をコントロールする規範的価値を承認されたかをみる。そして、当該権利の背後にある連帯概念が憲法といかなる関係を持つようになるのかを考えたい。そのための作業として、主に以下 3 つの憲法院判決、1987 年 1 月 23 日判決²⁷⁴ (①)、

décisions du conseil constitutionnel, 2º éd., Sirey, 1979, pp. 299-322. フランス憲法判例研究会『フランスの憲法判例』79-86 頁〔建石真公子〕。

.

²⁷⁰ 樋口『比較憲法』270 頁。

 $^{^{271}}$ Louis Favoreu et Loïc Philip Les grandes décisions du conseil constitutionnel, $2^{\rm e}$ éd., Sirey, 1979, p. 319.

²⁷² Favoreu, «L'apport du Conseil constitutionnel au droit public », p. 23.

²⁷³ Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p. 524.

²⁷⁴ Décision nº 86-225 DC du 23 janvier 1987. Xavier Prétot, « Les prestations sociales peuvent-elles être assorties d'une condition de résidence? », *Droit Social*, 1987, nº 4, p. 345.

1997年1月21日判決275(②)、そして1997年12月18日判決276(③)を素材にする。

①1987年1月23日判決

前文第 11 項で規定された社会保護への権利について、そのアクセスへの条件付けを内容とする法律を憲法院が初めて審査したのが、1987 年 1 月 23 日の判決である。本件で問題となったのは、「各種社会保障措置に関する法律²⁷⁷」の第 4 条であった。本条は社会手当、具体的には補足手当(allocation supplémentaire) ²⁷⁸の受給要件として、受給者がフランス領土内に事前に(antérieur)居住しているということを定めていた(その期間はデクレによって決定される)。本件ではこの受給要件の合憲性が争点となる。

まず、問題となっている法律第4条が「外国に住むフランス人を犠牲にしており(中略)フランス人同士の間に差別をもたらして」おり、1958年憲法第1条に規定された「フランスは、出自、人種あるいは宗教の区別なく、すべての市民の法のもとの平等を保障する」という文言に違反しているという議員の主張に対して、憲法院は、「社会的な手当の給付において、居住の条件を設けることそれ自体は、憲法が禁止する差別には該当しない」(Cons.15)としてこれを退けた。ところが、憲法院はこれにすぐ続けて以下のように述べる。「しかしながら、1958年憲法の前文で確認されている1946年憲法前文の第11項の文言の観点から考えてみると」(Cons.16)、「立法府も政府も、自らの権限に応じて1946年憲法前文第11項が宣言する原理を尊重しながら、その適用方法を定める責任がある。したがって本件法律第4条に規定された各場合において、1946年憲法前文第11項に反しない方法を選択しながら、かつ当事者らが受給しうる各種援助手当を考慮しながら必要居住期間を定めるのは政府の命令制定権の権限に属する事項である。これ以外のあらゆる解釈は憲法に反する。」(Cons.17)。こうして、社会手当給付の要件設定に当たり、立法府および執行府がそれぞれ

²⁷⁵ Décision nº 96-387 DC du 21 janvier 1997. Xavier Prétot, « La conformité à la Constitution de la loi instituant la prestation spécifique dépendance », *Revue de droit sanitaire et social*, 1997, nº 3, p. 681 ; Jean-Claude Zarka, « La décision du Conseil constitutionnel du 21 janvier 1997 relative à la loi instaurant une prestation spécifique dépendance », *Les Petites Affiches*, 1997, nº 19, p. 9.

²⁷⁶ Décision nº 97-393 DC du 18 décembre 1997. Louis Favoreu et Loïc Philip, *Les grandes décisions du conseil constitutionnel*, 12º éd., Sirey, 2003, p. 885; Jean-Eric Schoettl, « Sécurité sociale » *L'Actualité juridique. Droit administratif*, 1998, nº 2, p. 127. 日本語の評釈として、フランス憲法判例研究会『フランスの憲法判例』238-243 頁〔藤野美都子〕。

²⁷⁷ Loi nº 87-39 du 27 janvier 1987 portant diverses mesures d'ordre social.

²⁷⁸ 補足手当とは、収入がデクレで定められた額未満の者に対して個別的に当事者の収入を補足する所得保障制度(社会的ミニマム)である(1956 年創設)。拠出制の老齢年金の支給によっても老齢者の所得保障が十分ではない場合に、これを補うものとして補足手当の受給ができる。補足手当は導入当時、貧困な老齢者に対する所得保障を目的としていたが、1957 年には給付対象者が障碍者にも拡大された。補足手当につき、下記を参照。加藤智章『医療保険と年金保険――フランス社会保障制度における自律と平等』(北海道図書刊行会、1995 年)192-199 頁。

の権能に則して 1946 年憲法前文第 11 項に規定されている原理を尊重すべきであるという ことが、憲法院によって初めて明言されたのである。

本判決を通じ、1946 年憲法前文第 11 項後段の法規範的価値が承認されたという評価が一般的である²⁷⁹。補足手当という社会扶助について、憲法院がこれを前文第 11 項が宣言するものとしたことは、1946 年憲法前文が「妥協の産物」と評されてきたこと、また 1970 年代までは社会保護システムに関し、その実施について憲法上の権利という視点から憲法院の審査に付すという契機を見出せずにいたこれまでの歴史を踏まえれば、画期的な意味を持つ判決だといえよう。

ところで、本判決において前文第 11 項が扱われたものの、これに関連して「連帯」それ自体への言及は憲法院によってなされなかった。しかしながら、この判決は連帯原理から派生する社会権に対し、現実的な影響力を行使するよう、憲法院が政府に対して限界づけたのだという評価²⁸⁰、あるいは「物質的安全への権利の憲法的価値を承認した」事例として本件を位置付け、この権利は「連帯の要請(exigence de solidarité)を体現するもの」とする評価がある²⁸¹。ただ、「連帯」をこの判決文のなかに読み取れたとしても、憲法院裁判官が当該連帯にいかなる意味を込めたのかは不明確である。本件においては、裁判官が立法府に対し、補足手当の条件付けにあたって前文第 11 項の規定およびその原理となる連帯を尊重するよう義務付けたという一般的な解釈、つまり、補足手当の受給者=収入のない高齢者や障碍者を対象に、この者たちを支える義務が、社会の構成員および国家に課せられているということを表明したものと考えるのが無理のない解釈であろう。

②1997年1月21日判决

①判決において暗示された「連帯の要請」を、正面から憲法上の価値を有するものと宣言したのが、1997 年 1 月 21 日判決である。1995 年大統領選挙に勝利したシラク(Jacques René Chirac)は、選挙公約に従って高齢者の介護手当に関する政策を実行する。同年から審議がはじまり、ようやく 1997 年 1 月 24 日に制定されたのが、本件で争われることになる「特別介護給付(prestation spécifique dépendance : PSD)」 282 を導入する法律(以下、

-

²⁷⁹ Philippe Terneyre, « Droit constitutionnel social. Inventaire en guise d'ouverture », *Revue française de droit constitutionnel*, 1990, n° 2, p. 341; Gay, « France », p. 279.

²⁸⁰ Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p. 526.

²⁸¹ Mathieu, « La République sociale », p. 183.

²⁸² Loi nº 97-60 du 24 janvier 1997 において成立。PSD とこれに関係するフランスの高齢者福祉に関しては、主として以下を参照。上村政彦「フランスにおける高齢者介護給付制度の構想」三田商学研究 39 巻 3 号(1996 年)51 頁、白波瀬佐和子「第 12 章 高齢者福祉サービス」藤井良治=塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 6 フランス』(東京大学出版会、1999 年)245 頁、原田康美「フランスの高齢者介護給付制度―PSD の実施と改革の動き」海外社会保障研究 135 号(2001 年)110 頁、Francis Kessler (sous la direction de), La dépendance des personnes âgées, 2º éd., Sirey, 1997; Jean-Jacques Dupeyroux et Michel Borgetto, Droit de la sécurité sociale, 18º éd., Dalloz, 2015, pp. 154-157; Michel Borgetto et Robert Lafore, Droit de l'aide et de l'action sociales, 9º éd., Montchrestien, 2015, pp.

PSD 法と略記する。)であった。PSD は、60 歳以上で介護を要する者を対象とし、月額の上限額が設定され、この金額の範囲内で給付がなされる制度である²⁸³。財源は県および「老齢連帯基金(Fond de solidarité vieillesse: FSV)」からの拠出金となる。

1997年1月21日判決で争点となった一つは、PSD 法第5条において給付の上限額の決定が社会扶助の県の命令(reglement départemental d'aide sociale)に委ねられている点にあった。提訴者によれば、同条は給付額の決定権限につき、県会議長にその裁量を委ねているために、PSD の給付主体である県によって利用できる基準報酬単価などの水準に格差が生じる可能性がある。PSD にアクセスする高齢者について、その者が居住する県ごとにリスクに対する保護に差異が生じるため、「1946 年憲法前文第11項が課す国民的連帯の要請と、法のもとの平等という憲法上の原則に、本法は違反している」。この主張に対し、憲法院は下記のように応えた。まず、「1946 年憲法前文第11項の原理それ自体は、県が実施する連帯のメカニズムに関する立法を妨げることはない。」とする。しかしながら、PSD 法によって定められた命令の諸規定は、前文第11項に反する形でなされてはならない(Cons.9)。そして、「PSD、すなわち国民的連帯の要請に対応するための社会扶助手当(allocation d'aide sociale)の支給に当たり、適切な措置によって平等への侵害を防止することは、議会の責任に帰する。」(Cons.11)とした。

本判決が下された 1990 年代には 1946 年憲法前文第 11 項の規範的価値は①判決によって確固たるものとなっていたと考えられるので、この点については言及しない。連帯の観点から検討すると、この判決における重要点は、PSD (=扶助手当)が明確に「国民的連帯の要請」と位置付けられ、憲法上の社会保護への権利と結びついたことである。文脈からして必ずしも前文第 11 項との関係で言及されたわけではないが、PSD という社会扶助手当実施の憲法上の根拠が本項である以上 (本章の冒頭を参照)、本判決において裁判官が「連帯と第 11 項との間に紐帯 (lien)を確立したのは明らかである²⁸⁴」という評価は間違っていない。第 11 項の条文上に明示的に用いられていなかったとしても、本項で保障される権利に対して、連帯という考え方が原理的な指針を付与しているとの認識が、憲法院によって承認されたといえる。

日本における「要介護」状態をフランスでは「dépendance: 依存」と表現するが、この概念の明確な定義はない(Dupeyroux et Borgetto, *Droit de la sécurité sociale*, pp. 154-155; Borgetto et Lafore, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, pp. 363-365)。これを逐語訳し、PSD を「依存特別給付」とする("personnes agées dépendentes"を「依存状態にある高齢者」とする)論考もあるが、これは不適切な訳出であると考えられるため、本稿では「要介護」という言葉を採用する。なお、PSD は 2002 年以降「高齢者自律手当 (Allocation personnalisée d'autonomie)」に変更されたが、ここでは「autonomie:自律」という表現が採用されていることを付言する。

³⁶²⁻³⁹¹

²⁸³ その他、収入条件および居住条件(3年以上)が課される。

²⁸⁴ Bertrand Mathieu, *Contentieux constitutionnel des droits fondamentaux*, L.G.D.J., 2002, p. 666.

PSD はそもそも、これを導入した政府によって「国民的連帯の給付」として定義づけられ、まさにこの給付へとアクセスする権利の実現を本制度設立の理由としていた²⁸⁵。本制度および憲法院においてが用いられた「国民的連帯」が意味する具体的内容を判断することは極めて困難であるが、PSD という制度の実態に即して、以下を推察することができる。

まず、PSD の財源について。PSD の財源の一部を成す FSV は、「社会保障一般税 (Contribution sociale généralisée: CSG)」²⁸⁶で充当される²⁸⁷。CSG は、「労働者の賃金などの所得収入 (revenus d'activité)」、「資産収入 (revenus du patrimoine)」、「投資運用収入 (revenus de placement)」、以上の3つの収入類型を課税対象とする(1997年以降はくじ・カジノによる獲得金も対象となる)。これらの租税を財源とし、最初に家族手当、次にPSD に対し、CSG の「拠出金」が各制度に充当されることとなった²⁸⁸。

このような社会保障における租税の導入は、これまで国家の介入を最小限に抑え、労使、 とりわけ雇用者の保険料の拠出とこれに基づく給付の基本原則を堅持してきたフランスに とっては、社会保障財源上の大転換であった。この背景には、1980年代後半から 1990年 代初頭の失業者急増を伴う「新たな貧困」と称される深刻な問題および経済成長の鈍化があ る²⁸⁹。不景気に伴う賃金の抑制と失業者(とりわけ若年層の失業者)増加による保険料負担 者の減少は、上記の財政上の制度設計を大きく揺るがすことになる。保険料引き上げによる

²⁸⁶ 1990 年 12 月に制定された、1991 年予算法律(Loi nº 90·1168 du 29 décembre de

=新倉修=今関源成監訳『フランス法律用語辞典〔第 3 版〕』(三省堂、2012 年)122 頁

を参考にした。

²⁸⁵ Session ordinaire de 1995-1996. Annexe au procès-verbal de la séance du 4 octobre 1995. Projet de loi instituant une prestation d'autonomie pour les personnes âgées dépendantes.

finances pour 1991)を法的根拠とする。フランス法律用語辞典上の定義は下記の通り。「1991 年に創設された、複合的構造を有し、租税の性格をもつ賦課金。各納税義務者の就労または資産から得られた所得全体に対して比例税率によって賦課され、全国家族手当金庫の財源にあてられる。活動により得られた所得に対して賦課される CSG は、その租税的性格にもかかわらず、直接、社会保障の徴収機関(社会保障家族手当保険料徴収組合連合)によって徴収される。CSG は、伝統的な累進的所得税(CSG の収入はその額を上回る)がいまや潜在的納税者の半数によってしか支払われていないという事態に対応した、所得に対する租税徴収基盤の拡大と、社会保障の保険料が負担困難な程度にまで増加することを避けるための社会保障財源の租税化という二重の現象を表している。」Serge Guinchard et Thierry Debard (sous la direction de), Lexique des termes juridiques, 18° éd., Dalloz, 2010, « Contribution sociale généralisée », p. 220. PSD の名称を含め、邦訳は、中村紘一

²⁸⁷ FSV は、CSG およびアルコール・ノンアルコール飲料の税収を財源とする。

²⁸⁸ CSG のさらなる特徴として、その料率を議会が審議することが挙げられる。社会保険部門や家族給付部門の保険料率については、政令事項として、政府がデクレによって決定することができる。これに対し、CSG の料率に関しては、法律事項として議会における審議を経なければならない。このことは、「議会が関与することによって、懸念される一般化社会拠出 (CSG を指す—引用者) の料率の引き上げを抑制し得ること、社会保障制度にとどまらず社会保護制度全体の枠組のなかで、全般的な財政問題を審議しうることを示唆している。」加藤『医療保険と年金保険』390頁。

²⁸⁹ フランスにおけるこの時代の失業および貧困問題については、第3章を参照。

財源の確保という手法はもはや現実的ではないという理解が次第に優勢となり、保険料の 支払いとこれに伴う保障、つまり拠出と給付の牽引関係に依らない、租税を財源にした社会 保護制度の設計が求められるようになったのである。

PSD の財源の一部に CSG が充当されていることは、より一般化して言えば、以下のこと を意味している。フランスが長年採用してきた保険料拠出によって労働に従事する者と退 職者を各種リスクから保護するという発想から、国民全体の負担として要介護者を保護し、 また、国民全体にその権利を保障するという考え方への転換が図られたということである。 従来、退職金や年金などに代表される政策によって高齢による労働不能のリスクをカバー してきたが、失業や不況、少子高齢化という現代特有の「社会問題」に直面し、フランスは 新たにこの問題に取り組むアクター、保護の対象そして方法などを再定位する必要に迫ら れていたものと考えられる。

そもそも、フランスにおける高齢者福祉対策が本格化したのは1970年代以降のことであ る290。戦前において高齢者保護は「所得保障」の観点から対応がなされ、戦後直後は社会扶 助の枠内において「経済的に不十分な部分を補助する」という発想へと転換した(先述の補 足手当がまさにこれに該当する)。いずれにしても、高齢者の福祉は救貧対策として位置付 けられていたのである。1960年代には高齢者の「自律」を促すことに政策の目標が移り、 在宅援助サービスや施設の改善に関する議論が盛んになる。しかしながら、当時これらの 「革新的な政策提言は少々時期尚早であ291」るとされ、本格的な政策実行には至らなかっ た。

緩慢ではあるけれども着実に高齢化社会へと進むフランスにあって292、要介護者の保護 とこれにむけた社会保護制度上の取り組みは本格的に政治的争点となっていく。したがっ て、1997年の PSD 創設はその一つの到達点であったともいえるだろう。戦後直後には予 測不可能であった少子高齢化、あるいは「要介護」という社会的進歩に付随して誰しもが潜 在的に有するに至った社会内在的「リスク」を新たに認識および共有し、かつその負担と利 益の分配を行う必要があり、連帯の理論によってこれを実践し、より広範な対象を当該リス クから保護することになったものと考えられる。

さらに言えば、PSD の給付形態にも注目してみると、PSD は要介護高齢者に対する一方 的な金銭援助ではない点で、従来の高齢者対策とは一線を画するものであることがわかる。 PSD の給付は「現物給付(prestation en nature)」の形態をとり、具体的には要介護高齢 者に対して介護サービスを提供する者への報酬または賃金という形で PSD が支払われるの である。PSD を申請する要介護者は、手続きとしてまず自身が採用する介護サービスの提 供者、換言すれば「労働者」の氏名を県に申告する必要がある。なお、申請者は複数人を雇

²⁹⁰ 白波瀬「第 12 章 高齢者福祉サービス」247 頁。

²⁹² フランスにおける人口に占める 65 歳以上の割合は、おおよそ 1970 年代 12.8%、1980 年代 13.9%、1990 年代 14.0%であった(国立社会保障・人口問題研究所〔2018 年〕人口 統計資料表 12-7)。

用することも可能であり、また家族の氏名を記入することもできる²⁹³。県による承認を経た後、在宅の要介護高齢者の場合は在宅援助のサービス供与者などに、施設で介護を受ける者の場合は当該施設に対し直接手当が支払われる仕組みとなる。

こうした給付形態を採用したねらいは、在宅および施設に入所している要介護高齢者のために介護給付を提供することに加え、介護サービスの領域で新たに雇用を創出することにあった²⁹⁴。また、要介護の高齢者を一方的に保護の対象とみなすのではなく、労働者を雇い「賃金」を支払う=「契約」を締結するという、主体的な存在として観念する機能も果たし得るものと考えられる。租税を財源とする PSD の連帯とは、各人が共同体のために負担をする(同時に権利要求の可能性を確保する)と同時に、失業によって共同体から「排除」された構成員を「参入」させる場を共同体がその責任において用意することを意味するものと考えられる。

③1997年12月18日判決

1998年社会保障財源法律²⁹⁵の制定に伴い、家族手当 (allocation familiale) ²⁹⁶の受給について所得制限の導入が図られた。1997年12月18日判決では、この措置を根拠付ける本法第23条が1946年憲法前文第10項および第11項に適合するか否かが争点の一つとなる。国会議員の憲法違反の訴えに対し、憲法院は以下の通りに応答した。

「1946年憲法前文第10項および第11項の前述の諸規定に由来する憲法的要請(exigence constitutionnelle)は、家族のための国民的連帯に関する政策実施という帰結を伴う。しかしながら、この要件を満たすために適当と考えられる家族に対する扶助の方法を選択することは、立法者に委ねられている。」(Cons.33)。「したがって、1946年憲法前文第10項および第11項の前述の規定は、それ自体として、家族手当の給付に所得制限を課すことの制約にならないとしても、法律によって規定された命令の諸規定が、家族に対するほかの諸形態の扶助を考慮に入れ、1946年憲法前文の要請に反する形で、所得の上限を決定することはできない。この留保のもと、第23条は1946年憲法前文第10項および11項に違反しない。」(Cons.34)。以上の通りに判示して、提訴者の主張を退けた297。

²⁹³ ただし、配偶者はこれに該当しない。在宅の要介護高齢者の妻または夫をも支給対象に 含んでしまうと、実際にこれを受け取った配偶者が、介護のために使用せず蓄財することを 危惧しての措置であるとされる。

²⁹⁴ 本制度を導入したジュペ (Alain Marie Juppé) 首相は、1995 年で介護給付創設を「雇用のための闘い」のなかで取り上げていた。上村「フランスにおける高齢者介護給付制度の構想」58-59 頁。

²⁹⁵ Loi nº 97-1164 du 19 décembre 1997 de financement de la sécurité sociale pour 1998. 296 フランス法律用語辞典の定義は下記の通り。「フランスに居住する 2 人以上の子をもつフランスに居住するすべての者に毎月それぞれの子について支払われる家族養育給付。」 Guinchard et Debard, *Lexique des termes juridiques*, « Allocation familiale », p. 24, 中村 = 新倉=今関『フランス法律用語辞典』 27 頁。

²⁹⁷ しかしながら、家族手当の普遍性を支持する層の強い反発によって、本手当の所得制限 は即時に(1998年末)撤廃された。

本判決において重要なのは、家族の保護が憲法上の国民的連帯の要請であると位置付けられた点である。

家族手当は数多くある家族給付(prestations familiales)制度 298 の中でもその中心を占めるもので、当制度の歴史は古く(萌芽は 1860 年とされる)、労働運動や 2 つの大戦を経てフランスに伝統的な手当の一つとして発展を遂げてきた 299 。

家族手当は、賃金に付加をして支払うという「企業慣行」に起源をもち、その財源を専ら使用者の単独負担とされる保険料の収入に依存してきた。1932年の立法化の際には、CGTによって「労働の報酬」としての家族手当ではなく、労働とは全く無関係の、社会的権利として国民集団によって組織されるべきことが主張されたが300、この要求は受け入れられず、家族手当は飽くまで家族を養う労働者の負担を軽減することを目的に、賃金の一部としての家族手当の集団的支払という仕組みが採用された301。

戦前のフランスにおいては、社会保障の実施は基本的には、何らかの事情で労働者たちが 労働の中止を余儀なくされた場合、すなわち賃金を奪われてしまうという意味でのリスク を労働者間で分配し、これを負担し合うことを目的として設計されていた。当時、労働者が 子どもを養育するということは、そのような意味での「リスク」とは観念されず、したがっ て支給される手当は付加手当としての意味合いしか帯びていなかった。そのため、何らかの 事情で労働者が就労できなかった場合に、この手当は支払われなかったのである。

しかしながら、社会に内在するリスク概念は不断に変化し続けるものであり、子どもの養育は、戦後においては「家族的負担 (charges familiales)」として社会保護でカバーすべきものとして観念されている³⁰²。また、デュペイルー(Jean-Jacques Dupeyroux)は、社会

67

_

²⁹⁸ 子どもに関する家計の支出を部分的に補償 (compensation) することによって、扶養による家族的負担を水平的に再分配する仕組みとされる。Jean-Jacques Dupeyroux, *Droit de la sécurité sociale*, 18e éd., Dalloz, 2015, p. 700.

²⁹⁹ 家族手当の歴史的変遷については、下記を参照。大塩まゆみ『家族手当の研究―児童手当から家族政策を展望する』(法律文化社、1996年)、宮本悟『フランス家族手当の史的研究―企業内福利から社会保障へ』(御茶の水書房、2017年)、Jean-Jacques Dupeyroux、Sécurité sociale, 4º éd., Sirey, 1983, pp. 20-22. 本書第二版(1972年)の邦訳として、上村政彦=藤井良治共訳『海外社会福祉選書 7 フランスの社会保障』(光生館、1978年)。同趣旨の内容として同書 17-18 および 20 頁を参照。

³⁰⁰ 工藤『現代フランス社会保障論』73頁。

³⁰¹ 雇い主による任意的かつ恩恵的な慣行(「企業慣行」)ではなく、手当の支払いを法律上の義務としたのが、1932 年 3 月 11 日の法律であった。同法は家族手当を法制化した点で画期的な法律であり、家族手当を「フランス労働法典」の第 1 部第 2 編「賃金」の項に組み込んだ。同法の制定以降、工業、商業、および農業事業の使用者は、公権力によって承認された補償金庫に加入することが義務付けられることになる。上村=藤井共訳『フランスの社会保障』17 頁、上村政彦「第 8 章 家族給付制度」藤井良治=塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 6 フランス』(東京大学出版会、1999 年)164-165 頁。これは徹底して家族手当を賃労働者に対する「報酬」として観念すべきものとする法的表現であるだといえる。なお、本手当は現在、社会保障の一構成制度として、社会保障法典において定められている(L.521-1,521-2,521-3)。

³⁰² Rouast Durand et al., *Sécurité Sociale*, 3e éd., Dalloz, 1961, p. 2.

的なリスクの概念を「不意の出来事(événement)」という言葉を用いて以下のように整理する。社会保障制度がその保護の対象として組織化する「不意の出来事」は大きく2つに区別することができる。一方は「収入の喪失または減少」であり、他方は「出費の増大による生活水準の低下」である。現在、子どもの養育すなわち「家族的な負担」は後者に位置付けられ、社会的な保護を行う対象として広く承認されている303。

1997 年 12 月のこの判決を連帯との関連性という視点で考察してみると、その注目すべき点は、憲法院がフランスに伝統的なリスクとは別に、新たに保護の対象とするべきとした家族の保護(家族的負担という「リスク」からの保護)を、憲法上の要請であると明言したことに求められそうである。不断に変容する社会内在的なリスクを改めて観念し直し、認識されるに至ったリスクを可能な限りカバーすること、そしてその負担を使用者による労働者のためのものとしてのみ捉えるのではなく、より広く社会構成員全体の負担として引き受け直すこと、そして負担に見合った利益を獲得すること、社会保護における立法府および国民によるこのような政策決定と合意が1946年憲法前文第11項の原理から正当化され、むしろ憲法上の要請であるとしたことにあると考えられる。

なお、家族手当の財源について、1993 年以降はその一部に先述の CSG が充当されていることを付言する。前述の通り、伝統的に家族給付の運営のための財源は使用者の単独負担としての保険料拠出に求められてきたため、CSG を取り入れたことは、財政運営上の大きな転換を意味していた。新たなリスクのカバーと社会のメンバー同士における権利・義務に関する新たな構成が、財政運営にも表れている。

(4) 連帯の憲法上の位置付け

以上の3つの憲法院判例を素材とし、憲法上の社会保護への権利と連帯の関係について以下の(i)および(ii)で検討し、最後に(iii)で取り組むべき課題を明らかにしたい。

(i) 憲法院の「連帯」像

各判例における意義を本稿の関心に沿って今一度整理し、それから当時の憲法院裁判官が提示した「連帯」像を抽出する。

①判決の意義は、社会扶助(本件では「補足手当」)の条件付けにあたって、憲法院によって 1946 年憲法前文第 11 項の原理を尊重する責任が立法府および執行府にあるとされたこと、そして同項後段の規範的価値が承認された点にある。従来、憲法上の権利であることを根拠として、社会扶助実施の条件付けに関して憲法院の審査に付すという回路を見出せずにいたフランスにおいて、これは画期的な意味をもつ。「生存の糧への権利」や「救済への権利」という観念それ自体は旧くは革命期にも存在していたし(第 1 章第 1 項を参照)、当該権利をめぐっては度重なる政治闘争の中で幾度も争点化されてきた。こうした権利が、憲法規範として確固たる地位を獲得し、憲法院のコントロール下でその尊重を立法府およ

³⁰³ Jean-Jacques Dupeyroux, *Droit de la sécurité sociale*, 13e éd., Dalloz, 1998, pp. 8-10.

び執行府に課すことが可能になったのは、第三共和制期における社会保障立法の困難と 1946年の憲法制定議会で生じた 2度にわたる権利規定をめぐる政治的緊張を考慮すれば、 フランス社会権発展史において極めて重要な意義を持つといえるだろう。

本節(3)で指摘した通り、本件には「連帯」という言葉それ自体への言及はなかった。しかし、本章第1節から第3節にかけて確認したとおり、社会保護の実施において連帯は、社会的権利の憲法への明文規定に合意していた制憲者や、社会保障プランの作成を先導したピエール・ラロックなど、新たな社会秩序構築の推進者たちにとって決して無視できない概念であった。このことを考慮すれば、前文第11項の規範的価値が承認されたことにより、連帯が憲法との関係で語られ得る一つの契機が見出されたと考えられ、この点についても本件の意義を見出すことができる。

②判決は、社会扶助(本件では「PSD」)手当が「国民的連帯の要請」であると明言し、また、扶助手当の実施の究極的な根拠が1946年憲法前文第11項である以上、憲法上の社会保護への権利と連帯概念との間に紐帯があることが認められたと解釈することができる。前文第11項は明文規定として「連帯」の用語を使用してはいないものの、同項上の権利保障と「連帯」との間には何らかの形でリンクがあることが憲法院によって明らかにされたのである。この点に本件の意義を確認することができる。

また、③判決においては、明示的に「1946年憲法前文第 11 項の規定に由来する憲法的要請」が、「国民的連帯の政策実施という帰結を伴う」とし、国民的連帯が社会保護への権利の憲法上の要請であると位置付けられた。②判決と異なり、憲法前文第 11 項の規定が国民的連帯と密接に結びつくと明言されたことで、条文に明示されていなくとも、本項が保障する権利の実現において、連帯という概念が作用することを憲法院が承認したのである。

とくに②および③判決に従って考察すると、憲法院のこの時代における「連帯」像は、お そらくは第三共和制期の連帯論を基本的な素地として、これを発展させたものと考えられ る。

もう一度確認すると、レオン・ブルジョワが唱道した「連帯主義」は、人間同士の相互依存という客観的な事実から、そこに欠如する「正義」、すなわちサービスの交換における負担と利益の公平な分配の実現を企図するものであった。当該分配は各構成員の負債の清算から開始するわけだが、その際支払うべき負担とこれと引き換えに獲得しうる利益の「算定不可能性」を梃子に、「リスクの相互化」を提唱する。「何らかのリスクを認識し、さらにはそのようなリスクを孕んだものとして社会を認識することは、それを管理し分担する集団的秩序の構想と表裏一体である304」とすれば、連帯論は、新たなリスクの認識の恒常的な問い直しの作業と、これに従った新たな秩序の構想、その恒常的な調整および改善を、社会構成員に命じるものである(そして、これは各個人の自由な同意にその根拠をもつ)。

本稿が引用した事例に沿って言えば、「要介護」や「家族的負担」など、新しい様相を呈する現代的な「社会問題」については、これを新たなリスクと観念し、社会構成員の全体で

³⁰⁴ 金山準「リスクと連帯」メディア・コミュニケーション研究 61 号(2001 年) 110 頁。

その負担を引き受けなければならない。そして、同時に当該リスクの予防やリスクからの保護を実践する。こうした共同体にのしかかる「連帯の義務(obligation de solidarité)」と、これと対になった、社会構成員の誰しもが必要に応じて行使し得る「債権としての権利」が導かれる305。憲法院が提示した連帯像は、第三共和制期の連帯論を基礎にすえつつ、社会保護への権利が憲法上の保障を受けるに至ったことに鑑み、その保護が及ぶ範囲をより拡大し、また租税などに代表されるように公権力のより強い介入を可能にするものである。同時に、こうした連帯像によって、負担と利益の「等価性」(=連帯論における「正義」)が破られていることを根拠として、ある政策的提言について憲法院に対して審査に付すことが可能になったと考えられる。

なお、1945年に導入された社会保障は、職業的な活動とは無関係に人口全体に利益が及ぶよう、「生存のリスク(risques de l'existence)」に抗する保護を促すものであって、社会秩序をめぐる憲法上の原理の一つにこれを見出せるものの、1946年憲法前文第 11 項の文言をみる限りは、貧困者を就労との関係でしか認識していないのか否かについては、同憲法前文は「慎重なかまえ(prudente expectative)」だという指摘がある306。しかしながら、これらの判例を考察する限りは、憲法院の示す「連帯」像においては、第三共和制期とは異なり、必ずしも職業をめぐるリスクや職業活動との関係においてのみ構想される社会保護システムを語っているわけではないようである。社会的リスクやその負担および利益について、これらがより広範に及ぶものと観念しうる連帯像を憲法院は持っていると考えるのが妥当だろう。

(ii) 連帯の「憲法化」が持つ意味

1946年の憲法制定者たちは、前文に規定される社会的諸権利が「連帯」原則に由来するものであり、「連帯への権利 (droits à solidarité)」であるとみなしていたと指摘する論考 307、あるいは前文第 11 項の規定を「連帯への権利」として整理して理解する論考 308、そして、本稿で挙げた判例を含む一連の憲法院判決の蓄積 309により、明文化されていなくとも連

³⁰⁵ Mathieu, « La République sociale », p. 179.

³⁰⁶ Xavier Prétot, « Alinéa 11 », in Gérard Conac, Xavier Prétot et Gérard Teboul (dir.), Le Préambule de la Constitution de 1946 : Histoire, analyse et commentaires, Dalloz, 2001, p. 270.

³⁰⁷ Maryse Badel, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, Presses universitaires de Bordeaux, 1996, p. 362.

³⁰⁸ Léo Hamon, « La définition constitutionnelle des droits et libertés en France », in Louis Favoreu et Philippe Ardant et al., *Droit constitutionnel et droits de l'homme*, Éconimica, 1987, p. 58.

³⁰⁹ 本稿で扱ったものの他、「連帯という憲法上要請」や「国民的連帯の原理」という形で連帯に言及した憲法院判例として(1)1986 年 6 月 25・26 日の判決(Décision nº 86-207 DC du 25 et 26 juin 1986)、(2)1987 年 12 月 30 日の判決(Décision nº 87-237 DC du 30 décembre 1987)、(3)1998 年 12 月 29 日の判決(Décision nº 98-405 DC du 29 décembre 1998)、(4) 2001 年 7 月 18 日の判決(Décision nº 2001-447 DC du 18 juillet 2001)な

帯概念が 1946 年憲法前文第 11 項と結びつき、憲法上の地位を有する裁判規範として深化し、明確化したとしてこれを「連帯概念の憲法化 (constitutionnalisation)」と評価する論考などがある³¹⁰。しかしながら、「連帯への権利」なるものの存在、およびその憲法的価値の承認が意味すること、また「憲法化」の内実については、これらの論考においては具体的に論じられていない。一体、連帯の「憲法化」とはどのような意味を持つものだと評価できるのであろうか。

第一に、「憲法化」とは、連帯が法的にさらなる発展を遂げたことを意味すると考えられ る。第三共和制期の「連帯主義」は、政治体制を基礎付ける哲学的な原理としての機能をも 有するものであった。自由主義と社会主義とが鋭く対立する 19 世紀のフランスにあって、 両者の隔たりを調整しようとする「連帯主義」は、左右の対立のなかで難しい選択を迫られ、 いずれの立場からも日和見、中途半端だと政治的な立場を批判された311。それでもなお、19 世紀から 20 世紀への転換期においては、連帯概念は社会保障立法における思想的根拠とし て援用され、法律による社会問題への取り組み=新たな秩序の再構築に大きく貢献したの であった。それぞれの時代において多大な困難に直面しながらも、浮き沈みを繰り返し、連 帯は無視し得ない概念として綿々とフランス社会に引き継がれてきた。本章第 2 節の最後 に、筆者は1946年憲法制定の作業にあたっては、連帯概念が制憲者に忘却されることはな かったものの、その行く先は未知数であること、連帯の発展は立法者や権利の享受主体にか かっていることを述べた。この点、1946 憲法制定から約半世紀の年月を経て、連帯概念が 政治的な綱領や立法を支える思想にとどまらず、公法の領域に根差して憲法院のコントロ ールが及ぶに至ったことは、「連帯主義」が直面せざるを得なかった上述の歴史的困難を踏 まえれば、画期的な意義を持つと考えられる。立法やこれを基礎にした実践を積み重ね、そ の結果、連帯は憲法上の権利において作用する概念へと法的に磨き上げられたと評価でき るだろう。

第二に、第一の点にも関連することだが、国民的連帯の実施が単なる道義的あるいは政治 的な義務ではなく、立法府や執行府を拘束し得る憲法上の義務として作用するようになっ

どがある。(1)、(2)、(3)、(4) に関する文献として順に、Louis Favoreu et Loïc Philip, Les grandes décisions du conseil constitutionnel, 18e éd., 2016, p. 733; Pierre Avril et Jean Gicquel, « Chronique constitutionnelle française », Pouvoirs, 1988, no 45, p. 174; Loïc Philip, « Décision no 98-405 DC du 29 décembre 1998, Loi de finances pour 1999, JO 31 décembre 1998, p. 20138 », Revue française de droit constitutionnel, 1999, no 37, p. 129; Francis Kessler, « L'allocation autonomie personnalisée », Travail et protection sociale, 2002, no 2, p. 5.

³¹⁰ Nathalie Jacquinot, « La constitutionnalisation de la solidarité », in Maryvonne Hecquard-Théron (sous la direction de), IFR, actes de colloques nº 6, *Solidalité, perspectives juridiques*, Presses de l'université des sciences sociales de Toulouse, 2009, p. 103.

³¹¹ ブルジョワの連帯論に対しても、社会的連帯が、体制転覆を伴わない反面、既成秩序を大きく変更する要素を含んでいたため厳しい批判にさらされ、「いんちき万能薬 (poudre de perlimpinpin)」とも酷評されていたという。Marie-Claude Blais, *La solidarité : Histoire d'une idée*, pp. 235-236; 重田『連帯の哲学』44 頁。

た点を挙げたい。繰り返し見てきた連帯の実践(社会的負債の承認、社会的リスクの公平な分配など)が社会保護の権利を保障する際、つまり社会保護の政策を導入、改廃する際に、それらの行為をコントロールし得る規範的効果を持つに至ったのである。連帯が「社会の組織化の抽象的かつ理念的な(idéal)モデルにかかわる概念³1²」であれば、産業化の発展や経済的利潤の追求に伴って生じた社会構成員に降りかかる不利益についてこれを修正する形で社会的な保護を編み出す、そのようなモデルの実施を立法者らに突きつける。第三共和制期に法実践として機能した連帯が、今後は社会問題への取り組みを立法府に命じる憲法上の要請として憲法院によって確立された、その限りで立法府を拘束するようになった点は連帯概念の発展において重要な画期といえるだろう。

なお、第三共和制期にあっては「社会的」という形容詞を冠して連帯を表現していたものの、戦後のラロック・プランや社会保護政策の実施、また、これまで見たように憲法院裁判官によっても「国民的 (national)」という形容詞が付されて連帯が語られている点も注目に値する。これについてポンティエ (Jean-Marie Pontier) は、法的な観点からみると、歴史的な積み重ねの末に連帯が経験した「注目すべき方向転換」だと評価する³13。彼によれば、連帯とはかつては集団 (groupe)の構成員の誰かが犯した「過ち (faute)」を根拠とし、当該集団に対して「打撃をあたえる (frapper)」正義の表現であった。他方、現代においては、連帯は「困難な状況にある集団に対し、国家 (nation)によってもたらされる援助 (aide)の基礎および表現」へと変化を遂げたとする³14。すなわち、連帯概念は何らかの事情で一人では生きていけない者たちをフランス全体で支える、こうした規範的価値を備えるに至ったのである。そして、これが憲法の要請であれば、公権力の介入はより強固になる。連帯はそのような性格を持つ概念へと転化し、これを憲法院の裁判官が承認したと解釈できるだろう。

(iii) 検討課題

1946年憲法の制定、すなわち社会保護への権利保障の明文化、および憲法院判例を通じた連帯と当該権利の結びつき、連帯の「憲法化」の進展は、以上の通り大きな意義を有すると考えられるが、それでもなお明らかにするべき点が残っている。

先に、前文第 11 項に由来する「憲法的要請」が国民的連帯の実施をもたらすという憲法院の言葉遣いを手掛かりに、「憲法と連帯概念の結びつき」を指摘した。抽象的にはそのような整理の仕方も可能であると思われるが、一体、具体的に、憲法上の権利と連帯概念とがどのように結びついているのか、いかなる状態が当該結びつきに「失敗」していると評価され得るのか、その輪郭はぼやけたままである。連帯概念は、そもそも社会的リスクの認識とその分配、そして義務の負担および権利の承認(サービスの交換における負担と利益)が公

314 *Ibid.*, p. 899.

Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 363.

³¹³ Jean-Marie Pontier, « De la solidarité nationale », *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, 1983, n° 4, p. 899.

平な形で再構成された、すなわち「正義」が実現された新たな社会秩序の恒常的な問い直しを可能にする力を有している。そうであれば、輪郭が曖昧であることは連帯に内在する強みともいえる効果の現れであり、同時に必然的な結果でもある。「国民的連帯は連帯の様相の一つでしかない³¹⁵」という言葉に体現されているように、連帯は可変的なリスク・社会問題に応じて社会の結びつきを確認し続けるという在り方をするため、その様相については常に変化することが予定されているのである。

しかし、憲法が「要請する」と表現する以上、その実現に資する社会的紐帯の在り方はどのような姿をとるのか、より具体的には憲法が最低限求めている社会保護の権利実現における連帯の様式はいかにして表現されるのかが問題になる。「正義」の実現、つまり利益と負担の「等価性」に資する公権力介入の在り方はどのようなものとして描かれ得るのかは抽象的なレベルで語り尽くせるものではなく、具体的な実践との関係で常に問われ続けなければならない。

この問いに対しては、以下のアプローチを採用することでその答えを探ることができると考える。すなわち、社会保護への権利を実現する(と評され得る)具体的な制度の内容において、あるいはその改廃において、連帯がどのような力を持ち、規範的な作用を及ぼしているのかを法学的に検討するのである。憲法院が連帯という用語で社会保護への権利の実践について語り出した時代にフランスは社会問題をどのような法制度で乗り越えたのか、そして立ち現れた限界は何であったか。次章はこれらについて連帯の観点から検証したい。

第5節 小括

フランスで初めて社会的諸権利が明文規定された 1946 年憲法は、戦後という特殊な状況 にあって、その制定過程において様々な政治的思惑が働き、結局は「前文」という形でこれ らの権利を簡単に列挙するにとどまった。前文第 11 項(社会保護への権利)について言えば、4 月草案に比して権利実現の方法や様態について曖昧さを残し、また本稿の主題である「連帯」も文言としては明記されるには至らなかったことをみた。

しかしながら、憲法制定過程の議会での発言やピエール・ラロックの描く社会保障秩序像を確認すれば、第三共和制期の「連帯」の着想が、社会保護実施の基礎であり、またその手段あるいは目的として無視し得ない重要な位置を占めていたことがわかる。このことは、

「分断状態」にある社会においてどのようにして社会的紐帯を再び編み出し、これを維持・発展させていくのかという、社会的な困難に遭遇した際の共通の問題意識が常にフランス社会の底流にあったことの証左であろう。連帯は 1946 年憲法制定時とそれ以降において、以上の問題状況に一定の解決をもたらす有力な概念として実定法(社会保障法典や各種社会扶助立法)においても社会的にも機能していたと考えられる。

-

³¹⁵ *Ibid.*, p. 902.

本稿の最大の関心の一つである連帯と憲法上の「社会保護への権利」との関係については、1970年代以降の憲法院による各種の判決を通じて両者のつながりが次第に明らかになっていくことを確認した。新たな様相を呈する「社会問題」に現代のフランスが直面した際に、これをいかにして克服していくかといえば、何よりも連帯に依拠してその途を模索することが憲法上の要請として裁判官によって確認されたのである。

憲法の領域において語られる「連帯」とは、第三共和制期の連帯論を基礎に据えつつも、これを発展的に継承したものと考えられる。特に職業との関係で強く意識された連帯論におけるリスクの相互化は、例えば「要介護」や「家族手当」などの「リスク」にみられるように、保護するべき対象を必ずしも労働との関係で規律することのない規範へと変化した。そして連帯の発想は、社会扶助の実施において立法府および執行府をコントロールする。連帯概念が1946年憲法の制定を契機として公法上の概念へと発展したと評されるのは、以上のような意味においてだと考えられる。

第3章 RMI 制度の創設——「新たな連帯」について

1946年憲法前文第 11 項に当たる 4 月憲法草案第 33 条第 2 項には、「社会保障の公的機関」の文言があり、「社会保護への権利」に関する同権利の実現のための具体的な実施主体、すなわち権利確保の手段が明記されていたことを、第 2 章第 2 節において指摘した。そして、「社会保護への権利」が憲法によって保障される権利となり、また憲法院のコントロールが及ぶに至ったことの意義は前章において繰り返し指摘した。しかしながら、少なくとも1946年憲法の制定時は、同項の文言において、社会保護に関して「実のところ、その内容も、様式もはっきりせず」、結局のところ、1946年憲法の制憲者は「伝統的な扶助への権利というコンセプトを棄て損なったのだ」という指摘がある316。ここで指摘される「伝統的な扶助の権利というコンセプト」とは、健康な貧困者をその対象から除外する、つまり「代償」=労働と密接な関係を持つ革命期に提唱された公的扶助を指すのであろう。したがって、同憲法のもとに組織される社会保護システムは、部分的な連帯(solidarités partielles)、すなわち社会経済的な観点から同質のグループにおいてしかリスクを再分配しない、そのような意味を持つ国民的連帯しか実現しえなかった317。

他方、本章が正面から扱う参入最低所得(Revenu minimum d'insertion:RMI)制度(以下、RMI 制度と略記する。)を規定した 1988 年 12 月 1 日法³¹⁸(以下、RMI 法と略記する。)は、その第 1 条において以下の文言を用いて本制度の目的を規定している。「…すべての人は、生存の適切な手段を獲得する権利を有する(toute personne…a le droit d'obtenir de la collectivité des moyens convenables d'existence)。」。RMI 法は「社会保護への権利」を享受する名宛人を「すべての人」と明文規定し、扶助を受ける対象を特定のカテゴリーに限定していない。この文言は、言うまでもなく、1946 年憲法前文第 11 項後段の文言をそのまま採用している。RMI 法がこのような言い回しを用いたことにより、「立法者によって、社会に対する個人の債権(droit de créance)が承認された³¹⁹」とされる。そして、失業などにより収入を奪われた者にとって「有利になるように(en sa faveur)」介入することを、社会に対して要請することが法的に可能になった³²⁰。

1946 年憲法前文第 11 項および連帯概念に依拠することで、RMI 制度は従来の社会保護システムに対して根本的な変更をもたらした。本章では、RMI 制度を実現可能とした連帯の内実と、当該連帯が憲法といかなる関係を有したのかを明らかにする。

75

³¹⁶ Xavier Prétot, « Alinéa 11 », in Gérard Conac, Xavier Prétot et Gérard Teboul (dir.), Le Préambule de la Constitution de 1946 : Histoire, analyse et commentaires, Dalloz, p. 270.

³¹⁷ Maryse Badel, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, Presses universitaires de Bordeaux, 1996, p. 363.

³¹⁸ Loi nº 88 -1088 du ler décembre 1988 relative au revenu minimum d'insertion.

³¹⁹ Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 396.

³²⁰ *Ibid.*, p. 396.

第1節 RMI 制度創設の背景

RMI 制度における連帯概念を分析するために、社会保護を語る際に欠くことのできない 貧困問題、つまり RMI 制度を要請した 1970 年代から 80 年代にかけてのフランス社会に おける問題状況について整理する。

(1)「新しい貧困」と「社会的排除」

RMI 制度を準備したフランスの「新しい貧困」が「発見」され始めたのは、フランス社 会が経済危機の余波を感取し始めた 1970 年代後半であったヨユュ。 1973 年の経済危機(オイ ルショック)は未曽有の経済成長を遂げたフランス「栄光の30年(Trente Glorieuses)」 (1946-1975年) に冷水を浴びせ、経済への過信に終止符が打たれる。「栄光の 30年」下の 経済的拡大、完全雇用の実現、購買力の増大が覆い隠し続けていた貧困の存在、そして失業 者の膨大な数がこの頃から問題視され始め、ここで明らかになった問題は財政悪化のみに 還元することのできない、従来の貧困現象とは異なった「社会的排除 (exclusion sociale)」 や「新しい貧困(nouveaux pauvres)」として語られていく。当時問題視された「貧困」の 「新しさ」は、具体的には稼働年齢層の貧困であり、不安定雇用における失業者や労働者の 貧困を指した322。戦後構築されたフランス社会保護システムにおいて、失業とは思いがけな い、過渡的な事態として把握され、拠出制の社会保険によって失業者の一時的な収入不足を 緩和することでそのリスクは乗り切れるものと理解されていた。他方、貧困とは特定の階層 に限定される現象であり、社会扶助給付などの福祉援助を受けて生活するものと認識され ていた。したがって、失業と貧困とは全く異った位相において観念されており、完全雇用と これを前提とした各種社会保護制度を整備していたフランスにとって、後者はある種「例外 的」な現象とされていたのであった。

「社会的排除³²³」とは、戦後フランスにおいて、「第四階層・カールモンド」と呼ばれる、 労働者階級よりもさらに下層の大都市郊外に残されたバラックの仮住居地域に住む極貧家 族について語る際に使用される言葉であった。かれらは 1960 年代以降、再開発された大都 市郊外の公共住宅へと住居を移し、社会扶助給付と、ソーシャル・ワーカーによる福祉援助 を受けて生活していた。貧困者、カールモンドの社会的および経済的な苦境は社会の同情を ひくものではあったが、かれらは産業社会の周縁の人々(marginaux)として、「一般」の 人とは隔離された存在として認識されていた³²⁴。

³²¹ Bruno Palier, Gouverner la sécurité sociale, PUF, 2002, p. 283.

³²² Nicolas Duvoux, *Le nouvel âge de la solidarité : Pauvreté, précarité et politiques publiques*, Seuil, 2012, p. 24.

³²³ フランスにおける「排除」概念の代表的文献として、Jacques Donzelot, Face à l'exclusion: le modèle français, Esprit, 1991; Serge Paugam (sous la direction de), L'exclusion: L'état des savoirs, Découverte, 1996. 邦語では、都留民子『フランスの貧困と社会保護―参入最低限所得 (RMI) 制度への途とその経験』(法律文化社、2000年)。
324 都留『フランスの貧困と社会保護』11-13 頁。

「社会的排除」という言葉がカールモンドを越えて使用され、貧困が大衆的な社会問題と して認識される契機となったのが、1974年に刊行された2冊の著書、当時の社会福祉局長 のルノワール (René Lenoir) 325の『排除された人々-10 人に 1 人のフランス人 (Les exclus. *Un Français sur dix*)』³²⁶と、後にジスカール・デスタン政権のもとで雇用局長官を務めるこ とになるストルリュ(Lionel Stoléru)の『富める国々の貧困の克服(Vaincre la pauvreté dans les pays riches)』327である。かれらは公的な資料に基づき社会扶助受給者や不衛生住 居居住者の数、社会保険システムによって保護されない人々の多様な状況などを明らかに した。そして経済的な意味の貧困のみならず、学校離脱者、暴力行使者、自殺者やその傾向 にある者、犯罪者やその傾向にある者、アルコール・薬物中毒者などの「社会的不適応者 (inadapté sociale)」を取り上げ、かれらの数がフランス人の10人に1人に相当すること、 経済的繁栄のただ中において、そこには包摂されない「排除された人々(exclus)」が恒常 的に生み出されているということなどを指摘した。とりわけルノワールの著書は当時のフ ランスに大きな衝撃をもたらした。それは、貧困者の量の指摘のみならず、彼が「社会的不 適応者」が一般層からも出現していることを強調し、社会全体に警告を与えたからである。 ルノワールはもはや貧困は個人的な問題なのではなく、都市化の進展や家族の不安定化、医 療や教育へのアクセスの不平等などに由来するものであり、従来の社会的メカニズムの機 能において考察されるべき現象であると指摘する。そしてこれまで「排除」を予防する役割 を担うべきはずであった社会保障の措置の問題点、とりわけ貧困者に対する隔離的な公的 扶助政策について告発したのである328。

以上の 2 冊の著書は膨大な貧困者の数とその大衆的な性格を明らかにし、さらに従来のフランス社会保護システムの欠陥を指摘した点で「重要な著書である」とされている³²⁹。その後国会においても貧困に関する議論が盛んになり、1978 年から 1981 年にかけて、政府

 325 ルノワールは「社会的排除」という言葉を使用した先駆者とみなされている。参照、アジット・S・バラ=フレデリック・ラペール(福原宏幸=中村健吾訳)『グローバル化と社会的排除』(昭和堂、2005年)3頁。

³²⁶ René Lenoir, Les exclus: Un Français sur dix, Le Seuil, 1974.

³²⁷ Lionel Stoléru, *Vaincre la pauvreté dans les pays riches*, Flammarion, 1974. 本書の邦訳として、益戸欽也=小池一雄訳『富める国の貧困―社会的公正とはなにか』(サイマル出版会、1981年)。

³²⁸ 参照、都留『フランスの貧困と社会保護』16 頁。なお、1970 年代以降、住宅扶助や高齢扶助などの現金給付を無拠出の社会保障給付へと移行させ、スティグマを解消するという社会扶助の縮小策が実施される。そしてルノワールは著書の発刊後、ハンディキャップを有する人々を社会扶助から切り離す、あるいは社会扶助による救済につなげないことを目指し、社会福祉改革を先導的に実行していく。そしてこれは、1975 年障碍者基本法、同年社会保健施設法として結実することとなった。また、高齢者・障碍者の無拠出最低所得手当は 1980 年代初頭に大幅に引き上げられ、これ以降は貧困(そして「社会的排除」)の議論のなかに、高齢者や障碍者が登場することはなくなった。都留民子「社会的排除一概念と施策の批判的考察一」日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』(日本社会福祉学会、2008 年) 126-127 頁。

³²⁹ Palier, Gouverner la sécurité sociale, p. 283.

の指示により数多くの公的レポートが出された330。これらのレポートによって社会政策を 担う公的な共同体や行政機関に内在する新たな問題への危惧が確証され広められていくこ ととなり、1970年代の末にフランスは貧困を「再発見」する。なお、ルノワールの論に対 しては、貧困基準の曖昧さ、特に貧困と「社会的不適応者」の混合については強い批判がな された。例えば、ポーガム(Serge Paugam)が紹介するところによれば、歴史家のルルー (Jeannini Verdès-Leroux) が、実際には排除という概念の語義の曖昧さがイデオロギー的 な効果をもたらしているのであり、「排除された人々という概念とこれをめぐる議論は、(そ れ自体が)『排除』をめぐる本来的な問題を除外してしまう可能性がある」との批判を加え ているヨヨュ。 しかし、ポーガムはルノワールの著作がもたらした意義を次の 2 点にわたり評 価している。第一に、「排除された人々」が直面している問題は個人的な不適応の問題や経 済的な困窮などなのではなく、近代社会の在り方に由来する社会的な不適応であるという ことを浮き彫りにした点、そして第二に、「排除」はもはや社会の「周縁」にのみ関わる現 象なのではなく、それまで安定していた生活を送っていた世帯にまで及び得るものである (とりわけ青少年の家出、非行、薬物使用などがこれに当たる) ということを示した点であ る。ルノワールの理論的弱点を指摘することよりも、むしろ、彼が忘れ去られていた貧困の 問題について社会的論議を巻き起こした点が重要だとしている332。こうした問題状況に対 し、実際の政策面においては1970年代後半から公的、私的機関によって全国各地で貧困調 査が実施されていく。この取り組みに基づき、ソーシャル・ワーカーの専門化と拡充、郊外 貧困地域を主な対象とした低所得者層への住宅提供など個々の「社会的不適応者」を既存の 社会秩序へと「統合 (intégration)」する政策が実施されていく333。

_

³³⁰ 政府は 1976 年末に、経済社会問題についての政府の諮問機関である経済社会評議会に、「鋭い社会問題に変容した社会現象」の状況と、貧困対策の検討を要請した。評議会は 1978 年にその報告書『貧困との闘い(La lutte contre la pauvreté)』(通称ペキニョ・レポート:Rapport Péquignot)を発表した。その内容は主に以下の 3 点に要約される。①貧困の定義として経済的な「所有」の欠如に加え、政治参加、知識、一般的な社会的文化領域から排除された状況であり、そうした排除が複雑に相互関連した状況であるとみなす。貧困者とは所得の過小・欠如とともに、かれらが生活する社会でのノーマルな仕事、生活習慣から排除されたものである。②貧困の形態が時代や国によって変容するにもかかわらず、貧困は恒常的で永続的、循環的な現象であること、そうした貧困の代表として伝統的な最下層(カールモンド)を挙げる。③過去に遡り救貧的扶助と貧困者対策の歴史と特徴を記し、極貧者が扶助受給者としてとどめられ、長年にわたって公正、正当に対処されてこなかったことを指摘した。なお、評議会のメンバーである CGT は、「極貧(extrême pauvreté)の人々とその家族という枠組みについて」は賛同できず、低所得者の生活水準に生じた変化についての考慮が不十分であるとして、本報告書には棄権にまわった。都留『フランスの貧困と社会保護』18-20 頁。

³³¹ Serge Paugam, « Introduction : La constitution d'un paradigme », in Serge Paugam (sous la direction de), *L'exclusion : L'état des savoirs*, p. 11.
³³² *Ibid.*, pp. 10-11.

³³³ Claude Chaline, Les politiques de la ville, coll. « Que sais-je? », PUF, 1997, pp. 20-23. 貧困対策に関し、これを 1960~1970 年代:「参入 (insertion)」、1970~1980 年代:「統合」として整理し、各年代の貧困観を整理するものとして、参照、Alban Goguel d'Allondans,

しかしながら、1980年代以降、経済危機を契機として「混在することは不可能であった 334」とされる失業と貧困とが結びつき、「社会的不適応者」に代わって失業への不安が人々 の大きな関心事となっていく。この時期から失業、なかでもこれまで雇用確保に大きな困難 を要しなかった 25 歳未満の青年失業者、12 ヶ月以上の長期失業の増大が顕著になってい く一方、他方で契約において雇用契約期間の定めのある臨時労働者(salaries sous contrat à durée déterminée)、派遣労働者(salaries sous contrat à l'intérim)、パートタイム労働 者(travailleurs à temps partiel)などの不安定雇用、そして正規雇用者(salaries sous contrat à durée indéterminée)に必ずしもつながるわけではない職業養成(formation)、 実習(stage)なども急激に拡大していった335。その結果、失業保険の受給期間を過ぎても なお職に就けない失業者、短期雇用による「一時雇用終了」に伴い失職し、職業経験と就労 期間の欠如のために失業保険の権利を享受できない、あるいは費消しきってしまった「補償 なき失業者(chômage non-indemnisé)」が続出する。このような無補償失業状態は疾病保 険の未加入、そして家賃滞納・住居からの強制退去など、あらゆる生活領域での不安定化が 合併したものとして、社会問題化した336。こうして「『福祉国家』の土台である完全雇用制 337」が崩れ始め、「栄光の 30 年」の間に雇用確保を前提とする社会保護制度によって種々 のリスクからの保護を受けていた者にまでこの不安は及び、80年代の深刻な失業問題はフ ランス社会全体に動揺をもたらした。

80 年代における以上のような状況、つまり大量失業、失業の性格の変質という問題と、 これに伴う「社会的紐帯の危機338」の問題は、「不安定さ (précarité)」や「新しい貧困」と いう言葉で形容され、メディアや政治の場で頻繁に取り上げられるようになった339。コンセ

L'exclusion sociale : les métamorphoses d'un concept (1960-2000), Harmattan, 2003, pp. 20-41.

335 失業者はピークの 87 年には 267 万 7,000 人、失業率は 10.5%にまで上昇した。また、 青年失業者の数は 1989 年には 79 万人と失業者の全体の 3 割を占めるようになる。さらに 長期失業者の失業者全体に対する割合 (長期失業率) は 1980 年代初頭に 3 割を超え、87 年 には 45.8%にまで達した。都留『フランスの貧困と社会保護』27 頁。

³³⁴ Duvoux, *Le nouvel âge de la solidarité*, p. 23.

³³⁶ 都留『フランスの貧困と社会保護』92頁。なお、1984年9月時点で職業紹介所(L'Agence national pour l'emploi : ANPE)に 9 ヶ月間求職者として登録した 「補償なき失業者」 2000 人に対する調査によると、500人は待機中、または一時的な支給停止の人であるが、残りの 1500 人では半数以上が補償の権利を有しない青年失業者、20%が過去には受給できていた が、すでにその権利を費消したものであった。同36頁。

³³⁷ 都留「社会的排除」127頁。

³³⁸ Serge Paugam, La société française et ses pauvres : L'expérience du RMI, PUF, 1993, p. 65.

³³⁹ ポーガムによれば、「新しい貧困」という概念は 80 年代半ばの政治的対立における主要 テーマとして表現されるものであった。とりわけ右派政党はこれを「貧困の再来」とし、当 時政権を握っていた社会党の貧困対策を批判した。また、メディアに関しては「新しい貧困」 の喧伝を担ったのはフィガロ紙であり、同紙は1984年3月6日に「新しい貧困」について のテーマを大々的に取り上げ、「600万人ものフランス人が貧困の基準値以下にある」とし て社会党ミッテラン(François Mitterrand)大統領を非難する記事を掲載した。Paugam,

イユ・デタ(Conseil d'État)の評定官であったオーエックス(Gabriel Oheix)を長とする作業委員会が 1981 年に発表した報告書『不安定と貧困に抗して: 60 の提案(Contre la précarité et la pauvreté: 60 propositions)』(通称オーエックス・レポート: Rapport Oheix)は、「新しい貧困」について言及した政府関連文書の一つである。同レポートによれば、従来型の伝統的な貧困は社会の周縁部分に取り残され、何世代にも渡って形成・再生された、社会的に排除された人々、そして扶助を受給し続けてきた人々に関わる現象であったのに対し、「新しい貧困」は「安定的形態で正規に就労してきた労働者・被用者」の直面する問題となっている340。「社会的排除」はこの「不安定さ」、「新しい貧困」の概念とセットとされ、再度表舞台に登場する341。従来の雇用形態や家族形態に包摂されない人々が社会的に広がっていることを受け、この時期の「社会的排除」は周縁化された特定階層の「社会的不適応者」の問題ではなく、現代社会の各層に広がる「不安定な」状況一般を指し示す広い概念と捉えられるようになった。

(2) 社会的紐帯の弱体化

経済危機が生み出した 1980 年代以降の「新しい貧困」、「社会的排除」という問題は、既存のフランス社会保護システムの根本的な問題点を明るみに出したものであった。そもそも経済危機に直面するまで引き継がれていた戦後フランス社会保障体制は完全雇用をその基礎におき、法定最低賃金や社会的リスクへの社会保障制度などの一般的制度を拡充することで社会扶助を漸次消滅させ、貧困を予防することを目指していた(第2章第3節参照)。この時点では、雇用の喪失は偶発的、摩擦的な状況と認識され、失業というリスクの保障は、主に拠出制の社会保険の原理に基づき、失業者の一時的な資源不足を緩和するものとして位置付けられていたのである。つまり、「栄光の30年」における失業状態とは不測の事態であり、かつ前職から次職までの過渡的なものとみなされており、世代間に渡って恒常的に一部の人々が置かれる固定的で特殊な貧困状態とは区別され得るものであった342。ところが、1980年代以降は産業構造の変化により、上述の失業概念が根底から覆されることとなり、雇用形態の変質とこれに付随する失業のカテゴリーの多様化が進展することで、失職と貧困との間にあった境界線は徐々に消滅していった343。

さらに言えば、この状況は、失業補償制度や職業紹介の諸措置の拡充といった単なるシステム上の皮相的修繕で対応可能な問題にとどまるものではなかった。雇用の危機は家族の

La société française et ses pauvres, pp. 65-66.

³⁴⁰ 参照、都留『フランスの貧困と社会保護』31 頁、145-147 頁。

³⁴¹ 都留「社会的排除」128 頁。なお、1970 年代のルノワールの著書はメディアや公的な議論において注目を集めたとはいえ、これを契機に「社会的排除」という言葉が1970 年代後半に人口に膾炙したわけではなく、この言葉はこの時期以降一時的に公共の議論から姿を消していた。Paugam, «Les cycles de la solidarité envers les pauvres », pp. 11-12.

³⁴² Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, pp. 23-24.

³⁴³ *Ibid.*, p. 24.

孤立化を招き、また労働者層の連帯のネットワークを弱体化させるいわゆる「社会的紐帯の弱体化(fragilité des liens sociaux)」という事態をも伴うものであったのである。ポーガムによれば、戦後確固とした基盤を有していた家族形態は1972年から1985年にかけて動揺し、結婚率の低下、離婚の増加が顕著となった。同時にひとり親の増大と、なかでも母子世帯の親子の物質的な貧困と、地域や雇用とのネットワークの脆弱化に伴う社会的な孤立が深刻化する344。続けてポーガムは、労働者階級間の連帯の弱体化を指摘する。完全雇用が実現していた時代は、若者たちは同一の工場や職場に帰属することを通じて社会に適応し、そして自らの価値観や理想を形成してきたし、時には労働組合や政治的な闘争にも参加して同一の権利を要求し、他の構成員と将来を共有することで労働者としての意識を形成、統合してきた。しかしながら、不安定雇用の増加により失職した労働者たちは職のみならず給与を得て生活を営むという一種の社会的な正当性をも喪失し、さらには就労後の仲間同士での交流などの社会的人間関係(sociabilité)をも奪取されることとなった。産業構造の転換に由来するこのような「社会的紐帯の弛緩(relâchement des liens sociaux)345」によって労働者層は分裂し、労働運動や労働者のコミュニティは解体されていった346。これは「新しい貧困」の過程であると同時に、またその結果でもあった347。

こうして、「新しい貧困」は「これまで『普通』とみなされた人々」、つまり、かつて労働市場に参加し、良好な社会的ネットワークを享受していた労働者や、学校や家族など、周囲との紐帯を有していた「最も統合された層」の人々を不安定な状態に至らせた³⁴⁸。このような人々は社会的基盤を喪失し、賃金社会による標準的な社会化から締め出され、その結果社会的保護を奪取され貧困へと至った。「新しい貧困」とはそのような貧困者の増大という問題であった³⁴⁹。したがって 80 年代にフランス社会の大きな関心事となった失業はかつての労働の一時的、偶発的な喪失という問題から、次第に労働市場との関係から遠ざかる過程(processus)に由来する状態(état)の問題として認識され始める³⁵⁰。

以上のような社会的分裂の過程、「新しい貧困」という問題に直面するも、伝統的な戦後フランス社会保護システムはこれに抗する効果的な役割を果たすことはできなかった。むしろシステムそれ自体が、保護を享受できる者を一定程度に制限しており、またその複雑な手続きなどから多くの失業者や貧困者を保護しておらず、「社会的排除」のメカニズムを強化しているとして非難されることすらあった³⁵¹。社会保護システムのみならず、働く場や学校など「社会化」の役割を果たしてきた装置は機能不全に陥っていく。完全雇用制の崩壊と

³⁴⁴ Paugam, La société française et ses pauvres, pp. 56-59.

³⁴⁵ *Ibid.*, p. 63.

³⁴⁶ *Ibid.*, pp. 61-64.

³⁴⁷ *Ibid.*, p. 51.

³⁴⁸ Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p. 25.

³⁴⁹ Nicolas Duvoux, *L'autonomie des assistés : Sociologie des politiques d'insertion*, PUF, 2009, p. 6.

³⁵⁰ Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p. 24.

³⁵¹ Palier, Gouverner la sécurité sociale, p. 285.

これに伴う貧困と失業の新しい形態の出現、家族内外の社会的ネットワークの喪失といった多元的、複合的な問題は、フランス社会保護システムにこれまでとは異なる根本的な転換を迫ることになる。

1970年代の経済危機を契機として、フランスは従来とは様相の異なる「社会的排除」、「新しい貧困」として表現された深刻な貧困、失業問題に見舞われる。そして、この問題は従来の社会保護領域における国家介入の失敗、社会的紐帯の解体という根源的な問題を惹起するものであり、したがってその修繕はフランス社会保護システムの根拠である「連帯」のなかで模索されることになる。その結果明らかになったことは、「社会的紐帯の解体によって引き起こされた貧窮者や功績のない人(moins méritants)、貧困に抗する闘いの不十分さのなかに身を置いている人に関する連帯が欠如している352」という事態であった。

以上の問題に応答した、「連帯の新しい着想353」を実現するための最初の法的表出が、1988年12月社会党ミッテラン大統領の下、フランス議会で満場一致で創設されたRMI制度であった。RMI制度を規定したRMI法は、その第1条で次のように謳っている。「年齢、身体的または精神的状態、経済的事情ゆえに労働できない境遇にある人はすべて、適切な生存手段を共同体から取得する権利を有する。生活上困難な状況にある人々に対する社会的および職業的参入は国民的要請(impératif national)である。この目的において、参入最低所得を、本法で定められた条件のもとで支給する。この参入最低所得は、あらゆる形態の排除、とりわけ教育・雇用・職業基礎教育・健康・住宅の分野における排除を解消することに向けられる、貧困に抗する闘いにおける包括的な施策(dispositive global)の基本的な措置の一つである354」。

この条文から RMI 制度は主に以下の 2 点にその特徴を有するものと考えることができる。第一に一定水準の所得に達しないすべての者に対して最低限の所得保障を実施し355、そして第二に、教育や健康・住宅・雇用などの社会生活の基盤を喪失した受給者が、社会的あるいは職業的参入を果たし再び社会のなかに自らの位置を確保させることを、手当支給の目的とするという点である。つまり、RMI 制度は最低限所得手当ての普遍的な支給を第一の柱とし、参入の援助を第二の柱とする 2 つの領域から構成されていることがわかる。したがって、本節では最低所得保障と参入政策の観点から本制度を考察する。そして RMI 制度において戦後フランスで構築されてきた社会保護システム上の「連帯」の「欠陥」が唱えられたこと、本制度が 1946 年憲法前文第 11 項の規定する「適切な生存手段」を獲得する

Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 431.

³⁵³ *Ibid.*, p. 431.

³⁵⁴ RMI 法条文の訳出につき、平山卓「社会復帰最低所得法」外国の立法 168 号 (1990 年) 272-281 頁を参考にした。ただし、本稿はこれに必ずしも従うものではない。

³⁵⁵ 手当の財源は全額国庫負担とされる(RMI 法第5条)。

権利、すなわち社会保護への権利を真に実現可能にするために、連帯概念に新たな方向付け がなされたその法的表出であったということを明らかにする。

(1) RMI 制度以前の貧困対策 — 稼働年齢層の失業低所得者対策

RMI 制度の最低所得保障および参入政策に関する考察に入る前に、本制度導入までのフランスにおける失業および社会扶助への対応を概観する。

戦後フランスにおける失業者への所得保障は、主に拠出制の失業保険制度と社会ミニマムによってなされていた。序章でも簡単に触れたが、失業保険制度に関しては、1958年に労使全国組織が締結した団体協約に基づき、失業による経済的被害を保障するものとして成立した。これは法典上定められた大枠(労働法典 L.5422-1 条以下)の中で3年毎の労使間協定により給付水準、保険料水準を期限付きで定め、そこでなされた合意の義務的適応を労働省の省令を通じて行うものである。失業保険でカバーされる失業とは、「期間の定めのない労働契約」(CDI)の使用者側の都合による破棄を意味する解雇や「期間の定めのある労働契約」(CDD)の終了のような「自己都合によらない雇用の喪失」であり、自己都合によって辞職することは原則としてカバーされない356。フランスはオイルショックの時期までは国内で完全雇用がほぼ実現していたため、このような失業保険による失業者の所得喪失・減少への対応は可能であった。

以上のように失業者の貧困対策は、雇用との結びつきが強い職域別の社会保険制度によって職業収入を保障することに重点を置く構造が主流であった。しかしながら、こうした社会保険中心の構造は、何らかの理由で就労から長期的に遠ざかっている者、就労してはいたものの十分な受給権が得られなかった者など、必然的にその保護対象から外れてしまう人々を生み出すこととなり、こうした者を新たに対象とする最低生活保障給付システムの創設が迫られた。そこで、雇用を前提とした拠出制の保険制度を補完する役割を持つものとして、社会ミニマムを徐々に整備していった。

社会ミニマムは全国レベルで就労できない特別の理由(高齢者、障碍者、単身で育児をしているなど)を有する個人や世帯に対し、それぞれの給付要件と給付基準で最低所得保障を行う、「細分化されたカテゴリー別最低所得保障(revune minimaux catégoriels) 357」である。「社会福祉・家族法典(Code de l'action social et des familles: CASF)」で社会扶助として規定される場合、「社会保障法典(Code de la sécurité sociale: CSS)」で社会保障の無拠出給付として規定される場合など、複数の根拠法に基づく。カテゴリー別最低所得保障は、程度の差はあるものの、社会扶助原理に基づいて支給される無拠出の最低所得保障制度という点で一致している。このように、何らかの理由で就労不能となった場合、あるいは単親

357 川口美貴「フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入」静岡大学法政研究 2 巻 1 号 (1997 年) 46 頁。

³⁵⁶ 原田康美「フランスにおける反貧困政策のアクティベーション―『参入最低限所得』 (RMI) から『積極的連帯所得』(RSA) へ」東日本国際大学福祉環境学部研究紀要 6 巻 1 号(2010 年) 51 頁。

手当 (allocation de parent isolé: API) のように健康な稼働年齢層であったとしても、一定の条件を満たした場合には最低所得が保障されていた。

しかし、1970年代初頭から事態は急変する。第1節で概観した通り、オイルショックの影響が顕在化した1974年の経済危機以降、フランスでは失業者が急増し、失業保険の財源確保が政府の喫緊の課題となった。既述の通り、70年代当時、失業は一過性の現象として認識されていたため、フランス政府は失業保険給付の要件を厳格化、支給期間を短縮化するなどの策を講じたが、事態は好転しなかった。1976年以降、失業者は100万人という象徴的水準を超え、83年にはその数は200万人に達したのである358。こうして失業保険の権利が切れても次の雇用が見つからない長期失業者が増大し、かれらの生活保障問題への対応が急務となる。しかしながら、当時のフランスにおける国の統一的制度としての社会扶助制度には、20代、30代、さらに40代以上の失業者など稼働年齢層の生活困窮者に対応しうる仕組みが存在していなかった。社会ミニマムは最低所得保障制度として存在してはいたものの、先述の通り手当を受け取るためには「就労できない特別の理由」が要求されていたため、必然的に「健康な失業者」はその対象外となっていたのである。フランスの社会保護政策の不十分さ、問題点が1970年代末から80年代初頭にかけて次第に露呈され、その再編が迫られることとなった。

そこで 1984 年には租税を財源とする社会ミニマムとしての連帯制度 (régime de solidalité) といわれる失業扶助、特別連帯手当 (allocation spécifique de solidarité: ASS) が登場する。連帯制度は従来のように障碍者などにその対象を限定せず、失業保険制度の権利を消費した長期失業者に対し代替所得を一般的に保障する制度として導入され (労働法典 L.5423-1 条)、稼働年齢層の失業保険を受給できない失業者にとって最低生活保障として重要な位置を占めた。

だが、ASS は長期失業者を対象カテゴリーとする社会ミニマムに位置付けられたものの、その要件として労働契約の終了(つまり失業)以前の 10 年間に最低 5 年間の職業経験がある長期失業者しか対象にならず、就労経験が欠如している者が必然的に排除される事態が生じた。これらの人々は当然、原則として非稼働年齢層を対象とする社会ミニマムからも対象外とされていた。さらに失業保険の失業補償と同様に、失業扶助の制度も支給期間に限定が設けられており、その期間を過ぎてもなお雇用復帰ができない長期失業者に対応する措置としては不十分であった。

(2) フランスにおける伝統的な扶助の原理

RMI 制度の特徴の一つとして、最低限の所得保障についてこれに「労働不能」の条件を

³⁵⁸ Jean-Claude Barbier et Bruno Théret, *Le nouveau système français de protection sociale*, Découverte, 2004, p. 90. 邦訳として、 中原隆幸=宇仁宏幸=神田修悦=須田文明 訳『フランスの社会保障システム――社会保護の生成と発展』(ナカニシヤ出版、2006 年) 104 頁。

付していない点が挙げられる。これが画期的と評されるのは、フランスにおいては、「扶助を受けるには就労ができない『正当な』理由が要求され、健康な貧困者に対しては労働の義務があるという伝統的な扶助原理³⁵⁹」が一般的であったためである。これは、第1章第1節で確認した、革命期の「物乞い根絶委員会」が採用した原理を引き継ぐものである。

第1章第3節で考察した通り、貧困者への扶助政策の法的具体化は、19世紀末から20世紀初頭に行われた。「連帯主義」によって社会立法に新たな理論的基礎が付与され、その結果一連の社会扶助に関する立法が成立し、これらの実施、実現は国家が担うべきものであるとされた。産業革命を経たこの時代の貧困や災難は、もはや一元的に当事者自身の個別的な責任に帰するのではなく、これら一連の現象は社会的発展と連動して発生したものである以上、保険のメカニズムや技術などによって共同体が責任を負うべきリスクとして表現される360。こうして、貧困者への社会扶助政策に関する認識は変化したのであった。

しかしながら、「扶助を巡る思想は転機を迎えた361」と評されるこの時期においてもなお、 救済の対象は個別的に細分化され、給付やサービスに見合うような特定の「欠点」を受給者 に対して要求するという伝統的な扶助のロジックがなくなることはなかった。無償医療の 扶助に関する政策でさえその受給者は貧困者ではなく、労働者に向けられていたのである 362。この立法時には「被扶助者 (assisté)」を「連帯に世話になって生活し、そして社会を 集団的な努力に参加することを拒絶する危険性に陥れる強奪者 (usurpateur)」であると表 現し、保守主義者たちからは非難される場面もあった363。

「栄光の30年」の社会モデルは、生涯、1人の雇用主に労働者をフルタイマーとして割り当てるという安定雇用、そして労働者とその家族に対して供与される社会保障をその要素としていた。そのため当時は、完全雇用を前提として労働者、とりわけ賃労働者を保護し、かつ賃労働者を増やしていくことに重点が置かれており、「働いて収入を得ていること」を前提とした労使拠出の保険制度が社会保護システムの中心を占め、「扶助制度は19世紀の残存物として認識され、長期的にはその根絶が目指されていた364」。貧困対策としては、直接的にこれに対処せずとも、社会扶助から社会保障への発展(一般化)により解決できるという発想、つまり、完全雇用制のもとでは就労時には最低賃金、不就労時では社会保障(社会保険)手当が給付されれば貧困は克服可能とみなされていたのである。これが戦後、ラロック・プランに基づき構築されたフランスの伝統的な社会保護システムの考え方であったことは、第2章第3節で考察した通りである。

したがって、この伝統的な扶助原理を前提とする限り、1970年代以降の深刻な貧困、失

Paugam, La société française et ses pauvres, p. 85.

³⁶⁰ François Ewald, « Solidarité et insertion », in Kouchner Bernard (sous la direction de), Les nouvelles solidarités : actes des Assises Internationales de janvier 1989, 1989, PUF, p. 19.

³⁶¹ 伊奈川秀和『フランス社会保障法の権利構造』(信山社、2010年)30頁。

³⁶² Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, pp. 19-20.

³⁶³ *Ibid.*, p. 20.

³⁶⁴ *Ibid.*, p. 21.

業問題を目の当たりにしても、フランスではその対策として社会扶助を改革することが拒まれ、一貫して労働能力を有する者は社会扶助による救済の対象とはみなされなかった。完全雇用が崩壊してもなお労働を前提としない扶助の一般化は認められず、最低所得保障は飽くまで生産活動への参加を前提として得られるという思想が根強く、「代償 (contrepartie)なしの扶助の権利、とりわけ健康な貧困者のための扶助は、認められない³⁶⁵」とされたのである。

しかしながら、「新しい貧困」、「社会的排除」の問題、労働市場と伝統的な家族形態の紐帯の解体に直面したフランスにおいては、その対処としてバラバラな給付、または就労を前提にした給付では対応できないということが露呈された。それでは、いかにして、フランス社会保護は「対象は労働不能であり資産のない個人または家族」という、革命期より堅持され続けてきた扶助原理を克服し、RMI制度の導入へと至ったのであろうか。

(3) 伝統的扶助原理の克服の試みと RMI 制度の創設 — ウレザンスキ・レポートの試み

RMI 制度導入に大きく貢献したのは、フランス政府の経済・社会問題の諮問機関である経済社会評議会 (Conseil économique et social: CES) ³⁶⁶において 1987年2月に採択された報告・意見書『極貧と経済的および社会的不安定 (Grande pauvreté et précarité économique et social)』(通称ウレザンスキ・レポート: Rapport Wresinski) である³⁶⁷。

今日では国際的な NGO となったフランス生まれの人道団体「ATD第 4世界 (Aide à toute détresse-quart monde)」の創設者であるウレザンスキ神父 (Père Wresinski) は、当時の貧困・不安定化状況に関する公私の調査研究を収集し、政治指導者や行政関係者、社会保障組織、そして貧困者支援団体の代表者など、社会的諸アクターの意見表明や証言を含む膨大な資料に基づいて、貧困者数、社会保護諸領域において排除されている人の数や状況を明らかにした。そしてかれらに対して「首尾一貫した、グローバルな、予測的な真の解決をもたらすこと」を目的として掲げ368、国家が第一義的にその創設、実施に責任を負う普遍的な最低限保障を確立する諸政策を提案した。

本提案が直接利害を持つのは「極貧の人々とその恐怖に晒されている人々」であり、具体

³⁶⁵ Paugam, *La société française et ses pauvres*, p. 85.

^{366 1958} 年第五共和制憲法は、政府の諮問機関として経済社会評議会を設置し、とりわけ経済的、または社会的な性格を有するすべての計画またはプログラム法律案は、ここに付託されて意見を聴取されることを定めている(第70条)。

³⁶⁷ Avis et rapport du conseil économique et social, Grande pauvreté et précaritée conomique et social, Journal officiel du 28 février 1987. このウレザンスキ・レポートは、報告書部分とそれに対するウレザンスキの意見から構成されている(ウレザンスキの意見の部分においても各種の事実・データは掲げられている)。以下、報告書部分は Rapport と、意見の部分は Avis と略記したうえで、ページ数を掲げる。なお、邦訳として、都留民子「『ウレザンスキ・レポート』における貧困との闘い一フランス経済社会評議会報告書『極貧と経済的社会的不安定』の提案(1987年)」広島女子大学生活科学部紀要 3 巻(1997年)214-223 頁を参照した。

³⁶⁸ Avis, p. 6.

的には「労働年齢に達しながら仕事がなく、職業資格もなく、最低限の収入もない」250万人の貧困者であるとする³⁶⁹。ただし、こういった貧困者だけに対処する特別な施策を要請したのではなく、「すべての市民に対して実行される」教育、雇用・職業養成、収入、医療、住宅、社会福祉諸政策での最低限保障の確立を提言している点³⁷⁰が注目される。

そして「収入の最低限保障」の具体的提案にあたり、まずレポートはその冒頭で「所得を 生み出すという労働の役割と、その意味で、各人の可能性と経済的生活の要求に合致した雇 用手段を与える諸措置が与えられるべき」ということを強調する³⁷¹。これは当レポートが社 会保護政策の根本的改革を要請しているわけでなく、雇用政策が優先され、最終的に最低賃 金や社会保障に守られた正規雇用へと繋ぐための方策を重視するという、従来から存在す る姿勢を示している。さらに、最低限所得の保障方法としても、受給者は就労を予定する「参 入計画契約」を結び、そのうえで手当てを支給するという雇用政策との連携を提案した。

しかし、レポートは雇用の確保に至るまでのプロセス、その間の生活の厳しさも同時に認めた。失業者や不安定就労者とその家族の生活を考え、正規雇用の確保まで待てない収入の不十分な、または欠如した個人や家族が遭遇している諸困難・不安定に対処した「収入の最低限」を不可欠としたのである³⁷²。

レポートは「不安定さ」という概念を以下のように定義している。「不安定さとは、個人または家族が職業や家族や社会における自らの義務を引き受けることを可能にするとともに、自らの基本権を享受することを可能にするような、ひとつの保障が欠如していること、あるいは複数の保障が欠如していることであり、とりわけ雇用による保障が欠如していることである。そうした不安定さの帰結である保障の欠如(insécurité)は、多かれ少なかれ拡大していく可能性をもっているし、多かれ少なかれ深刻で決定的な結果をもたらしうる。保障の欠如は、それが生活の多数の領域にまで影響をおよぼし、永続的なものとなり、近い将来に人々が自らの責任を再度引き受けたり自らの権利を自分で取り戻したりする機会を損なってしまうなら、極端な貧困をもたらす373」。

ここで留意すべきことは、レポートが「不安定さ」について言及する場面で、人々の市民としての社会的参与を保障の目的として暗示している点である。つまり、人々が市民として自らの義務を引き受け、権利を行使する主体であることを可能にするような、社会的な参入を据えた政策を実現すべきであることが要求されているのである。さらに、「不安定さ」が、失業に起因する保障の欠如のみに限定されていない点も刮目に値する。同レポートが雇用による保障(社会保険など)を念頭においていることは確かではあるが、これと同時に、住宅や医療、教育などの生活保障という、社会的な他の要素を複合的に考慮すべきことが主張されている。そして「極端な貧困」は、一連の保障が様々な要素に起因して剥奪されていく

³⁶⁹ Avis, p. 6.

³⁷⁰ Rapport, pp. 36-37.

³⁷¹ Avis, p. 11.

³⁷² 参照、都留『フランスの貧困と社会保護』147-148 頁。

³⁷³ Avis, p. 6.

「過程」の帰結であるとし、不安定さから貧困へと至るプロセスを重視している。

実際、レポートは以下のように注意を喚起している。「しかし、イル=エ=ヴィレーヌの経験[県レベルで最低限保障を支給したー引用者]をみると、自治体が労働を提供できない場合があり、所得保障を労働に従属させる危険、そして、生存を個人の労働能力に従属させる危険がある」。「収入の最低限保障への代償の問題は、いくつかの前提が必要であ」り、それを「当事者にその能力を発展させるという社会的参入の見地からの、かれらの努力に関する措置なのである」374と述べている。そして「労働または職業教育が実行されない場合でも、(中略)最低限収入の支給の可能性について検討されるべきである375」と結論する。

さらに、同レポートの貧困に抗する闘いへの提言を支えるものとして、人権思想を強調する点もその特徴として挙げられる376。レポートは 18 世紀の人権宣言まで遡り、1946 年憲法前文、1958 年憲法、国連人権宣言や EC 社会権憲章までの人権保障の軌跡を概観し、「専制から個人を守る」ものとしての権利という理念から、「本質的な進歩」を通し、「徐々に経済的、社会的権利を獲得していった」ことを述べ、貧困と社会的排除が「人権侵害」とみなされるものとする。そして続けて「人権は本来的に不可分であり、同時に普遍的である。(中略)すべての人々が、『恐怖と欠乏から解放されること』、そして他のすべての権利に先立って生きる権利(droitàlavie)をまず強調するべきである。それは飢えにより生命を奪われないことのみならず、尊厳のうちに生きる手段を獲得する権利である」と強調している377。

レポートは CES で圧倒的多数の賛成を得て採択された。ウレザンスキ・レポートで明らかになった貧困の数的・質的実態を受け、RMI 制度を含む貧困対策の実行を迫る民間アソシアシオンのキャンペーンが活発化し、世論の強い要求は、ミッテラン大統領をして「次期政府に対して新しい貧困の犠牲者に支給される最低限所得を要求する」と、その公約の一つとさせるに至った378。

以上のように、ウレザンスキ・レポートは手当の代償として雇用確保を一義的に要求する 危険性を強調し、「健康な貧困者に扶助は与えない」という考えを前提としていた従来の扶 助概念の転換をはかることによって、すべての者に対する一般的政策における最低限保障 確立の必要性を提言した。さらに、レポートがその意欲を支えるものとして人権思想を強調 した結果、人間としての尊厳を確保するための社会的権利実現を謳う 1946 年憲法前文を体 現する、普遍的な最低所得保障としての RMI 制度導入が実現した。

しかし、ここでさらなる原理的な考察が要求される。なぜなら拠出していない貧困者が無 条件に、つまり労働という「代償」を払わずに国民共同体に対して「生きる権利」を要求し、 そして国民共同体がその義務を負うという新たな論理への転換は、社会における貧困者の

³⁷⁴ Rapport, p. 70.

³⁷⁵ Avis, p. 12.

³⁷⁶ Réne Teulad, « Le rapport Wresinski », Revue Quart Monde, nº 123, 1987. 〈https://www.revue-quartmonde.org/4274〉(2020年1月13日最終閲覧。)

³⁷⁷ Rapport, pp. 62-63.

³⁷⁸ 都留『フランスの貧困と社会保護』149頁。

権利とそれに対する国家介入の境界、共同体の負うべき義務の範囲を画定するという極めて法原理的な問題をはらんでいるように思われるからである。レポートを採択し、従前の扶助原理を克服するにあたり RMI 制度の考案者たちは一体どこにその法的根拠を求めたのであろうか

(4) 憲法上の《droits-créances》の表現としての RMI 法

フランスにおいて貧困者が国家に対して金銭的手当を要求する権能(faculté)は、憲法上の《droits-créances》³79(債権的権利)によって付与されるものと考えられている³80。《droits-créances》は通常《droits-libertés》との対比で理解され、後者は 1789 年人権宣言によって公認された市民的政治的権利であり、表現の自由や財産権など、「~の権利(droit de)」の定式で表現される。これに対して前者は個人が公権力に対して主張する権利で、労働、余暇、教育、衛生の権利など、「~への権利(droit à)」の定式で表現され、1946 年憲法前文の「現代にとくに必要な…経済的社会的諸原理」がその確立の象徴的テキストとして理解されている³81382。1789 年に承認された自由は、国家権力の侵害に対する個人の自由防御の論理に基づいている。これに対し 1946 年に宣言された経済的・社会的権利は、国家権力介入の論理に基礎付けられており、とりわけ《droits-créances》はその権利保持者である個人に対して国家に手当支給を強く要求することのできる権能を付与したものと考えられる³83。これは 1848 年に「貧窮する市民」(1848 年憲法前文)のための救済(secours)の権利の宣言によって始まった「人権の第二世代(droits de deuxième génération)」に属するものとされており、伝統的な「人権の第一世代(la première génération de droits)」とされる《droits-libertés》³84の発生に続くものであると理解されている³85。

³⁷⁹ 《droits-créances》を直訳すれば「債権的権利」となるが、本稿では、原文のまま表記する。

³⁸⁰ François Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances : Les contradictions du Préambule de la Constitution de 1946 », in Centre Universitaire de Recherches Administratives et Politiques de Picardie (C.U.R.A.P.P), *Le Préambule de la Constitution de 1946*, PUF, 1996, p. 169.

³⁸¹ 糠塚康江「《droits-créances》の可能性一フランス福祉国家の憲法的基礎」長谷部恭男=安西文雄=宍戸常寿=林知更編『現代立憲主義の諸相(下)一高橋和之先生古稀記念』(有斐閣、2013 年)528 頁、Claire Magord、《Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale », in Diane Roman (sous la direction de), Les droits sociaux, entre droits de l'Homme et politiques sociales: Quels titulaires pour quells droits?, L.G.D.J., 2012, p. 98.

³⁸² これに対し、《droits-créances》という着想そのものの起源は厳密には《droits-libertés》と同様に革命期にまで遡り、具体的には 1793 年憲法人権宣言第 21 条が謳う公的扶助の「神聖な負債」観念であるとされている。糠塚「《droits-créances》の可能性」 528 頁、Laurence Gay, Les « droits-créances » constitutionnels, Bruylant, 2007, p. 41.

Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances », p. 168.

 $^{^{384}}$ Magord, « Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale », p. 109.

Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances », p. 170.

第2章で詳細に考察した通り、1946年憲法はその前文において、経済的・社会的諸原理を規定し、これらのシンボルのもと、同憲法において個々の社会権的権利の保障が規定された。そしてこの憲法前文は経済的・社会的諸権利の確立にのみ帰するのではなく、同時に「1789年の権利宣言によって確立された人および市民の権利と自由」が「再確認³⁸⁶」されており、先在する個人主義的思想に立脚する諸原理を法的に有効なものとみなしている。このような複合的な前文に関し、1946年憲法制定時には「1789年権利宣言を参照することが重要であり、新たな経済的・社会的諸権利は文言においても精神においても取り出すべき問題ではない」とする立場と、反対に「憲法前文は根本的に革新的なものである」とする立場で大きく意見は分かれたこともすでにみた。結果的に両者の考え方は憲法前文に並置されることとなり、主としてこの 1946年憲法前文の条文から《droits-libertés》と《droits-créances》との対立が意識的に法的次元で問題提起されたと考えられている³⁸⁷。

《droits-libertés》との対比で理解される社会的・経済的諸原理に基づく《droits-créances》において、1946年憲法前文のうち第10、11、12、13項が、個人を共同体(Nation:国民共同体)の「créancier」(債権者)としている388。同憲法前文第11項の前段は「社会保障」を定め、後段は社会扶助を受ける権利の宣言とされ、社会扶助手当を請求する際の公権力の憲法上の義務を具体化したものであると解されている(第2章参照)。こうして1946年憲法前文に持ち込まれた新たな原理は、言葉としては明記されてはいないものの、国家の積極的役割を強調する「~~の権利」の確立の象徴的テキストとして表現されている389。

しかしながら、《droits-créances》は立法者の介入に依拠しているために、その直接的適用に際しては立法者に対する強制的な裁判上のサンクションは期待できず、そうであるならば、《droits-créances》は立法者の裁量に委ねられた政治的プログラムでしかあり得ないのではないかという疑問が生ずる³⁹⁰。これも繰り返しの確認となるが(第2章第4節参照)、フランス第四共和制においては 1946 年憲法前文に掲げられた権利の確保の方法として違憲審査制は採用されず、これは法律をコントロールする基準とはならなかった。1946 年憲法における憲法委員会は同憲法前文に関する事項、つまり人権の問題については審査の権限を有していなかったのである。

以下は第2章第4節で述べたことであるが、1958年憲法によって設定された憲法院は、1971年の判決を通じ、1958年憲法について違憲審査の準拠規範としての裁判規範性を認め、同時に「共和国の諸法律によって承認された諸原理」が同じ性質の規範として認知する。続けて、憲法院は1975年1月15日の判決において、1946年の憲法における「政治的、経済的、および社会的諸原理」を明示的に「憲法」として位置付けた。この判決は、1789年人権宣言(第2条)、1946年憲法前文で言及された「共和国の諸法律によって承認された基

³⁸⁶ Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances », p. 170.

³⁸⁷ *Ibid.*, p. 172.

³⁸⁸ Gay, Les « droits-créances » constitutionnels, p. 112.

³⁸⁹ Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances », p. 169.

³⁹⁰ 糠塚「《droits-créances》の可能性」542頁。

本的諸原理」とならべて、1946 年の憲法前文第 11 項の憲法的価値を初めて承認した³⁹¹。 当判決が 1946 年憲法前文それ自体に憲法としての裁判規範性を付与したことから、同憲法 の人権に関する規定のうちいわゆる社会権規定に対して違憲審査の準拠としての規範性を 与えた点で、大きな意味を有している。以上の一連の判決により 1946 年憲法前文が憲法ブ ロックに統合されることとなり、これによって一定の《droits-créances》が確立されたとさ れている³⁹²。

1946 年憲法の制憲者たちは広く《droits-créances》を承認したが、最高法規である憲法 の条文に書き込まれたこの権利は、権利保持者たる全フランス構成員に保障されるはずで ある。それにもかかわらず、1970年代までは裁判官がこの原則を適用することはなく、 《droits-créances》は法の領域から無条件に締め出されていた。しかし、《droits-créances》 の法的性質を巡る以上の問題に対し、先述の一連の判決によって憲法による法律のコント ロールが進展し、立法者に対し《droits-créances》を尊重させることが可能になったのであ る。このような法解釈によって《droits-créances》は《droits-libertés》と並んで強く保障 されることになった393。さらに、1946年憲法前文に規定される社会的諸権利は、先に述べ た憲法上の連帯原理によってその政策的根拠付けがなされ、国民的災禍や社会的保護にお ける国家介入の直接的根拠として立法者によって援用されることになったのである394。 しかしながら、実際的な社会保護政策の場面に目を向けると、以上のような論理がそのまま 具現化されていたわけではなかった。つまり、フランスに住むあらゆる者を対象とするはず の「適切な生存手段」を獲得するという憲法上保障された権利が、実際には特殊なカテゴリ ーに制限されていたという状況である。《droits-créances》の要請への対応は、これまで社 会扶助や社会保険として社会保護システムにおいて法的に実践されていたのではあるが、 それでもなお立法の段階でその現実的な内容としては「特殊」な人々、すなわち特定の状況 や条件にその対象がカテゴリー化され限定され続けており、受給権者たちはこの権利に訴 えることは実質的に不可能であった³⁹⁵。《droits-créances》が憲法上の地位も得た後も、「受 給者たち自身が債権(créance)を頼りにはできなかったこと、また共同体が法律によって 現実的な内容を債権(créance)に付与しており、そのためにこれは特殊なものであった³96」 のである。これは何度も確認しているように、フランス社会保護システムの制度運営上の基 本的な方針、つまり完全雇用を前提とし、就業者に対しては法定最低賃金による所得保障を 行い、失業者については一時的な金銭的保障(社会保険)システムを整え、さらに就労不能

_

 $^{^{391}\,}$ Magord, « Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale », p. 108.

³⁹² *Ibid.*, p. 108.

³⁹³ Gay, Les « droits-créances » constitutionnels, p. 132.

³⁹⁴ Borgetto, « Solidarité », p. 1429.

³⁹⁵ Robert Lafore, « La pauvreté saisie par le droit », in Robert Castel et Jean-François Laé (sous la direction de), *Le revenu minimum d'insertion : une dette sociale*, L' Harmattan, 1992, p. 71.

³⁹⁶ *Ibid.*, p. 71.

者には「例外」としてその「特別な」理由別に補完的に支給される社会扶助によって生存を 保障するという、戦後から引き継がれる伝統的な基本構造を前提としているためである。

こうした前提を踏まえ、RMI 法第1条前段をここでもう一度想起してみると、「年齢、心 身状況、経済および雇用状況に関連して、就労が不可能なすべての人々は、共同体から生存 についての適切な諸措置を享受する権利を有する」と規定している。この条文は1946年憲 法前文第 11 項を援用することで同項の原則を引き出し、体現したものだと理解されている 397。第 11 項は先述の通り 1946 年憲法前文が「現代にとくに必要なものとして」宣言した 「政治的、経済的、および社会的諸原理」の一つであり、生存の手段を有していないあらゆ る市民の権利を保障するために、その現実的な実践のための共同体の負担を義務として課 すものである。「適切な生存手段を獲得する権利は 1946 年時点からすでに憲法に書き込ま れていたのであるが、それにもかかわらず、議会が社会保護制度の中にそれを浸透させる決 定を下すのに 40 年以上待たねばならなかった398」とされるが、より厳密に遡れば最初の扶 助立法(1893年7月15日法)からは約100年、革命時の扶助への国民的な権利(droit national à l'assistance) の宣言からは約 200 年の時を経ており、これ程の歳月を経て 1988 年 RMI 法が貧困に関する国家の義務を再確認したことは、「驚きに値する399」。RMI 法の立 法者は事実上否定されていた「適切な生存手段を共同体から獲得する権利」の内実を再び確 認し、1946 年憲法前文で保障されたこの権利を具体化する際の共同体の責任というものを 強く押し出した。ここでは、個人の生存にふさわしい手段の権利を明示的に確立すると同時 に、立法を介して、公権力がこの権利の実効的な内容を付与する義務を承認したといえる400。 こうして RMI 法が条文の冒頭で 1946 年憲法前文第 11 項に直接的に言及したことで同 項の「復活(reprise)」への途が開かれ、生活困窮者に対する社会扶助受給権が普遍的に保 障されることとなった401。第 11 項の規定は 40 年以上前に存在し、連帯原理もすでにそこ に組み込まれていたとすれば、RMI 法は連帯の単なる法的発現という以上に、立法者に対 し第 11 項における連帯の存在を再確認し、法津によってそれを具体的に実施、確立すると いう積極的な役割を果たしたものと理解できる402。RMI 制度は普遍的な所得保障の根拠と して、憲法上の地位を有する《droits-créances》を明示的に引用し、この《droits-créances》 を立法者がいわば確認的に具体化したという点において独創性を有していると思われる。

_

 $^{^{397}}$ Michel Laroque, « Le revenue minimum d'insertion, droit révolutionnaire et prestation social d'un nouveau type », *Droit Social*, 1989, n° 7/8, p. 597.

³⁹⁸ Borgetto et Lafore, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, 7^e éd., Montchrestien, 2009, pp. 32-33.

³⁹⁹ Paugam, *La société française et ses pauvres*, pp. 92-93.

⁴⁰⁰ Robert Lafore, « Les trois défis du R.M.I. : A propos de la loi du l^{er} décembre 1988 », L'Actualité juridique : Droit administratif, 1989, p. 571

⁴⁰¹ Lafore, « La pauvreté saisie par le droit », pp. 71-72.

⁴⁰² Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, pp. 573-574.

第3節 RMI 制度の考察② 「参入」政策について

(1) 概要

RMI 制度を際立たせるのは、一般的な性格を有する最低所得保障という性格そのものよりも、社会的基盤を喪失した人々を排除状況から脱出させ「参入(insertion)」させるための援助が手当と結びついている点にある。当制度は社会保護システムにおける補完的手当と見なされるだけではなく、すべての人々の参加によって社会的統合を強化する一手段として練り上げられており、ここにも RMI 制度の新しさを見出すことができる403。参入政策は、RMI 手当受給開始から 3ヶ月後、地方自治体担当部局の指導相談員(referent)と共に参入支援政策の内容を定める参入契約書を作成し、「参入契約(contrat d'insertion)」を締結することから始まる404。RMI 制度の参入は「職業的参入」と「社会的参入」に分けられ、前者は企業への賃金補助や社会保険料の免除など、労働コスト削減により雇用誘導を図り、また受給者に対しては職業訓練や所持資格を活かした雇用を確保するための援助がなされる。後者は多岐に渡り、地域における社会的団体活動などへの参加、余暇・文化・スポーツなどの活動への参加、住宅再入居や住宅改善への援助、そして医療補助の施策などが挙げられる。

RMI 法第 1 条後段は「困難な状況にある者とその家族の社会的・職業的参入は国民的要請である」と規定している。社会的・職業的参入の支援は、「排除された」個人の社会への参与の実現を目的としており、個人に対する就労あるいは社会への参入の権利⁴⁰⁵を保障する制度であると考えられる。先述のウレザンスキ・レポートによれば、「社会的排除」とは雇用・健康・教育・家族関係などの諸困難が合併して「極貧」へと向かうプロセスであり、社会的紐帯からの脱落が「排除」を生み出す最も根本的な「人権侵害」であることが指摘されている⁴⁰⁶。したがって「社会的排除」の対策は単なる社会扶助によってではなく、一般市民に向けられた雇用・住宅・医療・所得保障などの「グローバル」な政策を実施することで脆弱化した紐帯を修復し、貧困者に対し同じ市民として同じ権利を保障して貧困から脱出させることを目指した。普遍的な所得保障に加え、雇用や教育などの社会的基盤を再構築することを通じて、貧困者を再び社会の構成員へと繋ぐ試みとしてRMI制度に導入されたのが、参入政策であった。

(2)「参入」政策の争点

⁴⁰³ Paugam, « Les cycles de la solidarité envers les pauvres », p. 37.

⁴⁰⁴ 参入契約は締結後、地域参入委員会が審査、承認する。参入契約について、参照、川口 美貴「フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入」静岡大学法政研究 2 巻 1 号 (1997 年)100-101 頁。

⁴⁰⁵ カステル (Robert Castel) によれば、1946 年憲法前文第 11 項の「適切な生存手段を共同体から取得する権利」は、単なる扶助を受ける権利ではなく、参入支援を受ける権利とみなすことができる。ロベール・カステル (前川真行訳)『社会問題の変容―賃金労働の年代記』(ナカニシヤ出版、2012 年) 486 頁。

⁴⁰⁶ Rapport, p. 96.

RMI 法の採択をめぐる国会での議論において最低所得保障制度の導入そのものに反対する議員はほとんど存在しなかったが、参入契約に関する議論はその性格をめぐって非常に緊迫したものになったという⁴⁰⁷。その争点は、社会扶助給付の権利に対応する「社会的義務」を受給者に課すこと、またその義務の不履行の制裁として給付を削減または停止することの妥当性であった。健康な貧困者に対する「代償なしの扶助の権利」をめぐる、革命期からフランスに存在する議論が再発したのである⁴⁰⁸。

実際、RMI 法草案では、手当の受給者は提示された参入活動に参加するという契約に署 名しなければならず、この契約を遵守しなかった場合には手当支給の中断がなされる旨が 規定されていた。ポーガムによれば、この表明には「代償」の観念が存在しているという409。 つまり、健康な貧困者が自分自身に責任を負う、少なくとも個人的な努力によって自身の状 況を改善しなければならないという着想である。RMI 手当と参入との強いつながりを確立 することは、とりわけ中道連合とフランス民主連合の中道派によって要求された。かれらの 中には、最低所得保障よりも参入について優先的に考えることが最重要であると主張する 者がいた。例えば、次のような発言である。「最低所得は参入への権利に基づいて付与され るものである」。「RMI 手当を参入契約の署名に従属させることは論外であるが、しかしそ の者がこれらの合意(engagement)を尊重しなかった場合には手当支給の一時中断は可能 であるべきだ」410。これに対し、社会党は参入の権利とこれに対する共同体の義務を強調し ている。時の連帯・保健・社会的保護担当であったエヴァン(Claude Evin)大臣は、次の ように発言している。「今日我々は極貧の人々に特別のはからいをして、野心的な政策を提 案するに至った。この政策は重要な共和国の諸原理と第四共和制憲法前文の延長上にあり、 それは参入への権利(droit à l'insertion)である」。この参入への権利は国の「切実な義務 (ardente obligation)」であり、義務の主体は第一に国家、加えて市町村、アソシエーショ ン、様々なパートナーである411」。また、参入は「法によって保障される権利」、そして「あ らゆる者の生存のための最低所得への権利と、切実な義務との密接な繋がりに由来する」も のであり、RMI 手当支給の責任、「最も弱い人々」、「最も不安定な状況にある人々」に対す る連帯の責任は、常に国家にあるとした412。さらに委員会報告者かつ委員長であったベロル ジー(Jean-Michel Belorgey)は「参入は手当支給と不可分な目的であり、手当へのアクセ スの官僚的条件ではない413」と発言している。

⁴⁰⁷ Paugam, *La société française et ses pauvres*, p. 107.

⁴⁰⁸ この点、ポーガムは 1988 年の 10 月および 11 月の RMI 法をめぐる国会の議論と、革命期の「物乞い根絶委員会」での「代償なしの扶助の権利」をめぐる議論との類似性を指摘している。*Ibid.*, pp. 85-93.

⁴⁰⁹ *Ibid.*, p. 107.

⁴¹⁰ *Ibid.*, p. 108.

⁴¹¹ *Journal officiel*, Assemblée nationale, Compte rendu intégral 1^{er} séance du 4 octobre 1988, pp. 633-634.

⁴¹² *Ibid.*, p. 461.

⁴¹³ *Ibid.*, p. 636.

最終的に議会での参入に関する議論は、契約や代償という参入の義務的側面に反対する立場と、参入契約を最低所得保障に先立つ最重要なものとみなす立場との妥協的な条文へと収斂した。RMI 制度には受給者が契約を途中で完全に破棄してしまう等、契約を遵守しなかった場合には手当給付の一時中断といったサンクションが用意された。それにもかかわらず、「社会扶助における代償の要求を解消する立法者の意思ははっきりとしていた414」と評価されるのは、実際には RMI 制度におけるサンクションは非常に例外的な場合にとどまっており415、参入は受給者の経済活動への参加、雇用への復帰をも想定してはいるものの、飽くまで生活困窮者に対して社会的な参加の権利を承認することを目的とした措置であるという点においては一致していたからである。したがって、参入はそれ自体が目的であり、決して手当給付の前提条件ではないと考えなければならない416。

(3)「社会的または職業的参入」の意味

RMI 制度が個人の参入を権利として位置付け、「参入への権利というロジックは代償のロジックに勝る417」というコンセンサスが獲得できたとしても、参入の内実については、RMI 法は明確に定義をしてはいない。参入という用語それ自体は RMI 法の条文上に散在してはいるものの、参入は日常生活から労働市場にまでその領域が及んでおり、その実践内容などの具体的実態は曖昧なままであった418。受給者に対し手当支給の中断や支給停止というサンクションが課されている以上、受給者の参入実施の義務的側面は存在しているといえるが、共同体に対して受給者個人が具体的にいかなる活動が要求されているかは不鮮明なのである。

他方、RMI 法第2条では受給の要件として、各人の合意のもとで定められる社会的参入または職業的参入に必要な事業(actions)、あるいは就労(activité)に参加する契約をする必要があるということが定められている。同条により参入への権利が契約というかたちを取ること、そして参入が職業的または社会的なものとが想定されていることがわかる。この点、RMI 法制定から間もなくして出された 1989 年 3 月 9 日の行政通達(circulaire du 9 mars)では、参入契約の無理な作成は避け、契約内容は柔軟にすべきであるとされた。そして「参入契約は受給者の代償ではない」と述べたうえで、参入契約は参入のプロセスに関する合意であり、立法者が受給者に対して参入の現実的保証(réelles garanties)を行うためのものであるとされた419。しかし、このような義務的側面を有する全国規模の指示や組織化の具体的提案にもかかわらず、共同体が受給者に対して参入の場や機会を提供する義務

⁴¹⁴ Duvoux, L'autonomie des assistés, p. 5.

⁴¹⁵ Paugam, *La société française et ses pauvres*, p. 110.

⁴¹⁶ Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p. 26; Paugam, La société française et ses pauvres, p. 109.

⁴¹⁷ Paugam, *La société française et ses pauvres*, p. 110.

⁴¹⁸ Duvoux, *Le nouvel âge de la solidarité*, pp. 31-32.

⁴¹⁹ 都留『フランスの貧困と社会保護』165頁。

が道徳的なものにとどまっている点、参入という概念そのものが不確定な性質である点など、「参入への権利は依然として曖昧なまま⁴²⁰」である。

RMI 制度における参入概念の曖昧さのもつ危険性として、以下の点が指摘されている。第一に、受給者の立場からすると現実に受給者らの参入の努力を生み出す参入計画が実現していない、あるいは部分的に実現していると言うとき、一体それはどのような基準に基づいて判断しているのか、そして断続的に参入契約の恩恵を受けるに値するとされた人々と、手当支給が中断されるべきとされた人々とをどのようにして区別できるのかといった問題である。契約という形式それ自体を除いて受給者に課せられた行動方針に関する明確な定義が存在せず、受給者が契約を厳守したか否かの判定が恣意的になる可能性が生ずる421。第二に、参入政策を実施する当局が受給者の要求を満たすことができない(空き家や適切な雇用などを提示できない)場合、受給者には訴えの手段がないという片務契約にも多くの批判がある422。多様な貧困形態への解決策を模索するという立法者の意思にもかかわらず、参入の現実的運用の困難さとその曖昧な性格のために、参入への権利は、参入を提供する共同体にとっては可能な範囲で、そして政治的方針の枠内で実施される道徳的な義務の形態をとり、受給者にとってはその射程が限定されてしまう危険がある423。

他方、むしろこの参入の曖昧さこそが RMI 制度において「強調するに値する」点であるという評価がある424。 RMI 法第 2 条は受給者が事業あるいは就労に参加する契約せねばならないと規定しているが、「これは参入契約の考え得る内容の幅を拡張することを可能にしている425」のであり、社会的主たは職業的参入という規定は受給者が自らの適切な生き方を選択することを可能にしており、 RMI 法が職業的な「排除」にのみその政策の射程を限定しているわけではないことを意味しているとされる426。そして参入概念は共同体や立法者に対し、「経済的・社会的不安定な状況にある人々の多様性を考慮」し、かつ「それぞれの受給者にかれら自身の可能性と希望にかなった解決策を見出すことができる427」ことを要請しているとされる。参入政策は受給者に対しその者の個人的な将来にとって望ましい途を選択する権利を承認したものであり、受給者を過度に拘束することのないよう、参入の概念をあえて開かれた状態にしたのであった428。

さらに条文中の各人の合意のもとで定められるという規定に関連し、先述の1989年3月9日の通達では受給者と共同体の間での参入契約は、「相互的な契約 (engagements

422 都留『フランスの貧困と社会保護』164頁。

⁴²⁰ Paugam, *La société française et ses pauvres*, pp. 118-120.

⁴²¹ *Ibid.*, p. 119.

⁴²³ Paugam, *La société française et ses pauvres*, pp. 119-120.

⁴²⁴ Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 546.

⁴²⁵ Paugam, La société française et ses pauvres, p. 109.

⁴²⁶ Badel, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, p. 546. (強調引用者)

⁴²⁷ Paugam, *La société française et ses pauvres*, p. 110.

⁴²⁸ *Ibid.*, p. 110.

réciproques)」に基づくものであるということが強調されている429。参入契約において共同体は受給者に対して参入活動の手段や場を提供する義務を負っているが、同時に受給者の契約による参加の義務、つまり「受給者自身が自らの参入に全力を注がなければならない430」ことをも意味している。参入契約においては受給者は共同体に参加することができない個人なのではなく、「参入の努力によって社会へ戻っていく真のパートナーであり431」、このような認識に基づいた上で一定の法的な強制力をもった契約をしなければならないとされた。RMI制度の利用者を単なる「被扶助者」とみなすのではなく、責任ある一社会構成員とみなし、契約内容を慎重に検討する必要があるためである。そして参入への権利は専ら「労働への権利」へと差し向けられるのではなく、「共同体との契約の練り上げ、推敲のプロセスに参加することへの権利432」として承認される。

以上のとおり、RMI 制度における参入という改革は従来の職業との結びつきの強い雇用 政策とは大きく異なり、その具体的な中身をあえて不明瞭にし、社会的参入と職業的参入と の区別を法文上に設けることをせず、「実際的な参入の効果というよりもその過程に重点を 置いている⁴³³」点で「革新的⁴³⁴」である。共同体と受給者との参入契約という試みは「排除 されている人々」にとってあらゆる権利の総体へと途を開いたものと評価されている⁴³⁵。

第4節 RMI 制度における「連帯」について

RMI 制度は普遍的な最低所得保障であるという点、さらには社会的、経済的な不安定さが雇用確保の「過程」から生じるものという認識に立ったうえで、必ずしもその復帰先を就労に限定しない「参入」の契約を締結することによって、受給者が単なる金銭的な被扶助者なのではなく、社会の構成員として迎えられるべき存在であるということを実現しようとする点で、革新的な制度であった。就労していない者、拠出していない者が「適切な生存手段」を獲得する権利を実現し、また同時に共同体が受給者の「参入」の機会や場を用意する義務を負い、受給者自身も共同体とともに自らの生き方を積極的に選択していかねばならないという「契約」を締結する。以上のとおり整理すると、RMI 制度においては国家の役割、国民共同体と個人との間に新たな権利・義務関係が構築されている。そして立法者は連帯概念に依拠することでこれを正統化したのであった。

⁴³⁰ Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 444.

⁴³² Paugam, *La société française et ses pauvres*, pp. 110-111.

⁴²⁹ *Ibid.*, p. 110.

⁴³¹ *Ibid.*, p. 445.

⁴³³ Badel, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, p. 556. なお、1993 年 3 月 27 日の参入施策についての通達では、職業的参入は法の目的ではないとさえ通知された。都留『フランスの貧困と社会保護』166 頁。

⁴³⁴ Laroque, « Le revenue minimum d'insertion, droit révolutionnaire et prestation sociale d'un nouveau type », p. 597.

⁴³⁵ Duvoux, *Le nouvel âge de la solidarité*, p. 27.

ところで、RMI 制度の立法者が依拠した連帯とは、一体どのような内容を持つものであったのだろうか。RMI 法が制定された 1988 年当時は、すでに憲法院によって本法が依拠した 1946 年憲法前文第 11 項の法規範的価値が承認されており、連帯も同項との関係で語られる契機を備えるに至っていた(第 2 章第 4 節参照)。そうであれば、RMI 制度における連帯とは、同項との関係で検討されるべきである。

RMI 制度を導入する際には、第三共和制以来の「古典的連帯(solidarités classiques)」の限界、欠陥が指摘された436。そして、連帯概念に新たな方向付けをすることが要求されることになる。すなわち、1970年代後半以降、フランス社会保護システムにおいて連帯がその本来的な価値を十分には実現していないということが明らかになったのである。こうして、RMI制度の導入において「連帯のルネサンス437」が推進された。フランスは80年代後半以降、これを媒介として社会的紐帯の在り方を再定位することを試み、社会的問題に対応していくことになる。

以下では「古典的連帯」の「欠陥」がいかなるものであり、そして RMI 制度が「新たな連帯」がどのように「古典的連帯」の限界を克服し、従来とは原理的に異なった政策を実現可能にしたのかを考察していく。

(1) レオン・ブルジョワの「連帯主義」の「限界」

レオン・ブルジョワは、すでに見たように(第1章参照)国家介入を限定的に容認しながら、同時に個人の自由を擁護する形で19世紀半ばに生じた「社会問題」を解決する道筋を「連帯主義」を介して原理的に示した。彼は連帯概念を持ち出すことで国家の権限と限界を画定し、社会の構成員間の相互的な負債の関係性を描き出すことで、そこに存在する紐帯の在り方を提示することに成功したのである。

ここで留意すべきは、ブルジョワの社会観、個人観である。彼は 1793 年憲法の権利宣言 第 21 条に明記されて以来、社会扶助の基礎付けに用いられてきた「社会的負債」概念の意味を逆転させ⁴³⁸、個人を社会に対する債務者とみなすことで権利に対する義務の先行性を説く。実際ブルジョワは革命時の標語となった「自由、平等、友愛」の三位一体(trilogie)について、その順序を変え、「連帯、正義、自由」とするべきであるとした⁴³⁹。ブルジョワによれば、各人が負っている社会的負債は「人間の自由の前提となる負担 (charge) である。この社会的債務の弁済から自由が始まる⁴⁴⁰」のであって、人間は自己の社会的負債を返済して初めて自由になるため、自由は最上位になることはできず、冒頭には連帯が据えられるべ

⁴³⁶ Emmanuelle Borle, « Le revenu minimum d'insertion entre "assistance" et "nouvelles solidarités" », in Jacques Chevallier (eds.), *La Solidarité : un sentiment républicain?*, PUF, 1992, p. 142.

⁴³⁷ Badel, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, p. 431.

⁴³⁸ Jacques Eloy, « Relire Léon Bourgeois », Léon Bourgeois, *Solidarité*, (éd. précédente 1912, A. Colin), Presses universitaires du Septentrion, 1998, p. 10.

⁴³⁹ Eloy, « Relire Léon Bourgeois », p. 9.

⁴⁴⁰ Bourgeois, Solidarité, p. 101.

きである。さらに、個人の自由は社会的正義の実現(社会的連帯の実現)によってしか獲得できないため、自由は最後に保障される。ブルジョワの連帯論は「準契約」などの概念を用い、個人に先立つ社会秩序を前提としたうえで、秩序の維持に適合する「義務」の充足を個人に課すという論理構成を採用したのであった。

連帯主義に従えば、個人は社会関係のなかでのみ自律を獲得し、社会は、個々人の自律を通してのみ「進歩」を実現することが可能となる。そして個人の自律を脅かす「リスク」に対する集合的保障という「社会権」は、個々人が社会全体の「進歩」に貢献する「義務」の観念と密接に結びついている。個人は自助努力による「リスク」の軽減、つまり労働規律、衛生習慣、健康への配慮や教育を通じた「社会化」を「社会的負債」として担っているのである441。したがって、ブルジョワの唱える連帯論は、個人と社会との「擬似契約」関係に基づく相互義務関係を意味し、抽象的な「人間」存在そのものの洞察は重要視されない。彼によれば、「私の想定する個人とは、労働する個人であり、労働によって生計のための給与を獲得する個人」である442。ブルジョワによって想定される個人は、特定の役割を能動的に充足する代わりに社会によって生存を保障される存在である。つまり連帯を支える個人は、「労働する個人」、「労働によって生きるための給与(salaire)を得ている個人443」、産業社会に生きる個人である。そこで想定される役割に適合的な個人だけが連帯する社会の構成員として迎え入れられ、個人は産業社会の中で与えられた職能を充足することによって初めて「権利」の担い手になる444。ブルジョワは扶助の実施が社会の義務であること、構成員

しかし、以上のような発想が「20世紀以降国民統合と産業発展という目的の下に援用されていく時、それは『義務』を引き受けるべく『社会化』されない個人の『排除』という契機を内にはらんでいくことなる446」。戦後の社会保護体制に属する個人は公教育や家族を通じて社会化され、長期雇用の下で個別の職能を充足し、社会的リスクを最小化すること、家族を扶養することを義務として担い、その一方で雇用保障、給与補填などの「権利」を付与されるものであった。しかし、「栄光の30年」のあいだ実現していた完全雇用や安定的な社会的紐帯は国際競争の激化や雇用柔軟化に伴って崩壊し、同時に失業は量的にも質的にも著しく変化する。「社会保障が長期の就労や拠出と結びついていたフランスでは、就労の不

は当該義務を遂行しなければならない旨を改めて確認するが、他方で、個人の生活が保障されているのであれば、結合した各人は自然的な才能を完全に利用し、自らの活動(=労働)に従事する必要があると主張する⁴⁴⁵。以上の論理に支えられ、「労働」を担う個人を対象とする社会保険(1989年労災保険、1910年強制的な労働者農民老齢年金保険)が導入された。

⁴⁴¹ 田中拓道「フランス福祉国家論の思想的考察—『連帯』のアクチュアリティ」社会思想 史研究 No. 28 (2004 年) 63 頁。

⁴⁴² Bourgeois, *Les applications de la solidarité sociale*, Paris, 1901, p. 9.

⁴⁴³ *Ibid.*, p. 9.

⁴⁴⁴ 田中『貧困と共和国』212 頁。

⁴⁴⁵ Bourgeois, *Les applications de la solidarité sociale*, p. 9.

⁴⁴⁶ 田中「『連帯』の変容」229 頁。

安定は、ただちに社会保障の枠組みからの脱落を意味した⁴⁴⁷」。加えて、家族や労働者間のコミュニティなど「個人の『社会化』を担う装置が脆弱化する」ことにより、既存の秩序において予定されている社会的な「義務」を引き受けることのできない個人が恒常的に生み出されていった⁴⁴⁸。すなわち、ブルジョワの連帯論が前提とする社会における「債務者」としての地位、あるいは、社会的負債の返済を行う「場」を喪失した者が続出したのである。債務者としての地位の剥奪は、必然的に、これと引き換えとされる「利益」や自由の享受をも遠ざける。

こうして、20 世紀初頭、社会保護領域において大きな役割を果たすと同時に、政治的イデオロギーとして第三共和制に対しその体制の正統性を与え、一定の政治的、社会的秩序の安定をもたらした「連帯」(古典的連帯)は、1970年代後半以後、万人を社会に包摂し、各個人を権利や義務の主体として構成するものとして作用し得なくなった。以上の問題は「社会と個人の相互『義務』関係の問い直しを含む、戦後の『社会的共和国』の正統性にかかわる問題として認識」されていく449。

(2) RMI 制度における「新たな連帯」

1946 年憲法前文によって承認された社会的諸権利に関する《droits-créances》は、憲法院判例によって「憲法ブロック」に統合されることで法律をコントロールする裁判規範としての地位を占め、また、判例の蓄積により、連帯概念と社会保護への権利との結びつきはより強固なものになった(第 2 章第 4 節参照)。他方、社会保障法典の L.111-1 条は「社会保障は国民的連帯の原理に基づく」ことを謳っている。

しかしながら、1946 年憲法前文の規定と社会保障法典 L.111-1 条の両者において、社会保障は同じ意味を有してはいない⁴⁵⁰。序章第 2 節 (1)で整理したことをもう一度確認すると、フランスで「社会保障」という場合、これは先のラロック・プランを基礎として構築された社会保険を指すものであり、社会扶助は含まれていない。つまり、社会保障法典上に謳われる「国民的連帯」とは、フランス社会保護の一部に限定されており、社会的経済的に同質のグループ間の「連帯」にとどまるものであった。

実際、戦後フランス社会保護システムの基本理念を「国民的連帯」に求めたピエール・ラロックは、社会保障創設からの 40 年を振り返る総括の中で、「労働者の大多数は明日への絶えざる不安 (obsession du lendemain) から解放された451」と一定の肯定的な評価をくだ

-

⁴⁴⁷ 田中拓道「社会的包摂と自由の系譜」小野塚知二編『自由と公共性――介入的自由主義とその思想的起点』(日本経済評論社、2009年) 143頁。

⁴⁴⁸ 田中「社会的包摂と自由の系譜」143 頁。

⁴⁴⁹ 同上 146 頁。

⁴⁵⁰ Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 362.

⁴⁵¹ Pierre Laroque, « Bulletin nº 14—40 ans de Sécurité sociale », in Comité d' histoire de la Sécurité sociale, *Recueil d'écrits de Pierre Laroque*, La documentation française, 2005, p. 143.

しながらも、他方で以下の通りに述べている。社会保障が一般的制度に収斂するのではなく、特別制度や補足制度が存続し、制度間あるいは職種間の不公平が温存され、「新しい制度の基礎である国民的連帯が直接問題化したわけではないが、それを実現することは非常に困難になった452」。労働者が直面するリスクのほとんどはカバーされ、「明日の安全(sécurité du lendemain)を手に入れた」ものの、戦後の社会保障プランによる社会改革の肝要な目的が達成できたかといえばその評価は微妙であり、これを「職域または社会的な集団の連帯(solidarités de groupes professionnels ou sociaux)が国民的連帯に優越した」結果だとしている453。戦後フランスの社会保護体制は「労働者の保護」と結びつき、「適切な生存手段」を得る権利は労働者、とりわけ賃金労働者という特定のステータスからのみ生じ得るものであった。「労働者」の地位の保護と結びついたシステムによって、フランスにおける「貧困」の問題はごまかされ続けてきたのである454。

「排他性に特徴付けられて形成されてきた福祉国家に特有の連帯455」からの転換の必要性は、RMI 法制定にあたる国会の議論においても度々強調された。例えば、エヴァン大臣は議会で次のように発言している。「連帯の要請が我々に課せられている。(中略)強いフランスと、連帯と、友愛だけが、今日の挑戦に応じるのであろう」。「42 年前から、排除された人々に対する連帯の要請は我々の憲法に提起されていたが、それに対する結論は出さないままであった。(中略) 1789年8月にすでに人権宣言においてアベ・シェイエスが最低収入の保障を明記すべきことを提言していたことを、皆様はご存じであろう。(中略)今日、人権宣言 200 周年を前にして、この原理の要請を具体化する名誉は皆様のものなのです」。彼は、「連帯の要請を法の中に書き込むということを提起する時がきた」と主張し、社会保護に関して再度方針を見直す必要性を勧告した456。こうして1970年代後半以降、社会的紐帯の解体によって引き起こされた貧窮者や「功績のない者」たちに欠如する「連帯」が問題となり、立法者もまたこの不十分な「偽って国民的と形容される連帯」、「水平的な連帯(solidarité horizontale)」457への救済策を講じようとしていた。

そこで、真に「すべての者」を対象とした連帯に基づく社会扶助政策が模索される。すなわち、社会構成員同士のつながり方、負担と利益の再分配の在り方を練り直す必要性を、フランスは自覚したのである。ブルジョワ以来の「労働し、社会の進歩に貢献する義務を負う個人」に基づく連帯(古典的連帯)を修正し、「社会的負債」概念の現代化、つまり「最も弱い市民に対する共同体の『負債』458」というロジックを新たに採用する。そして、この実現のために、弛緩した社会的紐帯の中心に国家が介入することを可能とする、「新たな連帯

452 *Ibid.*, p. 145

⁴⁵³ *Ibid.*, p. 147

⁴⁵⁴ Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p. 22.

Ewald, « Solidarité et insertion », p. 15.

⁴⁵⁶ 以上につき、Journal officiel, Assemblée nationale, Compte rendu intégral 1er séance du 4 octobre 1988, pp. 633-634.

⁴⁵⁷ Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 440.

⁴⁵⁸ Duvoux, L'autonomie des assistés, p. 6.

(nouvelles solidarités) 459」が RMI 制度のもとで実現したのであった。憲法院によって 法律をコントロールする規範的な価値を承認された連帯概念は、1946 年憲法前文で保障さ れている社会保護への権利を具現化するための、新たな方向付けをしていく。

RMI 制度によって具体化された「新たな連帯」とは、いかなる内容を持つものであるのか。筆者はこの問いに対して以下の2点を指摘したい。

第一に、憲法上保障される《droits-créances》の再定位である。19世紀から20世紀の世紀転換期におけるブルジョワの「連帯主義」は、「時代の要請に対応して『社会の負債』概念を媒介に《droits-créances》を再定義し、実定化する」ことを試みたものであり460、そこでは個人に優越した社会を想定し、「労働する個人」の「連帯」を提示することで、本格的な産業社会におけるリスクを分配し、これを回避する政策実行の正統化に成功した。これに対し20世紀末に提示された「新たな連帯」は、賃金労働者間の内部のみで機能するのではなく、《droits-créances》を実質的に制限していた「就労」という条件を切り離すものであり、1946年憲法前文第11項の「適切な生存手段」を共同体から獲得する権利の請求可能性が、「すべての者」に及ぶ、フランス全国規模で機能するよう方向付けるものとなった。

第二に、社会保護領域における共同体と貧困者との紐帯の再構成である。RMI 法制定時の国会での争点が生活困窮者に対する金銭的保障に対して、主に求職活動を念頭に置いた「社会的義務」を課すことの当否であったことはすでに述べた通りである。とりわけ「職業的参入」をRMI 給付の条件にすべきと主張した者たちが危険視したのは、生活困窮者たちが「扶助のなかに閉じこもるというリスク(risque d'ancrage dans l'assistance) 461」であり、RMI 受給者が就労することなく RMI 手当で生活を送るようになるという意味で、RMI制度の最低所得保障が「社会的排除の賃金(salaire de l'exclusion sociale)」、つまり排除や貧困に陥った者を扶助の状況に閉じ込める危険性を表象する収入になり得るのではないかという点であった462。扶助をめぐる以上の普遍的な問題提起に対し、RMI制度はそれを乗り越える共同体と貧困者との間の新たな権利・義務関係を構築したと考えられる。そして、そのための一種の「装置」ともいえる措置が「参入」であった。保護の名宛人として貧困者を定位し、金銭的援助によって貧困問題にアプローチしていた従来の制度設計とは異なり、RMI制度は、生活困窮者の「参入」を権利として位置付け、共同体とかれらの積極的な行動を要請している。

なぜ「参入」が権利として観念され得るのかと言えば、それはおそらく以下のような発想によっていると筆者は考える。すなわち、連帯論における「負担と利益の公平な分配」という「正義」の実現において、こうした協働に呼応し、参加することができない状態それ自体

102

⁴⁵⁹ Borle, « Le revenu minimum d'insertion entre "assistance" et "nouvelles solidarités" », p. 138.

⁴⁶⁰ 糠塚「《droits-créances》の可能性」551 頁。

 $^{^{461}}$ Borle, « Le revenu minimum d'insertion entre "assistance" et "nouvelles solidarités" », p. 139.

⁴⁶² *Ibid.*, p. 139.

を「社会的リスク」(=「社会的排除」)として捉え、その原因や責任を個人に帰属させるの ではなく、社会全体の中に見出し、その負担を集合的に引き受けるという発想である。一体、 なぜ個人が社会において協働することができない状態へと陥ってしまったのかを様々な角 度から検証し、これを道徳の問題や個人の能力に還元するのではなく、法が引き受けるべき 問題であると捉える。「新しい貧困」が「社会的リスク」であるということは、社会的な困 難に陥った人々が、自らのコントロールの及ばない、フランス社会の経済成長に伴う「不利 益」を直接的に引き受けた存在として観念されることを意味する。そうであれば、経済成長 を社会の進歩として許容し、さらに当該成長の「利益」に与った社会は、当該進歩の産物で ある「負担」を分配し合わなければならない。こうした負担と利益の交換という協働=連帯 の実践は、1946年憲法の制定と各種憲法院判例の蓄積を通じ、「憲法的要請」に法的に発展 している。真に社会保護への権利を保障するためには、このように新たに定位された連帯論 に基づき、「社会的負債の返済」に先立って、まずは「連帯」への参加不能に陥った困難な 状況にある人々を、多角的に支えなければならないのである。連帯論において、「正義が合 意、恒常的な交渉に基づく合意によって決まる以上、それは固定したものではなく、常に見 直されるような性質のものである。連帯契約上の義務は、利益と負担の配分の仕方について の同意を恒常的に調達する政治手続きを組織することと、そこにおける交渉義務だけであ る463」。「参入契約」の締結の後は、当該「交渉義務」への参加が何よりも重要なのであって、 この参加において労働活動は必須の条件だとは必ずしも言えない。

共同体は「社会的排除」の状態に陥っている者が、再び社会に参入し、そこで自身にとって望ましい生き方を選択することのできる機会や手段を提示する義務を新たに負い、他方で、個人はその過程において、社会的権利を享受し、義務(負担)を引き受ける契約主体として、積極的に社会に関わる権利が保障される。そして同時に、この参加に全力を尽くす義務を負う。先のウレザンスキ・レポートが(本章第2節)人権思想を振り返りつつ強調した、「他のすべてに先立って強調するべき」とした「生きる権利」、すなわち「尊厳のうちに生きる手段を獲得する権利」とは、このような社会のメンバーの一員として互いに結びつき、協働する権利を含むものと考えられる。連帯の条件の一つともいえる「結合した」状態に社会を修正するために、協働のための機会や「場」を失った者を構成員の一人として迎えなおすのである。RMI制度における「新たな連帯」は、「参入」という措置を創出することで伝統的な扶助の考え方から脱することを可能にし、これにより新たな社会的紐帯の実践が方向付けられることになったと考えらる。

⁴⁶³ 今関源成「自由主義的合理性の変容と福祉国家の成立―フランソワ・エヴァルド『福祉国家(L'État providence)』」―」大須賀明編『社会国家の憲法理論』(敬文堂、1995 年)23 頁。

第5節 小括

本稿第2章において、社会保護への権利が1946年憲法前文第11項に明文規定されたこと、憲法院の判例を通じ同項の法規範としての価値が承認されたこと、そして、連帯概念については、第三共和制期の連帯論を基礎におきながらこれを発展的に継承し、憲法の領域で語られるべき概念へと磨き上げられたことを指摘した。本章が正面から扱ったRMI制度は、連帯に関する以上の発展の一つの具体化であり、注目すべき実践であったと評価できるだろう。

「今日、連帯原理(principe de solidarité)はフランス法をとりまく状況の構成要素をなしている⁴⁶⁴」とされるのは、フランスが「社会的な共和国」の在り方や社会的な権利の実現について常に連帯の視角から検証を行い、連帯の原理に資する社会的な結びつきの在り方とその合意の調達方法を模索し、そして実行に移すということを繰り返してきたためであるう。「相互的で連帯的な契約」(レオン・ブルジョワ)が、「一回きりの社会の起源の物語ではなく、日々更新されるアクチュアルな社会契約であり、均衡の創出という形で個人の生存を社会化し、社会の構成員の結びつきを恒常的に確認するという特異なあり方⁴⁶⁵」であるとすれば、RMI 制度は現代において提示するべき一つの連帯のモデルであり、到達点であったといえる。

また、「正義」の実現に向けた「恒常的な問い直し」の帰結の一つとして、RMI 制度においては 1946 年前文第 11 項に言及することを通じ、レオン・ブルジョワが理論化した連帯概念が乗り越えられている点に本章は注目した。すなわち、「古典的連帯」が提唱された第三共和制期は「負担」を負うべき存在=個人像が「労働して収入を得る個人」としてほとんど自明のものとして位置付けられており、したがって、連帯論において分配されるべき「利益」もまた基本的には労働との関係で観念されるものであった。しかしながら、この意味での「債務者」にすら組み込まれない、つまりブルジョワが「自由」と「正義」の成立条件とした、連帯における協働に与すること自体が困難である者が「新しい貧困」の中に「発見」されたのである。RMI 制度における連帯は、ブルジョワの連帯論における「欠陥」を指摘しながらも、まさにこの連帯論を梃子にして、上述の困難に陥った者たちを再び社会の構成員として参入させる(そして、最低所得保障を実施する)ことを社会全体の義務(およびこの者たちの権利)と観念し、実行することに成功したのである。連帯はこうして「憲法上の権利を実現する」という新たな役割を演じるに至った。連帯は着実に、社会保護への権利の実現において語られるべき公法的な様相を帯びていったのである。

⁴⁶⁴ Borgetto, « Solidarité », p. 1429.

⁴⁶⁵ 今関「自由主義的合理性の変容と福祉国家の成立」21 頁。

第4章 RSA制度における連帯概念の位置付け

前章において RMI 制度について詳細に検討し、フランスが新たな様相を呈する社会的困難への対応を試みたことをみた。しかしながら、確かに RMI はこれまでの扶助原理を覆す革新的な制度ではあったものの、結論から言えば、RMI 制度によってフランスは貧困問題から脱することはできず、本制度は創設からちょうど 20 年後に廃止に追い込まれることとなった。

創設当時、フランス人の10人のうち9人が支持していた466とされるRMI制度であったが、「RMIの20年にわたる発展の歴史は、信頼喪失の歴史でもあった467」という。受給者数が増大し続けたこと、就労復帰が十分な成果を果たさなかったことから、「なぜ受給者を働かせないのか」という社会的非難が高まっていく。その結果、幾度かの改革を経て、フランスはRMI制度に代わる積極的連帯所得保障(Revenu de solidarité active:RSA)制度(以下、RSA制度と略記する。)を新設することとなる。2009年より実行に移されたRSA制度は、「より多く働く者により多くを与えよ468」というスローガンのもと、生活困窮に陥っているRSA受給者に対して労働や職業訓練が奨励され、あるいは義務とされる。これは「どんな仕事よりも働かないよりは価値がある」という原則に基づいてフランス社会保護の領域を再構成する「アクティベーションのパラダイム」と呼ばれるモデルであった469。

本章が注目するのは、RMI 制度から RSA 制度への転換において、やはり「連帯」という言葉が用いられた点である。両制度には共通点と断絶点とがあるが、これを考察し、RSA 制度において語られている「連帯」がいかなる内容を有するのかを検証したい。

第1節 RSA 制度創設の背景

(1) なぜ RMI 制度は廃止されたのか

RMI 制度の創設はフランス社会保護の歴史を分かつ重要な意味を持ち、新たなタイプの社会手当とみなされた。しかし、議会の全会一致で可決され、導入当時大多数のフランス人の支持を獲得していた RMI 制度は、その創設からちょうど 20 年を経た 2008 年に廃止されるに至った。RMI 制度はなぜ廃止されなければならなかったのか。

第一に、RMI 手当の受給者数の増加が挙げられる。制度開始後、受給者数は年々増加し、 受給世帯は 1989 年末の 42 万 7,000 から 94 年末では 90 万 5,000 と 5 年間で 2 倍強、96 年には 100 万を超えた。世帯員数を含んだ受給者総数は 97 年には 200 万人を超えて全人

⁴⁶⁶ Serge Paugam, « Les cycles de la solidarité envers les pauvres », in Robert Castel et Nicolas Duvoux, (éds.), *L'avenir de la solidarité*, PUF, 2013, p. 37.

⁴⁶⁷ Robert Castel, « De la protection sociale comme droit », in Robert Castel et Nicolas Duvoux (éds.), *L'avenir de la solidarité*, p. 13.

⁴⁶⁸ Paugam, « Les cycles de la solidarité envers les pauvres », p. 39.

⁴⁶⁹ Castel, « De la protection sociale comme droit », p. 8.

口に占める受給率は4%近くとなった470。受給者数の増加の原因として強調されたものの一 つは、受給期間の長期化傾向である。1995年6月30日時点では、受給者全体のうち、受 給開始から1年未満の者が 31.9%、2~5 年間受給している者が 54.2%、創設以来6年間に わたり受給している者が 10.2%であった471。1997年以降失業率が低下したのにもかかわら ず、RMI 受給者は増加し続けたため、RMI 受給者および RMI 制度それ自体に対する批判 が徐々に高まっていった472。

第二に、参入政策の「失敗」という指摘がある。つまり、受給者が結ぶ参入契約の締結率 が低く、県によってばらつきがあるものの、平均すると「2 人に1人」であったとされ⁴⁷³、 そもそも初期段階で契約の署名に至った者は3割程度にすぎなかったという474。RMI 手当 を受けておよそ 1 年後(96 年 12 月から 98 年 1 月)の就労状況を調査したデータによる と、就労している割合は26%、4人に1人と少なかった。他方で求職者は6割近くを占め、 非労働化した受給者も17%という状況であった475。

最後に、職業的参入による RMI 制度からの退出の少なさという点に関連し、RMI 制度に おいて強調された「不就労の罠(trappe à inactivité)」、「貧困の罠(trappe à pauvreté)」 という問題を挙げることができる。すなわち、有期雇用やパートタイム労働など、賃金が安 く、労働条件が不安定な職に就くよりも、RMI 手当を受給し続けた方が有利になる場合に、 そもそも働かないという誘因が、または就労している者についてはこれ以上就労時間を増 やさないという誘因が働くという問題である。RMI 手当は就労や他の社会手当による収入 が最低所得基準に満たない分を支給する差額手当 (allocation différentielle) という性質を 有するため(RMI 法第4条)、就労所得の増加分は必然的に RMI 手当の削減へと繋がり、 就労しても可処分所得が増加しない状況となる。とりわけ有期雇用などの就労形態に属し、 低賃金であった場合はこの傾向が生じやすかった。

RMI 制度が想定する受給対象者は主として健康な稼働年齢層であり、そのほとんどは長 期あるいは短期の失業者であった。RMI 受給者が貧困、社会的排除の状態から脱し、雇用 復帰を果たすことで社会的地位を回復するという本制度に課された役割の一つはその機能 を十分に果たしてはおらず、むしろ RMI 制度の最低所得保障はかれらの就労意欲をそぐも のとして認識され出す。失業と貧困の増大は保護ネットワーク実施の根拠ではなく、その結

475 小澤裕香「RSA 改革を通じたワークフェア政策の転換―権利・義務関係の再構築」 経済 学論叢(中央大学)51巻1・2号合併(2011年)23頁。

⁴⁷⁰ 都留『フランスの貧困と社会保護』174-175 頁。

⁴⁷¹ 川口美貴「フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入」静岡大学法政研究2 巻 1 号(1997 年)111 頁。

⁴⁷² 都留民子「フランスの参入最低限所得 (RMI) をめぐる論議」月刊自治研 533 号 (2004 年) 43 頁。

⁴⁷³ 小澤裕香「フランスにおけるワークフェア―1990 年代以降の RMI 制度改革 | 季刊経済 理論 46 巻 2 号 (2009 年) 72 頁。

⁴⁷⁴ 都留『フランスの貧困と社会保護』183 頁。

果とみなされるようになったのである476。

以上のような RMI 制度をめぐる背景のもと、フランス社会における貧困観、貧困者へと向けられるまなざしが変質する。1988 年の RMI 制度創設当時は、フランス社会は最も恵まれない人に対して負債を負っているという考え方、つまり社会構成員の一人が貧困へと陥った場合、これは共同体が普遍的な社会保護を実施してこなかったことに原因があり、したがって、社会は貧困者に対して支援をもたらすための国民的連帯の秩序を考案し、この「明らかな不正義 (injustices flagrantes)」を修正しなければならないという考えを共有していた。こうした発想こそが RMI 制度の野心だったのである477。しかしながら、2000 年代初頭、このようなより貧しい者に対する「社会の負債」が逆転するのをフランスは目撃することになる478。この時期からフランス社会において貧困を社会の責任として説明しようとする意識は後退し、貧困者はもはやシステムの犠牲者なのではなく、貧困者自身の無能さ、無責任さによって自らが招いた事態であるとして、怠惰(paresse)によって貧困を説明しようとする考えが生じたのである。実際、貧困の原因を個人の怠惰から説明する人々の割合は、1976 年では 16.1%、1993 年では 5.6%であったのに対し、2001 年では 15.6%、2009年では 16%と再び上昇し、2000 年代からは「栄光の 30 年」の時代の直後の割合へと戻っていることがわかる479。

以上の情勢下で、フランス政府も「仕事もなく、求職活動もしていない」受給者の割合の高さを問題視し始め、1990年代末より求職活動や職業訓練の強化へと政策を転換し始めることになった。一連の諸改革が目標としたことは個人の「責任化」であり、これらに共通した考え方は、受給者が自身の労働によって、共同体がその受給者に給付した手当を払い戻さなければならないという発想である480。RSA制度はこれらの改革の到達点であるといえる。

(2) RMI 制度の諸改革——就労インセンティブの強化

RMI 制度の参入支援政策が就労促進的な方向へと転換したのは、2003 年 11 月 25 日、シラク大統領(Jacques René Chirac)下のラファラン(Jean-Pierre Raffarin)内閣で採択された「RMI の地方分権化と就労最低所得(Revenu minimum d'activité)の創設についての法律481」(以下、就労最低所得を RMA、法律を 2003 年法と略記する。)の成立以降であ

⁴⁷⁶ Anne Eydoux et Bernard Gomel (coord.), *Apprendre (du l'échec) du RSA : la solidarité active en question*, CEE, 2014, p. 28.

⁴⁷⁷ Serge Paugam, Pauvreté et solidarité : entretien avec Serge Paugam, 2008. 〈http://www.laviedesidees.fr/Pauvrete-et-solidarite-entretien.html〉(2020年1月13日最終閲覧。)

⁴⁷⁸ Nicolas Duvoux, *Le nouvel âge de la solidarité : Pauvreté, précarité et politiques publiques*, Seuil, 2012, p. 72.

⁴⁷⁹ Paugam, « Les cycles de la solidarité envers les pauvres », p. 29.

⁴⁸⁰ Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p. 72.

⁴⁸¹ Loi du 18 décembre 2003 portant décentralisation de revenu minimum d'insertion et créant un revenu minimum d'activité.

る(2004 年 1 月より施行)。2003 年法により RMI 制度の参入事業に関するすべて権限が県(県議会)に委ねられ、これまで国の責任であった最低限手当も県の責任とされた。

2003 年法によって県の責任となった手当支給は、家族手当金庫(Caisse d'allocations familiales: CAF)に委託されて行われた。CAFへ委託される詳細な業務内容は県によって異なるが、受給者の審査、受給者リストからの抹消、支払いの停止をめぐる権限、そして手当審査内容に虚偽がないかを審査する権限がある。こうした権限移譲により、県と CAF との連携が円滑になり、CAF による審査やそれに基づく「手当の停止や登録リストからの抹消が行いやすくなった」という評価がある⁴⁸²。また、RMI 地方分権改革により「県参入プログラム(Programme départemental d'insertion)」の内容に「補助雇用(emploi aidé) 483の実施」と「参入への道のりを明確化する」という2つの項目を盛り込む県が増え、2003年法以前では「補助雇用の実施」を明記する県は2割程度に過ぎなかったが、改革後はすべての県で明記することとなり、職業的参入に力点を置いた支援体制が目指された。

他方、新たに創設された RMA 制度を実施するために、県議会は人員補強、雇い主の開拓、同伴や見守り体制、運営管理体制などを整えた484。RMA 制度は RMI 受給者の雇用確保が最大の目的であり、RMI 制度の長期受給者と雇用主との間で締結する雇用契約に関し、県が雇用主に受給者が受け取るはずの手当額の一部を直接支払う補助雇用の制度である。事業主は受給者に対して法定最低賃金(Salaire minimum interprofessionnel de croissance:SMIC)の「報酬」を支給する仕組みとなっており、したがって雇用主の負担、つまり賃金は、最低賃金から RMI 手当を差し引いた金額だけとなる。これは「雇用主の労働コストを減らせば雇用は創出できるという『仮説』に基づいている485」が、RMA 制度の雇用契約は週20時間パートタイム労働であり、契約は6ヶ月、更新しても最大2回まで(最大で1年半)という有期雇用であり、さらに受給者が支給されるのはRMI 手当でも雇用の賃金でもなく、「就労の最低限所得」であって、「RMI 受給者が以前より不利益を被るのは明らか」という評価がある486。

⁻

⁴⁸² 小澤「RSA 改革を通じたワークフェア政策の転換」26-27 頁。

⁴⁸³ 補助雇用とは、長期失業者など、困難な状況にある特定のグループを対象として国家の補助が付与される特別の雇用形態のこと。使用者が労働者を雇い入れる際に、使用者に対する金銭給付、あるいは社会保険料免除、場合によってはその双方が行われる仕組みであり、雇用と社会保障の狭間にある制度ともいえる。笠木映里「フランスの雇用政策―近年の動向と日本への示唆」季刊労働法 232 号(2011 年春季)47 頁。

⁴⁸⁴ 小澤裕香「フランスにおける労働年齢層の最低生活保障の現状と課題: RMI 制度から RSA 制度への変遷過程と運用実態の分析」42 頁。〈http://hdl.handle.net/10086/27199〉 (2020 年 1 月 13 日最終閲覧。)

⁴⁸⁵ 都留「フランスの参入最低限所得 (RMI) をめぐる論議」44-45頁。

⁴⁸⁶ 同上 45 頁。RMA の「本質的な問題点」が、このような「報酬」の仕組みにあることを 指摘するものとして、参照、Michèle Lelièvre et Emmanuelle Nauze-Fichet (sous la direction de), *RMI*, *l'état des lieux*: 1988-2008, Découverte, 2008, p. 205.

なお、RMA制度は賃金としての最低賃金が保障されておらず、労働法、憲法に抵触する措置であるという観点からも厳しく批判されている。

「働くように促す」制度とされる RMA は「失敗であった487」とみなされている。本制度は RMI 受給者を貧困から脱出させることを目的として導入されたにもかかわらず、手当は増大されず、労働に復帰して経済的に自立する受給者はほとんどいなかった。受給者は、たとえパートタイム労働や平均以下の収入しか得られない不安定雇用であったとしても、これを引き受けるように奨励されたのである。

その他、1998年以降、労働をより報酬のあるものにするという考えに基づき、「利益供与 (intéressement)」と呼ばれる政策が段階的に実施された。これは RMI 手当算定時に労働 所得を一定額控除し、受給者の労働所得と RMI 手当の併給を認める制度である。RMI 制度 において 1992年時点では 750時間までの稼働収入の 50%の控除がなされていたが、1999年 1月からはすべての稼働収入について 3ヶ月間という期限付きで全額控除され、その後 9ヶ月は 50%控除が実施された488。ただし、RMI 受給者のうち利益供与を受給している者 の割合は 1998年からおよそ 12~14%台で推移し、2006年に割合を少し上げるも(14.5%)、「受給率は高いとは言えない489」。以上の一連の改革、すなわち RMI 手当の増額ではなく、雇用獲得へと受給者を鼓舞し、維持させる改革が RSA 制度を準備したのであった。

第2節 RMI 制度から RSA 制度へ

(1) RSA 制度について――導入の経緯と目的

RSA 制度が初めて考案されたのは、RMI 制度改革がなされていた 2004 年 12 月に連帯・保健・家族大臣が設置した「家族・脆弱性・貧困委員会(Commission de familles, vulnérabilité, pauvreté)」においてである。本委員会の長にボランティア団体「エマウス(Emmaus)」の会長職にあったイルシュ(Martin Hirsch)が任命された。イルシュは、2005 年 4 月に報告書をまとめあげ(通称イルシュ・レポート)490、本報告書のなかで RSA制度を貧困解決策の一つとして提案した。そして「長年にわたって存在する RMI 制度に対する猜疑心や価値の低下に終止符を打つ」ことを RSA 制度考案の目的として掲げ491、その創設の役目を担っていく。また、2000 年代初頭、右派および左派のいずれも社会保護における新たな権利・義務関係の模索の必要性を強調し、この問題は当時の大統領選において主要な争点の一つとなった。例えば、社会党ロワイヤル(Ségolenè Royal)は 2007 年春の大統領選で「(社会扶助における)権利を保護するたびに、義務を要請しなければならない」と発言している。国民運動連合のサルコジ(Nicolas Sarkozy)は「権利の代償として引き

15

⁴⁸⁷ Castel, « De la protection sociale comme droit », p. 14.

⁴⁸⁸ 都留『フランスの貧困と社会保護』161頁。

⁴⁸⁹ 小澤「フランスにおける労働年齢層の最低所得保障の現状と課題」33頁。

⁴⁹⁰ Au possible nous sommes tenus. La nouvelle équation sociale. 15 résolutions pour combattre la pauvreté des enfants, Rapport de la commission Familles, vulnérabilité, pauvreté, La documentation française, 2005.

⁴⁹¹ Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p. 62.

受ける義務が何であるかを考え出さなければならない。義務なしの権利は想像もできない」 とし、社会扶助受給者が受け取る手当の代償の必要性を強く主張したのであった492。

大統領選でロワイヤルを制したサルコジは任期終了までに「フランスの貧困率を 3 分の 1 削減する」という目標を掲げ、就任後、貧困対策に取り組むべく政府直属の「貧困に抗する積極的連帯高等委員 (Le haut commissaire aux solidarités actives contre la pauvreté)」を責任主体として設置した。そしてその責任者に、先述のイルシュを指名した。サルコジはイルシュに宛てた 2007 年 7 月の指示文章493の中で、RMI 制度導入後 20 年にわたって貧困率がほとんど変化していないことを指摘し、RSA 制度創設の核心(cœur)として、「雇用への復帰が扶助(assistance)を受け続けるよりもより報酬のあるものとなる(plus rémunérateur)ように、そして労働がすべての者に対し、貧困から抜け出し、かつ貧困から保護されることを保障するように、社会ミニマムを根本的に改革する」と述べている。この文章中に表現されているように、RSA 制度が掲げる理念は、「労働による貧困からの脱出」である。

RSA 制度創設の目的は、当制度を規定した 2008 年 12 月 1 日法494(以下、RSA 法と略記する。)が編纂された「社会福祉・家族法典(Code de l'action social et des familles:CASF)」によれば、RSA はその「受給者に対して適切な生存手段を保障し、就労を促進し、また、被用者であるか否かにかかわらず、労働者の貧困と闘うこと」とされている(L. 262-1条)。RSA 制度の受給要件495は、①25歳以上、または子を養育している、あるいは出産予定の者で、②所得が一定水準以下であり(なお、2009 年の法改正496により、特例として、2010 年 9 月以降から 18歳以上 25歳未満の者で、一定期間就労している者も受給権者となることができるようになった〔L. 262-7-1条〕)、③フランス国内に継続的かつ実際的に居住すること、④外国人の場合、5 年以上前から就労可能な居住許可の下でフランス国内に居住していること(ただし、難民、無国籍者、居留証明資格〔あるいはそれと同等の資格〕を有する外国人は除く)である(L. 262-4条)。さらにRSA 制度は最後のセーフティ・ネットであるために、受給するには、利用できる他の社会給付をすべて申請していなければならず、また、配偶者や子に関する扶養費の請求や離婚に伴う相手方からの補償手当の請求なども

_

⁴⁹² Diane Roman, « Devoir de travailler et protection sociale : d'une problématique de « la dette sociale » à la question des « devoirs sociaux » », *Revue de droit sanitaire et social*, 2009, nº 1, p. 63.

⁴⁹³ Lettre de mission de Martin Hirsch, haut commissaire aux Solidarités actives contre la pauvreté (juillet 2007). 〈 https://www.cnle.gouv.fr/Lettre-de-mission-de-Martin-Hirsch.html〉(2020年1月13日最終閲覧。)

 $^{^{494}}$ Loi nº 2009-1249 du ler décembre 2008 généralisant le revenue de solidarité active et réformant les politiques d'insertion.

⁴⁹⁵ RSA 制度の受給要件、給付額の算定方法や詳細な手続きなどについて、服部有希「フランスにおける最低所得保障制度改革—活動的連帯所得手当 RSA の概要」外国の立法 253 号38-44 頁参照。条文の訳出につき、同 51 頁以降を参考にしたが、本稿はこれに必ずしも従うものではない。

⁴⁹⁶ Loi nº 2009-1673 du 30 décembre 2009 de finances pour 2010.

すべて行わなければならない(L. 262-10条)。

以上の RSA 法の目的、受給要件に関する条文により、本制度が RMI 制度と同様に「貧困に抗する」ことをその創設目的として掲げていること、そして年齢要件に変更はなく、普遍的最低所得保障という性格が維持されていることの 2 点がわかる。なお、RSA 手当は RMI 手当と同様、世帯構成によって定められる最低生活保障基準に照らして世帯収入がこれに満たない場合に支給される差額手当である点にも変更はない。これに対し、RMI 制度との差異に関しては、「生存手段を保障する」という文言に「就労を促進する」という文言が加わった点が挙げられる。また、外国人についてはフランスに滞在していなければならない期間が RMI 制度では 3 年間であったのに対し、RSA 制度では 5 年に引き上げられ、要件が厳格化された。

RMI 制度が、その理念として排除された人々の社会的基盤の回復を目指し、最低所得を保障しながら、その復帰先を必ずしも就労へと限定しない参入政策を実施した点で「革新的」であったという評価がなされた以上、RSA 制度において受給者に対して「就労の促進」が強化された点は、両者の重要な相違点であると思われる497。

RSA 制度の具体的な就労義務規定については次の通りである。職に就いていない者は求職活動に取り組み、職に就いていても受給者を含む世帯員の所得合計が法で定める額未満の者は、より良い仕事への移行や労働時間の増加などに取り組まなければならず(L. 262-28条)、そして当該義務を怠った者は、RSA 手当の支給停止などの制裁が科される。また、受給者に就労能力が認められる場合、県議会の長は、できる限り受給者に雇用局(Pôle emploi: PE)あるいはその他の職業紹介機関などにおける求職活動を行わせる。この場合、受給者は求職者リストに登載され、他の求職者と同様に「雇用へのアクセスのための個別的計画」(Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi: PPAE)を策定することになる(CASF. L. 262-34条、労働法典 L. 5411-6-1条など)。PPAE とは、雇用局に求職者として登録する者が個別の相談員と結ぶ参入契約である498。2008年8月1日法499(以下、2008年法と略記

497 RSA 制度においては就労の支援体制が強化されている。CASF は「RSA 受給者の権利と義務 (droits et devoirs du bénéficiaire du revenu de solidarité active)」において、「RSA 受給者は、その受給者の必要に応じて社会的または職業的な相談援助(accompagnement social et professionnel)を受ける権利を有する。と規定した(L. 262-27条)「相談援助」

受給者は、その受給者の必要に応じて社会的または職業的な相談援助(accompagnement social et professionnel)を受ける権利を有する」と規定した(L. 262-27条)。「相談援助」とは、RSA 受給者に、社会的および職業的参入を支援する支援担当者をつける制度である。該当する受給者は、雇用に就いていない受給者、また雇用に就いていても直近の 3 ヶ月の勤労所得の平均月額が 500 ユーロよりも低い者である。前者は求職活動に取り組み、後者は収入増につながる仕事探しに取り組むとされる。以上、服部「フランスにおける最低所得保障制度改革」44頁などを参照。

⁴⁹⁸ PPAE は、2001 年の失業保険協定締結によって創設された個別的アクセス計画(Plan d'accès personalisé: PAP)、雇用復帰支援計画(Plan d'aide au retour à l'emploi: PARE)に代わるものである。参照、林雅彦=高津洋平「フランスの失業保険制度と職業訓練政策―Welfare to Work の観点から―」『海外労働時報』臨時増刊号 No. 342(2003 年)2-3 頁、および笠木「フランスの雇用政策」46 頁。

 $^{^{499}}$ Loi nº 2008-758 du ler août 2008 relative aux droits et aux devoirs des demandeurs

する。)による労働法典改正によって PPAE 作成、更新の義務が求職者に明確に課された。 PPAE においては、求職者に対して提供されるべき職業訓練などのサービスが明示され、同時に、求職者が求めている雇用について、その性質的・地理的な条件、賃金水準などが特定される。さらに 2008 年法によるもう一つの重要な変更点は、求職者が「合理的な雇用の申し出(offre raisonnable d'emploi)」500を正当な理由なく 2 回拒絶した場合に、求職者リストからの削除、あるいは所得保障給付の停止の対象となり得るとの規定を導入したことである(労働法典 L. 5412-1 条の 2)。先述の通り、RSA 受給者はこの PPAE に組み込まれた求職活動を行う義務を負う。つまり、RSA 受給者が 2 度「合理的な雇用の申し出」を拒否した場合、RSA 手当の停止というサンクションが課されることになったのである501502。たとえ参入契約を締結しなかった場合でも受給が継続されていた RMI 制度の時代、つまり参入はそれ自体が目的であり、決して手当給付の条件となってはならないとしていた当時とは全く異なる方針が採られている。

(2)「積極的連帯」という言説

RSA 制度の考案者であるイルシュは、RMI 制度と RSA 制度との理念的相違点について「労働こそが、RSA の哲学的基礎である。RSA を RMI と区別するのは労働である503」と

d'emploi. 通称、「求職者の権利及び義務に関する法律」。本法の解説および条文の邦訳について、参照、鈴木尊紘「フランスにおけるフレキシキュリティ法制―労働市場の柔軟性と安定性を確保するヨーロッパの取組み」外国の立法 240 号(2009 年)196 頁。

⁵⁰⁰ 求職者は PPAE において自らの求める雇用を特定するが、この情報は失業期間が $3 \, \mathrm{rf}$ を超えるまでの間は「合理的な雇用の申し出」の特定に用いられる(労働法典 L. 5411-6-6 条)。ただし、失業期間が $3 \, \mathrm{rf}$ を超えると「合理的な雇用の申し出」は、PPAE とは無関係に法律上決定される(同 L.5411-6-3 条)。その際には、仮に求職者登録から $3 \, \mathrm{rf}$ $\sim 6 \, \mathrm{rf}$ 月の間は賃金水準が前職の 95%以上の雇用の申し込みが合理的とされ、 $6 \, \mathrm{rf}$ 以降は、前職の 85%以上の賃金、片道 1 時間または $30 \, \mathrm{rf}$ 中以内の通勤を要する雇用の申し込みが合理的とされている。笠木「フランスの雇用政策」 $46 \, \mathrm{fg}$ 。

⁵⁰¹ 義務違反の場合の給付停止処分について以下の通り整理できる。①受給者本人の事情により、かつ、正当な理由なく、期間内に PPAE または社会参加契約を作成若しくは締結しない場合または更新しない場合、②PPAE の項目または社会参加の条項を厳守しない場合、③受給者が RSA などについて定めている CASF 第 2 編第 6 章「貧困および排除との闘い」に規定する監督に服さない場合などには、県議会議長により RSA の全部又は一部の給付を停止できる(L. 262-37条)。服部「フランスにおける最低所得保障制度改革」45 頁。

⁵⁰² 2012 年 3 月、国民運動連合のフィヨン(François Fillon)内閣のもとで RSA 受給者が自らの参入の権利と義務に従わない場合の制裁に関するデクレ(Le décret nº 2012-294 de 1er mars 2012 relatif aux procédures d'orientation de suspension et de radiation applicables aux bénéficiaires du revenue de solidarité active)が出された。本デクレでは参入支援を受ける権利と義務を有する者に対してオリエンテーションの始動期間を明確にし、中断のメカニズム、登録抹消を通知する条件を明確にしている。オリエンテーションの面談に行かなかった者については、自動的に第一次警告として RSA 給付(月額)から 100 ユーロが差し引かれる。これにより制裁を受ける生活困窮者は増えることになった。小澤「フランスにおける労働年齢層の最低所得保障の現状と課題」62 頁。

⁵⁰³ Martin Hirsch et Emmanuelle Wargon, Revenu de solidarité active : quelle

し、「就労する受給者は手当が増加し、働かない者には一文たりとも投じるつもりはない504」 と述べている。そして RSA の野心として、「連帯を修正する」ことを宣言した505。

先述の通り(第1節)、RMI 制度が廃止された主たる原因は受給者の増加傾向、職業的参入の領域における取り組みの相対的少なさにあった。実際、1992 年の RMI 評価委員会は停滞している職業的参入の問題を指摘し、「参入契約は当初目論んだ利点を全く発揮していない」と結論付けた506。その結果、RMI 制度が就労促進型の制度へと改革されたのはすでに概観した通りである。1990 年代後半から 2000 年代初頭にかけての一連の改革が生活困窮者の就労復帰という効果を発揮しないことを受け、RMI 制度そのものが社会ミニマムの失敗、つまり、公的介入の失敗という原理的な次元で意識され始める。このような状況は次第に「連帯疲れ(lassitude de la solidarité)507」と表象され、RMI 制度を可能にした連帯を「再検討」し、労働を最優先にする社会扶助を支える別の「連帯」を構築しだす。これが、イルシュ・レポートに提言されている「貧困に抗する闘いのために、労働を最優先の軸にする508」という基本方針に依拠して再考された、「積極的連帯(solidarité active)」と呼ばれるものである509。

「積極的連帯」とは、貧困の根絶を確実にするために、雇用復帰を合言葉として、就労可能なあらゆる受給者が労働市場へと依拠するように「連帯」を活性化、能動化(activer)する、そのようなプロジェクトとして位置付けられている。カステル(Robert Castel)によれば、社会保護領域において受給者を就労へと差し向けるアクティベーションは、責任化、個人化、計画のロジック、代償の要求という言葉の総称である。このロジックは常に個人に対して責任を問うものであり、当該個人がこれらの要求に応じられなかった場合、その「失敗」の責任はその者自身に問われることになる510。このように説明される「積極的連帯」への「大転換(grand formation)」511は、RSA制度創設を裏打ちする原理として作用する。

「積極的連帯」というロジックによって社会保護手当の代償としての就労、生活困窮者に対して課される求職活動の法的義務が正当化され、社会構成員のつながりは諸個人の就労へ向けた積極的な努力により実現可能だとされたのであった。

113

_

philosophie? Entretien avec Martin Hirsch et Emmanuelle Wargon, in *Etudes*, Tome 410, 2009, n^{o} 1, pp. 35-36.

⁵⁰⁴ Hélène Périvier, « Les victimes collatérals du RSA », in Robert Castel et Nicolas Duvoux (éds), *L'avenir de la solidarité*, PUF, 2013, p. 74.

⁵⁰⁵ Haut commissaire aux Solidarités actives contre la pauvreté, *livre vert vers un revenue de solidarité active*, Février 2008, p. 8.

⁵⁰⁶ 原田康美「フランスにおける『普遍手当』論—『ベーシック・インカム』論のフランス的コンテキスト」東日本国際大学福祉環境学部研究紀要 3 号(2007 年)56 頁。

⁵⁰⁷ Evdoux et Gomel, Apprendre (du l'échec) du RSA, p. 16.

⁵⁰⁸ Haut commissaire aux Solidarités actives contre la pauvreté, *livre vert vers un revenue de solidarité active*, Février 2008, p. 8.

Eydoux et Gomel, Apprendre (du l'échec) du RSA, pp. 16-17.

⁵¹⁰ Castel, « De la protection sociale comme droit », p. 8.

Eydoux et Gomel, Apprendre (du l'échec) du RSA, p. 26.

第3節 RSA 制度の批判的検討――「連帯」を手がかりとして

ここまで、RMI 制度の「限界」、そして RMI 制度で解決されなかった貧困問題の新たな処方箋として RSA 制度が登場したことを述べた。RSA 制度は手当の代償として受給者に就労の義務を課すために連帯を「修正」し、市民を能動化することで、社会的リスクの責任を主体的に引き受けさせることを目指した。問題は、このような「積極的連帯」に支えられた RSA 制度が、RMI 制度をはじめとする社会保護政策の「欠陥」、「失敗」を修正し、フランスが直面する貧困や失業の現代的問題の解決策として根本的な役割を果たしているのかという点である。

本稿筆者が RSA 制度を支持しないのは、以下の理由による。第一に、RSA 制度創設を正当化した「積極的連帯」が RMI 制度で確認された憲法上の連帯概念から逸脱しており、連帯に課された規範的役割を果たしていないという原理的な問題があるためである。第二に、原理的に正当化され得るか否かにかかわらず、RSA 制度は実際の社会保護制度としての有効性が疑わしいためである。以下、順にその内容を述べる。

(1) RSA 制度の "S (solidarité)" について

RMI 制度も、RMI 制度の「失敗」を修正するために創設された RSA 制度も、いずれも その導入を正当化したのは連帯概念であった。前章で考察した通り、RMI 制度においては 1946 年憲法前文第 11 項で保障されている社会保護への権利が実際上社会保護の領域で実 現されていないということを受け、当該権利の具体化が目指された。RMI 制度の考案者は、 レオン・ブルジョワが唱えた連帯主義の基本的な論理を継承しながら、その「限界」を乗り 越えた。すなわち、新たに連帯に依拠することで、第一にこれまで保護の対象とされてこな かった稼働年齢層にまでその権利保障が及ぶ最低所得保障制度を実現することに成功した。 そして第二に、本制度における新たな連帯では、単に受給者を扶助の名宛人とみなして一方 的な金銭給付を実施することはなく、かれらが極貧へと陥ったプロセスをも考慮すること を可能にした。経済的支援に加え、受給者が社会の構成員の一人、責任ある主体として、共 同体とともに協議を重ね、もう一度社会へと組み込まれるような機会や場を構築すること が目指されたのである。生活困窮者が自己実現を果たすための社会的基盤や主体性の回復 =社会への参入は連帯によって権利として観念され、RMI 制度を通じてその権利実現は公 的機関の義務として位置付けられた。このようにして、「新しい貧困」を乗り越えるための 社会的リスクの分配の在り方が提示され、共同体と個人との権利・義務関係、社会的紐帯が 新たに編み出されたのであった。

連帯の発展について以上の通り確認すれば、RSA 制度で語られる「積極的」という言葉を冠した「連帯」は以下のように整理が可能だと考えられる。RSA 制度の導入を正当化するものとして「RMI の "I (insertion: を入一引用者)" は失敗であった 512 」という言説が

-

⁵¹² Duvoux, *Le nouvel âge de la solidarité*, p. 73.

あるが、これはRMI制度の役割の一つである稼働年齢層の雇用復帰という側面が十分に機能しなかったことに由来している。当該「失敗」を根拠としてRSA制度は貧困者の陥った 状況は自業自得であるという自己責任、自己負担の論理を社会保護の領域へと持ち込み、いかなる雇用条件であっても働くことを生活困窮者に対して義務として課したのであった。

しかしながら、ここで確認するべきことは、RMIの"I"に連帯が吹き込んだ規範は、形式的な雇用復帰や労働の強制ではなかったはずである。RMI制度の「参入」は社会の構成員から「排除」され、連帯の協働に組み込まれないことをその者に対する「権利侵害」とし、権利の回復に共同体が全力を尽くす義務があるという発想に支えられて実施された。すなわち、RMI制度導入時においては、完全雇用が自明ではなくなり不安定雇用が増加する現象を前にして、これを経済的な発展に伴って社会に降りかかった「リスク」と観念し、社会全体で当該リスクの負担を引き受けるという発想が採用されていた。他方、RSA制度は、最低所得保障を維持しながらも、本制度を支える意識は社会問題の原因を個人の中に見出し、社会的な困難を「自己責任」へと帰属させるものである。連帯が備えている「社会的リスクの相互化」は、こうした前提を採用していなかったはずである。生活困窮者への最低所得保障の条件に就労義務を強く打ち出すことを正当化するRSA制度の"S (solidarité)"は、社会問題の国家介入の様式としてはその役割からはずれている。

RSA 制度によって多くの受給者の「復帰」先となっている不安定雇用への就職が増加し、 失業率が数字のうえで減少したとしても、実際の RSA 受給者は常に扶助と不安定雇用の領域で生活することを余儀なくされる可能性が高い。加えて、雇用の契約期間が切れた場合、 社会から「怠惰」の烙印を押されぬよう、いかなる類のものであっても別の職へと就かねばならないという動機が働く。RSA 制度の「連帯」は貧困者を労働市場へと半ば強引に統合し、これを拒んだ者を「怠惰」や「自己責任」というレッテルへと回収するための政策的な一言説に過ぎないのではないか。

(2) RSA 制度の実情について

RSA 制度を支える「能動化」された「連帯」は RMI 制度で参照された憲法上の規範ではなく、制度を推し進めるための一標語へと化し、「連帯の道具化⁵¹³」の一形態とも考えられる点で原理的な問題をはらんでいる。それでもなお RSA が RMI から引き継いだ最低所得保障という制度上の性質は重要なものであり、社会保護のなかで最も受給者数が多い制度が RSA であるという。しかしながら、利用者数の多さが社会保護制度運営の効果や支持を必ずしも担保するわけではなく、実際、RSA 制度はその創設前後で数多くの批判を受けてきている。以下では、それらの批判を参照することで RSA 制度がその目的として掲げた「貧困の軽減」と「就労の促進」が達成されておらず、この制度が運営実態に照らしても正当化し得ないことを述べる。

_

⁵¹³ Castel, « De la protection sociale comme droit », p. 7.

RSA 法が制定、施行される以前、2007 年 8 月 21 日の法律⁵¹⁴により、RSA 制度の実験・試行が実施された。この実験は当初 35 県で行われることが予定されていたが、県、特に社会党の県知事の反対があり、実際は 14 県だけにとどまった⁵¹⁵。この事実が RSA 制度に対する抵抗の一つの現れといえる。その後、実験結果を待つことすらなかった「粗略な実験⁵¹⁶」を経て RSA 制度が導入されることとなったが、導入後も制度に対する抵抗・批判が途絶えることはなかった。その内容は以下の 2 点に整理できる。

第一に、RSA 制度は不安定雇用の領域を拡大させるという指摘が数多くなされた。RSA 制度は労働を受給者に対して法的に奨励、義務化することで貧困問題を解決しようとする ものである。しかし、ここでの問題は、その奨励された就労先の形態、質を問わない点にあ る。RSA 制度においては就労が手当の代償となるため、雇用を剥奪された RSA 受給者たち は、いかなるタイプの就労、つまり有期雇用やパートタイム労働などの不安定な雇用であっ たとしてもこれを引き受けることを事実上強制される。同時に、RSA 制度は使用者側にと っては労働市場で安価な労働力を見つけ出す好機を提供するものとなっている。こうした 事態は、受給者を完全な雇用でもなく、法的に保護される失業でもない中間的な境遇へと陥 れ、この新たに形成された領域を固定化し、不安定のなかへと受給者を固定化するという状 況をもたらす。この点、カステルは RSA 制度実施の正当化根拠として主張される「不就労 の罠」、「貧困の罠」という言葉に対し、「低賃金の罠(trappes à bas salaires)」、「不安定の 罠(trappesàprécarité)」という言葉をもって RSA 制度を痛烈に批判した517。また、イル シュ・レポートの作成にも関与したポーガム(Serge Paugam)は、RSA 制度が、古典的な 賃労働とは別の階層として「扶助を受ける不安定労働者(travailleur précaire assisté)」と いう新たな地位を公的に創出し、貧困な労働者を労働市場の最底辺の区分へと巧妙に組み 込むのではないかという懸念を示す518。

第二に、RSA 受給者のスティグマの問題である。繰り返し述べるように、RSA 制度においては受給者の参入先は実質的に労働市場に限定されており、そして奨励される労働はほとんどが低賃金や有期雇用等、不安定な状態であった。このような状況は、受給者が奨励に応じることはかれらの「社会的義務」であるとする「積極的連帯」の言説によって強力に支えられてしまう。こうして受給者たちは、不安定雇用を避け、求職の奨励に応じなかった場合にはより一層他者から非難されるという問題が生じる。いかなる雇用形態であれ就労し

_

⁵¹⁴ Loi nº 2007-1223 du 21 août 2007 en faveur du travail, de l'emploi et du pouvoir d'achet. 通称、「労働、雇用、購買力(TEPA)法」。

 $^{^{515}}$ 都留民子「フランスの公的扶助—ワークフェア・積極的連帯手当(RSA)」埋橋孝文編『生活保護』(福祉 $+\alpha$)(ミネルヴァ書房、2013年) 207 頁。

⁵¹⁶ Hélène Périvier, « Les victimes collatérals du RSA », p. 74.

⁵¹⁷ Robert Castel, Le RSA, machine à fabriquer de la précarité, le Monde du 25 j uin 2009. 〈http://www.lemonde.fr/idees/article/2009/06/25/le-rsa-machine-a-fabriquer-d e-la-precarite-par-robert-castel_1211366_3232.html〉(2020年1月13日最終閲覧。)

⁵¹⁸ Serge Paugam et Nicolas Duvoux, *La régulation des pauvres : Du RMI au RSA*, PUF, 2009, p. 99.

た「アクティブ」な RSA 受給者と、そうではない受給者との区別が「ほぼ必然的に、功績のある者とそうではない者との間の古典的な二分状態へと帰着⁵¹⁹」してしまう。貧困からの脱出、社会的基盤の回復を目指して求職活動をしながらも就労できない者も、何もしようとしない者と一様にくくられスティグマが押される。 RMI 制度創設からの 20 年間で、「貧困者の置かれた状況はその者自身の怠惰のせい」という自己責任を強調する傾向が主流となった。 RSA 制度において、労働市場にアクセスできない受給者たちは「怠惰な者」という烙印を押されないように必死に職を得ようとしても、その者が結果的に就労へと到達できなかった場合には、やはり強い非難を被ることになってしまう。

また、スティグマの問題は同時に潜在的な受給者を増加させる危険をも伴う。RSA 制度の被扶助資格者 150 万人のうち、わずか 45 万人しか本制度を享受していないとされている 520。デュヴ (Nicolas Duvoux) はその理由として、RSA 制度に関する情報へのアクセスが困難であること、措置の複雑さ、そして就労復帰を果たしたとして見込まれる収入の低さ、さらに被扶助者という身分に対する拒絶感などを挙げている521。受給者にとって RSA 制度が「不名誉」であるという感覚が生まれ、これが貧困状態という不幸に付け加わる。貧困者のなかにはこの「非常に高くつく権利 (droit si cher payé)」に訴えないことによって、自らの名誉を護ろうとする者さえもいる522。潜在的な受給者の数が今後も増大するのであれば、本制度の有効性は疑わしい。

RSA 制度に対する種々の批判は公式の調査によっても裏付けることができる。2009 年 9 月、専門家や研究者らの調査結果を基として RSA 評価委員会523が設置された。本委員会は 2011 年 12 月 15 日に最終レポートを提出し、RSA 制度が、貧困に抗する闘い、そして雇用 奨励策としては頓挫しており、その目標をほとんど達成できていないと結論付けた524。

レポートは第一に、貧困問題に対する効果は予想とかけ離れたものであったとする。国立統計経済研究所(Institut National de la Statistique et des Études Économiques: INSEE)の調査、および全国家族手当金庫(Caisse Nationale des Allocations Familiales: CNAF)、農業社会共済組合(Mutualité Sociale Agricole: MSA)の資料によれば、RSA制度は2010

⁵¹⁹ Paugam, « Les cycles de la solidarité envers les pauvres », p. 38.

⁵²⁰ Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p. 78.

⁵²¹ *Ibid.*, p. 78.

⁵²² Castel, « De la protection sociale comme droit », p. 17.

⁵²³ Comité national d'évaluation du RSA, François Bourguignon (président), Rapport final, décembre 2011. 本委員会は県議会の代表者、公共政策評価に関する代表者、排除に 抗する非営利団体(NPO)の代表者、受給者の代表者、RSA 実施を担う行政組織の代表者 5 者で組織される。委員会の事務作業は DARES が執り行った。作業は 3 つのワーキンググループから成り立つ。厚生省・評価研究統計局(DARESS)は「ガバナンスと寄添い(accompagnement)」、全国家族手当金庫(CNAF)は「貧困」、労働省統計局(DARES)は「労働市場と職業的参入」をテーマにして評価作業を実施した。小澤「フランスにおける労働年齢層の最低生活保障の現状と課題」64 頁。

⁵²⁴ Eydoux et Gomel, *Apprendre (du l'échec) du RSA*, p. 19.

年時点で低所得層の割合を 0.2%しか削減しなかった525。第二に、雇用復帰に関してもまた効果は発揮されず、RSA 受給者の得た地位、職は多くの場合が不安定なものであったという526。2009 年から 2010 年にかけて評価作業の一環で労働省統計局(Direction de l'Animation, de la recherche, des Études et des Statistiques: DARES)が実施したアンケート調査によれば、受給者 220 万人のうち就労復帰した者は 36%であり、そして就労した受給者のうちその多くは、2010 年時点でパートタイム労働、有期雇用契約の職しか得られなかった。具体的には、賃金労働者として働く RSA 受給者のうち、期間の定めのない雇用が 57%、有期雇用が 32%、季節労働や臨時雇用が 11%である。フランスにおける全就労者の雇用形態比率が順に 86%、10%、2%であることと対比すると、RSA 受給者に非正規雇用が多いのは明らかである527。なお、2010 年末の時点で雇用局に求職者登録をした RSA 受給者数は 3 分の 1 にも届かなかった。参入契約に関して付言すれば、2011 年時点で RSA 受給者の締結率は 40%にも満たなかったが、これに対して 2006 年時点の RMI 受給者の締結率は 43%であったという528。雇用復帰の効果について、RSA 制度はかつての RMI 制度に比してむしろ後退しているといえる。

(3) RSA 制度の失敗?

多くの研究者、公的レポートの以上の評価をそのまま受け止めるとすれば、RSA が効果的な役割を果たす社会保護制度であるとは少なくとも現段階では結論できない。既述の制度運営の実態は、本制度の考案者が RMI 制度の「失敗」を見誤ったことに起因するものと思われる。すなわち、RSA 制度が自明としている貧困者の個人的な「就労意欲の欠如」の中に貧困や失業問題の根本的な原因を求めることはできないのではないか。そうだとすれば、事実上の就労義務付け政策によって賃金労働者を生み出し、貧困を解決するというプロジェクトは「貧困に抗する」という目的を達成する手段としてふさわしくない。

ところで、RMI 制度の職業的参入は受給者が「怠惰」だったために「失敗」したのであろうか。この点、RMI 制度の就労一退出者のうち非正規雇用者の 72%がもっと良い条件の雇用を望んでいたとされている。また、「不安定雇用形態にある者は、就労による状況の改善は認めているが、かれらの 88%は『安定雇用への一歩としたい』、『もっと働きたい』と述べている529」。職業的参入は就労先の雇用形態を問題としないため、RMI 受給者はたとえ就労意欲を有していたとしても、不安定雇用と RMI 制度との往復、あるいは雇用なしの状態を強いられている場合がある。国家は失業を防止し、雇用アクセスを円滑にするために介

118

_

⁵²⁵ Comité national d'évaluation du RSA, pp. 15-16.

⁵²⁶ Eydoux et Gomel, *Apprendre (du l'échec) du RSA*, pp. 19-20 ; Comité national d'évaluation du RSA, p. 100.

⁵²⁷ Philippe Briard, « La situation des bénéficiaires du RSA sur le marché du tra vail fin 2010 », *Dares analyses*, Mars 2012, n° 14. 〈http://dares.travail-emploi.gou v.fr/IMG/pdf/2012-014.pdf〉(2020年1月13日最終閲覧。)

⁵²⁸ Eydoux et Gomel, Apprendre (du l'échec) du RSA, p. 20.

⁵²⁹ 都留『フランスの貧困と社会保護』188頁。

入してきたものの、RMI 制度においては結果的に不安定雇用の制度化に手を貸すことになり、「新たな労働形態を強化しながら人々を不安定の中へと固定化する」運営をしており、そしてこのような状況そのものがさらに職業的参入の必要性、需要を生み出すという矛盾を抱えていた⁵³⁰。RMI 制度の「欠陥」を見定めるためには、受給者個人の就労意欲の有無ではなく、就労先の状況に目を向ける必要がある。

RMI 制度改革の一環である 2004 年 RMA 制度にしても、RMA 制度が用意する補助雇用に就いた受給者たちは SMIC 以下の賃金しか受け取れず、就労意欲を有する労働者であるにもかかわらず扶助に頼らなければならない。この点、カステルはRMA制度における SMIC の半額というこのわずかな給与が、失業保険や年金といった社会保障への権利へと途を開き得るものとする。就労者の一定の拠出、就業期間がこれを担保するためである。しかしながら、他方で、この諸権利が発生するのに 100 年以上は働く必要があるというエコノミストのシニカルな見解を示す。実際には、RMA 制度において受給者は平均して 1 年間働き、その後はまた別の一時しのぎの手段(expédient)を探すのである。このようにして働き続ける者は本当に労働者といえるのだろうか。つまり、RMA 制度のもとでは就労だけでは生活のための、あるいは生き残るための最低限の収入を確保することができないため、受給者は労働と扶助が結びついた新たな「雑種 (hybride)」の典型なのではないかと疑問を投げかけている531。

就労できない RMI 受給者は RSA 制度の推進者によって「無責任な者」あるいは「便乗者(あくどい利用者)532」として非難の対象となったが、これら RMI 受給者の多くがそもそも面接や採用試験を受ける段階まで辿り着けていなかったという指摘もある533。 RMI 受給者の低い教育水準、悪化する健康状態、家庭の事情(介護や教育)などが受給者の労働市場復帰を阻害しているのである。そして、たとえ雇用へと到達したとしても、その参入先が不安定雇用であった場合、いったんパートタイムのような不安定雇用に就くと正規のフルタイム労働に移動できる可能性は低くなるという。「このようなパートタイムからフルタイムへの移行が困難であるという現実を踏まえて、将来的に安定雇用に就くためには、失業者のままでいた方が良いとする行動規範が導かれる534」のであった。以上の実態もまた「積極的連帯」が強調する、「能動化された市民」による労働を通じて貧困問題を解決するという目的の達成が極めて困難であることを裏付けている。

⁵³⁰ Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 549, pp. 553-554.

⁵³¹ Robert Castel, *La montée des incertitudes : travail, protections, statut de l'individu*,, Seuil, 2009, p. 117.

⁵³² Duvoux. *Le nouvel âge de la solidarité*, p. 29.

⁵³³ 小澤「フランスにおける労働年齢層の最低所得保障の現状と課題」38 頁。求職活動をした受給者のうちおよそ半数の 49.8%が一度も面接や採用試験にこぎつけなかったとされている。

⁵³⁴ 同上 39 頁。

第4節 小括

第三共和制期にレオン・ブルジョワが唱えた連帯論は、道徳の領域で解決するべきであるとされていた貧困や事故、病気などの問題について、これを法が引き受けるべきものとしたことにその意義の一つがあった。その根拠として、現前する貧困や労働災害、事故などの原因がすべて各人の不注意や怠惰、予見の能力などの個人的な問題の中に見出されるのではなく、産業化がもたらした社会全体の「システム」の問題だと認識されることにあった。したがって、社会の進歩に伴って生じた困難は誰しもが遭遇し得る不可避的な「社会的なリスク」と観念されるべきものであり、社会の進歩を承認しこれに向けて協働した社会全体でその負担を分配し、同時に利益も等しく享受するべきなのである。この合意は各人の自由な意思によって正当化される。これが、「法学的連帯主義」が企図した社会秩序の再構築の方法であり、社会問題に抗する実践的な応答であった。連帯論における「リスクの相互化」の「契約」を梃子に、社会の構成原理(社会的な権利・義務関係)を転換させ、第三共和制期の個人主義的な「責任の原理」から、「保険の社会」(「福祉国家」)535への編成を可能にしたのである(第1章第2節および第3節を参照)。

RSA 制度を導入する際、その指導者は各人の就労意欲のなさや怠惰などを長引く貧困問題の原因とみなしているが、社会保護制度によって新たな社会秩序を構成する条件として、連帯はそうした考え方をそもそも採用してはいない。「相互的で連帯的な契約」は、個人の自由な意思に根拠を置きながらも、基本的には、個人以外の集合的なもの、個人に先立つ社会を措定する(「人は生まれながらにして、社会の債務者である」〔レオン・ブルジョワ〕)ものである。その意味で、連帯は、方法的に個人主義的責任原理とは異質なものであるといえる。貧困という社会問題はフランス社会全体の進歩に伴って不可避的に引き起こされたのであって、その負担は集合的に引き受けるべきものである。また、RMI制度で提示された連帯概念においては、降りかかったリスクに押しつぶされている個人を社会に迎えなおし、再び自らが尊厳のうちに生きることを可能とすることが共同体の義務であり、かつ、この者の権利であると観念された。連帯論の基本的様式としても、連帯が発展的に継承した新たな紐帯の在り方としても、RSA制度で「修正」された「積極的連帯」はいずれもその契機を見い出すことができない。これが本章の結論である。

RSA は RMI 制度を引き継ぐ最低所得保障制度として、現在もフランス社会保護制度において重要な役割を担っている。したがって、本制度が「失敗」であるか否かを最終的に判断するには、今度の RSA 制度の運用を注視していく必要がある。また、連帯が恒常的な問い直しを伴うアクチュアルな契約である以上、RSA 制度の改廃において連帯が語られ、新たな社会的合意に従って規範的な修正がもたらされる可能性は十分あり得る。ただし、RSA 制度がこの先も不安定雇用を維持・増幅させ、社会において「貧困者がどこからやってきたかを不問に付し、『貧困者がいまここにいる』ことを常態化する536」場合、すなわち、貧困

⁵³⁵ Ewald, L'État providence, Livre III.

⁵³⁶ Castel, « De la protection sociale comme droit », p. 16.

が労働の欠如ないし不徹底ではなく、労働それ自体から生じ、維持されるのであれば、「積極的連帯」が提示する「労働による貧困の解決」という図式は全く意味をなさないと同時に、それは連帯の名を付するにふさわしい政策とはいえない。

第5章 外国人と連帯概念

第3章および第4章において、具体的な制度との関連で社会保護への権利と連帯概念の関係や、憲法制定以後の連帯概念が持つ意味について検討した。

本章では、具体的な社会保護制度を参考にしながらも、とくに上記の権利の「享受主体」、 すなわち「連帯」における協働に組み込まれ得るアクターについて考えてみたい。

フランスにおける非正規滞在の外国人は享受できる社会保護は非常に限定的である。かってのフランスでは、たとえ非正規滞在であったとしても、外国人がフランス国籍保持者と同等の社会保護制度へアクセスできる回路が広く確保されていた時代もあった。しかし、この条件は政治力学の中でジグザグの途を辿り、現在、外国人が社会保護を享受することは非常に困難になっている。本章では、現代の外国人が置かれた法的および社会的状況を整理し、この状況に対し連帯からの批判的な検討を加える。すなわち、連帯が一定程度の限界を持つ概念であるものの、社会保護から脱落している外国人たちを包摂する重要な契機を含んでいることを明らかにしたい537

第1節 社会保護における外国人の法的地位

フランス世論研究所(Institut français d'opinion publique: IFOP)が 2013 年に行った アンケートによれば、「移民は社会福祉にとって負担であるか」という問いに対し 55%のフランス人が、そして「移民はフランスにとって悩みの種であるか」という質問には 50%のフランス人が肯定した。他方、「移民はフランスにとって時宜にかなっている」と答えた者は 39%であった。前者と後者の数字は 2008 年とちょうど反対であったという538。

移民がフランス社会保護制度の利用を目的として入国する、その結果移民への給付が大きな財政負担となっているという言説は、その時々の権力担当者によって移民規制立法の根拠として持ち出された⁵³⁹。しかし、移民が利用可能な社会保護の諸措置は特に 1990 年代以降、非常に限定的であったため、そうした言説が事実であるか否かには慎重な検討を要する。

現在のフランスにおける外国人の社会保護上の基本的枠組みは 1993 年に制定された「移 民抑制および外国人のフランス入国受入在留条件に関する法律」(以下、1993 年法と略記す

5

^{537 「}移民」と「外国人」の意味は厳密には異なる。前者は外国で生まれフランスに移住した者を指し、この中には移住後フランス国籍を取得した者も含まれる。後者はフランス国籍を持たない者で、フランスで生まれた外国籍も含まれる。本章は基本的には「非正規滞在の外国人」を扱うが、本文では構成の都合上、法文の文言など厳密に区別する必要がある場合を除いて、「外国人」という言葉を用いることとした。

⁵³⁸ Xavier Chojnicki et Lionel Ragot, « L'incidence fiscale de l'immigration », *Information sociales*, 2016, nº 194, p. 39.

⁵³⁹ かつて首相を務めたフィョンは移民がフランスの中で財政的コストになっていることを強調し、移民が「負担者であることをやめるべきだ」と断言した。Chojnicki et Ragot, « L'incidence fiscale de l'immigration », p. 49.

る。)によって確定した⁵⁴⁰。1993年法は、各手当給付が不法移民を助長しているとして、この抑制のために外国人の社会保護へのアクセスを制限した。そこで、以下では1993年法と、本法で提示された社会保護に関する各種条件付けについて審査を行った憲法院判例を概観する。

(1) 1993年法と本法をめぐる憲法院判決

1993年2月の国民議会選挙においてそれまで与党であった社会党は大敗北を喫し、保守派政党のバラデュール(Édouard Balladur)が首相に任命された。バラデュールは当時内務大臣として入閣していたパスクワ(Charles Pasqua)の支持を獲得し、移民抑制法案の作成に着手する。そして1993年7月13日、パスクワの主導で作成された本法案が可決されることになる。彼は「フランスはもはや移民の国であることを望んではいない。」と宣言し、「移民ゼロ」を政策の目標に掲げた541。実際に作成された1993年法は、「外国人はフランスに滞在するいかなる権利も有していないという考え方542」に基づき、難民審査や外国人の家族呼び寄せ条件の厳格化の改正など、移民への締め付けを多岐に渡って行うもので、制定時点では「最も厳しいといわれる543」内容であった。また、本法第25条に規定される退去処分の適用免除に該当する者(家族関係や居住実績によりフランスとの強い繋がりが認められる者、未成年の外国人、5年以上の拘禁刑確定判決を受けていないなど)が、滞在資格を申請する条件(正規滞在証の交付については後述。)として新たに導入された「入国及び滞在の正規性」に抵触する場合、強制退去の対象にならなくとも正規化する方法も閉ざされているという深刻な問題をも孕む内容であった544。

既述の通り、1993年法は外国人の社会保護に関しても重要な変更を行った。本法制定以前は、外国人労働者は雇い入れとともに、在留および就労資格の適法・不適法を問わずすべて社会保障法典(Code de la sécurité sociale: CSS)に規定される社会保険(商工業被用者対象。医療保険、労災保険などを含む。)の強制適用対象となり、雇用主は労働者負担分も含めて保険料納付義務を負っていた。また、家族社会扶助法典(Code de la famille et de l'aide sociale: CFAS)に規定される非拠出の社会保護制度に関しては、従来、国際協定の

⁵⁴⁰ 別名パスクワ法。Loi nº 93-1027 du 24 août 1993 relative à la maîtrise de l'immigration et aux conditions d'entrée, d'accueil et de séjour des étrangers en France.

Patrick Weil, La France et ses étrangers: L'aventure d'une politique de l'immigration de 1938 à nos jours, nouvelle édition refondue, Gallimard, 2004, p. 290.

Danièle Lochak et Carine Fouteau, *Immigrés sous contrôle. Les droits des étrangers : un état des lieux*, Le Cavalier Bleu, 2008, p. 22.

⁵⁴³ 高山直也「フランスにおける不法滞在者と正規化問題(二)―ドゥブレ法以後」レファレンス 574 号(1998 年)89 頁。

^{544 1993} 年法につき、参照、山崎文夫「フランスの外国人と社会保障の権利」国士館大学法学会 26 巻 (1994 年) 226-234 頁、高山「フランスのおける不法滞在者と正規化問題 (二)」89-90 頁、林瑞枝「一九九三年度フランスにおける移民関係法令の変更とその意義について1~6・完」時の法令 1467 号 41 頁、1469 号 43 頁、1471 号 47 頁、1473 号 65 頁、1477 号 58 頁、1479 号 (1994 年) 55 頁。

受益者である外国人(当時の EC 諸国民・二国間協定国民など)とそうではない外国人のカテゴリーに分類され、前者にはフランス国民と同等の社会扶助が保障され、後者には在留資格の適法性の如何にかかわらず、すべての者に医療施設での医療扶助を始めとする基礎的な保護が確保されていた(CFAS 186条)。

これに対し、1993 年法は同法第 36 条によって CSS に 115-6 条を加え、「外国籍の者はフランスにおける立法に対して適法な状態にある場合又は在留資格更新請求の受領証の保持者である場合にのみ、義務的な社会保障制度に加入することができる。」と定めた545。また、1993 年法第 38 条および第 40 条により CFAS 186 条が改正され、受給対象者が旧規定の「国際条約の受給者でない外国人」から「外国籍の者」へと変更し、一部例外546を除いて外国人への給付条件は「フランスに適法に在留するための資格を証明すること」とされた。

本法は7月15日に86人の国民議会議員と60人の元老院議員(いずれも社会党所属)によって憲法院に提訴された547。各議員は社会保護に係る箇所(36条・38条・40条)につき、当該規定が憲法上の平等原則や1946年憲法前文第11項を無視するものと主張したのである。1993年法の合憲性を審査したこの8月13日憲法院判決は、外国人の憲法上の地位を明らかにする点で最も重要な判決と評価されている548。以下、先の諸規定に関する憲法院の判断を簡単に紹介する549。

545 その他、外国人が滞在の合法性を満たしていない場合には、原則として障碍、老齢、疾病、出産、及び死亡保険の各給付を受給できないこと等を定めた(L. 161-12-1条、L. 161-25-2条)。

⁵⁴⁶ 以下の扶助は、在留の適法性を問わず外国人も受給することができる。1. 児童に関する社会扶助。2. 宿泊・社会復帰センター入所の場合の社会扶助。3. 医療施設で施される治療又はその際に命じられる処方の場合の医療扶助。4. 居宅医療扶助。ただし、外国籍の者に要求されるフランスに適法に在留するための資格又は3年以上フランス本土に中断なく居住することを証明しなければならない。5. CFAS 158条及び160条に定める高齢者及び身体障碍者に与えられる諸手当。ただし、70歳以前に15年以上フランス本土に中断なく居住したことを証明できることを条件とする(以上、93年法第38条)。邦訳につき、山崎「フランスの外国人と社会保障の権利」226-232頁を参照。

⁵⁴⁷ Décision nº 93-325 DC du 13 août 1993, *Revue française du droit constitutionnel*, nº 15, 1993, p. 583.

⁵⁴⁸ 菅原真「フランス憲法院と外国人の権利」名古屋市立大学大学院人間文化研究 12 号 (2009 年) 45 頁、Bruno Genevois, « Un statut constitutionnel pour les étrangers. À propos de la decision du Conseil constitutionnel nº 93-325 DC du 13 août 1993 », Revue française de droit administratif, 1993, p. 871; Lola Isidro, L'étranger et la protection sociale, Dalloz, 2017, p. 315.

⁵⁴⁹ 本憲法院判例の社会保護をめぐる判断につき、下記を参照。Genevois, «Un statut constitutionnel pour les étrangers. À propos de la decision du Conseil constitutionnel nº 93-325 DC du 13 août 1993 », pp. 880-882; Jean-Jacques Dupeyroux et Xavier Prétot, «Le droit de l'étranger à la protection sociale », Droit Social, 1994, p. 69. 本判決の邦語評釈として山崎文夫「不法移民労働者と社会保障の権利」労働法律旬報 1353 号(1995 年)36 頁、フランス憲法判例研究会(編集代表 辻村みよ子)『フランスの憲法判例』(信山社、2002 年)67-72 頁〔光信一宏〕がある。また、本判決で扱われた庇護権につき、当該憲法院判決を覆すため政府によって憲法改正手続きがとられたことに注目する論考として、今

本判決はまず判決理由の冒頭で「憲法的価値を有するいかなる原則および規範も外国人 に対して、領土への入国および在留の一般的かつ絶対的な権利を保障してはいない。外国人 の入国および在留条件は、政府当局に特別の規範に基づいた広範な権限を付与する行政警 察措置により制限することができる。それは、公的機関に広い権限を付与し、特別な規範に 基づくものである。 かくして、 立法者は自ら定める一般的利益を有する目的を実現すること ができる。 こうした法的枠組みにおいては、外国人は国籍保持者と異なった状況に置かれて いる。」(Cons. 2) として立法者の裁量を認め、外国人に対し国民とは異なった法規範を適 用することを正当化する。そして「しかしながら、立法者が外国人に対して特別の規定を定 めることができるとしても、フランス領土に移住するすべての者に認められる憲法的価値 を有する基本的自由および権利を遵守するのは立法者の義務である。」(Cons. 3)と述べた 後外国人に保障される権利を列挙し、これに加えて(en outre)、「外国人は、フランス領土 に安定的かつ適法に(de manière stable et régulière)居住している場合には、社会保護へ の諸権利 (des droits à la protection sociale) を享受する。」(Cons. 3) と述べた。そして 1993年法36条に規定されるCSSの改正については「フランス領土で適法に居住および就 労する外国人と適法性の要件を満たさない外国人は、法律の目的に関して同一の状況には ない。」(Cons. 118) として平等原則違反を認めなかった。また同法第 38 条に規定される CFAS の改正に関しては、「1946 年憲法前文第 11 項の規定する原則を遵守して、各自の権 限に従って、その実施態様を決定するのは、立法者および政府の権限に属することである。」 (Cons. 125) として大幅な裁量を認め、1993 年法の社会保護に係る各規定を合憲と判示し た。

(2) 1993 年法の問題点

1993 年法以降、国際協定の受益者か否かにかかわらず、適法状態にある外国人であれば各種保険や医療扶助などの社会保護をフランス人と同等に享受できるものとされた。1993 年法によってヨーロッパ域内出身者と域外出身者との間での差別的な取扱いが撤廃されたということ、そして滞在の違法・適法を問わずに受給できる基礎的な保護が従来よりも充実している点については、肯定的に評価される側面もある550。しかし、下記の通り1993年法には批判されるべき点がいくつかあると考えられる。

何よりもまず、本法が基本的に非正規滞在者を社会保護へのアクセスから除外していることを問題点として指摘したい。1993年以降は、適法状態にない外国人の保険加入は労災保険給付に限定され、また1993年法制定まで就労し社会保険費を支払ってきた不法滞在の

関源成「憲法院と一九九三年移民抑制法」浦田賢治編『立憲主義・民主主義・平和主義』(三省堂、2001年)99頁。フランス憲法上の「通常の家族生活を営む権利」が初めて「憲法化」されたことを検討する論考として、館田晶子「フランスにおける『通常の家族生活を営む権利』と家族の再結合」跡見学園女子大学マネジメント学部紀要3号(2005年)87頁。 550 山崎「フランスの外国人と社会保障の権利」226頁。

外国人たちも手当給付の一切の権利を喪失してしまった⁵⁵¹。そして 1993 年の判決により憲法院はこれを肯じて、外国人の社会保護への権利は居住の適法性と安定性に従属する性質のものと判断した。例外的にいくつかの社会保護が非正規滞在の外国人にも認められているものの、一定の居住要件が課されており、この点は無保障状態の外国人にとっては物理的・精神的に大きな障害であるといえる。非正規外国人はそもそも安定した住宅にたどり着くことが困難なのであり、これを果たしたとしても契約更新ができないなどの理由から、路上生活を余儀なくされる者も少なくない。路上生活は物理的に過酷なだけでなく、「人間としての存在そのものを否定されてしまうような恐怖を伴う」⁵⁵²。

また、滞在の適法性および、「安定的」な居住が給付条件として要請されている、重要な非拠出の各種社会扶助手当がなおも残っている553。例えば、第3章で扱った RMI および前章で扱った RSA に代表される「最後のセーフティ・ネット」と称される最低所得保障制度については「例外」規定に該当せず、滞在の合法性に加えて一定の居住要件が課される (RMI制度には3年、RSA制度には5年の滞在期間が受給要件とされる。)。フランスが RMI制度という新たな社会保護へと舵を切り、社会的困難を乗り越えようとしていた1980年代、このような困難の当事者であったはずの非正規滞在の外国人労働者やその家族が、入国や滞在の非正規性を理由に、社会保護の制度を利用できないことは、本当に妥当な結論だろうか。これらの外国人労働者達を排除すること、社会経済的に大きなプレゼンスを占める外国人を当該社会的紐帯の確保から退かせることは、実は簡単に導出できる結論ではないはずである(この点は後述、本章第3節で詳しく検討する。)。なお、「安定性」の要件についてもその内実が不鮮明であり、行政の恣意的な運用がなされるなどの危惧も指摘されている554。

最後に、本稿の趣旨からはやや外れるが、たとえ滞在が合法であっても、フランス国籍保持者でない場合に給付が認められない手当が残されていることも指摘したい。CSS に規定される老齢者および障碍者に対する非拠出の補足手当 (allocation supplémentaire) については、たとえ滞在が合法であっても 1993 年法は外国人への当該給付を認めていないのである555。老齢者および障碍者に対する補足手当はフランス国籍を有していることが条件であ

Lochak et Fouteau, *Immigrés sous contrôle*, p. 22.

⁵⁵² 稲葉奈々子「社会を取り戻す人々一フランスにおける都市底辺層の反グローバリズム運動」社会学評論 62 巻 2 号 (2014 年) 216-217 頁。非正規滞在者の住宅問題やその権利運動も言うまでもなく重要な点である。また、最低所得保障の手当給付につき、そこで条件とされる「居住」概念そのものの不確定さを批判的に論じるものとして、Jean-Philippe Lhernould, « Minima sociaux et résidence sur le territoire français », *Droit Social*, 1999, p. 366.

⁵⁵³ Isidro, *L'étranger et la protection sociale*, p. 275.

Dupeyroux et Prétot, Le droit de l'étranger à la protection sociale, p. 72; Isidro, L'étranger et la protection sociale, p. 298.

⁵⁵⁵ 補足手当とは、収入がデクレで定められた額未満の者に対して個別的に当事者の収入を 補足する所得保障制度である(1956 年創設)。拠出制の老齢年金の支給によっても老齢者の 所得保障が十分ではない場合に、これを補うものとして補足手当の受給ができる。本手当は

り (CSS. L. 815-2 条、L. 815-3 条)、外国人に関しては、ヨーロッパ共同体やフランスと相 互性の条約(conventions internationales de réciprocité)を締結した国の国民に給付の対 象が限定されていた(CSS. L. 815-5 条)。つまり、これら協定を援用できない、あるいは共 同体域外の出身者であった場合は補足手当を受給できない556。

実は、補足手当に関する当該国籍要件および相互性に関する要件は1993年法制定に先立 つ 1990 年 1 月 22 日に憲法院によって違憲と判示されている557。当該判決によれば、補足 手当は「高齢の人々、就労が不可能となった人々に対して、その出身がいかなるものであろ うとも、...最低限の収入がない場合に与えられる」ものであり、「フランスに合法的に居住 する外国人を手当の利益から排除することは、かれらが国際協定あるいはそれらに基づい て採択された規則を利用できないときには、憲法上の平等原則を侵害する。」(Cons. 35)。

確かに、ある外国人が医療扶助等を含む CFAS に規定された社会保護制度の利用を望ん だ場合、1993年法の制定により受給の可否が自らの出身国に左右されなくなったという点 では1990年の憲法院判決を受けて改正されたものとして歓迎できるかもしれないが558、か ねてより受給者を国籍保持者に限定する点で批判の対象となっていた補足手当に対して 1993 年法は何ら変更を行っておらず、依然として外国人は当該手当の給付対象から除外さ れている。憲法院判決を受けてもなお 1993 年法の立法者らは補足手当の給付条件を「修正 しないよう気を配り」、本法は1946年憲法の「全面的な遵守には至らなかった559」のであ る560~

導入当時、貧困な老齢者に対する所得保障を目的としていたが、1957年には給付対象者が 障碍者にも拡大された。補足手当につき、加藤智章 『医療保険と年金保険―フランス社会保 障制度における自律と平等』(北海道図書刊行会、1995年) 192-199 頁参照。

⁵⁵⁶ 補足手当についてフランスと相互性の条約を結んでいたのは、アフリカの7カ国(ベニ ン、コンゴ、カボン、マダガスカル、マリ、セネガル、トーゴ)、ヨーロッパの3カ国(オ ーストリア、スウェーデン、チェコスロヴァキア) にとどまる。 Haut Conseil à l'integration, Pour un modèle français d'integration, 1991, p. 130.

⁵⁵⁷ Décision nº 89-269 DC du 22 janvier 1990 Égalité entre Français et étrangers. 本判 決につき、参照、Xavier Prétot, « La conformité à la Constitution de la loi portant diverses disposition relatives à la Sécurité sociale et à la santé », Droit Social, 1990, nº 4, p. 362. ⁵⁵⁸ 山崎「フランスの外国人と社会保障の権利」**233** 頁。

⁵⁵⁹ Genevois, « Un statut constitutionnel pour les étrangers », p. 881.

^{560 1990}年1月22日の憲法院判決を受けても CSS.L.815-5条が維持された形式的な理由 は下記の通り。1990年の判決は、立法府が提案した CSS. L. 815-5 条を改正する新たな法 文(「補足手当は、共同体の規則が適用される場合、もしくは相互性の国際協定が適用され る場合のみ、外国人に対して支給される。」)を平等原則から違憲と判断するものであった。 フランス憲法院は事前審査型(当時)の憲法裁判所であるため、本判決によって CSS の改 正規定が無効とされたのであって既存の CSS 規定は存続するという、「一見逆説的である が、法的には避けがたい」結果になったのである。Danièle Lochak, « Quand l'adaministration fait de la résidence : Les prestations non contributives et les étrangers », Drôle(s) de Droit(s): mélanges en l'honneur de Élie Alfandari, Dalloz, 2000, p. 407. な お、補足手当受給の国籍および相互性の条件が廃止されたのは1998年である。

第2節 滞在許可証の性格と交付および更新の条件

これまで見てきたように、フランスにおいて外国人が社会保護への権利を享受できるか 否かは、一つには、正規滞在許可証の保持という法的な線引きにかかっているといえる。そ こで以下では、滞在許可証の性格および交付の条件がどのように変遷したかを述べていく 561。

(1) 滞在許可証 — 1993 年法以前と以後

現行の滞在許可証に関する制度は、「入国・滞在及び庇護の権利に関する法典(Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile: CESEDA)」により規定されている。18歳以上の外国人で3ヶ月以上フランスに滞在しようとする者は、原則として滞在許可証を得ないと正規の滞在が認められない(外交官など少数の例外は除く。)。18歳未満であっても16歳以上で就労を行う者は滞在許可証が必要となる562。なお、滞在許可・在留管理行政は内務省所管の移民統合局(Office français de l'immigration et de l'intégration: OFII)が担っている。

滞在許可証の種類は大きく分けて2つある。一方は有効期限1年の臨時滞在許可証(carte de séjour temporaire)であり、他方は有効期限10年の長期滞在許可証(carte de résident)である。両者は滞在目的などに照らしてそれぞれがさらに区分されている。例えば前者には訪問滞在者(visiteur)、学生(étudiant)、給与所得者(salarié)、臨時労働者(travailleur temporaire)、季節労働者(saisonnier)、私生活と家族(vie privée et familiale)等が含まれており、後者にはフランス国籍者あるいは長期滞在許可証保持者の配偶者などが含まれている。なお、このような形で整理されたのは、後述する1984年の政策においてである。

長期滞在許可証は臨時滞在証に比して法的に安定性の高い証明書である。これを取得すれば、社会保護の享受のみならず、滞在・労働・商業の自由な活動が許可される。したがって、各政権が移民を法的に抑制しようとした場合、長期滞在許可証の交付や更新の条件変更を行うというアプローチを採用してきた。新たに設定された長期滞在許可証の交付に関する基準が当該政策の性質を表現する一つの指標ともいえるだろう。

1993年法が「最も厳しい」内容という評価を得た理由の一つも滞在証の交付条件にある。 そこで、1993年法、および同法以前・以後の長期滞在許可証の交付条件やその正当化の具 体的内容を、以下概観する⁵⁶³。

⁵⁶¹ Lochak et Fouteau, *Immigrés sous contrôle*, pp. 61-62; Clair Report「フランスの移民政策-移民の出入国管理から社会統合政策まで」No. 363(2011 年)を参照する。

⁵⁶² 欧州経済領域に属する国、および 1994 年以降 EU 加盟国出身者は域内の自由移動が承認されたことから入国・滞在規制の対象外となっている。また、かつてフランスの領土であったアルジェリア出身の移民については両国の間で結ばれた二国間協定が優先的に適用され、その協定の枠組みのもとでフランスに滞在することが許可されている。

⁵⁶³ 参照、高山直也 「フランスにおける不法滞在者と正規化問題」 レファレンス 553 号 (1997

(2) 1993 年法以前

有効期限 10年の長期滞在許可証が導入されたのは 1984年に遡る。1984年7月 14日の法律564(以下、1984年法と略記する。)は、外国人の入国・滞在についての基本法である1945年11月2日のオルドナンス第 42・2658号565(以下、1945年オルドナンスと略記する。)において、フランスに「3年以上継続して正規に居住」している外国人に「交付することができる」長期滞在許可証(第 14条)とは別に、第 15条で当該許可証を「当然に(enplein droit)」交付する外国人について規定した。この中に「10歳以前からフランスに常住していることが何らかの方法で証明できる外国人」(8°)や「15年以上前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明できる外国人」(9°)が組み込まれた。そして、非正規滞在者であったとしても一定の居住年数を経た場合には行政の裁量による例外措置としてではなく「当然に」滞在証が交付されることとなった。有効期限年数(10年)も同法によって確定した(第 16条)。

1984 年法制定から 2 年後、内閣が保守派政党に交代した際(シラク〔Jacques René Chirac〕内閣の発足)、1986 年 9 月 9 日法566によって 1984 年法で設けられた長期滞在許可証の「当然の交付」に、「公序にとり脅威となる(menace pour l'ordre public)場合を除いて」という条件が新たに加わった。さらに、上述の 1945 年オルドナンス第 15 条 9のカテゴリーが廃止され、80のカテゴリーについては「執行猶予のつかない 6 ヶ月以上の拘禁刑または執行猶予付き 1 年以上ないし通算同期間の拘禁刑確定判決」を受けた外国人には長期滞在許可証を交付しないことが規定された。しかし、1989 年の社会党内閣のもと制定された 1989 年 8 月 2 日の法律567(以下、1989 年法と略記する。)で「15 年以上前から若しくは 10 歳以前からフランスに常居所をもっていることを何らかの方法で証明できる」外国人であれば、正規滞在証が交付される(1945 年オルドナンス第 15 条 120)として改められ568、1984 年にあった条件が復活した(1989 年法第 10 条)。こうして再び、非正規滞在であったとしても一定の条件を満たせば滞在証の交付が権利として「当然に」承認されるこ

年)61 頁、同「フランスにおける不法滞在者と正規化問題(二)」88 頁、同「フランスにおける不法移民対策と社会統合」外国の立法 230 号(2006 年)73-74 頁。

⁵⁶⁴ Loi nº 84-622 du 17 juillet 1984 portant modification de l'ordonnance nº 45-2658 du 2 november 1945 et du code du travail et relative aux étrangers séjournant en France et aux titres uniques de séjour et de travail.

⁵⁶⁵ 「フランスにおける外国人の入国及び滞在の条件に関するオルドナンス」Ordonnance nº 45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France.

⁵⁶⁶ Loi nº 86-1025 du 9 septembre 1986 relative aux conditions de séjour et d'entrée des étrangers en France.

⁵⁶⁷ Loi nº 89-548 du 2 août 1989 relative aux conditions de séjour et d'entrée des étrangers en France.

⁵⁶⁸ あるいは、「10 年以上正規の身分である」ことを証明した場合にも正規滞在証が交付される。

ととなったのである。

移民研究の権威であるヴェイユ (Patrick Weil) によれば、外国人にとって滞在証の更新は、自身の地位の脆弱性を示す明白なサインだとされる。正しいかどうかはともかく、外国人が自身の状況が特異であることを感じるのはまさに滞在証の更新時、その窓口においてなのである。外国人は自身の運命を担当者に握られているように感じ、これは時にかれらに決定的なトラウマを残すという569。移民にとって自らのフランスにおける心的・物理的な安定を決定的に担保する滞在証につき、10年間有効な長期滞在許可証という区分が1984年に創設されたことは歓迎されるものであった。しかし同時に、非正規滞在者に対する正規滞在証の交付条件というこれほどセンシティブな事柄が、政治状況によって大きく揺れ動くことが当事者である外国人に大きな負担を強いたのは想像に難くない。

(3) 1993 年法以後

1993 年法により、国際条約の受益者か否かという基準ではなく、外国人の滞在が正規であるか否か、つまり正規の滞在許可証を有しているか否かが、社会保護へのアクセスに関する基本的な基準となったことは第1節で述べた通りである。1993 年法はこのように手当給付の条件を滞在の合法性に従属させながら、同時に、滞在許可証の交付・更新手続きを厳格なものとした。

まず、1993年法は第8条により1945年オルドナンス第15条を改正し、これに規定される滞在証の「当然の交付」に、「公序にとり脅威とならない」という1986年法によって設けられた条件を復活させた。そして特筆すべきは、外国人の「滞在が正規のもの」であることが、「当然の交付」の条件として改められたのである。この当然の帰結として、1989年法によって改正された「15年以上前から若しくは10歳以前からフランスに常居所をもっている」という部分は廃止されることとなった570。このように、1989年当時「当然に」交付されるカテゴリーに属していた非正規滞在であった者は、1993年法による1945年オルドナンス第15条の改正によって、突如正規化への権利を制限された。これらの非正規滞在者はどれ程居住年数を積み上げたとしても、基本的には非正規の身分にとどまり、そして当然、1993年法で設定された枠組みの中では社会保護上の権利も享受できない。

こうして 1993 年法は「非正規滞在であっても居住期間が長ければ正規化できる」という 原則を転換した。それでは、1993 年以降の移民関係政策はどのような内容であったか。 おおまかに描写すれば、フランス政府は外国人に対する社会保護上の枠組み (滞在の合法性と安定性という条件)を基本的に維持しつつ、この保障制度の枠組みの中に参与する条件を一

-

⁵⁶⁹ Weil, La France et ses étrangers, pp. 248-249.

⁵⁷⁰ なお、1993 年法は以下の外国人については「入国の合法性」も証明しなければならないとした。フランス国籍在留者と結婚した外国人(1º)、フランス国籍在留者が扶養している外国人子どもと老親(2º)、フランスに在住するフランス人の子の父または母親である外国人(3º)、労災・職業病の受給者である外国人(4º)、滞在証を持っている外国人の配偶者と子(5º)。

層厳格なものにしてきたと評価できる。つまり、正規滞在許可証獲得までのハードルを上げることで、外国人がフランス社会において生存・生活保障の受益者となることをより困難にしていったのである。

(4)「選別的移民」政策

1993 年法によって外国人はかつて大幅に認められていた正規滞在の権利が制限され、また同法制定以降は滞在の合法性と社会保護受給権とのリンクが確立したことから、結果的に後者の権利も制限される事態となった。この外国人の社会保護に関する基本枠組みは現在でも維持され続けている。ところで、2006 年以降、移民政策は新たな展開を迎えることになる。それは「選別的移民」政策と呼ばれ、当時のサルコジ(Nicolas Sarkozy)政権が開始したものである。サルコジ政権下では、時を同じくして RSA 制度創設の根拠として「積極的連帯」概念が提唱されているが(前章参照)、実は、正規滞在条件をめぐる移民政策にも「連帯」やその基礎にある社会的紐帯に関する彼の思想が反映されているように思われる。さらに、サルコジ政権下で実施された移民政策に関し、重要な変更を行ったのが2016 年に実施された CESEDA 改正を始めとする新たな政策であった。そこで以下では、「選別的移民」政策の中身を2006 年と2016 年とを軸に確認する。

①2006 年法571

(i)「選別的移民」政策と新たな滞在許可証

2002 年の大統領選は、移民排斥を掲げて支持を伸ばした極右政党・国民戦線(Front National)のルペン(Jean-Marie Le Pen)党首が決選投票に進むという「第五共和制が始まって以来の大波乱⁵⁷²」となった。2001 年アメリカ合衆国で発生した同時多発テロを契機として移民の諸権利よりも受入国社会の「安全」を優先させる風潮が広がるなか、治安問題や失業問題の原因を移民の存在に見出すことで、国民戦線は一定の支持を獲得したのである。この結果を受け、フランスでは連日大規模な反極右のデモが巻き起こり、結果的には5月にシラクが再選を果たした。

シラク当選後、下院議員として同じ政党に所属していたサルコジが内務大臣に就任した。 サルコジは内相就任の際、2002 年大統領選挙において最大の争点となった治安対策、不法 移民の強制退去を最優先事項に掲げた。実際、彼は同年にフランス最北端カレー市近郊サン ガレット難民収容所を閉鎖し、また、2003 年には各知事にむけた通達により、具体的な数 字を示しながら強制退去の数を 2 倍にすることを要請し、不法移民の強制退去にかける予

.

⁵⁷¹ 主に、高山「フランスにおける不法移民対策と社会統合」75-87 頁、野村佳世「『サン・パピエ』と『選別的移民法』にみる選別・排除・同化」宮島喬編『移民の社会的統合と排除一問われるフランス的平等』(東京大学出版会、2009 年) 185 頁を参考とする。

⁵⁷² 渡邊啓貴『現代フランス「栄光の時代」の終焉 欧州への活路』(岩波現代選書、2015年) 128 頁。

算は3倍になった573。2000年代、サルコジはこのような政策を法的に根拠付けるために、「立法のインフレ574」と形容されるほど次々と移民関係立法を成立させていく。

これら一連の立法のうち 2006 年 7 月 24 日の法律⁵⁷⁵(以下、2006 年法と略記する。)の 策定過程でサルコジはいわゆる「選別的移民」政策を提言する。サルコジによれば、従来の 移民政策が「破綻」した原因はフランスが移民を無制限に受け入れてきたことにあり、非正 規滞在者や家族的移民⁵⁷⁶はフランスが望んで来てもらったわけではなく、その意味で「押し 付けられた移民(immigration subie)」である。このような移民の存在はフランス経済に貢 献するどころかフランスの社会的・経済的負担になっており、これからは「選別された移民 (immigration choisie)」を受け入れるべきだとする。移民関係立法において新たに設定さ れた当該「選別」の基準は「フランス経済にとっての有益度」であり、これに合致しない移 民は抑制、排除する。

このような思想を体現するのが本法による「能力・才能(compétences et talents)」滞在証の新設である(CESEDA. L.315-1条~L.315-9条)。これは「その能力と才能によって、フランス及び当該の者が国籍を有する国の経済発展又は威光、特に知的、科学的、人道的もしくはスポーツの威光に有意義かつ持続的な方法で貢献する可能性を有した」外国人が交付対象となる、有効期限3年・更新可能な滞在証である。ここで想定される「有益」な外国人は、科学者や研究者、企業家、芸術家、著名なスポーツ選手等とされる。当該滞在証は申請された活動に係るいかなる職種にも、労働市場テスト577なしに就くことが可能となっている。また、学生に関しても留学生の受入れ条件が緩和され、フランスによる「選別」の対象となる。従来は学業終了後の滞在は認められていなかったが、2006年法は「学生(étudiant)」滞在許可証の交付条件を規定するL.313-7を改正し、当該滞在許可証の所持者に対して「年間労働時間の60%を超えない範囲で」、「副次的に」給与所得者として職業活動に従事することを認めた。こうして高学歴でフランス経済にとって「有益」な者は受入側が一定の条件を画定しつつ積極的に受入れられる578。

-

⁵⁷³ Jean-Yves Blum Le Coat et Mireille Eberhard, « Législations et politiques migratoires en France », Jean-Yves Blum Le Coat et Mireille Eberhard (éds.), *Les immigrés en France*, La documentation française, 2014, pp. 49-50.

⁵⁷⁴ *Ibid.*, p. 49.

⁵⁷⁵ Loi nº 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration.

⁵⁷⁶ 家族的移民(migration familiale)とは、①フランスに正規に滞在している外国人が本国から家族を呼び寄せる場合(regroupement familial)、②フランス国籍者の家族、③①・②に該当せず、フランスにおける個人的及び家族的な紐帯が強いために、フランスでの滞在が拒否されれば、その個人及び家族生活を尊重する権利に対し均衡を欠いた侵害を与えることになるケース(個人的及び家族的紐帯 liens personnels et familiaux)の3つを指す。参照、鈴木尊紘「フランスにおける2007年移民法―フランス語習得からDNA鑑定まで」外国の立法237号(2008年)15頁。

⁵⁷⁷ ある職種に外国人労働者が必要かどうかを審査し、認められた場合には臨時滞在許可証を発行する。審査は県の労働雇用職業訓練局が職種、地域雇用情勢、30 日間の募集の結果などに基づいて行う。

⁵⁷⁸ なお、当該滞在証の交付数は 2009 年 369 件、2010 年 319 件、2015 年 220 件と決して

(ii) 正規滯在証交付・更新の条件

これまで確認したとおり、フランス滞在が長いというだけで正規滞在許可証を交付され るという、非正規滞在の外国人にとって決定的に重要な権利が1993年法により奪われた。 その結果、かれらが滞在許可証の交付・更新を却下され、同時に強制退去の対象にもならな かった場合には、非正規の身分で無保障状態のままフランスに住み続けるという「退去も正 規化もできない」状況に置かれたことはすでに指摘した。そして、1996年夏、非正規滞在 者たちによるサン・ベルナール教会占拠「事件」 はこのような政策の流れを受けて発生した ⁵⁷⁹。1997 年に成立した左派連立のジョスパン (Lionel Jospin) 内閣はこれを受け、1993 年 法の修正・改善を実施し、1997年4月24日の法律580(以下、1997年法と略記する。)に おいて「15 年以上前からフランスに常住していることが何らかの方法で証明できる」外国 人を含むいくつかのカテゴリーに対して、有効期限 1 年の臨時滞在許可証を交付するとい う規定を新設した(1997年法第6条)。1993年法とは異なり、これらのカテゴリーに「正 規入国」や「正規滞在」の条件は要請されない。さらに、1998 年 5 月 11 日の法律581(以 下、1998 年法と略記する。) によって、10 年以上常住することが何らかの方法で証明でき れば、たとえ非正規滞在者であったとしても「当然に」正規滞在証が交付されることとなっ た (1998年法第5条)。このように非正規滞在者に対する滞在証交付条件は1990年代後半 の左派連立内閣下で再び緩和される傾向にあった。

ところが、2006 年法は 1998 年法で確立した非正規滞在者に対する「当然の交付」措置を廃止したのである。2006 年以降は「10 年以上前からフランスに常住している外国人」に対しても、行政当局は各県に置かれている「滞在証委員会 (commission du titre de séjour)」の意見をきき、「当然に」ではなく飽くまで例外措置としてケースバイケースで滞在証を交付することとなった(CESEDA. L. 313-14 条 3 項、2006 年法第 32 条)。また「私生活及び家族」滞在証(CESEDA. L. 313-11 条)に関しても、例えば「フランス国籍者と 2 年以上前から結婚している外国人」の規定を廃止して「3 年以上前から」という規定にする等、滞在証の交付条件が厳しくなっている。

多いとは言えない。 E.M. Mouhoud, *L'immigration en France : Mythes et réalité*, Fayard, 2017, p. 128.

⁵⁷⁹ 約 300 人のアフリカ系移民が正規滞在許可証を求めて約 2 ヶ月に渡って教会を占拠した。当該「事件」をめぐる詳細な経緯、分析につき、稲葉奈々子「〈サンパピエ〉の運動と反植民地主義言説―作動しなかったポストコロニアリズム」竹沢尚一郎編『移民のヨーロッパ―国際比較の視点から』(明石書店、2011年) 146 頁参照。抗議していた移民のほとんどが無抵抗の女性や子どもであったこと、教会の壁を壊して機動隊が移民たちを暴力的に排除したことは、報道などを通じて当時のフランス社会に大きな衝撃を与えた。

⁵⁸⁰ 別名ドゥブレ (Debré) 法。Loi nº 97-396 du 24 avril 1997 portant diverses dispositions relatives à l'immigration.

⁵⁸¹ 別名シュヴェヌマン (Chevènement) 法。Loi nº 98-349 du 11 mai 1998 relative à l'entrée et au séjour des étrangers en France et au droit d'asile.

(iii) 統合政策——「受入・統合契約」

2006 年法の特筆すべきもう一点は、「受入・統合契約(contrat d'accueil et d'intégration: CAI)」が法的義務となったことである(CESEDA. L. 311-9 条。2006 年 7 月より実施)。 CAI は受け入れた外国人のフランス社会への「統合」を目的とした措置であり、フランス滞在を初めて許可された外国人、又は 16 歳から 18 歳の間にフランスに正規に入国し、継続して滞在することを望む外国人が国と締結する契約である。CAI は 2003 年 7 月から試験的に本土 12 県で実施されていたが、2006 年法より対象者に締結が義務付けられることとなった。

ここでいう「統合」とは、とりわけ長期滞在希望者に対し、フランス語能力とフランスの共和国的価値観(特に男女平等とライシテ)を養うことを指す。具体的には、CAI を締結することで市民研修と言語研修を受講することが義務付けられている(これら教育サービス費用はすべて国の負担)。CAI は導入時すでに滞在していた非正規滞在の外国人にも締結が義務付けられており、これを遵守したかどうかが滞在証更新の際に考慮される。また、長期滞在許可証の交付時にも当該外国人の「共和国的統合(intégration républicaine)」が要請される(CESEDAL. 314-2条)。その判断基準は「フランス語及びフランス共和国を規定している原則について十分な知識をもっていること」(同条)とされる。当該外国人がフランスに統合しているか否かを判断するにあたってはやはり CAI を尊重しているか否かが考慮される582。

爾来、一方で自動的な正規化機能を果たしていた「10 年常住」規定を廃止し、滞在許可証交付の条件を厳格化することで外国人の置かれた地位をより脆弱な状態にしながら、他方で言語習得や「共和国的価値観」を遵守することを契約として約束させ、かれらが社会的に統合することを地位安定化の条件として厳格に課すこととなった。外国人の権利の拡充よりも共和国の原則を通じた統合が優先されるのである。なお、本法では学生や「能力・才能」滞在証の交付対象者には CAI 締結の義務が免除されている583。つまり、CAI はフランスにとって社会的・経済的に「有用」ではない「能力・才能」の物差しからは外れる存在が、それでもなおフランスにとどまろうとした場合にだけ持ち出される、さらなる選別のための装置であるともいえる。

②2016年法584

_

^{582 2003} 年から 2006 年の間には 20 万人以上の者が CAI に署名した。CAI の詳細につき、参照、Lochak et Fouteau, *Immigrés sous contrôle*, pp. 65-66.

⁵⁸³ GISTI, Le guide de l'entrée et du séjour des étrangers en France, La Decouverte, 2008, pp. 68-69.

⁵⁸⁴ 本法に関する邦語文献として、参照、豊田透「外国人の滞在資格を改正する法律の制定」 外国の立法 267 号 (2016 年) 10 頁、菅原真「外国人の権利―フランスおける外国人の権利 に関する 2016 年 3 月 7 日の法律第 274 号」日仏法学 29 号 (2017 年) 137 頁。

CESEDA などの改正を盛り込んだ 2016 年 3 月 7 日の法律⁵⁸⁵ (以下、2016 年法と略記する。) は、2006 年法の基本理念を引き継ぎながらも、いくつか重要な変更を行っている。まず、国外から有能な人材をフランスに引き寄せるための滞在資格上の優遇措置として、これまで投資家、研究者、芸術家など 6 種類に分かれていた先の「能力・才能」滞在許可証を、最大で 4 年間有効の「有能人材パスポート (passeport talent)」に一本化した (CESEDA. L. 313-20 条、L. 313-21 条、L. 313-22 条)。2016 年法においてもサルコジが唱道した「選別的移民」政策が引き継がれていることがわかる。

2016 年法制定により新設されたものとして注目すべきは、臨時滞在証を持つ外国人がフランスに 1 年滞在した後、複数年(最大で 4 年)の滞在を認める新たな滞在証を取得できるようになった点である (L. 313·17 条および L. 313·18 条)。これは複数年滞在許可証 (titre de séjour pluriannuel)と呼ばれる。この新たな滞在証は、滞在証更新のために毎年約 250万人の外国人が県庁を来訪するという現状を改善するため、手続きを簡素化し、また臨時滞在証から長期滞在許可証への移行を確保するための懸け橋とすることを目指して導入された586。この目的に沿って、複数年滞在許可証は移民統合を促進する役割を果たすものと位置付けられたのである。しかしながら、フランス国籍の配偶者をもつ者、期限付雇用の臨時労働者など一定のカテゴリーに属する外国人に関しては当該滞在証の交付が認められていない(L. 313·17 条 20)。多くの外国人がこの「例外」に該当するため、結局は多くの者が不安定な地位を余儀なくされ、その実際上の効果を疑う評価もある587。結局のところ、「長期滞在許可証だけが将来への何の恐れもなくフランスにとどまることのできる、そして自らを統合することが可能となる唯一のもの588」だといえる。

最後に、2006 年法で確立した CAI の廃止と、これに代わる「共和国的統合契約(contrat d'intégration républicaine:CIR)」の新設について述べる。CESEDA. L. 311-9 条によれば、初めて滞在許可証を交付される外国人は、フランスに居住することを望む場合、共和国的統合の個別的過程(parcours personnel d'intégration républicaine)に参与しなければならない。これは外国人の「自律とフランス社会への参入を促進することを目指す」ものとされる(同条)。そして、この統合過程に従うことを約束することが CIR の締結である。同条によれば、共和国の諸原則、価値観、及び諸制度、並びにフランス社会の組織とフランスにおける生活に結びついた権利義務の行使に関する市民研修の受講(1 $^\circ$)、フランス語の習得を目指した言語研修(2 $^\circ$)等が契約内容となっている。CAI との違いは研修で要求される言語レベルが引き上げられ589、また、市民研修の受講時間は 2 倍となった。これら市民及び

⁵⁸⁵ Loi nº 2016-274 du 7 mars 2016 relative au droits des étrangers en France.

⁵⁸⁶ GISTI, *Droit des étrangers en France : Ce que change la loi du 7 mars 2016*, 2017, p. 27.

⁵⁸⁷ GISTI, *Droit des étrangers en France*, p. 30.

⁵⁸⁸ GISTI, *La carte pluriannuelle : Un titre créé par la loi du 7 mars 2016*, 2016, p. 1.

⁵⁸⁹ 欧州評議会が設定した 6 段階の言語設定レベル($A1: 初級\sim C2: 上級)$ のうち、従来の A1 レベルの研修プログラムから A2 レベルに引き上げられた。

言語研修の質的・時間的な負担が増えたのは、当該能力を向上させ、外国人の求職へと繋げるためだとされている⁵⁹⁰。なお、本契約を尊重していないと判断された場合には滞在証の交付や更新は認められない。先述の複数年滞在許可証に関しては、CIR における参与への熱心さ(assiduité)と真摯さ(sérieux)を証明し、かつフランス社会と共和国にとって必要不可欠な価値観を拒絶していないことを示さなければならない(同 L. 313-17 条)。

第3節 連帯概念からの再検討

ここまで、フランスにおいて外国人が社会保護制度に包摂されるか否かが 1993 年以降、その者の滞在の適法性と安定性に依っていること、また 2000 年代以降は、一度は緩和された正規滞在許可証の交付条件が厳格化し、新たに「統合契約」の締結が義務化されたことをみた。つまり、外国人が一定の社会手当にアクセスする条件の一つに正規滞在証の保持があるため、各政権担当者が滞在証の交付・更新の条件を制限すると、自動的に社会保護を利用できなくなるという仕組みが設定されたのである。

外国人の入国・滞在許可(滞在許可証の交付・更新条件)についての基準設定は第一義的には当該国家の専権事項と位置付けられ、また当該基準も政府が各時代の状況に応じて変更することは一定程度の正当性が備わっているものと考えられる。しかし、外国人の滞在の法的承認やその承認までの過程、様態が、社会保護への権利という憲法上の権利と密接な関係にある以上、そのような枠組み設定が無制約であるとは考えられないのではないだろうか。この点について、連帯概念から検討してみたい。

(1) 第三共和制期の連帯主義と外国人

ブルジョワが主導した連帯主義の実践的帰結として、19世紀から20世紀の転換期に労働災害補償を始めとする各種社会保険制度が整えられていく(第1章第2節および第3節を参照)。連帯概念は、フランス社会でそのメンバーが共に生活を営み、時間的・空間的に互いが依存関係にあるという明白な事実から出発している591。すると一見、社会手当に与る者が誰であるかは自明のように思われる。しかし、連帯が法制化される第三共和制期において、連帯の名の下に実施される保障が及ぶ範囲は一様ではなかった。つまり、19世紀末の連帯主義は社会的領域における新たな法的指針を付与したものの、立法における「債権者(créanciers)が誰なのか」、その保障形態はいかなるものであるのか、「連帯それ自体には、

-

⁵⁹⁰ フランス内務省 HP 参照。〈https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine〉(2018 年 9 月 1 日最終閲覧)なお、2006 年法と同様、言語・市民研修はいずれも無料で行われる。

⁵⁹¹ Léon Bourgeois, *Solidarité*, in Léon Bourgeois (présentation Marie-Claude Blais), *Solidarité : L'idée de solidarité et ses conséquences sociales*, Le bord de l'eau, coll. Bibliothèque républicaine, 2008, p. 23 ; Marie-Claude Blais, *La solidarité : Histoire d'une idée*, Gallimard, 2007, p. 39.

どんな応答もなかった592」のである。実際、本章の関心たる外国人の扱いについても、政治舞台に登場したばかりの連帯という概念に、かれらが包摂される存在なのか否かは非常に大きな問題になっていた。ボルジェットは、20世紀初頭の連帯の法制化にあたっての外国人の扱いに関するいくつかの立場を紹介している。例えば、1905年7月14日「高齢者、障碍者、及び不治者の扶助に関する法律」の制定に当たり、社会主義者のヴァイヤン(Édouard Vaillant)は、すべての外国人を包摂する、より広範囲の社会的連帯の責務があることを主張し、本法の対象に外国人を含めるべきだとした593。これに対し、マルタン(Bienvenu Martin)は「すべてのフランス出身者(enfants)を結ぶ連帯の責務において、扶助が資源を持つことのできる権利であると考えると、この権利は論理的に国籍保有者にしか属さない。」とし、外国人を保障対象から除外することを強調した594。このように、19世紀から20世紀の転換期においては、連帯は社会立法制定の際、外国人を保護する根拠にも排除を正当化する根拠にも用いられ595、ボルジェットによれば連帯はこの意味で「可鍛性(malléabilité)596」を備える概念であった。

連帯の理論は社会のすべての構成員を互いに「債権者」、「債務者(débiteurs)」の関係にし、社会的負債の概念はこれら構成員を結ぶ普遍的なものとして表れる性質のものである 597。しかし、上述の通り連帯の内実は自明なものではなく、外国人との関係においてもその外延は非常に曖昧なものであったといえる。

⁵⁹² François Ewald, *L'État providence*, Grasset, 1986, p. 329. ここで用いられる「債権者」という言葉については、第 3 章第 2 節(4)で見た通りの意味である。すなわち、フランス憲法において「~からの自由」(droits-libertés) との対比で用いられる国家に対する《droits-créances》(債権的権利)が 1946 年憲法前文によって確立したとされ、この中でも同憲法前文第 11 項は各種社会手当を請求する権利としての《droits-créances》に分類される。そして「créanciers」はこの権利の権限を有する者を指している。参照、Laurence Gay, *Les 《droits-créances》constitutionnels*, Bruylant, 2007, p. 112. 本稿においても引用を含め、この意味で用いることとした。

⁵⁹³ Cité in Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p. 430.

⁵⁹⁴ *Ibid.*, p. 430.

⁵⁹⁵ なお、第三共和制期に成立した 1905 年法を含む社会立法は結果的にその対象から外国人を除外した。また、1898 年の労働災害に関する法律は、移民が労災に遭ったとしても家族がフランスに住んでいなければ補償金の支払いを受けることができず、就労不能になって帰国を望む外国人には 3 年分の年金と引き換えに補償金の支払いは停止された。参照、渡辺和行『エトランジェのフランス史 国民・移民・外国人』(山川出版社、2007 年)77 頁。第三共和制期の露骨な排外主義的思想は、普仏戦争敗北後(1871 年)にフランスがアルザスをドイツに割譲せざるを得なくなったことで国民性(nationalité)に関する論争が生じていたこと、1894 年のドレフュス事件とこれを純粋なフランス人ではないゾラ(Émile Zola)が擁護した(ゾラは反ドレフュス派の行動を「そそのかされた外国人という妖怪を持ち出し、愛国心を高揚させようという卑劣な試み」として批判したという。)ことなど、様々な社会的要因が背後にある。同 66・70 頁および 94・96 頁参照。

⁵⁹⁶ Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p. 442.

⁵⁹⁷ Blais, *La solidarité : Histoire d'une idée*, p. 39.

(2) 外国人の社会保護への権利

フランスの第二次世界大戦による被害は甚大なものであり、様々な領域で国家の復興が 喫緊の課題であった598。このような時代状況にあって、社会保障システムも再設計されることになる。フランスの新たな社会保障計画は「国民的連帯」を究極の目標に掲げ、保護の人 的範囲の拡張を目指した。第三共和制期に発展した各種保険制度は主として賃金労働者およびその家族の生活を保障することを目的としていたが、戦後の社会保障はこのような保険 (assurance) にとどまらず、自営・自由業者や農業労働者へと対象を広げ、再分配のメカニズムにより最終的には「すべての国民 (emsemble population du pays)を対象とする」という一般化原則に基づいて社会保障を実施することを標榜する(いわゆる「ラロック・プラン」一第2章第3節参照)。そして1946年憲法前文第11項の社会保護への権利については、これは社会保護への権利が国民の権利ではなく、より広く人権(droit de l'homme)を保障するものであるという指摘がある599。

しかし、第二次世界大戦を経た後も、本国の社会保障は依然として労働者の地位を保護するシステムにとどまり、これを有しない者への適用はなされてこなかった。パリエ(Bruno Palier)はその理由を以下のように説明する。戦後社会保障を計画した者たちの意識(esprit)の中では「市民(citoyen)と労働者との間に大きな違いがなかった。(計画者たちにとって一引用者)あらゆる市民はすでに労働者であるか、あるいは労働者になるべき存在である。(中略)社会保険システムを存続させることは、すべての市民が同じ体制のもとにいる限り問題にはならない600」のであった。フランス戦後社会保障システムは完全雇用の実現を前提にし、社会保険制度により労働者およびその家族の地位や生活を保護することを目的とする。労働者による社会保障費の支出によって、この者は「保障された」状態になるのである。当時の連帯はその「債権者」、つまり保障に与る者を「収入を得て、保険料を支払う労働者」に設定していたものと考えられる。

このような就労収入、およびこれに伴う保険料の拠出によって「債権者」を画定する「職業的連帯(solidarité professionnelle)601」が戦後フランス社会保障の特徴であった。しかし、カマジ(Laure- Emmanuelle Camaji)によれば、社会保障の原理である「国民的連帯」の実践は、職業的連帯だけがその様式なのではない602。実際、戦後社会保障が前提としていた完全雇用は徹底されず、また、就労能力を有さない生活困窮者に対する保障の問題が残されたままであった。本稿において繰り返し確認したとおり、計画策定の時点では扶助は保険システムに組み込むことによって解消され、その消滅が期待されていたが、結果的には1953

598 老若男女あわせて 60 万人が死亡し、戦後の復興には 500 万人の労働力が不足している と言われた。渡邊啓貴『フランス現代史 英雄の時代から保革共存へ』(中公新書、1998年) 15 百

600 Palier, Gouverner la sécurité sociale, p. 75.

⁵⁹⁹ Prétot, « Alinéa 11 », p. 271.

Laure-Emmanuelle Camaji, *La personne dans la protection sociale : Recherche sur la nature des droits des bénéficiaires de prestations sociales*, Dalloz, 2008, p. 99.

602 *Ibid.*, p. 99.

年に改革がなされ、扶助は名称を変更し、既述した補足手当や、成人障碍手当(allocation aux adultes handicapés)など、非拠出の手当が整備されていくこととなった。これらのシステムの再構築は、1946 年憲法前文第 11 項の社会保護への権利と、連帯概念によって正当化される。むしろ、憲法院の判決の蓄積に伴い、連帯によって社会的なリスクを分配することが憲法上の要請とされ、積極的な役割を演じていく。社会保護における「債権者」の確定は、連帯によってコントロールされる可能性が生じたのである。

社会保護への権利の「債権者」を、より「すべての者」に近付けたのは、RMI 制度創設 (1988 年) であった。最低所得保障の条件に長らく存在した「就労不能」の条件が取り払われ、所得が一定以上に満たない場合、稼働年齢層であっても手当を得ることが権利として 観念されたのである。このような社会的リスクの「利益」を享受する、社会で協働するアクターの拡張という原理的な転換を可能にしたのも、やはり連帯概念であった。RMI 制度の 導入において特筆すべきは、本制度創設者達が 1946 年憲法前文第 11 項に規定された社会保護への権利に言及し、当該権利が長きに渡り実現されなかったこと、そしてこの権利の実 現は労働と強く結びつく職域の「水平的な連帯」ではなく、これを乗り越える新たな連帯によって可能であるとした点である (以上、第3章を参照)。

RMI 制度は、1946 年憲法前文第 11 項に規定される社会保護への権利が「本質的に社会の結合 (cohésion de la société) と関係を持つ性質を備えている⁶⁰³」ということの一つの具体化であった。本制度は社会的基盤の喪失を明確に権利侵害として位置付け、排除された者にはこれを回復する権利があり、同時に共同体にはこの回復に全力を尽くす義務があるとした。そして 20 世紀末に直面した社会的困難に対するアプローチとして、個人と共同体の間にあるサービスの交換の在り方を見直し、両者の関係を再定位したのである。

このように、現前する社会問題がフランス社会の構成員を分断し、一定層を貧困状態に陥らせていた場合、すなわち連帯論が主張する「負担と利益のサービスの交換」における「等価性」が破られている場合には、社会的な結合、結びつきを回復する途を模索しなければならないというのが、1946 年憲法第 11 項に規定された規範の一つであるといえる。そして憲法上の社会保護、社会的紐帯を確保する権利は、連帯によって具現化される。

ここで、この憲法上の規範を外国人との関係で考えてみたい。現在、フランスにおける外国人の社会保護へのアクセスの可否は、その滞在の適法性と居住の安定性によって決定される。つまり、不法滞在の外国人は一定の基礎的な保護を除き、保険および非拠出の各種手当を受給することはできない。さらに、不法滞在の外国人が正規の滞在許可証、とりわけ長期のそれを確保するに至るプロセスは制限され、2006年からはフランスにとって「有益」な存在であるか否かの「選別」が開始する。これら障害をクリアーしなければ、当該外国人は物的・精神的安定を欠いた状態でフランス社会の中で生きていかなければならない。しかし、このように社会保護へのアクセスの可否について滞在許可証の保持を基準とすること、および滞在許可証の交付の際に「選別」を行うことは無制約に許容されるものなので

_

⁶⁰³ Prétot, « Alinéa 11 », pp. 272-273.

あろうか。筆者は、このプロセスに対する憲法上の統制を可能にするのが連帯であると考える。というのも、滞在が不法であったとしても、フランス社会の一構成員として相互依存関係の一部を担ってきた外国人は一定程度存在し、現在もフランス社会を下支えする外国人と共生しているという事実があるためである。すなわち、外国人の一定層は、フランス社会の進歩に伴う「負担」を引き受けている存在なのである。こうした外国人が連帯の協働における「利益」を手にし得る存在、つまり、いわば「連帯の債権者」と呼び得る地位をすでに獲得していると観念されるのであれば、その外国人をフランス社会および経済発展にとって「無益」であるとして排除することは、連帯の規範からは許容されないのではないだろうか。

戦後の国家再生に当たり、労働力不足を補うためフランスは外国人労働者を積極的に受け入れ、当該外国人は炭坑や自動車工場等で働き、いわゆる「栄光の30年」と呼ばれるフランスの経済成長を支えてきた604。当時のフランス政府は経済成長を優先させ、不法滞在者の取り締まりはほとんど行わず、移民の割合はこの時代に急増した。しかし、経済危機後、1974年当時ジスカール・デスタン(Valéry Giscard d'Estaing)政権は失業率の上昇を懸念し、就労を目的とする移民の受入れを突如停止する。実際、フランスは1980年代以降失業率が増大し、1983年から1989年の間には毎年約12万人の失業者を生み出したが、その危機に最も晒されたのは外国人労働者であった605。このような外国人労働者達の多くは受入れ停止後に短期旅行ビザや仲介業者によって合法または不法に入国し、滞在許可証を持たぬまま労働に従事した者達である。かれらは、建設業や縫製業、警備業、清掃業など、「フランス人に見捨てられたセクター606」において過酷な労働条件で働く。しかし、これらセクターはフランス社会において必要不可欠な領域であることは疑いようがなく、最も不安定な状況に晒されながらもこれを支えてきた者の多くは外国人労働者であった。

繰り返すように、連帯の理論とは社会の構成員同士が互いに依存しているという明白な事実から出発している。ただし、このような事実上の連帯は「不正義 (injuste) ではないが、没正義 (ajuste)」(レオン・ブルジョワ)であり、社会という領域で構成員同士の間に生じた所得格差などの不均衡を是正する必要がある。そこで、これら不均衡を解消し、「正義」を実現する社会的連帯を確保することがかつての連帯主義が目指したものであった。

フランスは時代毎に連帯によって社会的な困難を乗り越えてきた。連帯の境界を事実によって点検し、1946年以降(正確には、1946年憲法前文第11項が裁判規範として憲法院によって承認された1980年代以降)はこれを憲法の原理に沿った形で修正してきたのであ

⁶⁰⁴ 例えば、フランス自動車メーカーのルノーは 1960 年代から 1980 年代にかけて急成長を遂げるが、この組立て工場で働くのはほとんどが移民であり、職場が「移民工場」であったという証言を紹介するものとして、本間圭一『パリの移民・外国人―欧州統合時代の共生社会』(高文社、2001年) 12-20 頁。

⁶⁰⁵ Monsieur Éric Maurin, « Les étrangers : une main-d'œuvre à part? », *Economie et statistique*, 1991, p. 44.

⁶⁰⁶ *Ibid.*, p, 46.

る。無論、連帯の「可鍛性」は時に政争の具ともなり、ある一定層を排除する論理へと転化する場面もある。特に外国人の扱いに関しては、「国民的連帯」の「国民」を強く血のつながりと意識して、外国人を排除する方向に用いられた経験もある⁶⁰⁷。これは連帯が内在的に有する一つの「限界」であるともいえる。また、先に指摘した通り、連帯の名宛人は不確定であり、そのアクターをアプリオリに特定することができない性質を持つ。したがって、保護が及ぶ対象者の画定も含め、社会保護実践の具体的な方法はその時代の立法者に裁量が委ねられていることは確かであり、これは 1993 年憲法院判決においても確認されている。

しかしながら、1946 年憲法前文第 11 項は社会保護への権利を実現する「債務者」が国家 (Nation) であることを明らかにしており608、また「国家によって選択された連帯の程度 (degré) が何であれ、社会保護が、社会の構成員同士間にある連帯の領域に属するものであることは明らかである609」。連帯の理論を厳密に解釈すれば、外国人の社会保護へのアクセスは正規滞在者という法的な地位では必ずしもなく、連帯における協働に参加する構成員であることが一つの根拠なのであって、滞在の適法性の要件を課すことで社会保護へのアクセスを遮断することは認められないのではないだろうか。このような規範的統制が、連帯によって可能になると考えられる。

以上により、社会保護への権利が、「社会がその構成員を援助しなければならないという 思想610」を体現するものである、つまり連帯概念と密接な関係を有する権利であれば、ある 外国人を社会の構成員の一人として支えるべき者であるか否かを判断する際に、滞在の合法性・違法性という基準は、必ずしも必要不可欠ではないと考えられる。確かに、先述の通り社会保護の実施様態は基本的に政府の裁量に属し、また、外国人への滞在許可証をどのような形で発給・更新するかなどの政策は、第一義的には国家にその決定権がある。ただ、これをあまりにも図式的に捉え、強調しすぎてしまうと、本来は連帯に含まれるはずであった者をも除外してしまう可能性がある。少なくとも、非正規滞在者の合法化、つまり社会保護への権利を承認する根拠を、当該外国人の「能力」や経済的「実用性」、あるいは国民感情に求めることは、連帯の観点からは誤りだと判断せざるを得ない。憲法上の社会保護への権利を実践する連帯は、その意味で政治的決定には譲歩せず、むしろこれを乗り越え、社会保護からの不当な排除を憲法の原理に反するものと判断し得る契機を含む概念だと考えられる。

_

⁶⁰⁷ 第三共和制期、扶助立法の導入に当たってある国会議員は、当該扶助は「フランス人という集団(famille)」、同時に「兄弟(frère)」の連帯によるものであるとして、手当の対象者(=連帯に含まれる者)をフランス国籍保持者に限定すべきだと主張した。Cité in Ewald, L'État providence, p. 330.

⁶⁰⁸ Prétot, « Alinéa 11 », p. 273.

⁶⁰⁹ Camaji, La personne dans la protection sociale, p. 98.

⁶¹⁰ Jean-Pierre Chauchard, « La Sécurité sociale et les droits de l'Homme », *Droit Social*, 1997, nº 1, p. 48.

第4節 小括

本章は、社会保護における外国人の位置付けを手掛かりに、連帯の協働に組み込まれる「アクター」について検討を試みるものであった。第三共和制期のフランスが連帯論によって新たな社会的権利・義務関係を定位した時、そこで想定される「個人」とは「労働する個人」ではあったものの、外国人の位置付けは極めて曖昧であった。なぜならば、連帯論それ自体において「社会の構成員」を抽象的には措定し得ても、具体的にこれを抽出して枠づけることはできないためである。

連帯の規範は、一貫して事実の観察から出発する。その事実とは「自然的連帯」、すなわち社会における構成員同士の「相互依存関係」であった。互いが時間的・空間的に自分以外の者に依存し、協働しながら、自らと社会とを発展させているという事実の確認である。そして当該「事実としての連帯」は、「社会的連帯」という「正義」の実現を志向する規範的な作用へと移し替えられる。「相互的で連帯的な契約」を締結し、社会的なリスクを相互化することで、「負担」と「利益」の公平な分配の在り方を模索するのである。

したがって、フランス社会で生活を営み、労働に従事する(あるいはしてきた)外国人労働者にとって社会保護へのアクセスについて乗り越え難い障害があるとすれば、そのような一種の「つながり方」が妥当か否かは、実は連帯から検討の余地がある問題なのではないだろうか。1993年法は不法滞在者を社会保護の対象外とし、さらに2000年代以降は露骨な国益主義の下、外国人の正規化への道程はより困難なものとなった。しかしながら、出自が異なるとはいえ、フランスでフランス人と共に生きることを選択し、戦後の経済成長を支え、現在も就労などを通じ社会を下支えしている多くの非正規滞在者を社会保護が依拠する連帯の規範から外すことは、そう簡単には導出できない結論なのではないか。

本章第2節で言及した通り、1984年法においては非正規滞在者であっても一定程度の年月が経過すれば自動的に10年間の長期滞在許可証を得ることが可能であった。このような措置の導入を正当化したのは、非正規滞在者であっても「フランスに長く居住しているということは、彼らが国民生活に統合されている」証拠だという考え方であった611。当該措置は、非正規滞在者たちがフランス社会を支える一構成員であり、かれらと相互依存関係にあるという明白な事実に依って連帯を再構成し、社会保護への回路を確保しようとした試みであったとも考えられる。

今一度、フランスで生活を送る非正規滞在の外国人が社会保護から脱落していること、また、それらの者に対する失業や貧困の積極的な改善措置が講じられていないことを、憲法上の連帯概念から検証し直すべきである。社会的事実を等閑視し、排斥的な思想を鼓吹することは、連帯の理論の基本的な様式から外れている。そして、かれらが連帯において協働する「構成員」とみなされ得るのであれば、「等価性」(社会的「正義」)の実現に向け、新たな合意を調達する必要がある。こうした一連の試みが、連帯の新たな輪郭を模索する第一歩となる。

⁶¹¹ 高山「フランスにおける不法移民対策と社会統合」74頁。

終章

フランスにおいて連帯概念は多様な形態をとる。この点について、ポーガムは以下の通りに整理している。連帯とは、個々人同士を結びつける紐帯であり、そして社会を全体に結びつける紐帯でもある。それは、家庭内における親と子どもの「連帯」、親しい者同士で組織される集団における「連帯」、労働界における「連帯」、最後に、「同じ政治共同体の構成員間にある、平等という価値」における「連帯」である。そして、「現代社会において、貧困に対する連帯は、この最後の形態に属するものである」とする⁶¹²。

様々な位相で語られるフランス「連帯」概念について、本研究は法学の視角から検討を試みるものであった。より具体的には、憲法上の「生存権」=「社会保護への権利」(1946年憲法前文第11項)において連帯がいかなる機能を有しているのか、これを明らかにすることを目的にした。上述のポーガムの図式に従えば、貧困や支え合いの「失敗」に抗する規範的な力を、連帯の中に見出す作業を行ったのである。

第1節 本稿の結論

本稿の結論を、以下の2点に約言して記す。

第一に、連帯は、フランスの歴史のなかで紆余曲折を経ながらも、次第に、そして着実に フランス社会に根付き、憲法上の社会保護への権利において作用する規範的な価値を持つ 概念として洗練され、発展したことが明らかになった。

第1章において革命期の扶助立法、およびレオン・ブルジョワの連帯主義を扱ったが、本章では公的な扶助の実践を支えるものとして暗示的な思想上の根拠であった連帯が、第三共和制期には社会扶助立法の根拠となる法的な性質を帯びるに至ったことを示した。ブルジョワの連帯論の最大の功績の一つは、当時の問題状況を打開する方法として社会における新たな権利・義務関係を構築した点にあった。すなわち、貧困や労働環境などの社会問題への対処について、これを道徳ではなく法に属する問題として転換し、社会的紐帯(社会秩序の形式)の在り方に原理的変更を加えたのである。ブルジョワの連帯論が「社会に対する公権力の介入を正当化することを可能にするのみならず、義務的な公的扶助を正当化することを可能にする理論的な道具(outil)」であり、「真の法的革命の到来の口火を切ることとなった613」と評されるのは、このような意味においてだろう。

ブルジョワの連帯論は、当時の最新の科学を出発点とし、「社会的負債」、「準契約」、「リスクの相互化」などの概念を用いることで、客観的な事実としての連帯から、規範的な価値をもつ社会的連帯の実現へと至る道筋を示すものである。ブルジョワが提示した「相互的で連帯的な契約」は産業化に必然的に付随する問題についてこれを偶発的かつ社会内在的な

⁶¹² Serge Paugam, « Les cycles de la solidarité envers les pauvres », in Robert Castel et Nicolas Duvoux, (éds.), *L'avenir de la solidarité*, PUF, 2013, p. 23.

⁶¹³ Michel Borgetto et Robert Lafore, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, 7^e éd., Montchrestien, 2009, p. 20.

「リスク」として観念し、その負担を集合的に引き受けることで表現される。社会の構成員はすべて過去と同時代人の「遺産」のうえに自らの生を営み、自らと社会とを発展させている。そうであれば、当人の自覚の有無にかかわらず、すべて人は「社会における債務者」であり、これを清算する義務を予め備えた存在として観念される。そして、自由や利益は、負債の清算によって初めて享受できるのである。この利益と負担のサービスの交換においては、「等価性」(=「正義」)が確保されていなければならない。したがって、当該「リスク」の負担を特定の個人に一方的に負わせることは、ブルジョワの連帯論に従えば「不正義」と判断されるのである。換言すれば、連帯の契約において「社会的リスク」についての負担と利益の「等価性」が確保されていない場合、これに対して是正を請求する道が拓けたのであった。

連帯において「正義」の実現を求める当該「請求」は私法上の「債権」を援用する「権利」であるが、これが社会保護における法律上の権利であるのか、それともそれ以上の規範的価値を帯びるものであるのかについて、第三共和制期においては一致した見解は得られなかった。その意味では一定の限界を有するものの、しかし、後に振り返れば、ブルジョワの連帯論は時代限定的な社会問題への応答にとどまらず、現代の社会保護システムの基礎ないし目的として据えられ、またフランス社会保障法典や各種社会扶助立法など実定法上においても機能している点で、第三共和制期の重要な遺産の一つであるといえる。

その後、連帯概念は、1946年憲法の制定を契機に、最高位の憲法において作用する概念へと磨き上げられる。第2章で1946年4月草案および1946年憲法の制定過程と、戦後の新たな社会保護システム設計の内容を確認したが、いずれにおいても「連帯」の思想が見出されることを確認した。憲法についていえば、同憲法前文第11項において「社会保護への権利」が明文規定され、一人で生きていくことに困難がある者を社会全体で支え、フランス社会の紐帯を確保するという連帯の思想は、憲法上の権利と不可分なものとして観念されていく。このことは、戦争の凄惨な経験を経て、我が国やイタリアなど多くの国において、社会的な権利を憲法において保障するという努力がなされていた当時の世界的課題に対する、フランスの一つの解答であったともいえよう。

社会保護への権利と連帯との結びつきは、第五共和制以降の憲法院判例の蓄積によって段階的により強固になっていく。連帯は政権担当者の単なる政治的な義務、あるいは政策におけるスローガンなどではなく、その実践が「憲法上の要請」として憲法院裁判官によって位置付けられていく(=連帯の「憲法化」)。具体的には、立法府や執行府に対し、社会保護政策の実施において「国民的連帯」にその基礎を置くことを義務付けたのである。憲法院裁判官が示した前文第11項において作用する連帯の基礎は、上述の第三共和制期における連帯論を引き継ぐもの、すなわち、「社会的リスク」に対する集合的な保護の実践であった。ただし、社会保護への権利が憲法上の保障を受ける以上、19世紀末から20世紀初頭の連帯論にとどまらない拡がりを有するものであったと考えられる。つまり、相互化するべきリスクを職業との関係においてのみ捉えるのではなく、これをより広範に及ぼすことで保護の

対象を拡大し、負担と利益の交換における「等価性」の実現について公権力の介入をより強めるものであった。連帯は、憲法院裁判官にとっても、立法府および執行府にとっても決して無視しえない、社会保護の実践における原理的な指針として洗練されていったのである。第二に、連帯とは、日々更新される「契約」であり、「正義」の実現を基準に社会構成員の紐帯を恒常的に問い直すという在り方をとるため、その輪郭を探るためには常に具体的な実践を参照しなければならないのである。そのため、本稿では、まずは保障される権利や課される義務の観点から、1946年憲法上の社会保護への権利を実現したと評される RMI 制度、およびこれに代わって新設された RSA 制度を考察した。そして次に、連帯の構成員という観点から外国人を素材に考察した。その結果、以下のことが明らかになった。

19世紀の労災の法制化が社会問題への対処に関する道徳から法への大転換であったのであれば、20世紀のRMI制度はこれに匹敵する革新性があったと考えられる。RMI制度は憲法上の規範との関係で編み出すべき「新たな連帯」を打ち出し、第三共和制期と同様、連帯を根拠として法によって扱うべき新たな問題(社会的リスク)の境界に変更を加え、より多くの構成員を社会全体で支える手立てを法的に構築した。従来、保護の対象とみなされなかった者、具体的には稼働年齢層の貧困者に対する社会扶助(最低所得保障)が実現し、社会構成員と共同体全体において新たな権利・義務の関係が構築されたと評することができる。また、本制度においてはブルジョワの連帯論が当然に「債務者」とみなしていた者たちが「排除」され、連帯における「負担」を引き受けることができない(同時にこれと対になる「利益」や自由も享受しえない)状態にあるという問題が「発見」され、この者たちを救い、連帯の協働に組み込むための「参入」政策が発明されたのである。このプロセスは憲法上の権利の実現に資する形で連帯を問いなおす、すなわち新たな社会的合意を調達する作業そのものであったと言える。RMIは、第三共和制期の連帯論を発展的に継承しながら、これを憲法上の権利との関係で再定位し、実践へと移した制度であったといえよう。

他方、RSA制度については、「問い直し」の結果、政策立案者を含む社会構成員が「合意」した「連帯」が「積極的連帯」として性格付けられた。しかしながら、「積極的連帯」においては連帯がその基本に据える「リスクの集合的な負担」という視点が希薄である点で、利益と負担の「等価性」を欠く可能性が極めて高い。各時代において貧困観や社会保護における個人像はそれぞれ異なり、連帯が恒常的な問い直しを伴う以上、社会における貧困観・個人像を再定位し、社会秩序をあるべき姿へと変更することは当然に予想される。しかしながら、本稿において得られた第一の結論の通り、連帯によって不可欠な要素は社会構成員同士の負担と利益の「等価性」の創出である。そうであれば、社会的リスクの負担を特定の個人に強いることで貧困の解決を企図する RSA 制度が、連帯の条件を満たしているか否かには強い疑問が残る。

最後に、「相互的で連帯的な契約」の問い直しの視点は、連帯において協働する構成員の 範囲にまで及び得ること、すなわち、現行フランス社会保護制度が保障を及ぼしている対象 が適切であるか否かを、外国人を素材に検証した。すると、第三共和制期においても連帯の 構成員は自明ではなかったこと、したがって連帯を根拠に外国人を構成員とみなすことも、また「排除」することも可能であったことがわかった。現行の制度の組み立てにおいては、滞在の適法性を根拠に連帯の「契約者」であるか否かを判断している。フランスの外国人労働者たちが「社会的リスク」を恒常的に引き受け、これに見合った「利益」の分配を得ていないのであれば、これを「不正義」とし、新たな権利・義務関係を構築する可能性を、連帯は示すことができる。

第2節 残された課題

偶発的なリスクの相互化を内容とする「連帯の契約」においては、人は自覚の有無にかかわらず社会的な存在である(=自分以外の人間と相互依存関係にある)という事実のうえに、各人の差異や自由を前提にしながら、社会の構成員が遡及的に合意できる条件を見出すことが予定されている。当該合意は、社会的リスクの負担と利益をどのような形で分け合えば「等価性(あるいは均衡、公平性)」すなわち「正義」にかなうのかということに関する合意である。したがって、社会状態が変更すればこれに応じて「正義」を実現するための合意を新たに調達する必要が生じる。第1節で確認した通り、連帯は、このように負担と利益の「等価性」の在り方などをめぐる恒常的な問い直しを伴う特殊な在り方をするのである。

本研究は以上の通りに理解される連帯を、憲法規範において一定の意義を有する概念であると評価したわけだが、そうであれば当然、以下のような疑問が生じる。すなわち、連帯の契約において遡及的に合意した「ルール」が破られた場合、立法府や執行府に対してそのことを憲法に適合しないと主張し、正当化できる程の厳格な統制力を連帯は有するのだろうか。仮に、当該「統制力」が認められるとして、一体、憲法上の連帯における譲れない一線とはどこに見出されるのか。別の角度から言えば、ある社会状態や「連帯の契約」が「正義」にかなっていないことを根拠に是正を要求する権利が社会構成員にあるとして、それは端的に憲法不適合として主張できる性質を備えているものなのだろうか。これは、憲法上の「社会保護への権利」とはどのような法規範性を備えているのか、当該権利が「実現している」あるいは「実現していない」と判断する際、それはいかなる基礎に依っているのか、という問いと同等に語られ得る困難な問題である。

以上の問題は、本稿第4章で考察したRSA制度においては生活困窮者に対して就労を積極的に義務付けることが、他方、第5章で論じた不法滞在の外国人については、かれらを社会保護から排除することが、いずれも連帯論に従えば自明ではないと結論したものの、それでもなお、これらの政策上の様式が直ちに憲法不適合と結論され得るのか、という具体的な疑問につながる。憲法上の連帯の規範的な枠組みが明らかにされていない以上、この疑問に対する明確な回答は提示し得ない。筆者は、本稿において各種憲法院判例や具体的な制度を素材にその輪郭を探ることを試みたものの、抽象的な観念によって一応の説明を試みるか、あるいは、「自由主義にも社会主義にも還元されない」、「就労の全面的な義務付けからは正

当化できない」、「協働するメンバーの画定において『経済的な有益性』を理由に排除することは再考の余地がある」など、消極的な表現にとどまり、積極的な定義に欠くものであった。したがって、ラロック・プラン(第2章第3節を参照)が「国民的連帯」を社会保障の基礎に据えたことに対してなされた以下の重要な問題提起、すなわち「…ラロックが、具体的な社会保障を、このような実体を持たない"観念"(「国民的連帯」を指す一引用者)におきかえたことは、その『理論』の無理論的性格を端的に示すもの」であり、「"社会保障とは何か"という問題について、論証しなければならない多くのことをあらかじめ事実として前提し、単にそれらを説明し解釈するための論理としての有効性しかもちえない」という指摘614は、本研究において真摯に受け止めなければならないといえる。連帯論は、一定の合意とルールに従えば社会が分断に陥らず、各人の差異や自由といった価値を損なうことなく発展、進歩し得るという一種の思考法、あるいは思考装置でもある。そうであれば、上述のような批判や疑問を惹起する契機が連帯にあることは否定できないだろう。

ただ、こうした疑問が生じたとしても、連帯は、フランス憲法上の「社会保護への権利」や、また実定法や社会秩序の構想と不可分の概念である。したがって、社会保護の実践について語る際には、連帯は決して避けて通ることのできない概念であると思われる。アプリオリには措定し得ない連帯の原理は、常に具体的な社会保護制度を参照しながら、その中身を考察するというアプローチによって枠づけていくことが求められよう。究極的には、連帯の規範的な価値は「恒常的な問い直し」の中で地道に見出していくべきものと言わざるを得ないのである。

本稿で扱った例で言えば、現行のRSA制度や社会保護制度における外国人の位置付けについて、その詳細や動向を今後も注視していかなければならない。今後、新たな制度が連帯の名の下に創設され、権利・義務関係や保護を及ぼす対象を変更する可能性は十分にある。こうした具体的な制度の改廃において、問題となる制度における連帯の「合意」がどのような条件に依っているのか、そして憲法上の社会保護への権利とどのような関係を有するものとして作用するのかを検討しなければならず、このことは引き続き本研究の大きな課題の一つである。連帯の輪郭はこうした作業を通じて徐々に明らかになるものと考えられる。本稿は、社会保護への権利という憲法上の規範における連帯の位置付けを探るものであった。同時に、本稿の探究で明らかになった取り組むべき課題へと向けた序説でもある。以上の結論と課題を確認し、本稿を終える。

614 工藤恒夫『現代フランス社会保障論』(青木書店、1984年) 46-47 頁(強調原文)。